

令和 4 年

小樽市議会第 4 回定例会

令和 4 年 12 月 6 日開会

令和 4 年 12 月 26 日閉会

令和4年第4回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 12月6日～12月26日（21日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
12月 6日（火）	提案説明	
7日（水）	休 会	
8日（木）	〃	
9日（金）	〃	
10日（土）	〃	
11日（日）	〃	
12日（月）	会派代表質問 〔高木・横尾 両議員〕	議会運営委員会
13日（火）	会派代表質問 〔中村（誠吾）・丸山 両議員〕 質疑及び一般質問 〔小池・中村（岩雄） 両議員〕	議会運営委員会
14日（水）	一般質問 〔面野・須貝・秋元・酒井・ 高野 各議員〕	議会運営委員会、 予算特別委員会（選挙）
15日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
16日（金）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
17日（土）	〃	
18日（日）	〃	
19日（月）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
20日（火）	〃	総務・厚生両常任委員会
21日（水）	〃	経済・建設両常任委員会
22日（木）	〃	
23日（金）	〃	
24日（土）	〃	
25日（日）	〃	
26日（月）	討論・採決等	議会運営委員会

令和4年
第4回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 12月6日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	1
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第24号	3
○	提案説明 市長（議1～議23）	3
○	提案説明 小貫議員（議24）	5
1	日程第3 令和4年第3回定例会議案第6号ないし議案第18号	6
○	討 論 小貫議員	6
	採 決	7
1	日程第4 休会の決定	8
1	散 会	8

○ 12月12日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	9
1	欠席議員	9
1	出席説明員	9
1	議事参与事務局職員	10
1	開 議	11
1	会議録署名議員の指名	11
1	日程第1 議会運営委員の辞任及び選任	11
1	日程第2 議案第1号ないし議案第24号	11
○	会派代表質問 高木議員	11
○	会派代表質問 横尾議員	25
1	散 会	38

○ 12月13日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	39
1	欠席議員	39
1	出席説明員	39
1	議事参与事務局職員	40
1	開 議	41
1	会議録署名議員の指名	41
1	日程第1 議案第1号ないし議案第24号	41
	○会派代表質問 中村（誠吾）議員	41
	○会派代表質問 丸山議員	51
	○質疑及び一般質問 小池議員	69
	○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	71
1	散 会	75

○ 12月14日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	77
1	欠席議員	77
1	出席説明員	77
1	議事参与事務局職員	78
1	開 議	79
1	会議録署名議員の指名	79
1	日程第1 議案第1号ないし議案第24号	79
	○一般質問 面野議員	79
	○一般質問 須貝議員	89
	○一般質問 秋元議員	105
	○一般質問 酒井議員	115
	○一般質問 高野議員	122
	予算特別委員会設置・付託	127
	常任委員会付託	128
1	日程第2 陳情	128
	○常任委員会付託	128
1	日程第3 休会の決定	128
1	散 会	128

○ 12月26日（月曜日） 第5日目

1	出席議員	129
1	欠席議員	129
1	出席説明員	129
1	議事参与事務局職員	129
1	開 議	131
1	会議録署名議員の指名	131
1	日程第1 議案第1号ないし議案第24号、陳情及び調査	131
	予算特別委員長報告	131
	○討 論 小貫議員	131
	○討 論 小池議員	131
	採 決	132
	総務常任委員長報告	133
	○討 論 酒井議員	133
	○討 論 佐々木議員	134
	採 決	134
	経済常任委員長報告	135
	○討 論 高野議員	135
	採 決	135
	厚生常任委員長報告	136
	○討 論 丸山議員	136
	○討 論 山田議員	137
	○討 論 高橋（龍）議員	137
	○討 論 高橋（克幸）議員	138
	採 決	138
	建設常任委員長報告	139
	○討 論 小貫議員	139
	採 決	139
1	日程第2 議案第25号ないし議案第30号	140
	○提案説明 市長（議25～議28）	140
	○提案説明 濱本議員（議29、議30）	140
	○質 疑 横尾議員	141
	○討 論 小貫議員	143
	採 決	144
1	日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第6号	144
	○提案説明 酒井議員（意1、意2）	144
	○提案説明 松田議員（意3）	144

○提案説明を省略することについて諮る（意4～意6）	145
○討 論 横尾議員	145
○討 論 丸山議員	146
採 決	147
1 閉 会	148

第4回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和4年度小樽市一般会計補正予算
2	令和4年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
3	令和4年度小樽市病院事業会計補正予算
4	令和4年度小樽市水道事業会計補正予算
5	令和4年度小樽市下水道事業会計補正予算
6	小樽市個人情報保護法施行条例案
7	小樽市死者情報の開示等に関する条例案
8	小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案
9	小樽市情報公開条例の一部を改正する条例案
10	小樽市自治基本条例検討委員会条例案
11	小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案
12	小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案
13	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案
14	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
15	小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
16	小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案
17	小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
18	工事請負変更契約について〔(仮称)第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事〕
19	訴えの提起について
20	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場〕
21	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市総合体育館〕
22	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市観光物産プラザ〕
23	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市夜間急病センター〕
24	小樽市非核港湾条例案
25	令和4年度小樽市一般会計補正予算
26	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案
27	小樽市公平委員会委員の選任について
28	人権擁護委員候補者の推薦について
29	小樽市議会個人情報保護条例案
30	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

○意見書案

1	「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める意見書(案)
2	介護保険制度の見直し中止・撤回などを求める意見書(案)
3	デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書(案)
4	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)
5	帯状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書(案)
6	知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書(案)

○陳 情

31	子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める陳情方について
----	---------------------------------

質 問 要 旨

○会派代表質問

高木議員（自由民主党）（12月12日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 定年制の引上げについて
 - (1) 条例提案及び制度設計について
 - (2) 職員の新規採用について
 - (3) 職員への情報提供について
 - (4) 役職定年について
- 2 行財政運営について
 - (1) D X推進に向けた取組について
 - (2) ウイングベイ小樽の固定資産税について
 - (3) 人口減少問題について
 - (4) 高島観光船に関わる求償権の訴訟提起について
- 3 新総合体育館の整備について
 - (1) 概算事業費の変更について
 - (2) 基本構想について
 - (3) 完成後の維持費について
 - (4) P P P / P F I手法導入優先的検討指針について
- 4 市内経済及び事業承継について
 - (1) 市内経済について
 - (2) 事業承継について
- 5 教育について
 - (1) 今後の小中学校について
 - (2) I C T支援員について
- 6 その他

横尾議員（公明党）（12月12日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 財政について
 - （1） 財政状況について
 - （2） 予算編成について
 - （3） 出産子育て応援事業について
- 2 Society 5.0・超スマート社会に向けた戦略について
 - （1） データセンター戦略について
 - （2） デジタル技術の活用について
- 3 職員減少時代の人事戦略について
 - （1） 人事評価について
 - （2） 人事異動のパターンについて
 - （3） 副業・兼業を希望する職員への対応について
 - （4） 定年延長でどう変わるのかについて
 - （5） 中途採用職員や任期付職員の活用について
- 4 その他

質 問 要 旨

○会派代表質問

中村（誠吾）議員（立憲・市民連合）（12月13日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市の組織について
 - (1) 窓口などの現場について
 - (2) 欠員、休職者について
 - (3) 欠員等の対応について
- 2 市の意思決定について
 - (1) 会議と資料について
 - (2) 企画政策室について
 - (3) 副市長について
- 3 人口減少対策について
- 4 訴えの提起について
- 5 その他

丸山議員（日本共産党）（12月13日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 今後の感染状況等について
 - (2) 病床確保料について
 - (3) 感染症法改正について
- 2 国の施策の本市への影響について
 - (1) マイナンバーカードについて
 - (2) インボイス制度導入の市内の影響について
 - (3) 米国艦船の小樽港入港について
- 3 北海道新幹線札幌延伸に伴う諸問題について
 - (1) 北海道新幹線札幌延伸に関連して
 - (2) 新小樽（仮称）駅周辺開発について
- 4 福祉政策及び防災について
 - (1) 子育て支援策について
 - (2) 加齢性難聴の方への補聴器購入等の助成について
 - (3) 蘭島地域の避難所指定等について
- 5 その他

○質疑及び一般質問

小池議員（無所属）（12月13日3番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 オーガニック給食推進について
- 2 その他

中村（岩雄）議員（無所属）（12月13日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行の備えについて
- 2 小樽市立病院の紹介制導入について
- 3 夜間急病センターについて
- 4 街路防犯灯の更新について
- 5 町会関係について
- 6 その他

質 問 要 旨

○一般質問

面野議員（立憲・市民連合）（12月14日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 浅草横断歩道橋について
- 2 今後の町内会運営に対するサポートに関して
- 3 新型コロナウイルスワクチンの接種記録について
- 4 旧北海製罐（株）小樽工場第3倉庫について
- 5 その他

須貝議員（自由民主党）（12月14日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 小樽市に早急なる取組を求める諸課題について
 - (1) 小樽市BCPについて
 - (2) 個人情報管理とベンダーロックインについて
 - (3) DX推進について
 - (4) マイナンバーカードの普及について
 - (5) 立地適正化計画について
 - (6) 商大生の市営住宅入居について
- 2 小樽の子供を守る・環境を整える
 - (1) 旭川いじめ問題
 - (2) 通園バス・スクールバスの事故について
 - (3) みなし保育士・無園児について
 - (4) 学校再編について
 - (5) GIGAスクール構想の諸課題
- 3 その他

秋元議員（公明党）（12月14日3番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 てんかん重積状態治療薬「ブコラム」について
- 2 電波法の改正と影響について
- 3 地域活性化起業人について
- 4 放課後等デイサービスについて
- 5 その他

酒井議員（日本共産党）（12月14日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 張碓地区での新幹線工事に伴う発生土の受入れについて
- 2 PPP／PFIについて
- 3 その他

高野議員（日本共産党）（12月14日5番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 空き家関係について
- 2 病院跡地について
- 3 その他

質 問 要 旨

○質疑

横尾議員（公明党）（12月26日）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 議案第25号令和4年度一般会計補正予算について
- 2 その他

令和4年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和4年12月6日

出席議員（24名）

2番	松田優子	3番	小池二郎
4番	中村岩雄	5番	面野大輔
6番	高橋龍	7番	丸山晴美
8番	酒井隆裕	9番	秋元智憲
10番	千葉美幸	11番	高橋克幸
12番	松岩一輝	13番	高木紀和
14番	須貝修行	15番	中村吉宏
16番	中村誠吾	17番	佐々木秩
18番	林下孤芳	19番	高野さくら
20番	小貫元	21番	川畑正美
22番	濱本進	23番	山田雅敏
24番	鈴木喜明	25番	前田清貴

欠席議員（1名）

1番 横尾英司

出席説明員

市 長	迫 俊 哉	教 育 長	林 秀 樹
監 査 委 員	小 林 優	総 務 部 長	佐 藤 靖 久
財 政 部 長	上 石 明	教 育 部 長	薄 井 洋 仁
監 査 委 員 長	菊 池 宏 二	総 務 部 総 務 課 長	中 村 弘 二

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事 務 局 長	中 村 哲 也	事 務 局 次 長	佐 藤 典 孝
主 査	柴 田 真 紀	総 務 係 長	加 藤 佳 子
議 事 係 長	深 田 友 和	書 記	阿 部 久 美 子
書 記	相 馬 音 佳	書 記	中 村 知 奈 津
書 記	成 田 昇 平		

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和4年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、高橋龍議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月26日までの21日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第24号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第23号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和4年第4回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件の提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が急拡大しており、小樽市内でも11月にはこれまでで最多の感染者を確認する状況となっております。

政府としても第8波の対応策を打ち出していますが、感染拡大がこれまでと同程度であれば、新たな行動制限は行わず、社会経済を維持しながら保健医療体制を準備するという考え方が示されていますので、本市といたしましては、今後の感染拡大に備え、感染症対策事業など必要となる予算を措置してまいりたいと考えております。

引き続き、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、地域経済や市民生活を支えるための取組を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第5号までの令和4年度各会計補正予算について説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症患者が増加している現状を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策事業費、感染症患者宿泊療養施設等移送事業費及びクラスター対策事業費について追加の補正を計上いたしました。

また、燃料や電気料金の高騰に対応するため、ロードヒーティングの電気料や本庁舎及び小・中学校などの公共施設において不足が見込まれる燃料、光熱水費を増額するほか、前年度の北海道後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費の小樽市負担額の確定に伴い、後期高齢者医療費を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、財産収入、寄附金、繰入金及び諸収入を計上いたしました。

継続費につきましては、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事費について、想定よりも損傷が著しい状況が判明したことなどから、総事業費及び年割額の増額を行うものであります。

債務負担行為につきましては、年度をまたぐ端境期対策として工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費を計上したほか、ふれあいバス事業費、スクールバス運行経費及び水泳教室開催経費を計上いた

しました。

また、夜間急病センターなど3件の指定管理者の管理代行業務等に係る経費につきましても、債務負担行為として、所要の経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、10億84万2,000円の増となり、財政規模は658億2,861万6,000円となりました。

次に、特別会計では、港湾整備事業特別会計において、引き船の燃料費や上屋の電気料金などに不足が見込まれるため、増額分を計上いたしました。

次に、企業会計では、病院事業会計において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、医療機器等の整備を行うため、所要の補正を計上いたしました。

また、水道事業会計において、債務負担行為として水道料金等徴収業務委託を計上したほか、工事の早期発注を図るため、配水管整備事業費を計上いたしました。

下水道事業会計では、中央下水終末処理場に係る燃料費及び動力費において不足が見込まれるため、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第6号から議案第23号までについて説明を申し上げます。

まず、議案第6号から議案第9号までにつきましては、いずれも個人情報の保護に関する法律の一部改正により、改正後の同法が地方公共団体にも適用されることに伴う条例の制定改廃であります。

議案第6号個人情報保護法施行条例案につきましては、現行の個人情報保護条例を廃止するとともに、同法を施行するために必要な事項などを定めるものであります。

議案第7号死者情報の開示等に関する条例案につきましては、個人情報保護制度の対象外となる死者の個人に関する情報の開示等について必要な事項を定めるものであります。

議案第8号情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案につきましては、個人情報保護法施行条例等を制定することに伴い、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に係る規定を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第9号情報公開条例の一部を改正する条例案につきましては、不開示情報として行政機関等匿名加工情報等を追加するものであります。

議案第10号自治基本条例検討委員会条例案につきましては、自治基本条例の見直しについての検討を行う目的で、附属機関として、自治基本条例検討委員会を新たに設置するものであります。

議案第11号情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、本市の条例等に基づく手続のオンライン化等に係る基本的な事項を定めるものであります。

議案第12号職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、役職定年制を導入するほか、暫定措置を講じた再任用制度の廃止に伴う関係条例の整備など、所要の改正を行うものであります。

議案第13号特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職の期末手当について、職員の勤勉手当の支給割合の引上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続き、その支給割合を独自削減し、据え置くこととするものであります。

議案第14号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、地方公務員法の一部改正による定年の引上げ等に伴う改正のほか、所要の改正を行うものであります。

議案第15号職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正

による定年の引上げ等に伴う改正を行うとともに、会計年度任用職員に係る退職手当の支給要件を緩和するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第16号公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、厚生労働省が定める公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正に伴い、公衆浴場における混浴可能な年齢の上限を引き下げるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第17号病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き上げるものであります。

議案第18号工事請負変更契約につきましては、（仮称）第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第19号訴えの提起につきましては、債務名義を取得して強制執行をする目的で、前市長の森井秀明氏に対し、高島観光船訴訟に係る国家賠償法第1条第2項の規定に基づく求償権6,553万1,865円の支払いを請求するため、訴えを提起するものであります。

議案第20号から議案第23号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。

駅前広場駐車場及び駅横駐車場につきましては、引き続き小樽駅前ビル株式会社を、総合体育館につきましては、引き続きシンコースポーツ北海道株式会社を、観光物産プラザにつきましては、引き続き一般社団法人小樽観光協会を、夜間急病センターにつきましては、引き続き一般社団法人小樽市医師会を、それぞれ指定するものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

（演壇の消毒）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第24号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 提出者を代表して、議案第24号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明申し上げます。

今年は、核兵器禁止条約の第1回締約国会議が6月にウィーンで行われ、8月には核不拡散条約の第10回再検討会議が7年ぶりにニューヨークの国連本部で開かれました。

そこでの議論は、何より核兵器廃絶への決意を確認し、行動を後押しするものとなりました。同時に、核兵器に固執する勢力をさらに追い詰め、廃絶へと前進する新たな力となるものでした。

しかし、唯一の被爆国である日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け、アメリカの核の傘にあると。核抑止力論を展開しています。

しかし、核抑止力論は、いざとなったら、核兵器を使って、無数の命を奪うことに依拠しています。これは今、世界で非難のもととなっているロシアのプーチン大統領が核兵器の使用をちらつかせる威嚇と同じことです。日本政府は、核抑止力を理由に出来もしない橋渡しを主張するのではなく、核兵器禁止条約にサインすべきです。禁止条約に参加しない限り、アメリカと日本の核密約によって、核兵器を積んだアメリカ艦船の立ち寄り、事前協議の対象外となります。アメリカの戦略上、核兵器は積んでいないと言っても、2017年に寄港したマスティンの艦長は、核兵器を搭載しないポリシーはあるが、核兵器の有無に

については議論しないと述べたと報道されています。そして、またもや来年2月にも小樽港への寄港が通知されています。

今から55年前の1967年の小樽市議会第3回定例会では、銭函副港の早期実現に関する決議案が提案されました。これに対し、日本共産党の大原登志男議員は、「政府の石狩新港計画は、小樽をますます船の入らない斜陽の港にしてしまっていて、結局、小樽は軍港にでもする以外にない、こういう公然たる軍港化の方向を狙っています」と。石狩湾新港の建設計画によって、小樽港の軍港化に警鐘を鳴らしました。その15年後の小樽市議会では、核兵器廃絶平和都市宣言を行い、小樽市は非核三原則が完全に実施されることを願い、核兵器の廃絶と軍縮を求めました。問題は、この宣言にある非核三原則の完全実施をどうしたら小樽市で実現できるかにあります。前述したように、日本政府は核兵器禁止条約に参加しない。アメリカとは、核密約がある状況で核兵器の持込みの可能性は残されています。そのような状況で、一地方自治体、港湾管理者として、行使できることは、港湾施設の使用許可の権限です。その条件として、核兵器未搭載の証明書を求め、核兵器を積んでいないと証明できない外国の艦艇は、港湾施設の使用を認めないことを定めるために、本条例案を提案するものです。

各議員の賛同をお願いします、提案理由の説明といたします。（拍手）

（演壇の消毒）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「令和4年第3回定例会議案第6号ないし議案第18号」を一括議題といたします。

これより、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑、質問の概要は、別紙御手元に配付のとおりであります。

継続審査案件の結果は次のとおりであります。

令和4年第3回定例会議案第6号ないし議案第18号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも認定と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、第3回定例会議案第6号ないし議案第18号は不認定の立場を表明し、討論します。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症の猛威が襲った中で、いかにして、市民の生活を守るのか。また、新型コロナウイルス感染症を教訓に、市民の命を守るため、体制強化が求められていました。

しかしながら、決算では、大型開発にかじを切ることになりました。石狩湾新港では、直轄事業の北防波堤延伸には、9億4,000万円、東地区の岸壁に6億4,200万円の事業がつぎ込まれ、管理者負担は13億8,100万円となり、小樽市の負担金は2億3,000万円でした。

しかし、北防波堤延伸の主要な目的である西地区における木材チップの輸入は、今年1月から王子エフテックスのパルプ製造中止により取扱いがなくなりました。西地区は250億円の税金をかけて整備し、起債償還80億円に対し、使用料収入が22億円余りであり、結局、管理者負担として、市民の負担となりました。

金属くずの輸出のための東地区整備は、92億円の事業費をかけて実施されますが、石狩湾新港の公共岸壁で取り扱われる貨物量は減少しています。全体として減少しているにもかかわらず、既存施設の有効利用を図らないで、新たな岸壁やふ頭用地をつくることは、また市民負担を増大させるだけです。さらには、ガントリークレーンの増設で2021年度は単年度で黒字になると言っていたましたが、結局赤字続きで、累計収支は14億円を超える赤字です。

北海道新幹線についてです。北海道新幹線推進費に3,065万円を支出しました。塩谷4丁目に有害残土を処分し、新幹線ありきで自然破壊が進められています。

また、新幹線の新駅整備では、利用が乏しい新駅に無理やり投資をして、利用してもらおうと躍起になっています。そのために多額の税金が投入される。過去の失敗の二の舞を進もうとしています。

さらには、2021年度末に並行在来線のバス転換を決断したことです。国が責任を持つべき国民の移動する権利の保障を地方自治体に押しつけて、住民から鉄道を剥がすことに国はお金を出すつもりはないと言われ、引き下がってしまいました。

北海道新幹線の赤字が拡大しており、札幌延伸は中止すべきです。このような大型工事が続けられる一方で、市民の暮らしにしわ寄せが起きています。その一つが、ふれあいパスの利用制限です。高齢者が生きがいを持って暮らすには、外出は不可欠であり、それを支援する小樽市の制度に、もっと誇りを持つべきです。

国民健康保険では、低所得者の保険料が引き上げられました。前年度給与収入が98万円以下の1人世帯の介護分も含めた保険料は、2,660円引き上げられました。2人世帯では、3,200円です。国保加入世帯の約4割を占める低所得者に負担がかぶせられました。国民健康保険料は、国庫負担を元に戻し、保険料の引下げを図ることが必要です。国が実施しない場合には、当分の間、一般会計から繰入れを行っても、保険料の引下げが必要です。

介護保険では、2021年8月から介護保険施設に入所する低所得者の食費、居住費を補助する制度で、大幅な負担増が持ち込まれました。

また、個人情報漏えいの危険があるマイナンバー関連のシステム改修も実施されてきました。

このように、国の言いなりに、市民の暮らしへの負担を増やしてきました。市は、国保や介護、水道などへの一般会計からの繰入れについて、拒否しています。

しかし、石狩湾新港では、独立採算のはずの特別会計に2021年度は2億8,500万円もの繰入れを行っています。理由を聞くと、歴史の浅い港だからと言い訳をします。そのような言い訳が通じるのであれば、小樽市も議決をとって、国保や介護、水道など、市民の暮らしに直結する会計に一般会計から繰り入れることは、何の問題もありません。問題があるというのなら、石狩湾新港での繰入れを、北海道が直ちにやめるよう指導すべきです。

日本共産党は、国の言いなりに、市民への負担をかぶせるのではなく、地方自治体として、住民の福祉の増進を掲げ、大型公共工事優先から市民の暮らしを応援する市政への転換を求めてきました。その視点から、2021年度各会計決算を見ますと、認定できないことを申し上げまして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより採決いたします。

令和4年第3回定例会議案第6号ないし議案第18号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から12月11日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時29分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **松田優子**

議員 **高橋龍**

令和4年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和4年12月12日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
総務部長	佐藤靖久	財政部長	上石明
産業港湾部長	渡部一博	生活環境部長	松井宏幸
福祉保険部長	勝山貴之	こども未来部長	安部俊克
教育部長	薄井洋仁	総務部長	斉藤繁幸
総務部総務課長	中村弘二	企画政策室長	

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 中 村 哲 也
主 査 柴 田 真 紀
書 記 三 上 恭 平
書 記 中 村 知 奈 津

事務局 次長 佐 藤 典 孝
総務係 長 加 藤 佳 子
書 記 相 馬 音 佳
書 記 成 田 昇 平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、面野大輔議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議会運営委員の辞任及び選任」を議題といたします。

本件につきましては、まず、松岩一輝議員から辞任いたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおり辞任を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次にお諮りいたします。

ただいま辞任いたしました委員の後任につきましては、須貝修行議員を御指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第24号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）（拍手）

○13番（高木紀和議員） まずは、小山副市長が12月4日で退任をいたしました。御本人はこの場にいらっしゃいませんが、財政部長を経て退職し、副市長の就任から小樽市の発展やまちづくりへの思い、また真摯に様々な職務に全うしていただいたことに敬意を表するとともに、高く評価をする次第です。本当にお疲れさまでした。これからも市政の発展、まちの発展に御活躍されますことを御祈念申し上げます。

それでは、令和4年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表し、質問いたします。

定年制引上げについて伺います。

まずは、条例提案及び制度設計についてですが、明治時代から続く日本の定年制度は、その時々時代に合わせ定年を引き上げており、昨年の6月に地方公務員法一部改正を受け、来年からはこの定年年齢が60歳から65歳へと段階的に引き上げられることとなりました。

民間企業では、既に定年制度の廃止や70歳までの延長など、優秀な人材確保に向け取組が進められておりますが、人生100年時代を迎え、市職員をはじめ全国の公務員の皆様にこの定年の引上げが適用される時期が目の前に迫ってまいりました。大変大きな組織変更になると考えますが、本市ではこれに向け、条例提案や制度設計など、どのように準備を進められているのか伺います。

次に、新規採用について伺います。

この定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職者が2年に1度となるため、新規採用者が年度によって大幅に変動し、専門的な知見の世代間継承や、計画的な人事配置、人材育成等に影響が生じると懸念します。行政サービスの継続性の観点などから、新規採用の継続は必要であると考えますが、この引上げ期間中における新規採用者の確保についてどのように対応していくお考えなのか伺います。

次に、職員への情報提供について伺います。

令和5年から段階的に定年の引上げが行われますが、市職員の皆さんにとっては60歳以降の人生設計に

大きな影響を及ぼすこととなり、対象となる方々には詳細な情報を早期に提供する必要があると考えます。

定年延長に伴う再任用制度や役職定年による給与体系など、関心が高いと思われる制度の取扱いについての段階で、どのように情報提供を行う考えなのかお聞かせください。

次に、役職定年について伺います。

定年引上げに伴い、管理職は60歳が役職定年となり、その段階で自動的に非管理職の職責となります。

本市では、過去の新規採用抑制による影響や、直近10年での採用試験受験者の減少などもあり、現在の30歳代後半から40歳代前半にかけての職員数は非常に少ないと聞いておりますが、この状態をこの段階で改善することは不可能であり、近い将来では、管理職の成り手不足など、本市の機能維持を見据えたときに大きな不安と懸念があります。

今後関連の条例を制定することになると思いますが、今申し上げた観点からも、意欲ある職員には60歳を過ぎても引き続き管理職として活躍してもらおうという考え方もあるかと思いますが、所見を伺います。

また、管理職から役職定年となり、非管理職に降任する職員にも、引き続き高い意識を持ち、最大限の能力を発揮され、市民のために働いていただくことは何よりも大切なことでもあります。そのためには、それぞれが積み重ねられてきた様々な知識や経験など、これまで以上にしっかりと生かすことができる明確な役割を担ってもらうことが必要であると考えます。

役職定年を迎え、管理職から降任される職員の皆さんに今後どのように活躍していただく考えなのか伺い、以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高木議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、定年制の引上げについて御質問がありました。

初めに、条例提案及び制度設計についてですが、本市職員の定年延長に向けた準備につきましては、基本的には国家公務員と同様に段階的に定年を引き上げ、役職定年制を導入するなどの制度設計を行いました。

その後、職員団体との交渉を経て、必要となる関係条例の改正案について、今定例会に提案をいたしました。

次に、職員の新規採用についてですが、定年引上げ期間中の新規採用につきましては、定年退職者は、2年に1度となりますが、現在も60歳で定年退職後、65歳まで再任用として勤務可能であり、このたびの定年引上げの期間中においても定年退職後、暫定再任用として65歳まで勤務可能という点では変わりはありません。これまでと同様、65歳で退職した職員の補充が基本となりますので、各年度の新規採用人数は、現状と比べて大幅に変わらないものと推測されますが、実際の採用に当たっては、定年延長となる職員の動向を踏まえつつ、職員の年齢構成にも配慮しながら新規採用を行ってまいりたいと考えております。

次に、職員への情報提供についてですが、情報提供の時期や方法につきましては、このたびの定年延長に伴う制度の概要や給与の取扱いなどについて説明用パンフレットを作成し、条例案を議決いただいた後、全職員に配付し、周知したいと考えております。

なお、次年度に60歳に達する職員への情報提供につきましては、パンフレット配布に加えて、必要に応じて、説明会の開催などを検討してまいります。

次に、役職定年についてですが、まず60歳を過ぎても管理職として勤務することにつきましては、改正地方公務員法において若手、中堅職員の昇任機会を確保し、組織の新陳代謝を促し、活力を維持するという趣旨から、医師などの職務と責任に特殊性がある職や欠員の補充が困難である職を除き、役職定年制を導入することとされているものであり、同法の趣旨を踏まえると、役職定年制の導入は必要なものと考えております。

次に、役職定年で降任する職員の役割につきましては、既存の係長職ポストに降任するのではなく、新陳代謝と若年層育成の観点から新たに設置をする係員から振り替えた役職定年者用の係長職ポストに就くことで、従来の係員の業務を行いながら、それまでに積み重ねた豊富な知識・経験を生かし、他の係員への指導や所属係長の補佐的な役割を担ってもらうことを想定しております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）

○13番（高木紀和議員） 行財政運営について伺います。

まずは、DX推進に向けた取組についてですが、骨太の方針2022において自治体DX推進計画改定により、国の取組と歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取組を推進するとされ、令和4年9月、デジタル社会の実現に向けた重点計画、デジタル田園都市国家構想基本方針において、国が掲げる理念や支援策等を盛り込むと改定を実施しています。

そこで、自治体におけるDX推進体制の構築について伺います。

まずは、全庁的・横断的な推進体制、デジタル人材の確保、計画的なスケジュールの策定はどの程度進んでいるのかお聞かせください。

また、自治体の業務システムの標準化・共通化については、令和7年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムに移行しなければなりません。意義や効果と今後の取組についてお聞かせください。

そして、行政手続のオンライン化の方針や今後の取組についてお聞かせください。

また、自治体DXの取組と合わせて、デジタル原則に基づく条例等の規制の点検、見直しも必要と考えますが、現在の進捗をお示しください。

さらに、DXを推進するに当たり、全体的に課題があればお聞かせください。

次に、ウイングベイ小樽の固定資産税について伺います。

先般、大型商業施設ウイングベイ小樽を運営する株式会社小樽ベイシティ開発が、開業時と比べた経営環境悪化を理由に、年3億円余りの固定資産税を半分にしよう小樽市に求めているという新聞報道がありました。

複合商業施設は、1997年（平成9年）に着工し、1999年（平成11年）に国内最大級となる大型複合商業施設マイカル小樽として開業しました。ウイングベイ小樽は、事実上の破綻状態で営業を継続しており、商業施設の売上げも1999年（平成11年）の開業時の320億円から2021年（令和3年）には111億円まで減少しています。そのため、テナントの撤退が相次いで空きフロアが増加し、4階両サイドのフロアは現在開放されていない状況にあります。

現在では、2020年7月に株式会社小樽ベイシティ開発は、北海道済生会と協定を締結した「小樽築港地区におけるウエルネスタウン事業構想」の下、健康、医療、福祉サービスの充実において、就労労働支援事業やウイングベイウォーキング、看護専門学校の新規開校や各専門学校・企業誘致を進めています。

そこで、今回の固定資産税減税の要望に当たり、2014年に総務省から自治体判断で固定資産税を減額で

きる通達とはどのような内容なのか、ガイドラインや実例があるのか伺います。

また、本市として今後どのように進めるお考えなのか見解を伺います。

次に、人口減少問題について伺います。

本市は、2022年3月末時点での住民基本台帳に基づく人口が10万9,712人となり、11万人を割り込みました。人口が減ることにより生活関連サービス、小売、飲食、娯楽、医療機関等の縮小によって、私たちが日常生活を送るために必要な各種サービスの低下や地域からサービス産業の撤退が進み、生活に必要な商品やサービスを入手することが困難になるなど、日々の生活が不便になるおそれがあります。

また、税収減による行政サービス水準の低下です。

人口減少は地方財政に大きな影響を及ぼします。人口減少とそれに伴う経済、産業の活動の縮小によって、地方公共団体の税収入は減少しますが、その一方で、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれており、地方財政はますます厳しさを増やしていくことが予想されます。

そこで、高齢化に伴い社会保障費の増加が見込まれる医療費について伺いますが、現在、先発医薬品とジェネリック医薬品の双方があります。ジェネリック医薬品は先発医薬品と同一の有効成分を含み、効果効能、用法用量も同一で、先発医薬品と同等の効果が得られるものです。

全国健康保険協会の令和4年7月診療分のジェネリックの使用割合は、数量ベースで全国平均80.8%、北海道では82.1%となっていますが、本市の国民健康保険におけるジェネリックの割合は何%なのか、お示してください。

また、小樽市の国民健康保険について、ジェネリックを使用することでどのくらいの効果額が出るのか伺います。

また、こうした状態が続いた場合、それまで受けられていた行政サービスが廃止、または有料化されるといった場合が生じることも考えられ、結果として生活利便性が低下することになります。厳しい地方財政状況の中で高度経済成長期に建設された公共施設や道路、橋、上下水道といったインフラの老朽化問題への対応も必要になることも考えられます。

改めて伺いますが、これからの建て替え、改修、維持は、今後どのように進めていくのか見解を伺います。

そして、地域公共交通の撤退、縮小です。

これまで、地域公共交通は主として民間の事業者によって支えられてきました。人口減少による児童・生徒や生産年齢人口の減少が進めば、通勤・通学者が減少し、民間事業者による採算ベースでの輸送サービスの提供が困難となり、地方の鉄道や路線バスにおいて、不採算路線からの撤退や運行回数の減少が今後も予想されます。

他方では高齢化の進行に伴い、自家用車を運転できない高齢者等の移動手段として、公共交通の重要性が増大しており、地域公共交通の衰退が地域の生活に与える影響は従前より大きいものになると考えます。

並行在来線の今後の課題もありますが、本市における公共交通について本市はどのように維持していくのお考えなのか、お示してください。

さらには、地域の経済、産業活動の縮小や後継者不足等によって空き店舗、工場跡地も増加しており、空き家の増加とともに地域の景観の悪化、治安の悪化、倒壊や火災といった防災上の問題等が発生し、地域の魅力低下につながってしまいます。

また、地域コミュニティーの機能の低下に与える影響も大きくなります。町内会や自治会といった住民組織の担い手が不足し、共助機能が低下するほか、地域住民によって構成される消防団の団員数の減少は、

地域の防災力を低下させる懸念も考えられます。

住民の地域活動が縮小することによって、住民同士の交流の機会が減少し、地域のにぎわいや地域への愛着が失われていく可能性があると考えますが、市長の見解を伺います。

さらには、児童・生徒数の減少が進み、学級数の減少、学級の少人数化が予想され、いずれは学校統廃合という事態も起こり得ます。こうした若年層の減少は、地域の歴史や伝統文化の継承を困難にし、地域の祭りのような伝統行事が継続できなくなるおそれもあります。

そこで出生数について伺います。

2021年（令和3年）の出生数は417人と2000年の978人から約57%減少しています。これから小樽を担う子供たちを増やしていくことも課題と考えますが、出生数を増加させる具体的な施策をお示してください。

次に、高島観光船に関わる求償権の訴訟提起について伺います。

我が党としてこれまでの経緯を踏まえ、市として求償権行使を行うべき旨を主張してまいりました。多くの市民の方々からも前市長の責任を問うべき声が多く寄せられております。

したがって、今回上程された本議案について、前市長の責任の所在を明らかにする意味でも非常に重要であるものと考えます。

そこで幾つか伺います。

訴訟提起の議案提出に至るまで取ってきた手続とその経過についてお示してください。

また、今後、訴訟提起を行うに当たり、方針などをお示してください。

6,500万円以上の財政出動により、市民の大切なお金が失われたということは重大な問題であります。前市長の市政下で行われた誤った行政の行為をしっかりと正し、市民の大切なお金が取り戻されることを切に望みます。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま行財政運営について御質問がありました。

初めに、DX推進に向けた取組についてですが、まず、全庁的な推進体制などにつきましては、部長職で構成する推進本部を年度内に立ち上げる予定であり、デジタル人材はCIO補佐官的な業務を行う行政情報アドバイザーを委託したほか、地域活性化起業者制度を活用して庁内デジタル化を支援するデジタル推進アドバイザーを任用しております。

スケジュールについては、自治体DX推進計画で重点取組事項となっております基幹業務システムの標準化は令和7年度、マイナポータルを活用した子育てや介護のオンライン手続は、今年度中の開始に向けて準備を行っておりますが、その他の取組については課題抽出の後、スケジュール化を検討してまいります。

次に、基幹システムの標準化、共通化の意義につきましては、現状では維持管理や制度改正対応などについて個別の対応が必要となっており、人的、財政的負担が生じておりますが、標準化によりその負担が減ると考えており、その効果はコスト削減、ベンダーロックインの解消、行政サービス、住民の利便性向上、行政運営の効率化とされております。

今後の取組につきましては、標準準拠システムと本市の事務フローがどの程度合致しているかを確認するフィットアンドギャップ作業を行っている最中であり、今後業務見直しやシステム要件の決定、業者選定を行い、システム構築やデータ移行、テストを経て、令和8年1月から標準準拠システムの使用を開始

する予定としております。

次に、行政手続オンライン化につきましては、いわゆるデジタル手続法において努力義務とされており、先ほど申し上げたマイナポータルを活用した手続のほか、簡易なオンライン申請システムを利用した手続オンライン化を進めたいと考えております。このため、今後につきましては、行政手続の洗い出しを行い、オンライン化に向けて検討を進めたいと考えております。

次に、デジタル原則に基づく条例等の点検・見直しにつきましては、本年11月18日にデジタル庁から「地方公共団体におけるアナログ規制の点検、見直しマニュアル」が発出されておりますので、今後、これに基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、DXの推進に当たっての課題につきましては、私からも直接、DXの重要性や推進の必要性について説明をしているほか、デジタル推進アドバイザーによる相談会や、各種デジタルツールの導入説明会などにより、デジタル化の必要性は浸透しつつあるものの、特定の部署や取組に限定されている現状があり、濃淡はあるものと考えております。

全庁的な取組とするためには、職員一人一人がデジタル化を自分事として納得をし、積極的に関与していく機運醸成と、それをサポートできるような一層の取組が必要であると感じております。

次に、ウイングベイ小樽の固定資産税についてですが、まず、総務省通達の内容につきましては、大型店舗に対する需給事情による減点補正の適用についての留意事項が示されており、判断基準として所在地における同業種の経営環境が著しく悪化していること、大型店舗の事業自体の経営環境が著しく悪化していること、その地域に所在していることが、大型店舗の経営環境悪化の原因となっていること、大型店舗の転用が困難であること、これら全ての要件を満たし、補正を適用しないことが明らかに不適当と認められる場合に、減点補正の適用が考えられるとされております。

次に、総務省通達のガイドラインや実例につきましては、通達以外にガイドラインのようなものは示されておらず、また、実例につきましては総務省の担当部署にも問い合わせましたが、総務省通達を基に減点補正が適用された事例は把握されていないとのことでした。

次に、今後の進め方につきましては、総務省通達に判断基準として掲げられている事項や、相手方から提出された資料などを慎重に検証していく必要があるものと考えております。

次に、人口減少問題についてですが、まず本市の国民健康保険におけるジェネリック医薬品の割合につきましては、北海道国民健康保険団体連合会から示されている令和4年9月審査分のジェネリック医薬品の数量シェアは82.0%となっております。

次に、本市の国民健康保険特別会計におけるジェネリック医薬品を使用した場合の効果額につきましては、北海道国民健康保険団体連合会の試算によりますと、令和4年9月調剤分で、最大効果は約900万円とされております。

次に、公共施設等の老朽化対策につきましては、本市は財政状況が厳しい中、現在保有する多くの公共施設等の老朽化対策が課題となっていることから、平成28年度に策定した、小樽市公共施設等総合管理計画に安全性の確保、将来の更新費用の縮減等を方針に掲げ、その実行計画である個別施設の長寿命化計画を策定し、施設の更新、改修等を行っているところであります。

今後につきましても、基本的な考え方に変更はなく、更新費用等の平準化を行いながら、対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市における公共交通の維持につきましては、市としてこれまでも利便性の向上や利用促進を図るとともに、路線バスの運行費用の一部を補助するなど、関係機関と連携しながら持続可能な公共交通網の構築に努めてきたところであります。

今後もこれまでの施策を継続していくとともに、新たな輸送手段の情報収集など、公共交通を取り巻く環境の変化に対応しながら、公共交通ネットワークの維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域活動の縮小による交流機会の減少につきましては、生きがいのある住みよいまちにしていかなければ、人と人とのつながりが重要であり、町内会が行うお祭りや敬老会、子ども会等の世代を超えた交流が活力あるまちづくりにつながる取組であると考えております。そのため、身近な存在である町内会活動への支援を通じて、地域が抱える課題の解決に向け、取り組んでいく必要があると考えております。

次に、出生数を増加させる具体的な施策につきましては、誰もが安心して子供を産み育てられるよう、妊娠から出産、子育て期にわたる精神的、経済的な負担を軽減するための施策として、不妊検査助成事業や助産制度のほか、こども医療費助成の拡充などを実施しております。

また、これらに加え、現在、庁内に設置した人口戦略推進本部において、次年度以降の人口減少対策について検討しており、より効果的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、高島観光船に関わる求償権の訴訟提起についてですが、まず、訴訟提起の議案提出に至るまでの手続とその経過につきましては、昨年10月8日に言い渡された高島観光船訴訟の判決を受け、原告に支払った損害賠償金約6,500万円について、本年6月1日付で前市長に対し国家賠償法第1条第2項の規定に基づく求償権を行使し、同月末までにその全額の納付を求めたところ、納付がありませんでした。

その後、督促状や3度にわたる催告書を送付しましたが、いずれも指定した期限までに納付がありませんでしたので、債務名義を取得して強制執行をする目的で訴訟を提起するため、議案提出に至ったところでもあります。

次に、訴訟提起を行うに当たっての方針等につきましては、国家賠償法上「公務員に故意又は重大な過失があったとき」が求償権を有するための要件となりますので、高島観光船事業に係る一連の許可等に当たって、前市長にこの故意または重大な過失があったことを主張してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）

○13番（高木紀和議員） それでは、新総合体育館の整備について伺います。

まずは、概算事業費の変更についてですが、本市では公共施設長寿命化計画を策定しているのですが、その内容に触れると思いますが、確認の意味で質問いたします。

総合体育館のプール併設について、議会可決されました。老朽化で建て替えを計画している新総合体育館の概算事業費について、当初は約58億円と想定していましたが、資材費の高騰などにより、想定より12億円増の約70億円の試算ということですが、この概算事業費の増額について小樽市として想定していたのか見解を伺います。

次に、小樽市新総合体育館基本構想について伺います。

令和4年10月30日から11月2日までの間、議員派遣視察において本市で計画しているプール併設の総合体育館があるということで、北九州市立浅生スポーツセンターに伺ってきました。

浅生スポーツセンター完成までの経緯は、平成9年12月に戸畑まちづくり構想が策定され、平成10年から平成24年までの間、戸畑区役所周辺地区の整備や関係局との協議、事業内容の再検討、各スポーツ施設の実態調査、アンケート調査約530名、地元関係団体56団体1,360名へ説明会を実施し、平成25年度に実施設計策定、解体工事、平成26年度から28年度で建築工事、平成28年9月にオープンと聞きました。

戸畑区内に点在・老朽化しているスポーツ施設を学校跡地に集約し、体育館や柔道、剣道場、弓道場、

テニスコート、室内温水プールなどが整備されていました。本市では、市内のスポーツ施設の実態調査などは行っているのか伺います。

次に、完成後の維持について伺います。

北九州市立浅生スポーツセンターの施設利用状況と維持管理費についてお聞きしてきました。まずは、コロナ禍の状況を含みますが、施設内全体の利用状況で、平成30年度では28万7,525人、令和元年度では26万7,147人、令和2年度では13万6,699人、令和3年度では11万7,198人となっており、委託料、修繕費、光熱費、人件費、その他を含む維持管理費については、平成30年度は9,391万4,589円、令和元年度は9,029万748円、令和2年度では9,234万4,746円、令和3年度では9,737万1,491円だということです。

当初の計画時の予算は、維持管理費の50%程度を使用料収入で補填することを目指していましたが、現状としては20%程度で推移しており、利用状況で足りない費用については、市が一般財源で負担して指定管理者に支払っています。

計画どおりに進められなかった理由は、維持費の見込み違いや利用者の見込み違い、またプールの利用者が高齢者ばかりで、使用料を減免しなければならぬことも利用料の減少につながっているようです。人口規模や環境、財源も違いますが、本市に置き換えた場合、建設コストやランニングコストは結構な額になると想定されます。使用料も念頭に置きながらきちんと計画を組まないと、運営管理についても直営なのか、指定管理を導入するのか、あるいはその他のやり方を導入するのか、民営にしていけるのか、いろいろと検討すべきところは多いと思います。施設使用料、維持管理費、補填財源はどのように考えているのか見解を伺います。

また、浅生スポーツセンターと同様に使用料が20%で推移した場合、本市として一般財源から負担することに耐えることができるのでしょうか。

そして、体育館に関しては、基本構想の策定を急いでいる中で、事業手法についてある程度の方針を市民に示していかなければならないと考えます。悩ましい課題があるかと思いますが、決断する時期はいつなのか、お示してください。

次に、PPP/PFI手法導入優先的検討指針について伺います。

国では平成11年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律を制定し、人口20万人以上の地方公共団体等において民間の資金、ノウハウの活用が効率的・効果的な一定規模以上の事業については、地域の実情を踏まえ優先的に規定を定め、的確に運用することが必要であるとされました。

令和3年（2021年）6月には、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討する指針が改訂され、優先的検討規定を定めることを求められる団体は、人口20万人以上の団体から人口10万人以上の団体とすることとされました。そのことにより本市では、適正な運用と推進に資することを目的として、策定を進めているところであります。

そこで、新総合体育館を見据え進めているところではありますが、現時点では対象とするPPP/PFIの業務範囲が様々ありますが、本市ではどの方式で検討するのか、お示してください。

PPPとは官民連携で、行政と民間とが連携することにより、効率的で質の高い行政サービスを目指す手法ですが、PPPの背景には公共施設の老朽化、厳しい財政状況、人口減少など行政サービスを提供する上での課題があり、そこで行政と民間が連携することで、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用、業務効率化などを目指し、行政サービス上の課題解決を図ります。

そこで伺いますが、PPPの代表的な手法と、そのメリットとデメリットをお聞かせください。

一方、PFIは、民間資金、経営能力、技術力を活用して、民間主導の下、公共施設の運営といった公共事業を行う手法です。

P F I と従来の公共サービスの大きな違いは、公共団体が運営方法を決めて外部に発注するのではなく、どのような運営を行えば効率的なのか、民間事業者にプレゼン方式で競争させ、優秀事業者に設計から運営まで委託することで公共サービスの効率や質を上げることを目指す手法です。

そこで伺いますが、P F I の代表的な手法とそのメリット、デメリットをお聞かせください。

また、民間の資金を活用するP F I 事例が、これまでに全国で何件あるのかお聞かせください。

さらに、P F I 手法の中には、長期間にわたり民間事業者が運営等を担うB T O方式などもありますが、こうした手法を採用した場合、地元企業が参加できるのでしょうか。

また、長期間運営する民間事業者が経営難に陥るというリスクも想定されますが、どのように対応していくのかお聞かせください。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、総合体育館の整備について御質問がありました。

P P P / P F I 手法導入優先的検討指針についてですが、まず、新総合体育館整備で検討されるP P P / P F I 手法につきましては、優先的検討指針に基づき令和5年度中に導入の可否や事業手法について検討する予定となっておりますので、現時点においてはお示しをすることができません。

次に、P P P の代表的な手法と、そのメリット、デメリットにつきましては、代表的な手法にはD B O 方式があり、この方式は事業資金の調達を市が行い、設計と施工に加え、建設後の長期間にわたる運営も併せて民間事業者へ包括的に発注する手法です。この手法は、施設の所有権を市が有したまま民間事業者に業務を委託するため、発注者である市の提案や要望の反映が行いやすい一方、市が事業資金の調達を行うため、民間ノウハウの活用により発揮される効果が、低くなる可能性があるかと認識をしております。

次に、P F I の代表的な手法と、そのメリット、デメリットにつきましては、代表的な手法にはB T O 方式があり、民間事業者が施設整備後に当該施設の所有権を市に譲渡した上で、長期間にわたる維持管理・運営を行う手法であります。この手法は、民間の経営ノウハウ・技術力等を活用することで、集客率などの向上が期待される一方、長期にわたり民間事業者が幅広い業務を担うことになるため、市がしっかりと民間の経営状況等を把握し、必要に応じて適切に指導を行わなければ、公共サービスの質の低下を招く可能性があるものと認識をしております。

次に、全国のP F I 事例の件数につきましては、内閣府のP F I 事業の実施状況によりますと、P F I 法が施行された平成11年度以降、令和2年度末までに実施された累計の事業数は875件となっております。

次に、地元企業の参加等につきましては、B O T 方式などの手法は民間事業者が施設整備後、当該施設を長期間にわたって維持管理・運営を担う手法であり、民間事業者には安定的かつ継続的な運営が求められます。そのため、採用手法の決定に当たっては、手法の検討段階において民間事業者へのヒアリングを実施することで、地元企業の参加の有無を確認することになるものと考えております。

また、民間事業者の経営難に関するリスク等に対しては、現在、国や他の地方団体等により様々な事例が公表されていることから、P P P / P F I 手法導入の検討に当たっては、こうしたリスク等に関する情報も参考にしながら、適切な手法を決定したいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高木議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま新総合体育館の整備について御質問がございました。

初めに、概算事業費についてですが、小樽市新総合体育館基本構想において試算した概算事業費につきましては、小樽市公共施設長寿命化計画に記載している概算事業費58億円は、当時の類似施設の単価を基に積算したものでございますが、このたびの基本構想の策定に当たり、改めて概算事業費を積算したところ、直近に建設された類似施設の単価の上昇に加え、円安やロシアのウクライナ侵攻の影響など新たな要因により資材価格等が高騰している状況から、長寿命化計画策定時では想定できなかった事業費の増額となったものと考えております。

次に、基本構想についてですが、市内スポーツ施設の実態調査などにつきましては、基本構想の策定に当たり、市内関連施設の現状を整理するため、市内の公共体育館やプールを設置する民間施設の規模、機能、開設からの経過年数などの概要について調査するとともに、新総合体育館に対するニーズを把握するため、市民の皆さん2,000名とスポーツ関係団体等75団体を対象としたアンケート調査や、体育館の利用頻度の高い球技団体等を対象としたヒアリング調査を実施いたしました。

次に、完成後の維持費についてですが、まず施設使用料、維持管理費、補填財源についての考え方につきましては、施設使用料は施設の持続的な運営と市民負担のバランスを図りながら、今後必要となる維持管理費を踏まえた上で、類似施設の使用料も参考に決定していくことになると考えております。

なお、維持管理費は、可能な限りコストの削減に努めることを念頭に、令和5年度に策定する基本計画において具体的な規模・機能などの諸条件も取りまとめた後、具体的な検討を行います。

また、補填財源はただいま述べました施設使用料や維持管理費と併せて検討することとなりますが、例えばネーミングライツの導入やイベント収入の確保など、可能な限り市の負担が軽減できる取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、使用料収入が計画より減少した場合、市は負担に耐えられるのかにつきましては、施設使用料はただいま答弁いたしましたとおり、維持管理費や市民の皆さんの負担等を総合的に検討の上設定することとなりますので、現段階で具体的な計画はお示しできませんが、持続的な施設運営を行うためには、利用者増加の取組を含め、収支ともに適切な予測をすることが大切でありますので、御質問にありましたような大幅な収入減とならないよう、慎重に検討していく必要があるものと考えております。

次に、新総合体育館整備の事業手法を選定する時期につきましては、整備手法としては市が設計と建設を発注する従来の手法と、民間の資金や能力などを活用するPPP/PFI手法がありますが、PPP/PFI手法は本市の財政負担軽減や効率的・効果的な施設運営の観点から選択肢の一つであると考えておりますので、このたび策定の小樽市PPP/PFI手法導入優先的検討指針に基づき、令和5年度中に事業手法の検討を行い、方向性をお示ししたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）

○13番（高木紀和議員） それでは、市内経済及び事業継承について伺います。

まずは、市内の経済についてですが、振り返ると、新型コロナウイルス感染症が2019年12月初旬に中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、僅か数か月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行りとなりました。我が国においては、2020年1月15日に最初の感染者が確認され、早いもので3年が経過します。これまでに緊急事態宣言が発令し、国・道・市において飲食店の休業要請や要請に応じた事業者には協力金が支給、それ以外の皆様にも支援金等が支給され、現在は前のような生活環境ではないも

の、少しは取り戻しているのではないのでしょうか。

これまで新型コロナウイルス感染症の影響で、業績が悪化した事業者を支援するために実施された実質無利子・無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資は、多くの事業者を救いました。

しかし、据置期間を短く設定した事業者などは、その返済が既に始まっています。業績回復が見込めず返済ができない状況にある事業者は、どのような対策を取り入れるのでしょうか。情報によると、来年春から返済が始まる業者も増えてくると推測されますが、厳しい話も聞こえてきます。本市としては現在どのような情報があるのか、市内銀行など連携した具体的な取組などは考えているのか見解を伺います。

次に、事業承継について伺います。

これまで議会でも議論をしていますが、事業承継をもっと積極的に取り組まなければ市内事業者が高齢化している中、廃業が進み、ものづくりなどの伝統的な技術の継承されないことや、雇用の場が失われていくことが議論で挙げられてきました。

小樽市としてこれまで事業承継についてセミナーの実施などによる周知や実態調査に基づくヒアリングを行いながら、商工会議所や関連機関と連携し取り組んできたはずですが、今回、市内で大きな食品会社が事業を終了することに至りました。その内実としては、継承をする人を見いだせなかったことが、大きな原因だと聞いています。

このように事業承継されることなく、廃業に至らないようにするためにも、今やらなければならないことは行政からの支援や事業などの取組が必要なのではないのでしょうか。市内事業者が減少することは、市内の経済力の低下に直接的につながります。この先、大企業、中小企業も同じような状況が続くかもしれないので、スピード感をもって対応しなければ、どんどん市内の事業者が廃業していくことにつながりかねません。今このようなことが顕在化している時点で、そうならないように予防していく観点からも、結果というものに意識した取組を行わなければならないと考えますが、そのことについて小樽市としてどのように考えているのか見解をお示しください。

以上、4項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、市内経済及び事業承継について御質問がありました。

初めに、市内経済についてですが、まず、いわゆるゼロゼロ融資に関する情報につきましては、令和4年9月までに返済開始となったゼロゼロ融資のうち、返済等が厳しくて返済計画の見直しを行った案件は少なく、多くは約定どおりの返済を行っていることを市内の金融機関から伺っております。

また、令和5年度については、多くの事業者の返済が開始となりますが、現時点で約定どおりに返済ができないという事業者の声は少なく、返済が厳しい融資先に対しては計画の見直しなど、柔軟に対応する予定であることなどを同様に伺っております。

次に、市内銀行などと連携した取組につきましては、市内各金融機関とは定期的に情報交換を行っているほか、本年11月には小樽商工会議所が主催する金融懇談会に参加し、情報共有を図ったところであります。今後につきましても、市内金融機関及び関係機関と連携を密にし、市内事業者の資金繰りや融資返済の状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、事業承継についてですが、結果を意識した事業承継の取組につきましては、私といたしましても、廃業によってものづくりなどの伝統的な技術が継承されないことや、雇用の場が喪失していくことに強い危機感を感じておりますので、これまで具体的な取組としてリーフレットやセミナーを通じた事業承継の

支援策などの周知や、小樽市中小企業等実態調査を基にしたヒアリングなどを実施し、必要に応じて専門の支援機関である北海道事業承継・引継ぎ支援センターを紹介するなど、連携を図ってきたところであります。

今後につきましても、これまでの取組を継続するとともに、支援機関や市内経済団体等との連携に加え、事業承継の専門知識のある金融機関の協力もいただきながらさらなる支援に努め、事業承継に結びつくよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）

○13番（高木紀和議員） それでは、教育について伺います。

まずは、今後の小・中学校についてです。

厚生労働省による2020年の全国人口動態統計によると、出生数が初めて90万人を割り込み84万832人で、1899年の統計開始以降過去最少を更新しました。厚生労働省によると2022年上半期の公表で2020年の同期比では10.6%減という結果であり、道内においても2022年度上半期の公表で出生数は1万3,445人で前年同期から1,103人、同期比では8.2%減でした。

本市においても、過去10年の出生数を調べると、平成24年は657人、令和2年の数字で433人、令和3年の数字は417人と、この10年で240人減少しています。また、市内小・中学校の児童・生徒数においては、平成24年では、小学校児童数5,232人、中学校生徒数は2,892人、合計8,124人。令和3年は小学校児童数3,947人、中学校生徒数は2,211人、合計6,158人。この10年間で児童・生徒数が1,966人と約25%減少しています。この状況が続くことを考えると、10年後、20年後の児童・生徒数は3,000人を切る可能性も考えられます。このまま児童・生徒数の減少が進むと学校の規模が縮小し、子供同士関わる場面が少なくなることも懸念されますし、子供同士が交流する場面や切磋琢磨する学習環境を整えるなど、教育内容の充実を図ることが重要になってくると考えます。

本市では、現在、小中一貫教育の取組を進めているところでありますが、先ほど述べた少子化で出生数の状況を見ると、悠長なことを言っていられない状況ですし、学校の児童・生徒が減少していく中で、学校としての規模を維持できるのか懸念しています。今、行政では業務改善に取り組み始めていますが、まだまだ取り組まなければならない中で、先ほど2項目めで述べさせていただきましたが、教育の方面でも市内全体の学校経営という観点から、行政の事務執行を見直す時期だと考えます。小中一貫で進めるだけでなく、少子化の状況を踏まえた中で市内全体の学校を経営していくマネジメントの観点をどのように考えているのか、それに基づいて今後どのような進め方をしていくのか見解をお示しください。

最後に、ICT支援員について伺います。

文部科学省では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させるためにGIGAスクール構想を推進しています。本市においても令和4年教育行政執行方針の中に、1人1台端末を効果的に活用するため、ICT支援員やヘルプデスクを配置するとともに、道の事業を活用し、学習指導員やスクール・サポート・スタッフを全校に配置するなど、サポート体制の充実を図っています。

文部科学省「令和3年度自治体における学校のICT関係決算状況等調査」の中で、ICT支援員の人数が北海道179市町村全体で60名、小樽市においては1名となっています。

そこで、このICT支援員1名が本市の学校に、どのくらいの頻度で、どのようなことをしているのかを示してください。

また、これからICT教育が進んでいく中で1名ということにはならないと考えますが、今後本市のICT支援員についての見解をお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） ただいま、教育について御質問がございました。

まず、今後の小・中学校についてですが、少子化の状況を踏まえた市内全体の学校経営につきましては、本市の少子化による児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化に対応した教育環境の向上を図るため、平成21年に小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画を策定し、学校再編を進めてまいりましたが、児童・生徒数が本計画の推計値との乖離が大きく、引き続き減少傾向にあることから、本計画で定める適正な学校規模による学校再編は困難と判断し、本計画を見直すこととしております。

本計画の見直しに当たりましては、児童・生徒数の推移を踏まえるとともに、学校規模の考え方の整理や、国の教育政策の動向のほか、地域の防災交流拠点としての小・中学校の役割など、本市のまちづくりの考え方を総合的に考慮し検討していく必要があり、現状ではお示しする状況には至っておりません。

しかしながら、児童・生徒数が減少する中で、教育委員会といたしましては、子供たちがいきいきと学校生活を送ることができるよう、また、学校経営を担う各校長が学校経営をしやすいよう、引き続き子供の学びや教職員を支える教育環境の充実に努めていく必要があると考えております。

次に、ICT支援員についてですが、まず本市のICT支援員の学校への支援につきましては、昨年度は1人1台端末を導入後、間もないことから、全小・中学校を2回訪問するとともに、各学校からの要請による訪問を延べ43回行い、今年度も全小・中学校を訪問する予定としているほか、これまでに学校からの要請による訪問を延べ44回行っております。

主な支援の内容といたしましては、各学校の教員に対し、1人1台端末の授業での活用についての操作方法や、授業を行う上で効果的に活用できるウェブアプリの使い方の助言や研修を行うほか、児童・生徒へは授業を通じて情報モラルに関する指導を行っているところであります。

次に、今後のICT支援員の増員につきましては、本市におきましては現在配置しているICT支援員1名が各学校のICT担当者等と連携し、効果的な活用となるよう取組を進めているところであり、教員の実践力向上や児童・生徒の情報活用能力の育成を図るため、その必要性を強く感じているところであります。

しかしながら、ICT支援員の増員については専門的な知識のほか、学校教育への理解など必要な職種であり、適切な人材の確保が必要なことから、国の動向や他の自治体の事例等も踏まえながら、配置の在り方について検討してまいりたいと考えております。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

○13番（高木紀和議員） 私から再質問4点ほどお伺いをいたします。

まず、DXのデジタル人材の確保として、全国的にこの専門的な人というのが人手不足だとは思っております。ただ、地方においてもその人手不足というのは争奪戦になるだろうと思うのですが、ある意味、情報の通信システムの専門的な人をこれから中途採用していくとか、そういうことで人員の確保というのは考えていないのかお聞かせください。それが1点です。

もう一点は、先ほどの出生数のお話をさせていただきました。そこで、子供が生まれるのが本当に少な

くなっている状況の中で、先ほどの人口減少対策戦略として、より効果が出るような事業をお考えだと答弁をいただきましたけれども、現在で具体的な何か構想あればお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、先ほどのウイングベイ小樽の固定資産税について通達の内容をお聞きしました。そこで、例えば1社大きな商業施設の中でこのような対策ができるのか、または今のウイングベイ小樽みたいにいろいろな企業が集まっている複合商業施設という、この2パターンがあると思うのですが、ある意味その通達の中には大型商業施設1社で経営している場合と、いろいろなテナント入れてその一つの施設を賄っている場合というのは、この法律の中で区分けされているのか、もし分かればお聞かせいただきたいとします。

それと、最後に一つですけれども、事業承継について、今回市内で大きな食品会社が閉めたということで、逆にこれは小樽市としてはその情報というのはあったのか、またはそういういろいろなところに問い合わせ、なかなかかなわなかった部分があったのか、小樽市としてどういう情報があって、どういう対策をしたのか、もしお答えできればお聞かせいただきたいとします。

以上4点、お願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高木議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、DXの人材確保につきましては、総務部長からお答えをさせていただきたいとしますけれども、少子化対策として具体的なものということでお尋ねがあったかと思しますので、お答えいたします。先ほど御答弁いたしましたとおり、ただいま人口戦略調整会議というのを開いております、その中で次年度以降の人口減少対策について、今庁内で議論をさせていただいております。まだ来年度に向けて具体的なものはございませんけれども、一例を申し上げさせていただきますと、例えば子供の医療費の助成拡大ですとか、放課後児童クラブの時間延長といいますか、環境の整備ということにもなろうかと思っております。それから、保育のICT化、保育士の確保、こういったものが、今、庁内で検討されております。

今後、新年度予算のヒアリングの中で財政状況も見ながら、早いものにつきましては、令和5年度から実施をさせていただきたいというふうに思っております、今後も引き続き庁内で議論をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、ウイングベイ小樽の固定資産税の問題についてでありますけれども、お尋ねは単独の施設をイメージしているのか、あるいは複合的な商業施設をイメージしている、いわゆるテナント等が入った複合的な施設をイメージされているのかということですが、基本的に私どもが入手しております平成26年に発出されました総務省の通達の考え方の中には、大型店舗と規定があるだけでして、その内容については、この中では規定されておられません。今後、意見書が出されて、これについての対応というのは庁内で検討していきますけれども、当然確認をさせていただいた上で、庁内での作業は進めさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、再度申し上げますけれども、通達の中には大型店舗とだけ記載をされているというところがございます。

それから、事業承継の問題で、大きな食品会社が廃業されたことについて、どういう状況だったのかということなのですが、基本的には行政としては把握をしておりませんでしたし、ある会合の中で商工会議所の皆さんもおっしゃっていましたが、商工会議所でもなかなか状況については把握ができなかった

たということなのです。

いろいろとお話をお伺いいたしますと、やはり金融機関との関係もありまして、なかなか早めにこういった情報を流すことは現実的には難しいのだということも、私どもは確認をさせていただきました。ただ、そういうこともある意味では課題なのではないかというふうに思っておりますので、その辺も含めまして金融機関のお話によりますと、なかなか事業承継に対する意識がまだまだだというふうな情報もいただいておりますので、この事業承継に向けた取組というのは、まだまだ十分ではないと思いますし、商工会議所それから関係機関とも連携をしながら、事業承継につながっていくような取組というのをこれからもしっかり考えていきたいというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（佐藤靖久） 高木議員の再質問にお答えいたします。

私からは、デジタル人材の中途採用について、御質問があった点についてお答えをさせていただきます。

私どもとしましても、やはりそのデジタル人材を確保していくということについては、本当に喫緊の課題だというふうに認識してはいるところでございます。ただ、現実的にやはり御指摘ありましたとおり、争奪戦といたしますか、なかなか正直難しいところがあるところと、その情報技術といたしますか、そういうような専門職で雇うということになりますと、基本的には終身雇用といたしますか、そのようなところがある中で、その日進月歩の技術についていけるのかどうなのかということで、その点の観点も少し課題としてあるのかと思っているところでございます。

私どもといたしましては、まずはデジタル推進室というところで、人材育成を図っていかねばならないというふうに考えていますが、これはどうしても時間がかかってしまうということにもなりますので、今活性化起業者の制度などを活用させていただきながら、何とか確保につなげていけるような方策を検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 高木議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時55分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

(1番 横尾英司議員登壇) (拍手)

○1番（横尾英司議員） 令和4年第4回定例会に当たり、公明党を代表して質問します。

質問に入る前に、このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に、心より哀悼の意を表しますとともに、現在も治療されている方々にお見舞いを申し上げます。

また、長期にわたり患者の回復などを全力で取り組んでいただいている医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス感染症に奮闘していただいている全ての方々に心からお礼を申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。

初めに、財政についてお伺いいたします。

令和3年度決算では、実質単年度収支が6年ぶりの黒字となり、特別交付税の増や国庫支出金等の超過交付金などによる要因が大きかったとは思いますが、今後の財政需要に必要な財源を一定程度積み増すことができました。

しかし、自治体の財政力の強弱を測る指標である財政力指数は、令和3年度では3か年平均0.463と標準的な行政サービスを提供するのに必要な財源の5割以上を普通交付税に依存している状況にあることや、経常収支比率は91.6%と、90%を超える高い状況が続いていることから、依然として硬直した財政構造となっていることには変わらない状況です。今後、納税者の減少が予測される中で、純負担額の増加は納税者1人当たりの負担が増えてしまうことを意味しています。また、地方債残高が大きければ、前年度の歳出総額に占める交際費の割合も高くなりますから、財政運営の硬直化につながります。

ここで本市の財政状況について、地方債の残高と基金の残高はどのように増減し、その結果、将来の純負担は増加していないかという財政的ストックの観点で、類似団体における人口1人当たりの比較をして分析してみました。

総務省の令和2年度決算カードの指標を確認したところ、積立金現在高では類似団体の約49.8%と下回っていました。その内訳を見ると、将来の歳入減、歳出増といった財政変動に備える財政調整基金は、約67.2%、その他特定目的基金は約46.0%、減債基金はゼロとなっており、全て類似団体より下回っていました。

したがって、この観点から見た財政運営の課題としては、将来の財政変動に備える財政調整基金の規模が十分かというものでした。

そこでお聞きいたしますが、令和3年度は財政調整基金を前年度決算剰余金などにより8,300万円を積み立て、取崩しは行いませんでした。将来の財政変動に備える財政調整基金の規模としてはまだまだ不十分かとは思いますが、現在の財政調整基金の規模についての見解と、将来に備えるに十分な規模及び今後の取組についてお示してください。

また、平成16年度に全額取り崩してから残高がゼロとなっていた減債基金ですが、臨時財政対策債の償還財源として普通交付税で措置された4億2,000万円を令和3年度に積み立てました。この減債基金についての市の考えと、今後の取組についてお示してください。

次に、財政調整基金の積立金を歳出額に含む実収支が黒字で、当該積立金分を含まない実質単年度収支も黒字ならば、将来にも基金の積立が可能であると判断できます。令和3年度のその他特定目的基金も含めた積立金残高に関する見解と、今後も基金を十分留保し続けられることが可能であるのか、また、積立金現在高に対する今後の取組についてはどのように考えているのか、お示してください。

地方債残高についてですが、令和2年度の決算カードでは類似団体を約132.7%と大きく上回っていましたが、令和3年度以降もこの傾向は変わらないのでしょうか。また、本市の地方債残高に関する見解をお示してください。

予算編成についてお伺いいたしますが、このような財政状況においても人口減少問題をはじめとした多くの行政課題について、着実に解決へと導く施策を進めるために、予算編成の基本方針が発出されました。そこには、「各部長はマネジメント能力を発揮し、事業目的や成果目標に合わせてよりよい方向性を検討することとし、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業については、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。特に、事業開始後、長年経過している事業、費用対効果の低い事業については、行政関与の必要性や緊急性を踏まえ、重点的に徹底した見直しを行うこと」とありましたが、予算要求の中で具体的にどのような工程や作業で実施するのでしょうか。

また、見直しの仕組みがない中で、自分たちだけで今までできなかったこのような事業評価を行うことができるのか甚だ疑問が生じますが、実現性はあるものなのでしょうか、見解をお示してください。

予算編成においては、予算編成方針以外に新年度予算の方向性をつかむためには、国や北海道が示す予算編成方針等も重要です。国や道が積極的に対策を講じている場合、新たな政策展開が必ずあるからです。

その内容を確認しなければなりません、新たな補助金の創設等も含まれている可能性があります。そうした動向も的確に把握して、新年度予算の方向性を把握する必要があります。

そこで、国の令和4年度第2次補正予算案では、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備は、喫緊の課題となっています。

こうした中で、地方自治体の創意工夫により妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設することとなったと聞いております。事業の内容は、市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特にゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る10万円相当の経済的支援を一体として実施する事業を支援するものです。

全ての妊産婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで身近な伴走型の相談支援と経済的支援を合わせたパッケージとして充実し、継続的に実施する。経済的支援を伴走型の相談支援と組み合わせた形で実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、結果的に必要なサービスが確実に結びつき、事業の実行性がより高まるというものであり、ぜひ実施していただきたいと考えています。

そこでお聞きいたしますが、小樽市では妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援について実施していますか。また、妊娠、出産、子育てを支援するための独自の経済的支援を実施していますか。

このたびの総合経済対策に盛り込まれた妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型支援と経済的支援を一体として行う事業の実施について、一層の子育て支援策となることから、ぜひ実現していただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、財政について御質問がありました。

初めに、財政状況についてですが、まず財政調整基金につきましては、令和3年度末の基金残高は約24億9,500円となり、今後の財政需要に対応するための一定の備えはできたものと考えております。

しかしながら、昨今の燃料費や電気料金の高騰、労務単価の上昇による委託費の増加、建設資材の高騰による建設費の増加など、さらなる財政需要が見込まれることから、今以上に基金の確保が必要であるとと考えております。

総務省が平成29年度に行った全国調査では、財政調整基金の積立ての考え方として、標準財政規模の一定割合と回答した市町村のうち、5%から20%とする回答が多かったことも踏まえ、仮に10%とした場合の本市の財政調整基金の残高は約33億円となることから、引き続き収支改善の取組を進め、財政調整基金に頼らない財政構造を目指すことで、適正な基金の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、減債基金につきましては、同基金は市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するために積み立てることを目的として設置された基金であります。本市においても今後予

定される建設事業の市債償還に備え、同基金に積立てを行うという考え方もありますが、一般財源を減債基金に積み立てられるまで、財政状況が改善している状況にないことから、現時点ではさらなる積立ては難しいものと考えております。

次に、そのほかの特定目的基金を含めた基金につきましては、近年ふるさと応援基金などの一部の基金においては、ふるさと納税の寄附増加により、増加傾向にあります。また、財政調整基金、減債基金を除いたその他の特定目的基金については、今後の安定した事業実施を考慮いたしますと、積立てを増やすことが望ましいものと考えます。

しかしながら、現在の財政状況では、一般財源による基金の積立ては難しいことから、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の取組の推進を図ることにより、基金の安定確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方債残高につきましては、類似団体の1人当たりの地方債残高より大きく上回っている要因といたしましては、臨時財政対策債の借入れが多いこと、また人口が類似団体の平均値より少ないことが主な要因であり、今後大型建設事業が続くことから、この傾向は変わらないものと見込んでおります。このため、建設事業費の平準化を図りながら市債発行額を抑制するなど、地方債残高の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

次に、予算編成についてですが、まず、予算要求における事業の見直しにつきましては、新年度の予算編成方針において、本市が抱える人口減少問題をはじめとした多くの行政課題の解決に向けて、限られた財源をその対策へ重点的に配分したいと考え、業務改善も含めた事業見直しについては、特に留意する旨通知をしたところであります。このため各部においては、継続事業にあっても改めて当該事業を実施する目的や過去の実績の推移を踏まえた費用対効果、そして現在の手法が妥当なのかなど様々な角度から主体的に検証した上で、予算要求を行うものであります。

次に、予算要求における事業見直しの実現性につきましては、予算要求に当たり各部において先ほど申し上げました事業実施の妥当性を検証することにより、時代や事業対象の変化に対応した事業への見直しを図られているものと考えております。今後も職員一人一人が担当する事業について改善の意識を持ち、不断に見直しを行うことにより、事業目的の達成度や費用対効果がさらに高まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、出産・子育て応援事業についてですが、まず妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援につきましては、妊娠期の母子手帳交付時や出産後の乳児家庭全戸訪問時、乳幼児検診時などにおいて、保健師等が面談を行っており、妊婦や子育て家庭に寄り添った相談支援を実施しております。

次に、妊娠、出産、子育てを支援するための独自の経済的支援につきましては、国の総合経済対策に盛り込まれた交付金のような経済的支援は実施していませんが、今年度から産後ケア事業の利用者負担を無償化したほか、本年8月診療分から子ども医療費助成の実質無償化を小学生以下に拡大するなど、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めております。

次に、伴走型支援と経済的支援を一体として行う事業につきましては、全ての妊婦、子育て家庭が孤立感や不安感を抱くことなく、安心して出産・子育てができる環境整備に資するものと考えておりますので、実施に向けた検討を進めております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

（1番 横尾英司議員登壇）

○1番（横尾英司議員） 次に、Society5.0、超スマート社会に向けた戦略について伺います。

人類は狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、そして情報社会（Society4.0）と社会システムを進化させてきましたが、現在はその次の社会システムであるSociety5.0の実現を目指しています。

そこでデータセンター戦略について伺います。

Society5.0の意味するところは、ネットワークとコンピューターが社会の最重要インフラとなる社会です。20世紀までは国家インフラと言えば、道路・水道・食料・エネルギーといった物理的システムを意味しましたが、Society5.0の社会では、物理的なインフラは情報インフラの上に構築されるようになります。今でも交通やエネルギー流通は、情報システムがなければ機能しません。現在、既に国家機能から私たちの生活までが情報システムによる最適化によって支えられており、最重要インフラが情報ネットワークと情報処理基盤であるということというのは明らかです。

そして、Society5.0の世界では、エネルギー・食料・医療・物流など国を支える全システムがデジタル基盤の上に構築されます。ネットワークとデータセンターが機能を停止することは、社会システムの停止を意味します。だからこそ、日本の未来には速い、太い、そして強いネットワークとデータセンターが必須となります。

視点を変えて、現在の世界の情報通信網を見ると、大きく北米西海岸、北米東海岸、ヨーロッパ、そして東アジアを結ぶ光ケーブル網を中心につくられています。日本の中で北海道は北米大陸、ヨーロッパに近い地点に位置しています。もしも北海道とそれら地域とを結ぶ直通光回線が存在したら、北海道は日本でそれらの地域と通信する際に、遅延時間が最小の地域になります。近年の北極海域の気候変動は、この状況を変える可能性を見せています。ヨーロッパとアジアの間を北極海経由で直接接続する光海底ケーブル事業の構想が、2016年にフィンランド政府の提言として発表され、その後の国際情勢の変化もあり、北極海光海底ケーブル事業はアークティックリンクとして事業計画を再構築して続いています。

北海道は日本海、太平洋、オホーツク海の3海に面しており、どの海域にも物流拠点庫があります。特に、日本海側の石狩湾新港と苫小牧港は直線距離で約75キロメートル、しかもその間が平野部なので、高速道路経由なら1時間強で移動可能な距離であるのに加え、その経路上に拠点空港としての新千歳空港が位置し、国内外の主要都市に直行路線を持っています。この地製的な構造は物流、人流だけではなく、情報通信の面でも特徴的な位置にあると言えます。日本海側の石狩湾は、国内の日本海側の都市、ロシア極東地域への通信路のゲートウェイになり、苫小牧沿岸は国内の太平洋側の主要都市及び北米に向けた通信路のゲートウェイになります。この2点は、陸上で経路が結ぶことができ、その間に札幌市と千歳市が位置することになり、このような地勢的特性を有する地域は国内でも稀です。

また、北海道は日本で唯一の亜寒帯気候であり、冷涼な気候特性があります。SDGsで重要なテーマである再生可能エネルギー資源も風力、水力、太陽光、地熱、バイオマスと資源量が豊富です。北海道の地域特性を活用したネットワークとデータセンターの立地計画は、日本全体の国土強靱化とSDGsに貢献できると考えられています。

Society5.0化する日本を考えると、北海道が持つリソースはその位置と資源を最大限活用するネットワーク拠点と、データセンター立地の理想郷になれる条件を備えています。最もデータセンターに適した土地はどこかという議論になると、データセンターが発する熱を効率的に冷やせるエネルギーコストの低い場所となるそうです。発展が急速なアジアの利用者に向けたデータセンターをどこにつくるかという議論になったとき、有力な候補として浮上するのが北海道です。

北海道に改めて注目すると、気候が寒冷であることに加え、再生可能エネルギーのポテンシャルが高い

こと、電力が十分に供給されていること、土地を確保しやすいことや自然災害による首都圏などとの同時被災リスクが少ないことなど、様々なアドバンテージに行きつきます。高速大容量で強靱なインターネット網とデータセンター拠点は、Society5.0を支える最重要なインフラとなり、日本のみならずアジアの経済や安全保障に大きく貢献できるものとなる可能性を秘めています。

このようにデータセンター戦略を考えた際には、北海道の中でも注目される地域を有する小樽市ですが、国のデジタル田園都市国家構想で「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」として、3年程度で日本を一周する海底ケーブルを完成させ、データセンターを地方に5年程度で十数か所整備するとしています。日本海側を周回するケーブルやサーバーなどを置くデータセンター設置も基金で支援し、地方活性化につなげたい考えがあると聞いています。

そこでお聞きいたしますが、国内の光海底ケーブル陸揚げ局については、災害のリスクを考慮し地方へ分散されることが求められており、石狩湾新港地域に建設予定されていますが、現在の小樽市における陸揚げ局の有無と稼働状況についてお示してください。

また、北海道と本州をつなぐ国内光海底ケーブルや陸揚げ局を取り巻く状況はどのように進んでおりますか、お示してください。

次に、データセンター用地の確保及び誘致について、現在まで市の取組をお聞かせください。また、今後のインフラと考えると、データセンターは非常に重要なものと考えますが、小樽市として今後の誘致についてどのように考えていますか。

誘致を考えているのであれば、データセンター拠点形成に資する税制優遇など、支援策についてどのような見解を持っているのかお伺いいたします。

また、データセンター誘致に関しては、データセンターへの電力の供給がキーワードとなると言われていますが、世界的なミッションとなっているカーボンニュートラルという視点で考えると電力の中でも再生可能エネルギーの供給が求められることとなります。そこで確認ですが、データセンター誘致に伴う再生可能エネルギーに対する小樽市の見解や取組はどのように考えていますか、お示してください。

北極海域からの短遅延、大容量の国際回線の北海道陸揚げの誘致について、もし実現するのであれば、北海道だけではなく、日本や東アジアにとっても重要なインフラとなり、陸揚げ局を設置した地域に新たな展開も期待されるものと考えられますが、陸揚げ局の候補とされる地域やポテンシャルを持つ小樽市として、国際回線の陸揚げ局誘致についてどのようにお考えですか、お聞かせください。

今まで述べてきたような国や北海道と連携した事業を行うためには、常日頃から情報交換をし、小樽市としての意思を明確に伝えて意欲を見せるとともに、積極的に情報を発信していかなければならないかと思えます。北海道のホームページなどでデータセンター候補地を紹介するとされていましたが、この候補地である市町村に小樽市は入っていますか。

また、この候補地となるにはどのような条件が必要となりますか。もっと国や道との情報交換などを深める必要があると考えますが、見解をお示してください。

次に、デジタル技術の活用についてお伺いいたします。

「未来投資戦略2017－Society5.0の実現に向けた改革－」では、長期停滞を打破する鍵は「近年急激に起きている第4次産業革命（IoT、ビッグデータ、人工知能AI、ロボット、シェアリングエコノミー等）のイノベーションをあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する「Society5.0」を実現することにある」とされました。このSociety5.0を社会実装することが社会や地域の課題を解決する鍵となるということです。

そこで、ビッグデータの活用についてお伺いいたします。

EBPM（根拠に基づく政策立案）に取り組むには、何よりもエビデンスを取得する必要があります。それはある事象についての因果関係を見いだすことにほかなりません。しかし、今までの行政が保有しているデータは、因果関係を分析するには粗すぎたり、鍵となるデータがなかったりします。それはデータの取り方に問題があったと思われる。今はIoTの時代となり、各種センサーの値段も下がり、あらゆるもののデータを集めることができるようになったことで、これまでには知られなかったエビデンスが発見されることもできると思います。

そこで大事なのは、どういうデータをどのように取り、どのように活用するかを考える想像力と、創り出す力、創造力です。そのようにして取ったデータを公開し、様々な専門家などに自由に使ってもらえれば、これまで知らなかった因果関係やエビデンスが見いだされることが期待できます。

例えば、観光客がコロナ禍前には800万人も訪れていた小樽市ですが、小樽市の中心部にある商店街など多くの人が通行する場所にセンサーなどを設置し、通行量などのデータを取り、人の流れについてのビッグデータとして活用し、またはオープンデータとして活用してもらうことができれば、新たな地域への回遊を誘発することが期待できると思います。

この例に限らず、市でビックデータを政策立案に活用されていますか。また、今後の活用についてどのように考えていますか。具体的なものがあれば、そちらもお示しください。

次に、AR・VR技術の活用について伺います。

VR（バーチャル・リアリティ）などの先端技術を活用する自治体も増えており、AR（拡張現実）技術を活用したリアル感を強く感じられる新しい形の災害体験、防災訓練も導入され始めています。近年異常気象や災害が多発し、日頃の訓練の必要性が一段と高まっているのに、防災訓練の内容は昔とほとんど変わっていません。AR技術は、いつも通っている職場、学校、自分の部屋などの慣れた場所で、なおかつ災害に遭う危険性が高い場所である今いる場所での災害を体験し、訓練することができるのが特徴です。また、端末を用意するだけで、どこでも手軽に体験することが可能で、今いる場所が映し出され、そこに煙、炎、浸水が現れます。いつも見慣れている場所が変化してしまう様子をこれ以上なくリアルに体験できるものです。また、煙ハウスのような大がかりな設備も、実際に炎を起こさせるような広い場所も、消火器も必要なく、自分が今いる場所に火災が発生したらどうなるかを危険がなく、人的なコストもかからず疑似体験できます。これは、現場の状況をイメージする手助けとなり、直感的で現実感のある防災訓練や防災教育などが可能となり、学校や町内会での活用も期待できるものです。

私も火災による煙の体験をさせていただきましたが、実際に見える景色が白い煙から黒い煙となって広がり、前が見えなくなって、床に這いつくばらないと部屋から脱出できないという状態となり、今までに味わったことのない災害体験でした。

このようなAR技術を活用したリアル感を強く感じられる新しい形の災害体験、防災訓練の導入についての見解をお示しください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、Society5.0・超スマート社会に向けた戦略について御質問がありました。

初めに、データセンター戦略についてですが、まず、小樽市における陸揚げ局の有無につきましては、現在銭函5丁目に1か所設置をされており、常駐者はありませんが、KDDI石狩海底線中継所として稼働しております。

次に、国内光海底ケーブルや陸揚げ局を取り巻く状況につきましては、国ではデジタル田園都市国家構想のデジタル基盤の整備項目として、データセンター及び海底ケーブル等整備を掲げている状況であり、本市と秋田県秋田市を結ぶ大容量光海底ケーブルが通信会社4社の共同で建設をされ、令和5年末に完成する予定であると認識をしております。

次に、データセンターの用地の確保につきましては、データセンターの立地は一般的に広大な敷地が必要となりますので、石狩開発株式会社が分譲する石狩湾新港地域の未分譲地が候補地となる可能性があるものと考えております。

また、データセンター誘致の市の取組につきましては、誘致に向けた必要情報収集を図るために、北海道へのデータセンター立地活動を行う北海道ニュートピアデータセンター研究会に令和3年4月に加入しているほか、道内のデータセンター視察を行うとともに、関連する産業展で市の優遇制度や立地環境のPRなどの取組を進めているところであります。

次に、データセンターの今後の誘致につきましては、データセンターの立地は、一般的に投資規模が大きいため、固定資産税などの増収効果や情報通信産業など関連企業の立地が見込まれ、取引拡大や新たな雇用増など市内経済への波及効果も期待できることから、引き続き誘致に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

また、本市の税制優遇などの支援策につきましては、要件はありますが、本市の企業立地促進条例に基づき、固定資産税などが3年間課税免除となりますので、初期の設備投資に対する資金面での負担軽減が図られるものと考えておりますが、引き続き国や北海道、他都市の財政支援の動向についても注視をしてまいりたいと考えております。

次に、データセンター誘致に伴う再生可能エネルギーに対する市の見解や取組につきましては、データセンターは機器の稼働や冷却などで大量の電力を使用することから、企業価値の向上につながる再生可能エネルギーの活用が必要となっております。

また、データセンター誘致に特化したものではありませんが、本市では現在、市域全体の再生可能エネルギーの導入の方向性や基本方針を定める小樽市温暖化対策推進実行計画（区域施策編）を策定中であり、この計画に基づき、脱炭素の実現に向けて取組を進めることとしております。

次に、北極海域からの国際回線の陸揚げ局誘致につきましては、国内だけではなく海外からの投資や固定資産税などの増収効果も見込まれると思われそうですが、設置条件など不明な点もありますので、国や北海道などの関係機関から情報収集を図り、誘致の可能性を探ってまいりたいと考えております。

次に、北海道におけるデータセンターの候補地につきましては、現在、北海道データセンター関連情報統合ポータルサイトに候補地として小樽市は掲載をされておられません。

また、掲載させる条件について北海道に確認したところ、これまでデータセンターの立地を検討されている企業から問合せがあった地域で、特別高圧電力や通信網が十分に整備されているなどの条件に適合した自治体を候補地として掲載しているとのことでありますが、今後、本市の掲載の可能性について北海道と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、国や北海道との情報交換の必要性につきましては、データセンターの誘致は先ほど御答弁したとおり、税収増や関連企業の立地など市内経済の波及効果も期待できることから、国や北海道はもとより、北海道ニュートピアデータセンター研究会なども情報交換を深めてまいりたいと考えております。

次に、デジタル技術の活用についてですが、まず本市におけるビッグデータを活用した政策立案の状況と、今後の具体的な活用につきましては、現在ビッグデータを活用した政策立案は行われておませんが、EBPM、証拠に基づく政策立案をデジタル技術を活用し進めることは必要と考えており、大手検索エン

ジンメーカーが提供する、検索ワードと位置情報などの行動ビッグデータを分析できるシステムなどの導入を検討しております。

次に、AR技術を活用した新しい形の災害体験・防災訓練につきましては、AR技術は自身に起こる危機が疑似体験できますので、災害に対する市民の皆さんの危機意識の向上が期待できる普及啓発手法の一つであると認識しております。

しかしながら、防災訓練等への導入に当たりましては、スマートフォン等のアプリをそのまま視聴するものや、専用のゴーグルも使用して複数人でリアルに体験するものなど、様々な方法があると聞いておりますので、効果的な方法や所要経費などについて、他都市の事例を調査してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

○1番（横尾英司議員） 次に、職員減少時代の人事戦略について伺います。

今まで述べてきたSociety5.0に向けた先端技術であるAIやITなど新たな行政改革に生かすこととなりますが、そのためにも業務改善が求められます。基礎データの収集、検索、定型的な問合せや処理業務への対応、手のかかるマッチング、計算負荷の重い分析、労力を使う現場作業などをできるだけAIやIoTに任せて、時間に追われ単純作業に忙殺される状況を解消し、住民とのコミュニケーション、問題を抱えた人たちへの支援、柔軟な財務等の運営や計画づくり、官民協働のための計画づくりや調達、政策評価といった付加価値の高い業務にできるだけ職員の業務時間を割くという本質をしっかりと示すことが大事です。

しかし、これから日本全体でも少子化が要因となり、労働供給量の大幅な減少は避けられず、さらに公務員の場合は国籍要件などが必須となるなど様々な制約があることから、民間企業と比べると労働力不足は深刻となります。人口減少が進む小樽市も当然職員が減少する時代を見据えた人事戦略が必要となると考えます。

そこで、人事評価についてうまく機能しているのかという観点で伺います。

平成26年の地方公務員法改正により、新たな人事評価制度の導入による能力及び実績に基づく人事管理が徹底されることになりました。つまり、能力評価と業績評価の二本立てです。

能力評価は、職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力を把握して評価され、業績評価は職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握して評価されます。人事評価を活用する場合、評価される側が納得できる評価基準がなければ、評価結果を信頼できず、処遇に対する不公平感を抱くこととなります。

そこで、人事評価の実効性を確保する上で、最も大切なのは評価する側の上司が評価される側の部下に対し、何のために、何を、どのような基準で評価するのかを明確に示すことであるとされています。

現在行われている人事評価制度の目的と、能力評価と業績評価の目的をお示しください。また、小樽市における人事評価制度は、コストに見合った成果が出ていると思いますか。見直しの必要性はありますか。市の見解をお示しください。

次に、人事異動のパターンについて、今のままでよいのかという観点で伺います。

人事異動をなぜ行うのかについては、自治体の視点から見た役割としては、「一般的に組織の活性化」、「適材適所の配置による組織力の向上」、「人的交流によるネットワーク財産の蓄積」、「部門間セクショナリズムの打破」、「長期同一職場による不正な防止」などが挙げられます。

また、職員の視点からすると、「適正の発見」、「能力開発」、「マンネリズムの打破」、「過度の専門家の防止」などの役割があるとされています。特に、事務職の異動パターンは、短いスパンで様々な部

署への異動を繰り返すジェネラリスト型が一般となっています。

しかし、一つの職場の在籍期間の短いジェネラリスト型の異動パターンでは、特定分野の専門性を高めることは難しいのですが、近年は住民ニーズの深化、複雑化が進み、自治体職員にもこれまで以上に高度な専門知識が必要とされるようになってきています。

しかし、似たような分野の職場ばかりを異動するスペシャリスト型の人事異動にすれば、専門性は確保できるものの、それ以外の分野のことが分からなくなってしまい、問題構造が複雑で複数の政策分野にまたがることも珍しくない現代の政策課題への対応は、専門家だけでは難しくなっています。

また、特定の分野の専門家の場合、充てることのできる管理職ポストも限られるため、幹部人事の停滞にもつながるなどの課題も抱えています。

職員の能力開発には三つのフェーズがあるとされており、第1段階は採用から10年程度までの能力育成期、第2段階は採用から10年から20年程度の能力拡充期、第3段階は採用から20年以降の能力発揮期となっています。

第1段階は職員の適性を見極めるため、短いスパンで異なる業務分野での配属を繰り返します。第2段階は、能力育成期に見極めた適正を拡充するため、その期間に経験した職場を再び経験することもあります。第3段階は第2段階までの期間に培った能力を遺憾なく発揮してもらうため、過去に携わった業務分野を中心に人事異動が行われるというものです。

そこでお聞きいたしますが、人口減少が急速に進む本市として、全員の異動パターンをジェネラリスト型にするのではなく、途中からスペシャリスト型の異動パターンを希望する者には、スペシャリスト型を適用することによる順次の複線化を進めてよいのではないかと考えますが、見解をお示してください。

また、職員本人にとっても、自分のやりたい仕事に従事したいと思うのは当然ですが、異動の決定権は多くの場合、自治体側にあり、職員一人一人が自らのキャリアパスを考え、実現していくような仕組みにはなっていません。人事異動はその役割からも明らかなように、本来、職員個人の能力の開発・活用と意欲の向上を図り、同時に組織力の向上を図ろうとするものです。

しかし、多くの場合、職員に異動の意図が伝わっていないため、命令されるまま異動し、やらされ感を抱えながら仕事をこなすことになってしまいます。どのような考えの下に、どのような異動するのかを理解させることや、当該職員に係る異動の意図等についても、面談等の機会に知らせるなどの対応を行うことで、職員の意欲向上も図られるかと思いますが、このような取組に対しての見解を伺います。

次に、副業、兼業を希望する職員への対応について伺います。

働き方改革の一環として副業、兼業的な働き方の導入が促進される中、自治体においても職員の副業、兼業を後押しする動きが見られるようになり、兵庫県神戸市や奈良県生駒市などが、職員が地域貢献活動等に係る副業、兼業に従事することを明確に認めたのは、記憶に新しいかと思えます。

地方公務員法には、職務専念義務や営利企業等への従事制限が規定されていますが、任命権者の許可があれば、勤務時間外の副業、兼業は可能であり、公益性が高い業務で営利目的でなければ許可が下りることも多いものです。

地域社会の運営に当たっては、自治会、町内会などの地縁組織が多くを担ってきましたが、近年その担い手が減少してきたことを受け、新たな地域活動の担い手として自治体職員に熱い視線が注がれています。そういう意味で副業、兼業が促進されている側面は否めませんが、役所以外の組織で働くことは職員の能力開発につながると考えられます。

頻繁に会っている人が持つ情報は、類似したものになりがちですが、たまに会う人からは目新しい情報を入手できる可能性が高いということからも、役所組織外における副業、兼業は、組織外のつながりを広

げ、ふだん入手できない知識や情報の入手に役立ち、新たな政策アイデアを生み出すきっかけにもなり得ると考えられます。

所属する組織の枠を自発的に飛び越え、自身の職場以外に学びの場を求めることを越境学習と言われますが、副業、兼業には副次的かもしれませんが、越境学習と同じような効果が見込まれます。加えて、自主的な活動であることから、育成コストを負担せずに済むメリットもあります。また、自治体は幅広い業務を保管しており、必ずしも自身の望む業務に従事できるとは限らないですので、離職を考える可能性もありますが、業務外で自己実現の可能性を認めることで離職を踏みとどまらせる効果も期待できます。

このように職務外に報酬を得て、地域活動に従事する際の基準を明確化するなどし、職員が副業、兼業などを通じて積極的に地域課題の解決に関わるとともに、人材育成する仕組みを検討してもよいと思いますが、見解をお示しください。

次に、定年延長でどう変わるのかについて伺います。

令和3年6月、地方公務員法改正案が成立しましたが、これは令和5年度から国家公務員の定年を引き上げる国家公務員法の改正に合わせたもので、地方公務員の定年についても60歳から65歳まで年1歳ずつ段階的に引き上げられることとなります。これに伴い、定年延長によって昇進のペースが遅くなり、職員の士気の低下を招くことが危惧されます。

そこで、今回の改正では、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制が導入されることになりました。したがって、管理職である60歳の職員は、翌年度に非管理職である係長職などとなって異動することになるとお聞きしています。

そこで伺いますが、今回の法改正による定年延長と従来の再任用の違いについてお示しください。

また、今回の法改正により、管理職の降任による係長職の実員過剰、役職定年によるモチベーションの低下などが懸念されます。これらの問題に対して、人材育成の強化による昇進ペースの見直しや、人事評価による昇進管理の厳格化、早期退職の支援など、何らかの対策が求められると思いますが、どのような対策を考えていますか、見解をお示しください。

次に、中途採用職員や任期付職員の活用について伺います。

公務員の世界では、公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とする公務の能率性の追求等の観点から、任期の定めのない常勤職員が基本とされ、長きにわたってそれに基づく人事運営が行われてきました。資格職など一部の職種を除き、その多くは採用試験を経て採用されますが、受験資格が30歳前後までとされていることが多く、実質的には新卒者が多数を占めるのが一般的でした。

しかし、近年は民間における雇用形態の多様化の動きを迫るように、多様な任用形態の職員、つまり公務員としては例外的な任用形態の活用が広がってきています。また、副業、兼業を前提にした採用も進んでおり、給与水準が高くて常勤ではとても雇えないような人材を、非常勤で活用することも可能となるものです。副業、兼業であれば、必要ときだけ来ればよいため、移住を伴う専門人材の活用が難しかった部分があった東京など大都市圏の人材を起用することも比較的容易になります。組織の活性化にも期待が持てる副業、兼業を前提とした職員の採用について、本市ではどのように考えていますか。

ほかにも妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した方が、再び就業可能になった際に、退職前の勤務経験が適切に評価・処遇される再採用制度などを導入している自治体もあると聞きますが、このような制度の導入についての見解についてお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、職員減少時代の人事戦略について御質問がありました。

初めに、人事評価についてですが、まず、人事評価制度の目的につきましては、職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力と上げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行を促し、職員の能力を高めるとともに、能力、実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、市民サービス向上の土台をつくることを目的としております。

また、能力評価は、職務に取り組む意欲や姿勢等を評価し、業績評価は職務遂行に当たり設定した目標に対し、どの程度達成できたかを評価するものであります。

次に、人事評価制度の成果と見直しの必要性につきましては、人事評価で上位評価がつくことで、職員のモチベーションの向上につながるほか、評価者と被評価者との面談がコミュニケーションを促進し、業務の進捗状況の把握や相談を受けたり、助言を行ったりする機会となっておりますので、確かに手間はかかりますが、主たる目的以外にも職場の活性化の一助になっているものと考えております。

一方、国家公務員においては、人材育成機能の強化などを目的に、職員の能力、実績をよりきめ細かく的確に把握するための評価の細分化等の見直しが行われておりますので、本市においても今後、見直しを検討する必要があるものと考えております。

次に、人事異動のパターンについてですが、まず人事異動の複線化につきましては、職員にとっては人事異動を通じて幅広い知識や経験を積むことも大切であります。特定の部門においては業務に精通した職員も必要であると認識をしております。

私といたしましても、これまで専門性が必要とされてきた税務や福祉部門のほか、デジタル化、災害対策、港湾行政などにおいてもスペシャリストを育成したいという思いがありますので、職員本人の希望なども踏まえ、スペシャリストの育成を意識した人事異動は行ってまいりたいと考えております。

次に、人事異動の意図などを伝えることにつきましては、人事異動の考え方については職員が幅広い知識を習得するとともに、自己の適性を発見することなどを小樽市人材育成基本方針に明記し、職員への周知を図っているところであります。

また、人事異動に当たっては、所属長が職員と面談をし、希望等を聴取することとしておりますが、必ずしも本人の希望等に沿った人事異動とはならない場合もありますので、異動の意図を理解してもらうことも含め、職員が異動後の職務に意欲的に取り組み、資質能力の向上が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、副業、兼業を希望する職員への対応についてですが、職員が副業、兼業を行うことにつきましては、国からも地方公務員が社会貢献活動等に関する兼業を行うことについて許可基準を明確化し、公表するよう通知をされております。

私といたしましても、職員が職務外で地域貢献活動等を行うことは、人材育成や、地域活動の活性化という点で有意義であると考えますので、他の自治体の例も参考にしながら、兼業許可の基準の明確化について検討をしてみたいと考えております。

次に、定年延長でどう変わるのかについてですが、まず定年延長と従来の再任用の違いにつきましては、定年延長は少子高齢化が進む中、複雑高度化する行政課題に的確に対応するため、能力と意欲のある高齢期の職員に最大限活躍をしてもらい、豊富な知識、技術、経験などを継承していくことを主たる目的としているとされております。

一方、再任用は、公的年金の支給開始年齢が65歳へと引き上げられたことに伴い、60歳で定年退職する職員に無収入となる期間が発生をしないよう、雇用と年金の接続を主たる目的としているとされております。

す。

次に、役職定年に伴う対策につきましては、役職定年で管理職から降任する職員は、既存の係長職ポストに降任するのではなく、新たに設置をする係員から振り替えた役職定年者用の係長職ポストに就くこととし、新陳代謝と将来管理職となり得る若年層の育成に配慮したいと考えております。

また、管理職からは降任しますが、係長職にとどまり、積み重ねた豊富な知識、経験を生かした指導的な役割を担うこととなりますし、給与も相応の水準が保障されることとなりますので、一定程度モチベーションは維持されるものと考えております。

次に、中途採用職員や任期付職員の活用についてですが、まず副業、兼業を前提とした職員の採用につきましては、現在、総務省の地域活性化起業人制度を活用して任用しているデジタル推進アドバイザーのように、民間企業勤務で専門性の高い人材を非常勤で任用する場合などに有効な任用形態の一つであると考えております。ただいま申し上げました起業人制度は、国の財政措置もあり、ICT分野に限らず有効なものと考えており、起業人制度以外の副業、兼業人材の活用については、他の自治体の例などを参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、再採用制度につきましては、新陳代謝や人材育成の観点から、新卒者などの新規採用を優先したいと考えておりますが、特に免許、資格が必要な職種においては、職員採用試験の応募者数が不足している状況もあることから、今後、人材確保の方策の一つとして、再採用制度について、他の自治体の例を参考にするなど検討をしてまいりたいと考えております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

○1番（横尾英司議員） 二点だけ再質問させていただきたいと思います。

私が財政についてということで質問させていただいた中に、予算要求の中で具体的に見直しをするという部分でお話しさせていただきましたけれども、なかなかその仕組みがない中で、できていないというところを再三議会の中でも質問させていただいたのですが、これは具体的に何か今までと違う仕組みはつくっていないということでよかったのかという確認だけさせていただきたいと思います。

あともう一点、データセンター戦略についてですけれども、国・道との連携というのは本当に必要になると思いますし、ここは積極的にやっていただきたいと思うのですが、具体的にこの連携というのはどういった形のものとなるのか。例えば、定例でそういったものがあるものなのか、随時こちらから向かっていく形になるのか、そういったものの具体的な例を少し示していただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（上石 明） 横尾議員の再質問にお答えいたします。

私からは、予算要求に当たっての具体的な新たな仕組みがあるのかという点でございますけれども、これについては別に特段新たな仕組みはございません。

ただ、市長からも御答弁ありましたけれども、予算要求に当たって、これまでもずっと新年度予算編成については、各部に限られた予算の中で、しっかりと選択と集中の位置づけの中でやっていただきたいという形では、これまでも繰り返し通知をしてきたところでございますので、確かに今、本市においては事業評価というものは行ってはございませんが、予算要求に当たって、そのような事業もしっかり検証しているということであり、決して何もしないで予算要求をしているわけではございませんので、改めて財政部から具体的に詳細を例示して、今回通知をしたというものでございます。

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（渡部一博） 横尾議員の再質問にお答えいたします。

私からデータセンターの関係で、国や道との情報交換というところですけども、基本的には私どものほうから、そういったデータセンター誘致について必要な情報を、国や道に確認するということになるかと思えます。先ほど横尾議員から質問がありました国際回線の関係なども、我々も少し不明なところもございまして、こちらから働きかけていろいろと情報を取りたいなというふうに思っています。

また、一方では答弁の中にもありました北海道ニュートピアデータセンター研究会にも参加しております。そちらで勉強会なども行われていますので、そういったものにも参加しながら必要な情報を取って、データセンターの誘致に向けていろいろと進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時58分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 面 野 大 輔

議 員 小 貫 元

令和4年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和4年12月13日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
病院局長	並木昭義	総務部長	佐藤靖久
財政部長	上石明	産業港湾部長	渡部一博
産業港湾部長 港湾担当部長	佐藤文俊	生活環境部長	松井宏幸
福祉保険部長	勝山貴之	こども未来部長	安部俊克
保健所長	田中宏之	建設部長	松浦裕仁
病院局小樽市立病院 事務部長	佐々木真一	教育部長	薄井洋仁
総務部長 企画政策室長	斉藤繁幸	総務部総務課長	中村弘二

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長 中村 哲也
主査 柴田 真紀
書記 阿部 久美子
書記 相馬 音佳
書記 成田 昇平

事務局次長 佐藤 典孝
総務係長 加藤 佳子
書記 三上 恭平
書記 中村 知奈津

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横尾英司議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第24号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 令和4年第4回定例会に当たり、立憲・市民連合を代表して、質問をさせていただきます。

初めに、大項目1番目の市の組織についてであります。

その中項目、窓口などの現場についてお聞きします。

先月、北海道新聞に北海道の難病受給者証交付遅れの記事が掲載されていました。この記事は、受給者証の有効期限が9月30日にもかかわらず、北海道は交付が遅れている事実や期限延長の対応を10月7日まで公表しなかった問題です。対応が遅れた理由は調査中としています。そして、どうしてこのような対応になったのかについては、患者数や事務処理に必要な時間を勘案して作業したが、進捗管理が甘かったと答えています。というのも、例年道内の26保健所で更新事務を1名から3名で担当しますが、本年度は北海道の地域保健課職員と派遣職員の15名のみで担当していたとのこと。あまりに地方自治体の事務としてお粗末なのは記事でも指摘されているとおりでありますが、まずお聞きしたいのは、今回の事案で小樽市内の受給者にどのような影響がありましたか。

このことは、難病患者、医療機関ひいては小樽市にも大きな影響を及ぼしています。でも、このミスの中身は何かというと、仕事がただ順調に進まなかっただけのことです。小樽市も北海道も地方自治体で、同様の事務を日々行っています。小樽市として、この記事を見て対岸の火事と考えるのか他山の石とするのか非常に大きなポイントだと思います。

市長は小樽市においても、やるべき事務が追いつかなかったという事態がどこかの職場で起こり得ると考えていますか。それとも、小樽市では起こり得ないと考えていますか。

この件で、ホームページも見ました。そこには、「北海道では、新型コロナウイルス感染症の第7波が未だ収束していない状況を踏まえ、今年度に限る対応として、次の公費負担医療の受給者証の有効期間を令和4年12月31日まで延期することとしましたので、お知らせします。」と書いているだけなのです。これには驚きました。冒頭に、今回の対応の不手際の検証、おわびがあるべきなのです。検証中というような文言もなく、進捗管理が甘かったなど一言も出てきません。一連の対応は職場の劣化以外の何物でもないと感じています。これでは、北海道は同じ過ちを繰り返す可能性が高いだろうなと思っています。

次の中項目の欠員、休職者についてお聞きします。

現在、小樽市の職場は多くの欠員を抱えています。しかし、欠員だからといって仕事が減るわけではありません。10月に新規採用を行ったとのことですが、ただ、年度途中で退職した職員もいらっしゃるという話も聞きます。

まず、10月1日現在、小樽市役所全体で欠員は何人となりましたか、部単位でお知らせください。

また、休職者も当然います。同じく10月1日現在で休職者は市役所として何人いることになりそうですか。部単位でお知らせください。

そして、これらに加えて、休職まで至りませんが、病休の職員もいます。産休・育休を取得する職員もいます。有休も必要があります。

業務が減らない中で、何らかの理由で職場にいない職員を支える同僚の職員、上司がいるわけです。この方々は、大変苦勞しているのではないのでしょうか。

一方で、今、一つの係、グループに所属する職員の定数は減っている印象があります。係やグループに正規職員が2人と係長、主査という組合せや、正規職員1名に係長1名などの組織も散見されます。係、グループの正規職員が1人や2人の職場で、1人が月の半分いない職場でどうなるのでしょうか。私も小樽市役所で勤務をしていました。現実の場面を想像すると背筋が寒くなります。ただ、今この市役所で現実起こっていることなのではないのでしょうか。

そこでお聞きします。10月の一月を例にとってお聞きしますが、係またはグループの係長職を除く職員数が1名、2名、3名の職場において、欠員、休職、その他の理由で10月に月の半分以上不在の正規職員を抱えている係、グループの数は所属職員の人数別でそれぞれどれくらい存在しますか。

さらに、休職等をしている職員の代替の会計年度任用職員もない職場は、所属職員の人数別でそれぞれどれくらいありますか。

また、欠員、休職、その他の理由で10月に月の半分以上不在の部下を抱える係長職は全体の何%に及ぶのでしょうか。

各職場でいない職員の業務を吸収しなければならないのも理解できます。それでも、業務を吸収させられている職員の姿を思うと胸が痛くなります。職員の気持ちに寄り添うことは必要ではないのでしょうか。そして、現実的に小樽市の組織として何か手だてができていますのでしょうか。この点は、ただただ疑問です。仕事を吸収していただいている職員に何とか組織として、手だてができないのかということを実際に考えていただきたいと思っています。

会計年度任用職員の手だてをしていると反論をいただきそうですが、病欠者であれば、なかなかすぐに会計年度任用職員を入れることができないものです。例えばですが、月の稼働日のうち、半分以上職場にいない、かつ会計年度任用職員も任用できない場合に対して手当を支給する。残業代とはもちろん別です。最低限これくらいしないと業務を吸収している職員に対して手だてはできないのではないのでしょうか。市長はこの手当は一例ですが、欠員、休職者等の仕事を吸収している職員に対して具体的な手だてを行う考えはありますか。

中項目3です。

一方で、欠員の補充は早急な対応が必要と考えます。まず、今年の正規職員の欠員補充の見込みです。

これから、来年度の新規採用を予定している職員で辞退される方もいると思いますが、現時点で来年度の欠員は解消される見込みはありますか。

さらに、専門的知識がないと業務が行えない職場はさらに厳しい状況に置かれていると思います。というのも、欠員の対応ができていないのではないかとこの心配が職場にあるのも事実です。令和3年度で、普通自動車免許以外の一定の資格を要件とした会計年度任用職員の募集において、有資格者を採用できなかったという例はありますか。

これからは、人手不足の時代です。よくニュースで見るのは、教員の採用倍率が下がっているというものです。正規職員の教員でもこのような状況です。このような中で特に条件が低い会計年度任用職員の現在の様々な資格を持つ人材が集まるのでしょうか。

採用を大きな視点で見れば、需要と供給のバランスで決まると考えています。供給が少ないのであれば、供給を増やす直接的な手だてを入れる必要があります。具体的には、勤務条件を上げるしかないと考えて

います。

そこでまず、正規職員の勤務条件について伺います。

小樽市が初任給を上げ、近隣他都市より高くした場合、給与負担が増える以外に何かデメリットはありますか。その上で、初任給を上げるという考えはありますか。

次に、会計年度任用職員で専門職についてです。

こちらについて、条件を上げた場合に給与負担が増える以外に何かデメリットはありますか。採用の困難度等を考えて条件を改善するという考えはありますか。

いずれにしても、時代に応じて条件面を含めた人事政策を行っていく必要があると思います。それは、小樽市にも北海道の難病受給者証のような事態に陥る可能性はあると考えるからです。今、それぞれの現場が今回の北海道のようなことが起きないように必死に食い止めていると考えます。

今後も適切な人事政策でしっかりと職員を確保することや、頑張っている職員に対して目に見える形の支援を考えてほしいと思います。

大項目1を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市の組織について御質問がありました。

初めに、窓口などの現場についてですが、まず、指定難病等受給者証の問題に係る影響につきましては、小樽市内の受給者に限れば交付遅れはありませんでしたが、更新前の受給者証の有効期限が延長されたことに伴う医療費の自己負担上限額の取扱いについて、受給者や医療機関において混乱が生じ保健所に問合せがあったほか、上限額の変更があった受給者について、償還払いの手続を要するなどの影響がありました。

次に、事務が追いつかないという事態につきましては、本市でも過去に事務の遅滞による業務事故が発生したことはありますので、今後起こり得ないと言い切ることはできませんが、引き続き職員の事務の進捗管理や万全なチェックを行うよう徹底し、事務の遅滞によって市民生活に影響を及ぼすことがないように努めてまいります。

次に、欠員、休職者についてですが、まず10月1日現在の各部の欠員数につきましては、総務部が5人、財政部が5人、産業港湾部が2人、生活環境部が6人、福祉保険部が6人、子ども未来部が6人、建設部が5人、教育委員会が7人、水道局が4人、消防本部が2人、病院局が23人、合計71人であります。

次に、10月1日現在の各部の休職者数につきましては、財政部が1人、福祉保険部が1人、建設部が1人、教育委員会が2人、水道局が1人、消防本部が2人、病院局が2人、合計10人であります。

次に、10月の一月間において、欠員等で月の半分以上不在の正規職員を抱えている係、グループにつきましては、係員1名の職場で7か所、係員2名の職場で12か所、係員3名の職場で13か所あり、そのうち代替の会計年度任用職員もない職場は、係員1名の職場で2か所、係員2名の職場で4か所、係員3名の職場で4か所あります。

また、欠員等で月の半分以上不在の部下を抱える係長職は全体の11%であります。

次に、休職者等の業務を吸収して行っている職員に対する手当てにつきましては、手当の支給については、職員に支給可能な手当は地方自治法で具体的に列挙されておりますので、時間外勤務手当以外の手当の支給は難しい状況ですが、特定の職員の負担が過重とならないよう、それぞれの現場において担当業務

の配分の見直しを行うことに加えて、休職者等の療養状況を踏まえ、代替としての会計年度任用職員の任用方法について改めて検討をしてみたいと考えております。

次に、欠員等の対応についてですが、まず来年度の欠員解消の見込みにつきましては、本年度は既に職員採用試験を2回行っておりますが、絶対的に応募者数が不足している職種もあり、現時点では全ての欠員の解消には至っておりません。しかしながら、いまだ必要数を確保できていない職種の職員採用試験を年度内に再度行うなど、引き続き欠員の解消に向け取り組んでいるところであります。

次に、令和3年度において有資格の会計年度任用職員を採用できなかった例につきましては、欠員や育児休業等の代替として、保育士、栄養士の資格を有する会計年度任用職員を募集いたしましたが、応募がなく採用に至らなかった事例がありました。

次に、正規職員の初任給を上げた場合の給与負担以外のデメリットにつきましては、初任給などの給与制度は、国家公務員に準じたものとし、国家公務員を上回ることはないよう従前より国から要請をされているところであります。仮に国家公務員よりも高い初任給を設定した場合、国や北海道からは是正を強く求められることが想定されますことから、国家公務員と比較し本市が独自に初任給を高く設定することは難しいものと考えております。

次に、専門職の会計年度任用職員について条件を上げた場合の給与負担以外のデメリットにつきましては、会計年度任用職員の給与については国のマニュアルでその設定の考え方が示されており、その範囲内と認められる引上げであれば給与負担が増えること以外にデメリットはないものと考えられます。採用困難職種の給与引上げはその確保の一方策とは考えられますが、本来給与は役務の対価であり役務の困難性を理由とすることはあるとしても、採用困難という理由での引上げは将来の供給見込みも含めて慎重に検討しなければいけないものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）

○16番（中村誠吾議員） 大項目2番目、市の意思決定についてお聞きします。

中項目最初に会議と資料についてであります。

市長をはじめ管理職の職員は日々意思決定を行っており、その中でも重要な案件である条例や予算などを議会に提案していただいていると思います。今回は、その意思決定過程のどこにコストをかけているのか。そしてそのコストは行った意思決定に見合っているのかをお聞きします。というのも、先ほどの項目で、市役所の現場がかなり厳しい状況になっていることをお話させていただきました。その上で、市の意思決定過程のどこにコストがかかっているか考えたところ、会議とそのための資料ではないかと考えるのです。

まず、会議です。現在重要な意思決定は関係部長会議で行われていることが多いと思いますが、資料等を含めて物すごい負担があることは容易に想像できます。

まず、お聞きします。市として関係部長会議の開催の必要性、どの部長に出席をしてもらうのか、回数等の管理をしている部署はないと思いますが、関係部長会議の開催を調整する必要性はあると思いますか。現実的に管理が難しいのは事実ですし、そこを管理することで新たな業務が発生するのかもしれませんが。しかし、様々な管理職と日々接する中でこのような会議の資料作成が、かなり負担になっているのではないかとするのは想像できます。

そこで、改めて思いましたが、関係部長会議の役割というのはどういうものなのでしょうか。本来、重

要案件は市長のみの決裁で行えるはずですが、そこに、所管ではない部長が加わる意味をどう考えて関係部長会議を開催しているのでしょうか。そして、それを対面の会議で時間を取って開催する意味があるのか、市長としての見解をお伺いします。

関係部長会議の意味としては、各部長の情報共有やその後の円滑な遂行のためと思っています。意思決定は市長や所管の部長で可能なのが現在の制度です。そうすると、市として担当部署が知らないと様々な問題が起きるので、対面で会議をしましょうということになるのではないかと思います。しかも、関係部長会議を全体的にコントロールする部署はないのが現状ですので、それぞれの原課がどの部署まで情報共有する必要があるのかという点まで判断する必要があります。

そうすると、どうなるかと言えば、様々な部長に聞いていないと言われることを避けるために呼んでおこうという方向に流れるものと思うのは、私も市の職員だった経験上想像できます。

市長は関係部長会議が現在の運営でよいと考えていますか。関係部長会議は情報共有の工夫で減らせると考えていますし、情報共有を簡易にシステマチックにすることで、小樽市役所から聞いていないを禁句にする、そして業務の簡素化をさらに図っていただきたいと思います。

次に、資料です。市役所では日々施策のため、予算のため資料を作成しています。よい政策とよい資料は必ずしもイコールではないと思っています。また、施策を実現するために内部資料についても様々な資料、例えば施策の説明資料、予算の資料まで作成しています。さらに、議会向け資料、市民向け資料と一つの政策を行うためにどれだけ資料を作っているのでしょうか。

資料作りについて全てが無駄とは言いません。しかし、市の意思決定に見合う必要なコストと言えるのでしょうか。そして、もっと考えなければいけないのは、実現しなかった施策の資料です。資料だけ作成して終わりということが日々起っているのではないのでしょうか。例えばですが、令和4年度当初予算編成において、ゼロ査定となった事業というのは一般会計でどれくらいの数ありますか。もちろんゼロ査定になるような事業の資料作成などを、どの段階で止めるかなど意思決定に見合うコストという視点は常に意識をしていく必要があると考えています。

そこで、千葉県流山市の例を少し紹介させていただきたいと思います。なぜ流山市かといいますと、我が党の面野議員が平成28年、31年の一般質問等で質問していますし、議会でも都度名前が出てくる市ですが、子育て世帯へのアピールが成功し、人口減少対策が成功している市町村として西の明石市、東の流山市と言われるほどだからです。後ほどの項目でも再度取り上げさせていただきますが、この流山市の市長が2003年に就任した際にまず手をつけたのが、業務の無駄を省くことだそうです。その象徴が分厚い資料作りの禁止です。無駄なことはしない。力作、大作のレポートも作らない。そういうことで圧縮していますとのことでした。

次に、会議時間を短縮するために打った手が、立ち会議だそうです。コンパクトに立ち机でやるのが有効で効率的になったということです。ここまでの改革を小樽市役所が受け入れられるかは別として、やはり取り組む必要があると考えます。資料と会議、この二つの流山市の市長の取組を踏まえ、今後小樽市としてどのように取り組んでいくお考えでしょうか。

中項目2番目、企画政策室についてお聞きします。

重要な施策の意思決定について関わる組織として企画政策室があります。そこで、事務分掌規則を見ますと、企画政策室の事務分掌として、「(1)新規重要事項及び特命による事項の調査並びに企画政策についてのこと。」とあります。ただ、議会での対応を見ていると、どんなに重要な事項であっても基本的には事務を担当する所管課が対応しているように感じます。企画政策室が予算議論などを主体的に行うなど直接的に担当した事業として、今年度は何を担当しましたか。

また、新規重要事項と特命による事項の調査としてどのような調査を行いましたか。

議会議論の中で企画政策室の立ち位置が分からないことがあります。確かに、事務所管を担当している部署が一番情報を持っているのは分かります。ただ、やはり企画政策室主導で施策を実行できるようにしていけるような体制にしなければならないと考えています。

次に、企画政策室には庶務政策担当主幹が配置されています。この庶務政策というのは、どういうものと捉えていますか、見解をお聞かせください。

収支改善プランにある庶務事務の集約及び外部委託化の検討という業務を担当するのではないかと考えていました。この庶務政策、庶務事務というのは非常に重要だと思っています。以前からお話していますが、毎日のようにやっている業務ですから、たった1分の改善でも業務を行う機会、担当者の数を掛け算して市役所全体の削減時間が計算されます。ですから、以前からの繰り返しになりますのであえて質問はしませんが文書管理システム、電子決済システムなど多くの自治体で導入されている庶務に関するシステムについては一刻も早く導入すべきと考えています。

大項目のこの項最後、中項目、副市长についてお聞きします。

今月で副市长が退任されました。この場所にはいらっしやいませませんが、まずはお疲れさまですとお礼を言わせていただきます。この4年間を振り返りますと、迫市長と小山副市长は、まさに二役という言葉にふさわしいよい組合せであり、最適な人事であったなと思います。そこで、後任については2人置くというのも選択肢としてあっていいのではないかと考えています。副市长を2人配置することについては、現時点で検討はされていますか。

また、小山副市长は財政部長、医療保険部長、病院局事務部長と財政や福祉、医療を経験されてきました。次の副市长に望む人物像や経験は何か考えておられますか。

大項目二つ目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、市の意思決定について御質問がありました。

初めに、会議と資料についてですが、まず関係部長会議の開催を調整する必要性につきましては、庁内において関係部長が参集して行う会議は多岐にわたっており、必要の都度、所管部が関係部長を招集しておりますが、出席者の厳選やペーパーレス化に向けた環境整備を含め、効率的な開催について考えていく必要はあると考えております。

次に、関係部長会議の開催の意味などにつきましては、行政に求められるニーズの多様化により各部署が連携して取り組まなければならない案件は拡大傾向にあり、効果的な事業を市として取り組んでいくため、また、情報共有や共通認識といった観点からも関係部局を交えた会議は必要と考えております。

なお、将来的にはオンラインによる開催が想定されますが、現状ではその環境が整っていないことから当面は対面による形式で行ってまいります。

次に、関係部長会議の運営につきましては、昨今、国から財政措置の裏づけとなる計画策定を求められる頻度が増えており、この策定に向けた議論を行う場合にも関係部長会議を開催しているところでありますので、回数も増加傾向にあります。このような議論の場は、計画策定に向けた意思形成に欠かせないものでありますので、関係部長会議は必要ですが、先ほど申し上げましたとおり効率的な開催に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和4年度当初予算編成においてゼロ査定となった事業数につきましては、各部から要求のあつ

た事業内容について、財政部や私とのヒアリングの中でその実施に当たっては他の事業との優先度や費用対効果などの再検討が必要と判断をし、結果としてゼロ査定となったものが35事業ありました。

次に、資料作成や会議開催に係る今後の取組につきましては、私としても日々のペーパーレスの積み重ねが業務の省力化や効率化につながるものと思っており、部長会議など機会あるごとに指示をしているところであります。

実際に答弁調整のペーパーレス化を含め取組を始めているところであり、今後におきましても先進事例も参考にしながら、資料のペーパーレス化に向けた環境整備や会議資料作成の省力化による業務負担の軽減を順次進めてまいりたいと考えております。

次に、企画政策室についてですが、まず、企画政策室が今年度、直接的に担当した事業と新規重要事項と特命による事項の調査につきましては、移住体験オンラインツアーや移住者ミーティングなど移住・定住の促進、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の利活用の検討、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やデジタル田園都市国家構想交付金の調整のほか、人口減少対策として人口戦略推進本部を新たに立ち上げ、組織横断的な施策の調整を行ったことなどがそれに当たるものと考えております。

次に、企画政策室の庶務政策の捉えにつきましては、同室の庶務政策担当主幹は国や北海道への要望事項の取りまとめや各種団体からの予算要望などの窓口となっているほか、室内の庶務担当として一般的な調査、照会などに対する報告、回答を担当するとともに他の担当ラインに属さない事務などを所掌しております。

次に、副市長についてですが、まず、副市長を2人体制にすることにつきましては、現時点におきましては来年度から2人体制とするには人選を含め時間的な制約もあり難しいと考えておりますが、将来に向け2人体制を排除することなく、様々な観点から検討をしてみたいと考えております。

次に、副市長に望む人物像や経験につきましては、一般的に副市長は市長の補佐ということになりますが、前副市長の小山氏は私の経験がない財政や医療保険分野に精通をされておりましたので、市政全般の補佐というよりも補完という観点から選任をさせていただいた経緯があります。

このことは、次の副市長の選任に当たっても同様ですし、加えて市政運営に当たって柔軟性とバランス感覚があること、そして仕事に対する熱量が感じられることが重要と考えており、そういった視点で人選を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）

○16番（中村誠吾議員） 大項目3番目、人口減少対策についてであります。

次に、先ほどお話をさせていただいた千葉県流山市を再度取り上げさせていただきます。

流山市は人口減少対策として最も成功を収めている市と言えます。具体的には、2021年の人口増加数全国1位で、人口増加率は3位となっています。一方、全国的に一般の方々の感覚で言えば、知名度については小樽市が圧倒的にあるのかもしれませんが、にもかかわらず、ここ15年で人口が5万人も増えている市です。確かに、一番大きな人口増加の要因はつくばエクスプレスが2005年に開通した点が挙げられますが、それだけではないはずです。

例えば、つくばエクスプレスの沿線自治体は、つくば市、つくばみらい市、守谷市、柏市、流山市、三郷市、八潮市、足立区、荒川区の7市2区あります。その中でなぜ流山市が最も選ばれているのか。そこには、必ず理由があるはずです。ただ、例えば、医療費助成が県内トップというわけでもありませんし、

明石市のように給食費、保育費など多くを無償化しているわけでもありません。それでも最も選ばれる市になっているわけですから、やはり小樽市として分析をして取り入れることができることがあるのであれば、可能な部分で取り入れていく必要があると思います。この流山市で、先ほどお話をさせていただいた資料と会議のほか、特徴的なのがマーケティング課です。民間では当たり前であるターゲットを絞った戦略を取るために設立した課です、部署です。

まず、小樽市の人口減少対策として、市長はターゲットを絞った戦略を取る必要があるとお考えですか、それとも必要ないとお考えですか。小樽市のような地方都市において、若い家族の世帯、いわゆるファミリー層をどう流入させるか、もしくは流出させないのか。これが人口減少対策の肝だと考えています。ファミリー層にターゲットを絞って施策を立案して、そしてファミリー層に情報を届ける必要があるのではないのでしょうか。ターゲットを絞って施策を展開するという点では、小樽に住みたいと思ってもらえる人を逃していないのか、ここは検証する必要があると思います。

安直な発想かもしれませんが、これから住宅を探しているファミリー層が集まる場所と言えば、住宅展示場です。特に札幌市内には何か所かあり、札幌近郊で住宅の建築を検討している人が集まる場所と言えます。ここに、小樽市としてコーナーを設けるなど、住宅を探しているファミリー層に何らかの働きかけをしてみるのもよいのではないかと思います。市長はどうお考えですか。

民間の企業である住宅展示場にどのようにアプローチするのか、難しい問題はあると思います。ただ、試行錯誤でもいいのではないのでしょうか。少なくとも、札幌近郊で住宅の建築を検討している方々の生の声、そして何を基準に住む場所を選んでいるのか。これを把握する必要があると考えますが、市長はどう考えますか。

そして、ぜひ行ってほしいのは、全ての住宅展示場に小樽の土地情報を一元的に掲載してほしいということです。というのも、小樽市は土地を探すのに非常に苦労すると昔から言われています。住宅展示場は住宅を建てたい人が集まる場所です。そして、各不動産会社が持っているばらばらの情報ではなく、小樽市として売りに出されている土地の情報を提供することは、施策の効果として非常に高いと考えますが、市長はどうお考えでしょうか。

大項目3番目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、人口減少対策について御質問がありました。

まず、ターゲットを絞った人口減少対策の必要性につきましては、私の公約では社会減に歯止めをかける政策を重点的に進めることとしており、この考えの下、現在は子育て世帯の移住・定住促進を目指した支援策の充実や市内で起業を希望される移住者に対する支援策の拡充など人口減少対策を進めているところであり、今後も人口戦略推進本部で議論を深め、社会減の抑制にターゲットを絞った戦略的な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、住宅を探しているファミリー層への働きかけにつきましては、民間企業が運営する住宅展示場では自社が所有する分譲地の建築条件付販売が主な目的と聞いておりますので、本市のコーナーを設けることは難しいと考えております。

現状では本市が空家等の利活用推進に係る協定を締結した公益社団法人北海道宅地建物取引業協会小樽支部、公益社団法人全日本不動産協会北海道本部に所属する市内の不動産業者の連絡先やホームページのリンクを本市の移住ポータルサイトで紹介しておりますが、今後は特に子育て世帯をターゲットにし

た効果的な情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、札幌近郊で住宅の建築を検討している方々の実態を把握する必要性につきましては、本市で特に銭函地区で住宅用地の取得を希望する需要は確実に高まっていると感じており、その背景には札幌市内や札幌近郊の地価上昇や札幌市への交通利便性などがあるものと考えられます。しかしながら、今後の人口戦略上、実態を把握する必要性は認識しており、その把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市として売りに出されている土地の情報を提供することにつきましては、先ほど申し上げましたとおり移住ポータルサイトで情報発信の充実に取り組んでいるところであり、土地の情報に限らず、移り住んでみたいと感じていただける選ばれるまちを目指し、さっぽろ連携中枢都市圏が主催するイベントなど様々な機会を通じて移住ポータルサイトの周知や認知度の向上に努めてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目目の質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）

○16番（中村誠吾議員） 代表質問の大項目最後、訴えの提起についてお聞きいたします。

今定例会において、森井前市長に対する訴えの提起の議案が出されました。我が会派としては当然のことと捉えています。民主主義においては全てが賛成するということはありません。もちろん反対する方や批判をされる方もいると思います。その方々の声に対して、しっかり説明を行うのが民主主義だと思います。

そこでまず、確認なのですが、この裁判において前市長の具体的行為の何を証明すれば裁判に勝てるとお考えですか。

次に、想定される批判であろう質問をあえてさせていただきます。

今回の訴えの提起に関わり、最高裁判所まで争った場合に弁護士費用の額の想定をお知らせください。また、全面的に勝利した場合、この弁護士費用はどうなるのかも併せてお知らせください。

この費用をどう捉えるかは様々だと思っています。しかし、市長が違法な決定を、しかも当時の後援会幹部のため行った。これは、小樽市政の歴史の中で最大級の汚点だと考えています。このけじめをしっかりつける必要があり、必要な費用だと考えています。もちろん裁判でしっかり勝訴をして、既に支払った損害賠償額を森井前市長から回収できるなら、それにこしたことはありません。

しかし、裁判所で市の請求が認められる可能性が低いからといって前市長に損害賠償を求償しないというものは、重くない過失だから仕方ないと認めることになってしまうのではないのでしょうか。

今回の事案の重大性に鑑みると仕方ないと認めることは、あり得ないと考えます。これから裁判に臨まれるわけですから、細かいことはお話しできないのは理解できますし、法廷で決着がつく問題に対して議会が細々と質問することはなじまないのは理解しています。

ただ、最後に市長として、裁判に臨むに当たって抱負といいますか、どのような点を裁判所に対して訴えていくのかお答えいただければと思います。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、訴えの提起について御質問がありました。

まず、裁判での勝訴に向けて証明すべき点につきましては、国家賠償法上、「公務員に故意又は重大な

過失があったとき」が求償権を有するための要件となっておりますので、高島観光船事業に係る一連の許可等に当たって、前市長にこの「故意又は重大な過失」があったことを明らかにすることであると考えております。

次に、弁護士費用につきましては、訴訟提起に当たって訴訟代理人となる弁護士への着手金については、札幌弁護士会報酬規程を参考に算定しているところであり、このたび訴訟関係経費として予算計上しております225万5,000円のうち約200万円を想定しております。その後の弁護士費用の額については、都度弁護士と協議して定めることとなりますので、現時点で上訴の場合を含めた弁護士費用の総額を想定することは難しいと考えております。

なお、仮に一審において全面勝訴が確定した場合の成功報酬は、先ほど申し上げました報酬規程を参考にした仮の算定額で申し上げますと約600万円と想定され、着手金と合わせて約800万円の弁護士費用となりますが、この場合は約6,500万円もの債権を回収する法的手段が得られることとなりますので、その費用対効果は大きいと考えております。

次に、裁判に当たって主張すべき点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、本市としては高島観光船事業に係る一連の許可等に当たって、前市長の行為には「故意又は重大な過失」があったことを主張してまいりたいと考えております。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

○16番（中村誠吾議員） 再質問を3点ほどさせていただきたいと考えています。

これまで職員の定数の話をいろいろな場面でさせていただきましたが、今回欠員や休職等様々な理由で職場にいない職員について質問をさせていただきました。私は、正直言って数字を聞いてやはりと思いましたが、改めて目の前に出てくると驚くべき数字だなと思ってしまいました。

次のステップとしては、しっかり分析をする、そして対策をしっかり取っていくとっていただきました。それで、まずは失礼ながら数字を見て市長の御所見が再度ございましたらお聞かせ願いたいと思っています。

そして、今回の質問では恐らく答弁を作成するに当たって、様々な照会をかけていただいて多くの職員にまた仕事をつくってしまったという反省もあるのですが、このような仕事が積み重なって、職員の業務量が増えていっていることも認識せざるを得ないのです。

一方で、私はどの職員が出勤できていないのかは、職場がしっかり回っているのかと直結する情報ですので、しっかり把握する必要があると思っています。本当は今回のように業務量を増やしてまで照会をかけなければ把握できないというところにも私は問題があると思っています。

それで、どの職員が出勤していて、どの職員が出てきていないかは、ふだん行っている出勤管理表の整理など通常行っている様々な事務処理の中で、自動的に統括する職員課や市長が把握できるような体制を構築できないものなのかと思っています。必要だと思っています。

そこで、二つ目の質問なのです。

資料と会議の話もさせていただきましたが、これらも含めて庶務業務などの全庁的に共通して行っている業務の大胆な改善が喫緊の問題だと思っていますけれども、この点について市長の見解を改めてお聞きしたい。そして、全庁的な共通業務は担当部として改善を行ってもなかなか効果が薄いのです。

これは最後の質問なのですが、どこかの部署が統括して一括して改善していく必要があると思うのですが、この点について市長の御見解をいただければと思います。

3点について、再質問させていただきます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の再質問にお答えをいたします。

1点目、欠員とか休職者の数についての所見だというふうに思っておりますけれども、御質問がありまして改めて庁内の全体の状況を把握させていただきました。感じていたことではありますけれども、改めて数字が出てきますと各職場に多くの欠員があること、また、いろいろな病などによりまして休職が多いということは、私としても大変心苦しく思っております。

ただ、やはり特定の職員に過重な負担をかけているということについては、認識をしておりますし、これがこのままいきますと特定の職員にまたさらに過重な負担がかかってしまうということで、負の連鎖と申しますか、そういうスパイラルに陥りかねないというように考えておりますので、可能な限り特定の職員に過重な負担をかけないような取組を、これからしっかりと庁内で議論をしていきたいというふうに思っております。

それから、二つ目と三つ目の質問については、多少関連があるような部分もありますけれども、出てきている職員と出てきていない職員の把握につきまして、例示をされておりましたが、こういったことが全体的な共通の業務として一元的に管理ができるというシステムについては、これから考えていかなければならない仕組みではないかというふうには思っております。

今、全体的な業務の見直しをデジタル推進室でやりまして、少しずつ全体的な業務の改善について進めさせていただいているところでもございますので、その作業の一環として全体的な共通業務の効率性といえますか、うまく職員の負担軽減につながる方法ということについては、その中でも引き続き考えていければというふうに思っているところでございます。

議長（鈴木喜明） 中村誠吾議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時30分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されて4年目に入ろうとしています。既に、北海道では全国に先行して第8波とも言うべき感染拡大の波が起こっています。小樽市の陽性者数は11月に入り200人を超える日が度々見られました。11月14日には、北海道で初めて感染者が1万人を超え、現在も感染者は高止まりしています。この冬は新型コロナウイルス感染症だけではなくインフルエンザの同時流行も心配されます。医療を必要とする市民が確実に医療につながる体制が取られなければなりません。感染予防対策が行われている一方、年末年始や冬のイベント開催の予定もあります。今後の感染状況について、小樽市ではどのように推移していくと予想していますか。

子供の感染が増えています。ある市民のお話では、かかりつけの小児科に検査の予約をすると車で来院するように案内されました。検査のために来院した車が長蛇の列となり、かなりの待ち時間となりました。

その間、車の中でぐったりしている子供を待たせているのは忍びない思いだったということです。小児医療だけではなく今後の感染状況によって特定の医療機関に患者が集中した場合、希望する検査や受診がスムーズに行われないケースが発生する心配があります。市としてどのような対応を考えていますか。

病院での検査の際に自家用車で来院が前提になっているように見受けられます。自家用車で医療機関に行くことができずに困っているという相談はこれまでになかったのでしょうか。そのような相談があった場合、市ではどのような対応ができるのでしょうか。お答えください。

感染の波を繰り返すたびに、1日当たりの感染者数が多くなる傾向が見られます。それに伴って入院が必要な患者も多くなると予想されますが、入院受入れについて特に中等症者や重症者が確実に入院できる体制が必要です。現在確保している新型コロナウイルス感染症病床は何床あって、病床利用率は何%でしょうか。

今後感染拡大が起きたときは、どのような手段で病床を確保するかお答えください。

先日、日本共産党小樽市議会議員団控室に相談がありました。中学生になる子供が陽性となり保護者が濃厚接触のため、仕事を休むことを余儀なくされましたが、休業中の収入が補償されず利用できる制度はないかという内容でした。新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、雇用主による休業手当等を受けられない場合に申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の制度があります。市として周知を徹底するべきと考えます。今後の市の対応についてお答えください。

新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関向けの補助金である病床確保料の支給要件が厳格化され、10月から導入されました。すぐに対応できる即応病床の使用率が半年平均で50%を下回る場合、病床確保料を減額するとあります。まず、即応病床とは何かお示してください。

この件に関して、市内の医療機関にどのような影響があると考えているかお答えください。

この変更を受けて、これまでの新型コロナウイルス感染症対応病床確保の考え方を変えているのでしょうか。お答えください。

感染症法改正についてお聞きします。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案が12月2日に参議院本会議で可決されました。施行は一部を除き、2024年4月1日とされています。新たな感染症が発生すれば地域の中核を担う病院に病床確保や発熱外来の設置を義務付ける内容になっています。都道府県と医療機関が病床確保等について事前に協定を結び、医療機関が正当な理由なく協定に沿った対応ができない場合は、勧告、指示、病院名の公表などの措置が講じられるとされています。病床確保等に必要なのは、ペナルティーではなく十分な財政支援と人員増だと考えますが、見解を伺います。

また、感染症流行初期の医療確保に要する費用を支給する措置の負担割合を公費と保険者で1対1としています。これは、感染症対策は公費で賄うという原則に反しています。保険者に負担を求めるべきではないと考えますが見解を伺います。

第1項目は、以上となります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症対策について御質問がありました。

初めに、今後の感染状況等についてですが、まず、今後の感染状況の予想につきましては、感染力の強いオミクロン株B.A.5の流行により、本年11月5日から11日の週には市内で過去最大となる1,272名の感

染者が確認されましたが、以後は減少に転じ、12月2日から8日の週は805名となっております。

今後の感染状況を予測することは難しいですが、これから年末年始や各種イベントの開催予定もあり、多くの人流が想定されるため、再度感染者が増加することもあり得るものと考えております。

次に、検査や受診に係る市の対応につきましては、これまでも新型コロナウイルス感染症の検査や診察を行うことができる医療機関の拡大に努めてきたほか、発熱などの症状のある方に受診先を紹介する発熱者相談センターでは、受診が特定の医療機関に集中しないよう対応可能な複数の医療機関を紹介することとしております。

次に、検査のために医療機関を受診する際の交通手段につきましては、自家用車がなく、医療機関に行くことができず困っているという相談はこれまで寄せられておりません。

今後、このような相談があった場合には、マスク着用などの基本的な感染対策を行った上で、公共交通機関などを利用するようお伝えすることになります。

次に、市内医療機関の新型コロナウイルス感染症病床につきましては、令和4年12月9日現在で90床を確保しており、30名が入院をしているため、病床利用率は33.3%となっております。

本市では日頃から医師会や受入れ医療機関との連携を密にしており、今後の感染拡大により病床が不足することが想定される場合には、確保病床の拡大について関係機関と協議をしまいたいと考えております。

次に、国の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金につきましては、現在市のホームページに掲載をして周知を図っているところであり、今後におきましても制度変更が行われた場合などは商工会議所などの関係団体を通じて周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、病床確保料についてですが、まず、即応病床の定義につきましては、都道府県が定める感染状況などに応じた各フェーズにおいて、都道府県からの要請に応じて新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることとして、都道府県病床確保計画に定められている病床を言います。

次に、病床確保料の減額に係る市内の医療機関への影響につきましては、国では11月21日付の事務連絡で、病床確保料の取扱いを以前の方針から変更し一定の要件を満たす場合には、都道府県の判断で病床確保料の減額調整対象としないことができる旨を示しました。

北海道ではこの事務連絡を受け、12月2日付でこの要件に関する考え方を保健所設置市などに通知しましたが、それによれば、市内の新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関はいずれもこの要件を満たしているところであります。

しかしながら、最終的な結論は北海道が現在行っている各医療機関の意向調査結果を受けて判断されることとなるため、現時点では明確なことが言えない状況であります。

次に、病床確保の考え方につきましては、ただいま申し上げましたとおり、国の以前の方針が変更されたことを受け、今月に入って北海道の考え方が示されたところですが、それによると、周産期、小児、透析、精神の4診療科に加え感染対策向上加算1・2を届け出ているなどの基幹的医療機関は病床確保料の調整対象としないことにするとされており、こうした取扱いによって多くの医療機関が調整対象外となることから、北海道の考え方はこれまでと大きく変わるものではないと考えております。

次に、感染症法改正についてですが、まず、病床確保等に必要な財政支援と人員につきましては、協定を締結した医療機関に対し、流行初期においては医療確保措置として支援額が支払われ、それ以降においては診療報酬の上乗せや補助金の交付が行われることになっておりますが、いずれにしてもこうした医療機関が経営上の大きなリスクにさらされることのないよう国において適切な措置を講じていただくべきものと考えております。

次に、流行初期医療確保措置に係る保険者の負担につきましては、この措置により被保険者である感染症患者が適切な医療を受けることができ、感染症患者以外の被保険者についても通常の保険診療が中断されず、必要な医療が確保されることとなり、広く被保険者が受益する面があること、また、経済活動の制限等の感染症対策を必要最小限にとどめることで適切な社会経済活動の維持につながり、必要な保険料の確保に資することなどから補助金による支援や診療報酬の上乗せ措置が充実するまでの間の暫定的な支援として公費とともに保険としても負担されることとされており、こうした国の考え方に特に異なる意見はありません。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）

○7番（丸山晴美議員） 第2項目めの質問をいたします。

国の施策の本市への影響について質問します。

まず、マイナンバーカードについてお聞きます。

この間、政府は国民のマイナンバーカード取得について最大2万円分のマイナポイントを付与し、新聞広告やテレビコマーシャルまで打ってカード取得を促進してきました。

また、平日役所に行けない人のために申請窓口を特別に設けるなど、自治体職員の労働環境にも一定の負担をかけています。しかし、今年11月末現在のマイナンバーカードの人口に対する交付枚数率は総務省ホームページによれば、全国で53.9%とようやく半分を超えたところであり、北海道では52.2%、小樽市では47.5%と聞いています。このことから、日常生活において、いかにマイナンバーカードが必要ではないかを露呈しています。加えて、物価高騰が続く中、困窮する国民の弱みに付け込むようなポイント付与というカード取得とは何ら関係のない手法を取る政府のやり方は姑息というほかありません。

その上、10月13日、河野太郎デジタル大臣は会見で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組を前倒しするために、これまで政府が説明してきた健康保険証の原則廃止を廃止とし、その期限を2024年秋と表明しました。あまりにも乱暴です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法第16条の2で、「住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。」とあります。マイナンバーカードの取得は任意であり強制されるものではありません。

また、健康保険証は現状の国民皆保険の下で、被保険者が医療機関にかかる際には健康保険証を提示し、制度を利用しています。現在の健康保険証が廃止となれば、マイナンバーカードを持たないものは公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねませんから、現在の健康保険証を廃止とすることは事実上マイナンバーカードの取得が義務化、強制されることとなります。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴って現在の健康保険証を廃止することはマイナンバーカードの取得の強制になると考えます。市長の見解を伺います。

マイナンバーカードに健康保険証が一体化され、現在利用されている健康保険証が廃止となった場合にどんな困ったことが起き得るかについて聞きます。マイナンバーカード保険証で医療機関を受診する場合、本人がカードリーダーにカードをかざし、4桁の暗証番号を入力するかあるいは顔認証をする必要があります。例えば、現在は具合の悪い子供を受診させる際に、保護者が医療機関の窓口健康保険証と診察券を提出し受付を済ませることはよくあることです。同様に高齢の方が医療機関で受付をする際、御本人に代わって御家族や介護者が窓口健康保険証を提出し手続をする事例は特別なことではありません。

マイナンバーカード健康保険証では、子供や高齢者が医療機関を受診しようとするとき、現在と同様に、代理で受付することは可能でしょうか、お答えください。

マイナンバーカード保険証を利用しようとして、暗証番号を失念し、うっかり3回入力ミスをしてしまうとカードにロックがかかります。そのまま医療機関を利用する場合どのような影響がありますか。

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には5年の有効期限があり、有効期限が過ぎた場合には健康保険証として使えなくなります。その都度電子証明書の更新手続を市町村窓口で行う必要があります。事前に有効期限のお知らせは通知されるのでしょうか。

また、更新の手続には何が必要でしょうか。

さらに、代理人が手続する場合には何が必要かお答えください。

うっかりマイナンバーカードの電子証明書の更新の手続をしないまま有効期限が過ぎ、保険証が使えなくなった場合、やむなく医療機関を受診することになった際の影響についてお答えください。

デジタル庁は今年1月25日から2月4日にインターネットモニター2万人にマイナンバーカード取得状況に関するアンケートを実施し、その結果をまとめています。マイナンバーカードを取得していない理由については、「情報流出が怖いから」が35.2%、「申請方法が面倒だから」が31.4%、「マイナンバーカードにメリットを感じないから」が31.3%を超えて第一の理由となっています。カードの交付が進まないのはふだんの生活上なくても困るものではなく、逆に情報漏えいのリスクや悪用されるリスクがあるからです。

政府はマイナンバーカードに詳しい個人情報が搭載されているわけではないと説明しています。しかし、仮に4桁の暗証番号が漏えいすれば全くの他人であってもマイナポータルにログインできます。最近の統一協会のニュースなどを見れば、本人になりすましてお金を借りるなど被害を生む可能性があります。

全ての人がマイナンバーカードを適切に管理できるわけではありません。子供、高齢者、障害を持つ方などにまでマイナンバーカードを強制的につくらせることになる健康保険証の廃止はやめるべきと考えますが、見解を伺います。

厚生労働省の発表では医療機関、薬局では来年4月までにマイナンバーカード保険証対応のシステムを導入することを義務付けられています。現在、市内の医療機関、薬局ではどの程度システム導入が行われているのか、市として把握していますか、お答えください。

今年6月政府は、自治体ごとのマイナンバーカードの普及状況などを2023年度からの地方交付税の算定に反映させることを検討する意向を表明しました。本来、地方交付税は全ての自治体が一定の行政サービスを行う財源を補償するために国が自治体に代わって徴収し、人口や面積などに基づく算定と交付で財源の不均衡を調整するものです。マイナンバーカードの普及状況によって交付税に差をつけるのは、税に求められる所得再分配などの公平性をゆがめるものではありませんか、市長の考えをお聞きます。

仮に政府が言うように、今後マイナンバーカードの普及状況で地方交付税の算定が左右されることになれば、地方交付税の意義を否定し政府が金の力で地方をコントロールすることにつながる暴挙ではありませんか。政府が地方自治体に圧力をかけることにつながるマイナンバー制度は廃止を求めるべきです。市長の考えをお聞きます。

次に、インボイス制度が導入された場合に想定される市内の影響についてお聞きます。

来年10月1日から消費税のインボイス制度が導入されようとしています。これまで、消費税の納税額は仕入れにかかった経費の総額から消費税相当分を割り戻して仕入税額を算定し、売上げの総額から割り戻した消費税相当分の売上税額からこの仕入税額を差し引いて消費税納税額と計算していました。

しかし、インボイス制度導入後は、仕入れのときに受け取ったインボイスに記入されている消費税額だけを仕入税額とします。そのため、インボイスが発行できない免税業者からの仕入れでは仕入税額として控除できず、消費税納税額が増えてしまいます。このことから、消費税が免税されている仕入業者に対して、インボイス制度を導入し、課税業者にならざるを得ない状況を迫る事例が心配されています。

市の特別会計もインボイス制度の対象となります。消費税の免税業者であることを理由に市との取引から排除されることはあってはならないことです。

しかし、福島市では9月1日に令和5・6年度入札参加資格審査申請の手引きを公表しました。そこには、「インボイス制度の登録がない場合、水道局及び下水道室発注の工事等の受注ができなくなりますので、ご注意ください。」とし、申請様式に新しく記載項目を追加しました。加えて、手続中であれば登録完了後速やかにインボイスの登録番号が確認できる書類の提出を求めており、インボイス制度の登録のない事業者では申請が認められないかのような記述は問題です。

小樽市では来年度からの入札参加資格にインボイス制度の登録を要件とする考えはあるのですか。お答えください。

また、市では取引業者に対して、インボイス制度について説明会などを実施して登録を促すような考えはありますか、お答えください。

そもそも、年間売上げが1千万円以下の事業者では市場での競争力が弱く、売値への消費税分の転嫁が困難であること、また事務負担軽減のために消費税免税業者とされているものです。そうした業者が課税業者にならざるを得ないインボイス制度では営業を続けられない事態を引き起しかねないと、インボイス制度反対の声が上がっています。

市内で手作り作品を販売している店舗のあるオーナーは、販売先が個人ばかりなのでインボイスの登録はしないとしました。もし、消費税を納税することになれば、もうお店は無理と言っています。

また、別の手作り作品を販売している店舗のオーナーは、年に数回札幌市のデパートでの出店があるため、インボイス登録をして課税業者になるか免税業者のままでも販路開拓を諦めるかその対応に苦慮しているというお話でした。

事業規模は決して大きくない消費税免税業者ですが、顧客との関係を大切に商売を続けてきたわけです。そうした個人事業者がいよいよ販路拡大しようとするときに、インボイス制度に登録をして消費税課税業者にならざるを得ないというような大きな足かせをはめることとなります。インボイス制度の導入は小樽市の経済活性化の阻害要因になると考えませんか。お答えください。

個人タクシーは全国個人タクシー協会と日個連事業協同組合の大きく二つの組織があり、この二つで全国の個人タクシーの95%に当たる約2万5,700人の組合員を持つといいます。この二つの団体では、組合員全員がインボイス発行事業者になることを目指しています。しかし、免税事業者であることを選択した場合には、車体にインボイスには対応していませんとステッカーを貼ることを検討しているそうです。

このように消費税免税業者であるという情報の周知を余儀なくさせるようなインボイス制度をこのまま進めるべきではないと思いますが、お考えをお聞きます。

また、高齢者の働く場として提供されるシルバー人材センターも、インボイス制度の開始で大きな影響を受けます。

センターの会員は個人事業主とされますが、消費税を納税するほどの収入にはなりません。会員がインボイスを発行できないため、センターは仕入税額控除ができなくなり、その分消費税額が増えてしまいます。しかし、公益事業を行うシルバー人材センターの運営は、収支相償が原則であり、インボイス制度で増える消費税を負担する財源はありません。小樽市シルバー人材センターにお話を聞いたところによる

と、多額の収入をもらっているわけではない会員に課税業者になることを求めるわけにはいかず、さりとてセンターに税負担をする財源はなく、対応に苦慮しているとのことでした。

小樽市でもシルバー人材センターに業務を発注しており、センターが消費税の新たな負担によって運営が成り立たなくなるのを何もせずに見ているわけにはいかないと思うのですが、何か対応策を検討していますか。お答えください。

そもそもシルバー人材センターは、おおむね60歳以上の高齢者が働くことを通じて社会参加をし、自らの生きがいの発見と健康の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とするものです。このような会員にまでインボイス登録を迫り、消費税を課税しようとするインボイス制度の導入には明確に反対をするべきではないでしょうか。お答えください。

米国艦船の小樽港入港についてお聞きします。

11月15日、各議員に産業港湾部港湾室から来年2月6日入港、2月10日出港の予定、入港目的を通常入港として米国艦船アンティータムの入港要請が伝えられました。日本共産党は11月22日に米国艦船の小樽港入港を拒否することを求める申入れを市長に対して行ったところです。

今回の通知についてお聞きします。

今回は入港予定の3か月近く前の通知となりました。これまでと比較して、かなり早い時期に通知が行われています。なぜこの時期に通知がなされたと考えていますか。お答えください。

入港目的についてです。

これまで親善入港とされてきました。ところが今年7月11日に入港したパトリオットは6月30日の通知において、入港目的を通常目的としていました。その後7月4日に小樽港長から港湾管理者である小樽市長宛での通知書で目的を親善入港と変更しています。

入港の目的について、通常入港と親善入港ではどのような違いがあるのか、お答えください。

小樽港は、中国やロシアとの間に航路を持つ商業港です。毎年繰り返される米国艦船の入港により、小樽港が実質的に軍港化されていくのではないかと、強い懸念を持っています。特に入港の判断をする際の3要件のうち、核搭載の有無について、明確に核を搭載していないと確認することなしに米国艦船の入港が続けられていることは、市民の安全に責任を果たす姿勢として不十分です。核搭載の有無については、外務省が搭載していないことに疑いはないと答えていることをもって、核搭載なしと判断し、入港を許可していることは問題です。明確に搭載していないことを確認する必要があると考えますが、いかがですか。

小樽港は、今後も平和な商業港として発展を図っていく姿勢を明確に示すためにも、米国艦船の入港を許可しないこと、特に核を搭載していないと明確に示されることなしに入港を許可しないことを求めます。お答えください。

以上、第2項目の質問となります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、国の施策の本市への影響について御質問がありました。

初めに、マイナンバーカードについてですが、まずマイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましては、国はマイナンバーカードを持たない人も保険診療を受けられる新たな制度を整備するとしており、マイナンバーカードの取得の強制にはならないと考えております。

次に、受診の際の代理受付につきましては、医療機関の方が本人の顔とマイナンバーカードの顔写真を目視で確認した上で、オンライン資格確認ができることから可能となっております。

次に、カードがロックした場合の医療機関の受診につきましては、受付窓口において医療機関の方の目視による本人確認により、オンライン資格確認を行うことができるとしていることから、医療機関等への受診に影響はありません。

次に、電子証明書の有効期限の更新につきましては、電子証明書の有効期限のお知らせは、有効期限通知書として地方公共団体情報システム機構から直接本人へ有効期限の3か月前を目途に送付をされます。更新手続には、本人のマイナンバーカードと送付された有効期限通知書が必要となります。代理人が手続する際は、申請する本人のマイナンバーカード、必要事項を申請者本人が記載した照会書兼回答書、送付された有効期限通知書、代理人の本人確認書類が必要となります。

次に、カードの有効期間が過ぎた際の医療機関の受診につきましては、国ではマイナンバーカードがない場合でも保険診療を受けられる制度を整備するとしており、今後対応が示されると考えております。

次に、健康保険証の廃止につきましては、国は保険証とマイナンバーカードの一体化を進めている中で、令和6年に向けて健康保険証の廃止を検討しておりますが、今後整備される予定の新たな制度が医療を受ける市民の皆さん、医療機関関係者などから理解を得られるよう国として慎重に取組を進めてもらいたいと考えております。

次に、市内医療機関、薬局のシステム導入状況につきましては、厚生労働省のホームページに掲載されている令和4年11月27日時点における小樽市内のシステム導入件数は、医療機関20件、歯科17件、薬局46件の合計83件となります。

次に、国が各自治体のマイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定に反映させる検討をしていることにつきましては、現時点では具体的な算定方法が明示されておりませんが、私としては基本的には交付税とは切り離すべきものと考えております。

次に、マイナンバー制度の廃止につきましては、マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性向上、公平公正な社会の実現のための社会基盤として、国が法律を定め運用しているものであり、市としては国の方針に基づき運用をしていくものと捉えておりますので、廃止を求める考えはありません。

次に、インボイス制度導入の市内の影響についてですが、まず来年度からの入札参加資格につきましては、インボイス制度の登録を資格要件にはしないため、インボイス制度に登録がない場合でも入札参加資格審査申請は可能であります。

次に、取引業者への対応につきましては、インボイス制度の登録を入札参加資格の資格要件にはしないことから、説明会などの実施は考えておりません。

次に、インボイス制度導入の本市の経済活性化への影響につきましては、同制度の導入により消費税の免税事業者が課税事業者となった場合、消費税の申告、納付が発生し納税事務などの負担が生じることとなりますが、現時点において市内の免税事業者数や個々の状況を把握できませんので、同制度の導入による本市全体の経済活性化への影響は判断することができないと考えております。

次に、インボイス制度を進めることに対する私の考えにつきましては、この制度の導入に当たり、内容の理解が進んでいないことや、小規模事業者への課税負担が増えることなど、様々な御意見があることは承知をしております。現在、国が令和5年10月の制度導入に向け準備を進めておりますが、国には事業者には混乱が生じないよう、制度の周知を徹底するとともに事業者の事務負担が軽減するような環境整備などを行っていただきたいと考えております。

次に、シルバー人材センターへの対応策の検討につきましては、同センターはインボイス制度への対応等について現在検討中であると伺っております。シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し生きがいと健康増進を図り、活力ある地域づくりに貢献することを目的とした団体であり、市としても安定

的な運営が図られるべきと考えておりますので、今後の対応について国や北海道、他都市などの動向も含め注視してまいりたいと考えております。

次に、インボイス制度の導入に対する見解につきましては、この制度の目的は取引の正確な消費税額と消費税率を把握することであり、標準税率と軽減税率が混在する中、正しい消費税の納税額を計算することや税負担公平性の観点から導入されるものと認識をしております。

なお、社会保障の安定財源である消費税の制度については、国において議論されるべきものと考えておりますので、市として導入に反対することは考えておりません。

次に、米国艦船の小樽港入港についてですが、まず入港通知の時期につきましては、在札幌米国総領事館に問合せをいたしました。通知の時期がこれまでと比べて早かった理由については、総領事館でも把握していないとのことでありました。

次に、入港目的につきましては、まず通常入港は船舶への給水や食料等物資の補給、ごみやし尿等の処理及び乗組員の休息を目的としており、一方、親善入港は、これらに加え市民との交流など親善事業が実施される場合と認識をしております。

次に、核搭載の明確な確認につきましては、外交・防衛に関わる問題は国の専管事項であり、政府として非核三原則を国是としていることから、現状では外務省からの文書回答をもって核搭載なしの判断をする以外の方法はないものと考えております。

次に、米国艦船の入港の可否判断につきましては、小樽港はこれまでも商業港としての港湾機能に支障を来さないよう留意しており、入出港時及び接岸時の安全性、商業港としての港湾機能への影響、さらに核兵器搭載の有無の確認の3要件をもって受入れ判断をしてきたものであり、今後もこの考えに沿って対応してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）

○7番（丸山晴美議員） 北海道新幹線札幌延伸に伴う諸問題について質問します。

まず、北海道新幹線札幌延伸に関連してお聞きします。

12月8日付北海道新聞によれば、事業費が当初計画より増額した場合、地元負担が増えるのは確実だとされています。公共事業費のうち3分の2は国が、残りの3分の1が道と地元自治体が負担するといえます。2011年に国土交通省が北海道新幹線新函館北斗―札幌間の事業費を1兆6,700億円と試算しています。この時点で小樽市の負担は北海道が負担する3分の1の10分の1、約8億円になるということでした。

国土交通省の有識者会議の試算では、事業費が6,450億円増加するとされており、今後さらに増える可能性もあるといえます。先の見通しも示さず、増額しますから地元自治体に負担してくださいというのは、受入れ難い話です。

小樽市では負担が増額された場合、現在の負担割合のままでも負担増を受け入れるお考えでしょうか。お答えください。

今回の事業費増額について、また市が取る対応について、市民に説明会などを行う予定はありますか、お答えください。

道は6日、並行在来線のバス転換後のバスダイヤの方針案について、長万部―黒松内、黒松内―倶知安、倶知安―余市、余市―小樽の4区間に分けて示しました。

運行予定本数は、余市―小樽など輸送人員が多い区間で現行のJRと同等以上を確保する一方で、乗車

人員が10人以下の区間や時間帯などで減便した結果、長万部－黒松内間は9本から6本の減、倶知安－余市間は31本から23本と3割近く減便する内容です。

1台のバスに乗車する最大人数について、時間帯によって状況は変わりますが、こういった利用者が何人乗車すると想定していますか。

バス転換導入の前から減便の提案では、サービスを維持していく姿勢に不信感を抱かざるを得ません。将来的に人口減少が予想される中、便数はさらに減らされるのではないかと危惧します。減らされないような歯止めとなる規定や規則などはあるのでしょうか。お答えください。

また、バス転換後も現行のJRと同様の区間横断的な路線を残す一方で、短距離で区切る路線が増え、乗換えが必要になるケースが多くなると言います。通勤通学で毎日使う利用者の利便性を考えれば、乗換えなく利用できる必要があります。便数減少に加え、乗換えの負担が加わるとなれば利用者を減らすことになり、さらなる便数減少と利用者減少の負のスパイラルに陥るとは考えませんか。お答えください。

市内で新たに設定されるバス路線の距離は、どのくらいになりますか。それに関わって増加する除雪費用は誰が負担することになりますか。

地域住民の移動を保障する行政の責任を果たす立場で、改めて並行在来線の存続を国や北海道に求める方向での方針転換を検討するべきではないですか。お答えください。

新小樽（仮称）駅周辺開発についてお聞きします。

先日、小樽商工会議所の新会頭が選出され、北海道新聞のインタビューに、「新小樽駅は駐車場を整備し、通勤客の需要をつかみたい。また、市などには公営住宅の建設を求めたい。移住体験の住宅も良いと思います。家ができればコンビニやスーパーなども進出するでしょう」と答えています。

しかし、市が平成29年3月にまとめた北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画では、整備コンセプトを「新幹線整備効果を地域全体に生かすまちづくり「小樽の新たな玄関口の形成」として、「駅周辺地域で大規模な商業施設の立地など、新たな核の形成を抑制するものとします。」と書かれています。

また、小樽市公共賃貸住宅長寿化計画の中では、将来目標として管理戸数を現在よりも減少させる設定になっています。市全体としては、市営住宅を減らしていく計画になっていると理解していますが、商工会議所のインタビューにあるような公営住宅の建設を求められた場合、それに応えていくのでしょうか。お答えください。

仮に、新駅周辺に公営住宅を建て、コンビニ、スーパーなどが進出すれば、それはまさに新たな核の形成となるのではないのでしょうか。計画と相違すると思いますが、いかがでしょうか。

以上、第3項目めの質問となります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、北海道新幹線札幌延伸に伴う諸問題について御質問がありました。

初めに、北海道新幹線札幌延伸関連についてですが、まず事業費の増額に伴う地元負担につきましては、国土交通省が北海道など関係者と調整、相談するとの見解を示したところであり、本市としましては北海道などと連携をし、地方負担の増加を抑えるよう求めてまいりたいと考えております。

次に、市民への説明につきましては、事業費増加に係る本市の負担は、国や北海道などと協議すべきものと考えていることから、説明会などを開催する予定はありません。

次に、並行在来線のバス転換後の最大乗車人数などにつきましては、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議では、1台60人としてバスの輸送力を概算しましたが、実際の運行時の最大乗車人数

や利用者数の内訳は、現時点で明確な想定はなく、今後ダイヤ等と併せて検討をしてみたいと思います。

次に、バス減便の歯止めとなる規定などにつきましては、特段ないものと認識しております。

次に、バス転換後の乗換えにつきましては、倶知安―小樽間など、比較的長距離を移動する方の利便性確保も必要と認識しておりますので、今後具体的なダイヤの検討に当たっては、長距離利用のニーズなどを考慮しながら直行便や円滑に乗り継げるダイヤなど、利便性の確保について後志ブロック会議で議論してみたいと考えております。

次に、新たなバス路線の距離と除雪につきましては、道道小樽環状線の塩谷から最上にかけての約6.5キロメートルが新たなバスの走行を想定している区間であり、その除雪は道路管理者である北海道が行うものと考えております。

次に、並行在来線の存続につきましては、後志ブロック会議において沿線自治体の将来負担や国の支援の可能性など、様々な観点で検討した上で廃線やむなしとの判断をしたものであり、方針転換を検討する考えはありません。

次に、新小樽（仮称）駅周辺開発についてですが、まず公営住宅の建設につきましては、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会が策定したおたる新幹線まちづくりアクションプランにおいて、移住促進と新駅の利用者増加の好循環を生み出すための方策の一つとして、公営住宅の整備を検討することとしておりますので、その可能性を探ってみたいと考えております。

次に、コンビニ、スーパーの進出につきましては、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画では、中心市街地への影響を考慮し大規模な商業施設の立地等を抑制することとしているものであり、地域住民の日常生活に必要な程度の商業施設であれば、これに反するものではないと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）

○7番（丸山晴美議員） 福祉政策及び防災について質問します。

まず、子育て支援策です。

NHKの記事によれば、大手シンクタンク株式会社日本総合研究所は、厚生労働省が公表している今年1月から8月までに生まれた子供の数などを基に、1年間の出生数を全国でおよそ77万人と推計しました。1899年の統計開始以降、初めて80万人を下回る見通しです。

国立社会保障・人口問題研究所が2017年に公表した予測では、出生数が80万人を下回るのは8年後の2030年となっており、想定を上回るペースで少子化が進んでいます。

この記事の結びでは、1990年代の出生数は全国で120万人程度と比較的安定していた時期で、その年代の子供たちが今20歳代から30歳代となり、結婚や出産の時期を迎えている。今後10年間で少子化対策に取り組む上で特に重要な期間になるのではないかと指摘しています。

令和4年3月発行の「統計で見るわが街おたる」から出生数の推移を見ると、2018年に500人を割って484人、2019年440人、2020年433人、2021年417人と年々減少し続けています。市の財政を理由に子育て支援策を後回しにする時期はとうに過ぎています。

子ども医療費助成制度について、東京都が来年度から高校生まで無料にすると報道されています。また、お隣の余市町でも高校生まで無料にすることが12月の議会で提案されると聞いています。

小樽市でも来年度から中学生まで通院・入院を初診時一部負担金のみと助成を拡充する考えはありますか、お答えください。

また、北海道は子ども医療費助成について、本来国がやるべきものとして北海道独自の助成拡充に踏み出そうとしません。しかし、国が十分な手だてを打たないのであれば、北海道が道民の暮らしを支える立場で助成を拡充するべきです。市は、北海道に子どもの医療費助成拡充をさらに進めるよう、要請してはいかがでしょうか。お答えください。

小・中学校の給食費の無償化について、日本共産党は憲法第26条第2項でうたう、公教育の無償化を実現するものとして実施を求めています。今年度、物価高騰対策として、各家庭の負担を4か月分ゼロとしたことは大変よかったと思います。来年度以降も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がある限り、給食費の自己負担を無料とする考えはありますか。

保育料についてです。

今年の第2回定例会で、札幌市と比較すると条件によっては負担が重い事例があると分かりました。来年度は札幌市並みの保育料に見直すことを明言してください。いかがですか。

国では、中学校の部活動について条件が整ったところから地域移行を進める考えが示されました。

交通費などの負担が増える心配があります。経済的な負担を考えて希望する部活動を諦めることがないように、せめて就学援助制度を利用する家庭への支援として、クラブ活動費を就学援助に加える考えはありますか。

次に、加齢性難聴の方への補聴器購入等の助成についてです。

11月1日付のしんぶん赤旗によると、補聴器購入を助成する自治体は10月31日現在、全国114市町村に広がっています。昨年7月時点では35自治体でしたので、1年余りで約3倍という急速な広がりとなっています。中でも、新潟県では30市町村中9割近い26市町村で実施されていますが、それには日本耳鼻咽喉科学会新潟県地方部会が認知症予防のため、補聴器購入助成を要請してきたといえます。

認知症と難聴の関係について、国の認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランでは、難聴が認知症の危険因子の一つとされています。また2017年7月国際アルツハイマー病協会国際会議において、ランセット国際委員会で、難聴は高血圧・肥満・糖尿病などとともに認知症の危険因子の一つに挙げられました。

一般的にも聞こえに課題があると社会生活に支障が出ることは予想されますが、難聴が認知症の危険因子であるとされることについて、市長の認識を伺います。

加齢性難聴には、根本的な治療法はありません。そのまま放置していると音の刺激やコミュニケーションが減り、脳機能や生活の質の低下につながります。小樽市では、令和4年第2回定例会の小貫議員の代表質問で、一昨年10月から昨年9月の介護認定調査で6,816人中、大声でならば聞こえる、そういう方は1,020人いることが分かりました。

障害者総合支援法の補装具費支給制度に該当しないと考えられますが、大声でなければ聞こえないのであればコミュニケーションに支障を来しているのではないのでしょうか。この1,020人は補聴器の使用が必要と考えますが、見解を伺います。

地域を訪問していると、家の中で気配があるのに呼び鈴を押しても、大声で呼びかけても聞こえない方、あるいは大声でないと会話ができない方がいます。聞こえにくさを自覚されていても補聴器購入の負担を考え、ちゅうちょしているというお話も聞きます。

しかし今、述べてきたように、その後の生活の質を保つためにも加齢性難聴には補聴器が必要です。市として補聴器購入に際し、何らかの補助が必要です。考えをお聞かせください。

最後に、蘭島地域の避難所指定等についてお聞きします。

先日、地域住民から日本共産党小樽市議会議員団に御意見をいただきました。

市から津波災害時の蘭島地域の避難所として、蘭島会館の利用を提案されたとのことでした。しかし、蘭島会館の海拔は約4メートルで海からの距離も近く、津波災害時の避難所として大変心配であり、受け入れられないというのが住民の意見です。

この地域では今後、児童数減少が見込まれ、小・中学校の教職員配置の減など教育環境の低下への懸念が示されていました。

そこで、今年度から小中併置校として忍路中央小学校校舎が利用されています。そのため現在、旧忍路中学校校舎等は利用されていません。その上で、現在でも旧忍路中学校校舎等は津波災害時の蘭島地域の指定緊急避難場所・避難所になっています。旧忍路中学校校舎等について、今後も津波災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所として置くとしたら、どのような課題がありますか、お答えください。

旧忍路中学校校舎等は海拔19メートルありますから、海拔の低い蘭島会館を避難場所とすることに住民の皆さんが不安を感じるのは当然のことです。今回、市からお話のあった蘭島会館は、海拔や建物の種類などの点で指定緊急避難場所・避難所の要件を満たしているのでしょうか。お答えください。

小樽市津波ハザードマップで蘭島会館がある近隣を見ると、東の塩谷方面から流れ込む蘭島川は、蘭島会館の100メートルほど南を流れており、その先500メートルほどのところでモチヤ沢川と合流し、北へ進路を変えています。その先で海に流れ込むことから、もし津波が起きた場合、海水は海からだけでなく蘭島川を逆流することも想定するべきではないでしょうか。万が一そうなった場合、避難した住民たちの安全が確保できないという事態が起き得るのではないのでしょうか。

現在、忍路地域の指定緊急避難場所・避難所となっている忍路中央小学校・中学校は、蘭島地域までの避難所とすることはできないのでしょうか。考えをお聞きます。

いずれにしても、住民の不安を解消し納得できる避難所指定等となるように、今後住民と話し合うべきだと考えますが、いかがですか。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、福祉政策及び防災について御質問がありました。

初めに、子育て支援策についてですが、まず子ども医療費助成の拡大につきましては、少子化対策の一環としてこれまでも着実に進めているところでありますが、財政面のほか、他の子育て支援施策との優先度を見極めながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、子ども医療費助成拡充の北海道への要請につきましては、本市としては子ども医療費助成は子育て支援策や少子化対策にとって根幹をなすものであることから、全ての子供が平等に医療給付を受けられるよう、国による全国一律の助成制度の創設が望ましいと考えておりますので、これまでと同様に北海道市長会などを通じて国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、保育料の見直しにつきましては、これまでも申し上げておりますとおり、隣接する札幌市とはできるだけ政策の差をなくしていくことが重要であると考えておりますので、財政面のほか、他の子育て支援策との優先度を見極めながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、加齢性難聴の方への補聴器購入等の助成についてですが、まず難聴が認知症の危険因子であるとされることへの認識につきましては、聞こえが悪くなることによって家族や友人、知人とのコミュニケーションが困難となる、危険を察知する能力や意欲が低下するなど、様々な支障が生じることから、認知機能の低下を招く要因の一つと言われていると承知をしております。

次に、介護認定調査時に大声でならば聞こえると回答した方の補聴器を使用する必要性につきましては、これらの方々の中には補聴器を使用することで聞こえの改善が図られる方もおられると考えております。

次に、補聴器購入に対する補助につきましては、令和4年第2回定例会において補聴器購入補助に関連した意見書が全会一致で可決された趣旨も踏まえ、制度設計や財源の問題を含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、蘭島地域の避難所指定等についてですが、まず旧忍路中学校校舎等における今後の津波災害時の課題につきましては、指定避難所としている校舎や体育館は、現在ともに耐震性を有していないため、大規模な地震による災害時には避難所として開設できない場合があることが挙げられます。

また、指定緊急避難場所としているグラウンドは、他の用途として活用が定まらない限りは指定を継続することが可能でありますので、当面は特に問題はないものと考えております。

次に、代替案で示した蘭島会館の避難所等としての指定要件の適合性につきましては、蘭島会館は現在北海道留萌沖で最大規模の地震が発生した場合の津波災害警戒区域の範囲になっておりませんが、建物位置が標高約4メートルであり、要件の一つである5メートルを超えていないため、指定避難所の全ての要件を満たしているとは言えない状況にあります。

しかしながら、災害発生直後に緊急的に避難する緊急避難場所としましては、要件の一つが5メートル以下の場所にあつては2階以上に避難できるスペースがあることとしておりますので、2階に集会室を有する蘭島会館は、その要件を満たしているものと考えております。

次に、忍路中央小学校・中学校の避難対象につきましては、同校は忍路地域にお住まいの方に限定した避難所とはしておりませんので、蘭島地域の方も避難先として利用いただけることとなっております。

次に、避難所指定等に当たっての住民の皆さんとの話し合いにつきましては、これまでも蘭島地域の皆さんとは協議を行ってきているところであり、今後とも必要に応じ協議を行ってまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 丸山議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、福祉政策及び防災について御質問がありました。

初めに、子育て支援策についてですが、まず来年度以降も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し給食費の自己負担を無料にすることにつきましては、今年度は本交付金を活用し原材料費を調達するための経費を助成するとともに12月から3月までの4か月分の給食費保護者負担分を補助しているところでありますが、来年度以降も同様に学校給食への交付金活用が可能な場合には、その活用について市長部局と協議してまいりたいと考えております。

次に、就学援助の費目として新たにクラブ活動費を加える考えにつきましては、現在、国が進める休日部活動の地域移行に基づき、本市においても取組を進めておりますが、課題として受皿となる団体の運営費や子供たちの交通費など、保護者の負担増につながるものが想定されます。

そのため、市教委では子供たちが希望する部活動への入部を諦めることがないよう、様々な取組を検討しており、その一つとして就学援助のクラブ活動費につきましても検討しているところでございます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

○7番(丸山晴美議員) 再質問をいたします。

まず、発熱などの症状があつて、かかりつけ医あるいは発熱者相談センターで紹介された病院などに行

く場合、自家用車でと言われることが多く見受けられるという点ですけれども、マスクなどの感染対策を十分にさせていただいて、行っていただきたいということだったのですが、検査が終わって陽性になってしまったと。症状的には自宅療養にならざるを得ない場合、ただあまりにもつらくてお家に帰るすべがないとかというケースはあるのではないかと思います。そういったときはどうしたらいいのか。そういったときでも例えば救急車で帰ってもいいですよというのだったら、それでもいいのですけれども、そういうときどうするのかを少しお聞きしておきたいと思います。

それから、病床確保料の減額については、まだ北海道の対応がはっきりしないということで、明言できないというお話でした。小樽市としては、あまり影響はないと見込んでいるようだけれども、そうであれば北海道に影響が出ないように要請をしていくというような、何かアクションをする予定があるのかどうか。アクションする必要があると考えますけれども、その点いかがでしょうか。

それから、感染症法の改正については、私の言葉が足りなかったかもしれませんが、新しい感染症が起こった場合の費用負担についてお聞きしたかったのです。新感染症が蔓延というか、感染が広がった場合は公費で負担するということになってきたかと思えます。これを今回の改正では、公費と保険者が負担すると変わっていたかと思えます。その場合は、これまでの考え方と随分と変わってきますので、新感染症の対応についてはこれまでどおり、公費で負担をするべきだと考えますが、この点いかがでしょうか。

それから、マイナンバーカードを持たない人も、健康保険証を廃止しても困らないように新たな制度を検討するという説明を私も聞いていますけれども、それであれば、現在の健康保険証を廃止する必要はないと思うわけです。マイナンバーカードを促進しとは決して思いませんけれども、少なくとも今の健康保険証を廃止する必要はなく、廃止するべきではないという要請をしていただきたいのですが、その点いかがでしょうか。

それから、インボイス制度への理解が進んでいないという言葉が市長から出たかと思えます。そのとおりだと思います。民主商工会の小樽支部から聞きましても、何回も勉強会をされているということなのですけれども、自分の事業の規模から最適な対応をまだ考えあぐねているという会員がたくさんいるということなのです。今のままで、来年の10月にインボイス制度を導入するべきではないと、少なくとも時期を再考するべきだということを、北海道なり国なりに要請していただきたいのです。小規模事業者もやはり小樽市の経済を支えている一つの大事なファクターなのです。こうした方々にしっかりと目配りをしていただきたいとともに先ほど申し上げましたインボイス制度の導入については、少なくとも導入について時期を再考する必要があるという要請をしていただきたい。このことについてお答えをください。

米国艦船の早期の通知の理由については、不明であると。これ不明のままでもいいのかということなのです。今までとやり方が違うということは、何らかの意図があるのではないかと考えるわけです。なぜこんなに早いのか。その理由について説明されていないということであれば、説明をいただきたいということで、これについての考えをお聞かせください。

それから、通常入港と親善入港なのですけれども、親善入港といえばイベントなどにタイミングを合わせて入港してくるということなのだと思います。それを何のイベントもなしに、業務の必要に応じて入港することになれば、これは受け入れられないのです。さらなる軍港化への道を進むことになるのではないかと考えますけれども、その考えについての所見をお聞かせください。

それから、バス転換については、バス1台に乗る乗客は60人という数が一応出ました。ただ、状況によってはその数は変わってくるという説明は分かりますが、私は塩谷で説明会に参加させていただきました。1台に何人乗るとの説明はありませんでした。私が質問をしまして40人から60人というお答えをいただいたと記憶をしています。バス転換をしると言っているわけではありません。ただ、その説明をする

に当たって1台に何人乗るかという想定について、何の研究もないのは不誠実ではないですか。このことについてお考えをいただきたいと思います。

それから、新小樽（仮称）駅周辺開発、公営住宅については、いろいろな考え方があるかと思いますが、新幹線駅を使う方が、あの天神の地域で公営住宅に住むという想定があまりにも無理があるのではないかと思います。というのは、普通のJRの乗車券よりも当然新幹線のほうが乗車券は高いわけで、所得のレベルが比較的高レベルの方が新幹線をよく使うのだと思うのです。そういった方があの地域で、公営住宅に入るという想定は困難だと思うので、この公営住宅をつくることについては検討すべきではないと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の再質問にお答えをいたします。

まず、マイナンバーカードについてお尋ねがありました。

マイナンバーカードにつきましては、先ほども御答弁をさせていただいたように、国でもマイナンバーカードを取得しない方でも保険診療を受けられる制度を用意するというので、答弁があったというふうに認識しております。それであれば健康保険証との一元化をする必要はないのではないかというふうな御質問だったかと思いますが、一方ではマイナンバーカードの導入につきましては、様々な医療情報を閲覧できる、この医療分野でのデジタル化を推進するという観点で行われるというふうに認識しております。そういった利点がありますけれども、利点が分かりづらいという声も多いというふうに感じておりますので、これにつきましては国でも周知をしっかりと進めていくべきではないかというふうにございます。

それから、インボイスに関して御質問がございました。

御指摘のとおり、やはり中小企業の皆さん方に支えられておりますので、中小企業や小規模事業者の皆さんに寄り添っていく、この考え方には共感するものでありますけれども、この制度を導入することの再考を求めるべきところを要請するというところがございますが、それぞれ今は経過措置もございまして、事業の皆さん方に最適な方法を考えていただける時間はあるというふうに思っておりますので、その中で最適な方法をお考えいただければというふうにございます。制度の導入の再考を求める要請をすることはございませんので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから今回、米艦の入港時期が早まった理由を承知していないことについて不明のままでもいいのかということございますけれども、これにつきましては、米国側では明確に示すことができないというふうにございますので、改めて説明を求める考えはございません。

それから、通常入港と親善入港の問題でございました。親善入港で、業務の必要で入港するというのであれば、なおさら受け入れることができないという御指摘だというふうにございますけれども、市といたしましては、従来どおり三つの要件を十分勘案しながら入港の判断をさせていただく考えに変わりはないというところございます。

それから、バス転換の件で1台60名ということで今回御答弁させていただきましたけれども、塩谷の説明会で1台の乗車人数を説明しなかったことは不誠実ではないのかということございます。今回の答弁では60名ということで、御答弁の中に入れさせていただいたのですけれども、バス転換のときにそういったやり取りもなかったということで、あえて1台の乗車人数について、私どものほうで触れることはなかったのではないかとございます。特段バスの1台当たりの乗車人数を示さなかったこ

とに他意はございませんので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、新駅周辺での公営住宅の考え方でありますけれども、公営住宅の考え方につきましては、御指摘のように公共賃貸住宅長寿命化計画が定められておりまして、人口減少下にあります、市全体としては市営住宅を減らしていくという計画のとおりでございますが、あくまでも新駅周辺での公営住宅の建設というのは、新駅周辺地域で定住人口の確保につながる、こういったことが検討される、考えられるという条件付で考えていくということでございますので、無条件で新駅周辺に公営住宅を建てていく要請をしていくという考え方ではないということ御理解をいただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 丸山議員の再質問にお答えをいたします。

医療機関を受診して、そこで陽性が判明した方の自宅まで帰る手段に関する御質問でございますけれども、原則としては御本人が御家族などの協力を得て御自宅に戻っていただくこととなりますが、そういった手段を持ち得ない方で、歩いても帰れないという方も中にはいらっしゃるかと思いますので、そういった場合には医療機関から保健所に御連絡をいただいて、保健所の委託業者が患者の移送を行っているというところでございます。

それから、2点目の病床確保料の減額措置に関する御質問でありますけれども、国のこの10月以降は減額措置を講ずるという連絡は、9月の下旬に事務連絡として発出をされたところでありますが、その事務連絡を受けて、小樽市では北海道に対して、この措置がこのままの形で適用されると本市における医療体制も大きな影響を受けるということで、国に対して見直しをかけてほしいという要望を上げていただきたいという旨の意見出しは北海道にすぐに行っております。

そして、北海道でも、こういう地方の声であるとか、医師会等の医療関係団体からの意見も受けて、全国知事会などと連携をして国に対して事務連絡の考え方の方針転換を強く求めてきたと。結果として、先ほど市長から御答弁をいたしました国の方針転換につながってきたということでございますので、当然のことながら北海道はその国の方針転換を受けて、今の医療体制が大きく変わることはないような様々な減額調整対象となる医療機関除外規定を多々設けて、小樽市内に関して言えば全ての医療機関がそのどれかの条件に該当しますので、減額対象とはならないという取扱いにつながっていったというふうに認識をしているところでございます。

現在、医療機関に意向調査を行っておりますので、最終的には各医療機関がこれまでと変わらないで医療を継続していくということが意思表示された上で、体制が変わらないことが確定することになります。

それから、3点目は、感染症法の改正の関係ですけれども、先ほど市長から御答弁をした内容の繰り返しになりますが、感染症法の改正において今回新たに流行初期医療確保措置が規定をされました。従前の感染症についての医療費負担というのは公費を中心に行うというスキームは変わりませんが、今回の新たな措置に関しては、保険者にも一定の受益する面があるということで、例えば感染症患者、それから感染症患者以外の被保険者についても、通常保険診療がこの措置によって中断されることがないということで、被保険者にとって必要な医療が確保されること、そして、経済活動を止めることをできるだけないようにしていくという措置になるものですから、結果として必要な保険料が確保されていくということで、トータルで保険者におけるメリットもあるということで負担をされるという考え方につながっていったというように伺っておりますので、私ども小樽市として、この考え方に異を唱えるものではないというふうに考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

○7番(丸山晴美議員) 何点か再々質問ですけれども、新型コロナウイルス感染症の陽性判明後、御自宅に戻る手段がどうにもないということであれば対応してきたということで、今までのところ、それで間に合っているというか、対応できなかった事例はないと考えていいのかどうか1個確認をしたいと思いません。

新たな感性症が出た、流行初期のときの負担なのですけれども、基本的に今の感染症法であれば100%公費だと思うのです。いろいろな状況があることを理由に、公費と保険者の負担1対1だというふうに説明されていたかと思うのですが、その保険者というのが、健康保険の協会だとか、あるいは国民健康保険だとかに当たるかと思うのですが、実際にそれが行われたときに、保険者が負担できるだけの財源があるのかということなのです。それこそ国民健康保険料の保険料を何とか少しでも抑えてくれないかと、毎年のように私たち質問しているわけですけれども、保険者の負担ということにしているのかどうかという、その見解を重ねてお聞きをしたいと思えます。

それから、インボイスなのですけれども、経過措置があるということも分かります。結構長い期間、経過措置を考えられているとは思いますが、1回、消費税の課税業者になるということは、やはり消費税の納税義務が生じて、その負担が増える。売上げが伸びれば、それは納税していただければいいと思うのですが、それは経営努力だと言われればそれまでかもしれませんが、この厳しい中で売上げが伸ばすことが困難だからこそ、免税業者の方々が全国で今、このインボイス制度はやめてほしいと言っているわけです。そして、理解がまだ進んでいないという認識があるということであれば、これはやはり北海道なり国なりへの要請をもう一度考えるべきではないかと。税金の負担がのしかかってくるわけですから、これは生活に直結する問題です。要請をするということについてのお考えを、もう一度お聞かせください。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 丸山議員の再々質問にお答えをいたします。

インボイスの関係で改めて御質問がありましたけれども、基本的には6年の経過措置が設けられておりますので、免税事業者の皆さん方にはこの間に自社の取引先の状況を踏まえまして、検討をいただく必要があるというふうにお答えをいたしました。一方では今、御質問がありましたとおり、免税事業者にとりましては、課税業者となることの負担が増えるということは御指摘をされているというふうには認識をしておりますし、また一方では、取引から除外される可能性もあるということは、よく言われていることだというふうには認識しておりますけれども、この辺につきましては、市として要請する考えはございませんが、いろいろな経済団体がこのことについては懸念をされている部分だというふうに私どもも認識しておりますので、そういった経済団体の動きなども見ながら私たちの対応も今後検討していかなければいけないというふうに思っております。取りあえず当面は静観をさせていただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(田中宏之) 丸山議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、陽性が判明した感染者の方の搬送に関して、保健所に依頼があつて対応ができなかった事例はな

かったのかという御質問でありますけれども、感染が拡大しているときには、搬送依頼がふくそうして保健所に寄せられることも、これまでもございまして、保健所で委託をしている業者は数が限られますので、その全てに対応できなかったかもしれないというふうに申し上げざるを得ないかというふうに思っております。

ただ、ほとんどの要請には対応できてきているかというふうに思っております。

それから、2点目の流行初期医療確保措置に関わる保険者の負担についてでありますけれども、これについては各関係の健康保険法等の改正も今回の感染症法の改正に合わせて行われておりまして、拠出金を各保険者から出してもらうということの取決めが既に行われたということでございます。このことに関して、既に法律が通った後でございまして、保険者にも一定の益があるということで、今回の保険者負担が導入されたということでございますので、私どもはそれについての、特に異論はないと、異なる意見は持ち合わせていないというところでございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

次に、質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

（3番 小池二郎議員登壇）

○3番（小池二郎議員） オーガニック給食について、最初に消費者団体ママエンジェルスが本年3月から4月にかけて、インターネット上で意識調査をしました。その結果の一部を御紹介しますが、回答数は1万3,733件、回答年齢で一番多かったのは30歳代、40歳代の子育て世代でした。

アンケート内のオーガニックのお米や野菜を購入したことがありますかとの問いに対し、はいが90%、いいえが6%、分からないが4%。いいえと回答した方の理由で一番多かったのが値段が高いと感じる、次がいつも買物するお店に売っていないでした。

お米や野菜を購入する際、重視することはの問いに対し、安全性、農薬化学肥料が少なく環境に優しいものが一番多く、次に旬なものでした。

さらに学校給食について、オーガニック給食を導入してほしいかとの問いに、はいが92%でした。このように安全性の高い食材やオーガニック給食を求める声は大変大きなものがあります。

SDGsの中にもある持続可能な社会の取組の一つとして、みどりの食料システム戦略があり、その中で有機農業にも力を入れ、栽培されたものを学校給食などに積極的に取り入れるよう、国も予算を設けて取り組んでおります。

学校給食に活用できる国の予算は、農林水産省の政策である、みどりの食料システム戦略の中で、オーガニックビレッジに手を挙げた自治体に対しての助成に加えて、文部科学省から出ている感染症対策の充実と学校健康教育の推進の中にも予算が設けられており、進めるにはよいタイミングと感じます。

このみどりの食料システム戦略の中で、オーガニックビレッジに手を挙げた自治体は、現時点で北海道では安平町だけになりますが、導入に向け進めている自治体もあります。

そこで質問ですが、本市の有機農業の現状とオーガニック給食に対する御見解をお示しください。

アンケートは本市で行ったものではありませんが、その結果から照らし合わせると、本市の給食が安心・安全で、何よりおいしいと感じられること、さらに子供たちの健全な育成はもちろん、食育、地産地消、

郷土愛を育むことにもつながり、子育て支援の一つとしても、人口減少対策としても考えられることから、オーガニック給食の導入を検討すべきと考えますが、御見解をお示してください。

オーガニックビレッジは、有機農業の生産から消費までを一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組が必要であり、課題が多く難しいことは認識しておりますが、これら全てを本市だけで行うのではなく、後志管内周辺自治体との連携、協力となれば、生産から消費までの課題をクリアすることができるのではないかと考えます。

単独の自治体で取り組むよりも、地域活性化への多面的なよい影響が見込められることから、まずは周辺自治体への聞き取りや話合いの場をつくっていただきたいと考えますが、御見解をお聞かせいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、オーガニック給食推進について御質問がありました。

まず、本市の有機農業の現状につきましては、有機肥料を用いて農薬を使わず環境への負担をできる限り軽減した農業生産を試行的に取り組んでいる生産者はおりますが、新おたる農業協同組合に確認したところ、完全な有機農業に取り組み、安定した有機農産物の出荷が可能な生産者は把握していないと聞いております。

次に、周辺自治体との話合いの場につきましては、オーガニックビレッジの取組については、有機農業にまともに取り組み地域形成などが重要であることから、まずは後志管内の有機農業の現状や課題など、生産状況を把握する必要があるものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 小池議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、オーガニック給食推進について御質問がありました。

まず、オーガニック給食に対する見解につきましては、文部科学省においてオーガニック給食の定義づけはされておきませんが、農林水産省では化学肥料や化学合成された農薬を使わず、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、環境への負荷をできる限り低減して生産された有機農産物や、その加工食品を有機JAS認定しオーガニックと表示できるとしてしておりますので、オーガニックの表示がある食材の利用は、より安全・安心で環境に優しい給食の提供が可能になるものと考えております。

次に、オーガニック給食の導入につきましては、オーガニック表示のある食材の使用は、より安全・安心な給食の提供につながるものと考えておりますが、本市の学校給食において供給するためには、現状として生産量が極めて少なく数量の確保が難しいことや、通常の農産物より価格が高く、直ちに導入することは難しいものと考えており、その活用については今後の検討課題であると考えております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

○3番（小池二郎議員） 再質問させていただきます。

御答弁のとおり、有機農業の推進というのは、なかなか難しいところで、ましては小樽市だけではできないということなので、市長の答弁にもございましたけれども、後志管内の地域の方にも聞き込みをしていただきたいということもお願いしたいところではあるのですが、質問の中で、オーガニック給食の導入

は子育て支援や人口減少対策の一つと考えられるので、検討していただきたいという質問もさせていただきました。

昨日、高木議員の人口減少に対する再質問の市長の御答弁で、人口戦略調整会議の中で何点か例をお示しされていましたが、その中で以前私が質問した放課後児童クラブの時間帯や環境の整備とかも出ていましたけれども、同じようにオーガニック給食、今、子育て世代が大変注目している一つかと思います。こういった施策をほかの自治体よりもできるだけ早く取り入れるべきだと思いますので、いま一度、人口減少対策の観点から、子育て支援の観点から、市長のオーガニック給食に対する御見解をいただけたらと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の再質問にお答えをさせていただきます。

なかなか有機農業の現状について、私どももこれまで十分把握しておりませんし、あまり農業が盛んではないというそういった土地柄もあるのだというふうには思っておりますけれども、今、御指摘がありましたとおり、こういったオーガニック給食の推進が子育て世代に今注目をされているということも、実は今初めてお聞きをするような状況ですので、この有機農業の状況ですとか、あるいはオーガニック給食の他の自治体の取組も十分参考にさせていただきますして、まずはいろいろと調べさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、私たちがふだん目の向いていない方向にも子育て世代が注目をされているのだということは改めて認識をいたしましたので、そういった観点で少し調べさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 小池議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） それでは、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行の備えについて伺います。

新型コロナウイルス感染症が再拡大し、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるとの報道もなされています。

先般、「新型コロナウイルスワクチン接種のご案内」と「新型コロナウイルスと、季節性インフルエンザについて知っていただきたいこと」のチラシがタイミングよく配布されました。

そこで、改めて懸念される同時流行の、この先の感染予測、医療逼迫を防ぐため流行に備えた準備として市民に求められることのほか、今後市として取り組むことがあればお示しく下さい。

次に、小樽市立病院の紹介制導入について伺います。

小樽市立病院は専門的な医療を提供する高度急性期及び急性期病床を有する地域の基幹病院に向け、地域がん診療連携拠点病院などの認定を受け、さらに地域医療支援病院の承認を目指し、様々な施策を積極的に推進しているところでありますが、令和4年9月5日付で病院局より紹介制導入の検討開始について

の報告を受けました。

そこでいま一度、紹介制とは何か。導入の目的、検討開始に至る病院の状況と懸念材料をお示しく下さい。

そして、消化器内科の紹介制試行開始以降の経過と現状をお知らせください。

また、地域の医療機関との連携について説明してください。

今後は紹介制の診療科を増やし、かかりつけ医からの紹介患者の受入れや小樽市立病院から他の医療機関への逆紹介を進め、後志圏域で初となる地域医療支援病院の承認に向けて取り組むとのことですが、どのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

後志管内の医療を守るためには、地域医療支援病院の承認は必要だと考えます。選定療養費などの課題もあると思いますが、病院局長をはじめ病院一丸となって頑張っていたいただきたいと思います。

夜間急病センターについて伺います。

第3回定例会で触れた夜間急病センターについて、医師の働き方改革の施行に伴う医師派遣への影響が心配されていましたが、その後の経過について御説明ください。

街路防犯灯の更新について伺います。

平成27年度から令和2年度までの6年をかけて、街路防犯灯のLED化が市の助成率9割による助成金を受けて進められました。

一般的にLED灯具の耐用年数は10年から15年ということですが、規模によっては100灯具以上を有している町内会もあり、今後の更新に当たっての費用を市が確保できるのか、不安を抱いていると聞いております。

11月22日に開催されました町会長と市との定例連絡会議においても、出席した町内会長から来るべき更新時期に備えて市の助成が確保できるのかなどの声が上がったとも聞いております。町内会によっては令和5年度から一定額の積立てをしていく方針の町内会もあると伺っていますが、現在でも申請した灯具数分に対して予算がないとの理由で助成金を減らされたケースもある中で、一時期に各町内会が一斉に灯具の更新費用の助成を申請した場合、市でどのように予算を確保するのか、考えをお聞かせください。

町会関係についてお尋ねします。

令和4年第2回定例会において、町会活動支援員制度を含めた町内会の活性化について、町会活動支援員制度の抜本的な見直しを含めて今後の町内会の在り方などを協議する場の設置について、私の質問に対して補助金制度を含めて支援の在り方を検討する必要があり、早急に総連合町会と協議していくとの答弁でした。しかしながら、総連合町会によりますと昨年から要望している補助金制度を含めて、支援の在り方を検討する検討会が開催されていないため、このままでは令和5年度予算の予算計上に間に合わないのではないかと危惧し、所管である生活環境部と市長へ要望したと聞いていますが、その後の経過をお答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行の備えについて御質問がありました。

同時流行の、この先の感染予測につきましては、国によると新型コロナウイルス感染症はこの夏を上回る感染拡大となる可能性があり、加えて季節性インフルエンザも流行し、より多くの発熱患者が同時に生

じる可能性があるとの見解が示されております。

次に、市民に求められる準備につきましては、引き続き基本的な感染対策に取り組んでいただくことに加え、新型コロナ及びインフルエンザワクチンの早期接種や検査キット、解熱剤、食料などを体調不良時に備えて準備いただくことが必要であると考えております。

また、医療体制整備の取組といたしましては、これまで診療・検査医療機関の拡大などに努めてまいりましたが、今後は年末年始における入院の必要な感染者の対応などについて、関係機関と調整を図る予定でおります。

次に、夜間急病センターについて御質問がありました。

いわゆる医師の働き方改革の施行に伴う対応につきましては、この改革により令和6年度から医師の時間外勤務の上限が規制されることとなり、同センターでの夜間帯における医師の勤務を宿直勤務とすることが求められる状況となっていたことから、小樽労働基準監督署へ同センターに係る「断続的な宿直又は日直勤務許可」を申請しておりましたが、11月2日付で同署から許可を取得したところであります。これにより、夜間帯の医師の勤務が時間外勤務には導入されないこととなり、医師の時間外勤務の上限規制の問題を回避できる見込みとなったことから、派遣元である大学等に対し、引き続き医師の派遣を要請していくこととしております。

次に、街路防犯灯の更新について御質問がありました。

街路防犯灯の更新に係る予算につきましては、既存街路防犯灯LED化推進事業の初年度である平成27年度から7年が経過をし、数年後には耐用年数を迎え多くの更新が見込まれることから、各町内会の更新に対する考え方や意向を把握し、助成制度に係る今後の方針について検討してまいりたいと考えております。

次に、町会関係について御質問がありました。

総連合町会からの要望につきましては、補助金の増額、町内会活動に対する助成制度の新設、町内会が抱える課題等を検討する場の設置について要望がありました。

町内会支援を検討する上では、町内会役員の皆さんと意見交換をしながら進めていきたいと考えていることから、去る12月8日に総連合町会会長、副会長、事務局長の三者と協議を行ったところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

小樽市立病院の紹介制導入について御質問がありました。

まず、紹介制の説明、導入の目的などにつきましては、紹介制とは、当院を初めて受診される方には地域のかかりつけ医等からの紹介状を持参していただくことを原則とする制度であります。

導入の目的は、将来的に医療従事者の不足が見込まれる中、医療機関の機能分化、連携強化を推進し、専門的な治療が必要な患者に対し効率的に質の高い医療を提供するとともに、職員の負担軽減を図るものであります。

現在、当院には病状の程度を問わず多くの患者が来院しており、待ち時間の長さや医師が外来受診後に行う手術への影響、職員の業務負担の増が問題となっております。

このような状況が続くと、職員の離職や医師の確保に影響を及ぼすことが考えられ、救急医療を含め地域の医療提供体制の維持が困難になるという懸念があるものであります。

次に、消化器内科の紹介制の経過と現状につきましては、予約及び紹介状なしで来院された患者数は、10月は21名であり、全員緊急性はありませんでした。そのうち、当院での診察予約をした方が5名、他院

を紹介した方が11名、他院の紹介が不要な方が5名。11月は患者数が4名と減少し、診察予約が1名、他院を紹介が2名、紹介不要1名となっております。

また、問合せについては10月が4件、11月が1件で全て受診方法に関するものであり、いずれも丁寧な説明を心がけ御理解をいただいております。その他、紹介制についての反対との匿名での御意見が11月に1件あったところであります。窓口において混乱もなく、患者の理解も進んできておりますので、引き続き紹介制を試行する診療科の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域の医療機関との連携につきましては、かかりつけ医を持つことを推進し、他の医療機関からの紹介患者の受入れや、当院での専門的な治療が終了した患者の他の医療機関への紹介、いわゆる紹介・逆紹介を積極的に行っています。

また、当院の高度医療機器を他の医療機関にも活用していただくことや、研修会等の開催を通じて地域の医療機関との連携を深めております。

なお、地域の基幹病院として関係医療機関への医師の派遣や感染防止対策の指導のため、認定看護師の派遣なども取り組んでいるところであります。

次に、地域医療支援病院の承認に向けた取組につきましては、地域医療支援病院の要件である紹介率及び逆紹介率の基準を満たすため、現在、小樽・後志の医療機関向けに説明会を開催し、当院の取組に対する御理解と紹介・逆紹介の御協力をお願いしております。

また、消化器内科で試行している紹介制を拡大し、まずはかかりつけ医を受診し専門的な治療を必要とする場合は当院を紹介してもらうという患者の受診行動の変化を促してまいります。

今後も当院が地域医療支援病院を目指すことについての議会や市民向けの説明会をはじめ、広報おたるでの特集記事の掲載や他のマスコミへの報道依頼など、市民の皆さんへ周知、啓発活動を予定しております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、中村岩雄議員。

○4番(中村岩雄議員) それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行の備えについての部分ですが、かなり丁寧に御答弁いただいたと思うのですが、外来医療体制の強化の部分で、国ですとか北海道は、かなり具体的に数字を上げて、その方針を示したりしておりますけれども、小樽市として具体的な数字も想定しているのかどうか、その辺です。例えば、今冬の最大診療能力は、具体的な数字でどうなのか、患者対応の診療可能人数ですとか、具体的な数字まで想定して準備をされているのかということをお聞きしたいと思います。

さらに、健康観察フォローアップセンターとの関係において、やはり今冬の対応能力、小樽市でどのように想定しているのか、その辺も併せてお聞きしたいと思います。

それから、2項目めの紹介制導入のところなのですが、今後、地域医療支援病院の承認に向けて取り組むというのは、どのように進めていくのかとお聞きしたのですが、取り組まれていることは本当にたくさんあると思うのです。私たちもそうですけれども、市民一般の方々にはそういう努力されている内容はほとんど、まだ知られていないのではないかと思います。今お答えいただいた以外に、まだ具体的に取り組まれていることはあると思いますので、もしその辺も御紹介いただけたらありがたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 中村岩雄議員の再質問にお答えをいたします。

外来医療体制の強化について、この後の新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えて具体的なものを持っているかという御質問かと思えますけれども、今、具体的な数字が手元にありませんので、小樽市として何人想定してどういう体制でという数字をもって御説明はできないのですが、最大どれだけの発熱患者が出て、それに対してどう対応していくのかということについては、数の整理は行っているところでございます。

また、健康観察フォローアップセンターの対応能力につきましても、自宅療養者の数によって対応能力を大きくしたり小さくしたりということが求められておりますけれども、それについては日々健康観察フォローアップセンターから保健所にどういう対応状況かということは確認をしております、オペレーター等の数が足りないということであれば、必要な措置をその時点で早めに講じていくということで対応してきているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局事務部長。

○事務部長（佐々木真一） 中村岩雄議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど局長から答弁した以外の地域医療支援病院の具体的な方策といたしましては、一番あるところは地域の医療機関の部分で、今までうちの患者支援センターが中心となりまして連携を図っていく中で、紹介・逆紹介の冊子を相手方の病院に配付したりというような活動もやっておりますし、あと内部的には今後地域医療支援病院を目指すに当たりましては、選定療養費という部分を徴収していかなければなりませんので、その辺の対象の検討ですとか、要件の中では我々の病院が地域の医療機関とか市民の方々に対して勉強会などを開催するということがありますので、それをどのように進めていくかということを検討しながら、地域の皆様と連携していくというようなことが具体的にあるところでございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、質疑及び一般質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時44分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 横尾英司

議員 高野さくら

令和4年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和4年12月14日

出席議員 (25名)

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員 (0名)

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
総務部長	佐藤靖久	財政部長	上石明
産業港湾部長	渡部一博	産業港湾部長 港湾担当部長	佐藤文俊
生活環境部長	松井宏幸	福祉保険部長	勝山貴之
こども未来部長	安部俊克	保健所長	田中宏之
建設部長	松浦裕仁	病院局小樽市立病院 事務部長	佐々木真一
教育部長	薄井洋仁	総務部長 企画政策室長	斉藤繁幸
総務部総務課長	中村弘二		

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長 中村 哲也
主査 柴田 真紀
書記 三上 恭平
書記 中村 知奈津

事務局次長 佐藤 典孝
書記 阿部 久美子
書記 相馬 音佳
書記 成田 昇平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高木紀和議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第24号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○5番（面野大輔議員） 一般質問を行います。

初めに、浅草横断歩道橋について伺います。

産業会館2階の国道側出入口につながる歩道橋です。国道5号をまたぐ浅草横断歩道橋は現在、稲穂小学校や西陵中学校に通学する児童・生徒の通学路に指定されているほか、市民の皆さんが国道を横断するために利用されている北海道開発局小樽開発建設部が管理する歩道橋です。昨今、歩道橋の老朽化による安全性に関する御意見や撤去要望について市民の方から御相談をお預かりする機会もございまして、その都度、管理する小樽開発建設部や本市の担当窓口に対して御説明をいただいております。これまでは、老朽化対策を施し、歩道橋の安全管理を確保していく旨、歩道橋の管理方針について伺ってまいりましたが、今年の夏頃に小樽開発建設部小樽道路事務所へ、当該歩道橋に関する今後の方針について改めて問い合わせたところ、撤去に向けて検討しているところだと伺いました。

そこで、撤去に向けて幾つか伺っていききたいと思います。

初めに、浅草横断歩道橋が設置された時期と理由について御説明ください。

次に、管理者である小樽開発建設部は撤去に向けた取組をどのように進め、撤去する理由をどのようにお考えなのか、現在、市で押さえている状況を御説明ください。

次に、稲穂小学校、西陵中学校の通学路として現在利用されていると聞いていますが、歩道橋の撤去によって、これまでとは異なる通学路の環境になると考えられます。歩道橋撤去に関して、学校、地域の声などの御意見について小樽開発建設部は把握しているのでしょうか。

また、本市としても、それらの御意見を把握するべきだと考えますが、現在の状況をお示しください。

当該歩道橋に接する交差点は、国道と道道が交差する道路となっています。道路管理については、小樽市が関与しないことになると考えますが、撤去後の環境については本市も考えていかなければならない立場であると思います。撤去後、横断歩道や信号機など、どのように設置するか、現時点では未定だと思いますが、歩道橋撤去に関する懸念点について、本市はどのように捉えていますか。

また、本市としては、その懸念点についてどのような場で求めていく必要があると考えますか。

次に、当該歩道橋は小樽市が保有する産業会館の2階出入口とつながっています。私が把握しているのは、年度末頃に設置されている確定申告の会場として利用されており、開場前にはたくさんの方々々が2階出入口、歩道橋と接する場所で待っている風景を目にいたします。現在、出入口の利用状況及び産業会館内の店舗や団体の御意見を把握されているのかお示しください。

次に、歩道橋撤去に伴う本市の工事の内容と概算金額について、現在想定される範囲でお示しください。

この項最後に、浅草横断歩道橋の撤去に対する本市の御見解をお示しください。浅草横断歩道橋に接する交差点は一般車両を含め、路線バスのルートでもあるので、非常に多くの車両が往来する道路になっています。また、小樽駅や小学校、公的機関の施設が近隣に集中しており、大変多くの歩行者も利用するエ

リアとなっております。ですから、撤去後の安全性の確保や交通渋滞を引き起こさないような交差点となるように、各機関や利用者の御意見を伺い、丁寧に進めていただきたいと思います。

次に、今後の町内会運営に対するサポートに関して伺います。

今年の1回定例会予算特別委員会にて質疑をさせていただきました町内会運営に関する市の考え方について、改めて伺いたいと思います。

前回伺った際には、今年度の単位町内会への世帯数割単価と総連合町会補助金の増額について、暫定的な措置であると御答弁をいただきました。加えて、町内会が局面する課題についても今年度中に町内会の御意見を伺い、また、町内会にどの程度の業務を担っていただいているのか、その調査、把握に努めていただけるとも御答弁をいただきました。

初めに、総連合町会の業務、具体的には、市が発信する情報の回覧件数や総連合町会から推薦を受けて市が設置する委員会などに参加されている町内会長の人数など、総連合町会事務局が貢献している状況を把握、可視化するために町内会の担当である生活安全課が各部署へ照会して、把握に努めていきたいと方針を示されていましたが、現在の進捗状況をお示ください。

本市の業務改善においても取り組んでいるように、業務量の把握、可視化することによって業務の負担がどの程度なのか、人員の配置は足りているのか、市補助金が適正なのか、今後、総連合町会に対してどのようなサポートが必要なのかという検討材料として、必要なデータになってくると思います。

次に、市補助金の増額要望に対する考え方について伺います。

単位町内会への世帯割単価、総連合町会運営費について、大幅な増額と抜本的な見直しについて要望をいただいている状況だとお聞きしています。前回質問の際には、総連合町会側と協議を行い、検討される旨の方針を示していただいておりますが、現在どのような状況なのかを示してください。

総連合町会の要望、それから、小樽市の財政状況、財源に鑑み、サポートできること、できないことがあると思います。また、金銭的なサポート以外でも人的なサポート、デジタル化による業務軽減など、様々な視点からしっかりと協議を進めていただき、双方にとって効果的で持続可能な連携方法を模索していただきたいと考えます。

次に、他自治体では、町内会運営・振興に関する条例を定めているケースもあると受け止めています。札幌市では、札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例が令和4年10月6日に市議会で可決され、令和5年4月1日から施行となっております。札幌市のこれまでの検討経過を確認すると、令和2年4月頃から町内会との意見交換会で御意見を伺うための条例素案と支援策案それぞれのたたき台を作成し、条例制定に向けて動き出したと示されています。制定までに、市民ワークショップや全10区の連合町内会連絡協議会等での意見交換、単位町内会からの意見募集、条例素案に対するパブリックコメントの実施など、幅広い意見を集約する取組を進めてきたということです。本市と比べると、少子高齢化、人口減少の推移はなだらかなまちですが、札幌市では条例制定の理由として、多くの町内会では加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの問題に悩んでおり、今後もこうした状況が続いていくと、町内会の存在自体が難しくなる例が増える。また、町内会活動が停滞することによって地域の活力が低下していくことに対し、危機感を持ち、この条例をよりどころとして、将来にわたって町内会を支援していきたいという理由で制定を進めたそうです。

また、ほかの都市では、地域振興計画やコミュニティ振興計画を策定し、具体的な施策の進捗状況を管理、運営し、コミュニティの振興策に力を入れている自治体もあるようです。全国的に見ても町内会を取り巻く環境は本市と同様であり、よりどころとなる条例や計画を策定し、町内会の活性化を目指す自治体が増えている傾向にあると考えます。本市としても、条例の制定や計画策定を検討し、町内会を取り巻

く現状や課題解決のために、何を進めていくべきかなどを明確にして施策を押し進めていく必要があると
考えます。各町内会でも、当事者の皆さんは課題を把握し、解決のために様々な取組に尽力をされている
ことは承知しておりますが、小樽市としてもそのような実態を踏まえ、条例化や計画の策定を視野に入れ、
今後の町内会運営・振興に向けて新たな取組について検討を進めていただきたいと思います。御所見を
伺います。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種記録について伺います。

国内では、ファイザー社のワクチンが令和3年2月14日に薬事承認され、同月17日から接種が開始され
ています。その後、モデルナ社、アストラゼネカ社のワクチンも次々と承認がなされ、主に3社のワクチ
ンによって接種が開始されました。ワクチンは、感染や発症予防をする効果、また、重症化を予防する効
果が確認され、特に高齢者や基礎疾患の有無などによる条件を基に接種の順番を示し、健康被害や感染対
策への影響を最小限に抑えるために順次実施されてきました。当初ワクチンの供給量に先行きが不透明な
時期もありましたし、接種後の副反応への不安、SNS上ではフェイクニュースやデマが拡散され、いろ
いろな観点から接種の推進に課題がありました。そういった課題を一つ一つ解決し、多忙を極めて、接種
の推進に努めてこられた職員の皆様、医療従事者の皆様に敬意を表するところです。

世界的にもワクチンの接種率が向上するとともに、新規感染者数や重症者数、死亡者数などが減少に転
じ、その状況に合わせて、社会的ルールや国際的な往来が緩和され、コロナ禍以前の状況に戻りつつあり
ます。国によっては、状況の違いはあるものの、世界的に推進したワクチン接種により大きな成果が見込
まれているところです。

しかし一方で、迅速過ぎる薬事承認に対し、懸念する意見も示されているところです。日本薬剤疫学会、
日本疫学会、日本臨床疫学会、日本ワクチン学会の4学会からは、「COVID-19に対するワクチン承
認後の安全性確保のためには、従前の医薬品・ワクチンの安全性監視の方法論に捉われず、ワクチン供給
企業のみならず社会インフラ全体を活用した安全性監視体制の整備に予め取り組み、迅速かつリアルタイムな安全対策の実施を可能にするシステムを承認時までには整備することが肝要と考えます。さらに、複数
回接種が必要なワクチンでは、確実な安全性及び有効性を得るために適正な接種スケジュールの遵守が必要であり、その接種記録の管理と医療関係者間での共有は重要であります。これを実現するためには、承認後、COVID-19に対するワクチン被接種者全員を登録、追跡するシステムを構築し、接種記録の共有と接種後の転帰の確認を可能とすることが必須と考えます。」という趣旨の共同声明が出されています。

つまり、将来に万一、何らかの事象が起きた際に、いつ、誰が、どのワクチンを接種したかというデー
タを追跡するシステムと、それらを共有することが安全性の懸念が生じた場合に、社会的影響を最小限に
抑えることが可能であるという見解が示されているわけです。現在、ワクチン接種記録システム（VRS）
を運用し、国と地方自治体で接種記録を管理されていると聞きますが、将来的に本システムで地方自治体
が住民の接種記録を管理、追跡できる構造になっているのか。加えて、本システムで管理されるデータの
内容で接種記録として十分な情報量となっているのか御説明ください。

次に、本市の公文書保管に関して伺います。

従前から、行政が関わる予防接種の記録は法令によって接種記録を保管するよう定められていると伺い
ますが、現在本市では、接種記録の保存について何年間と規定しているのか、また、どのような状態で保
管されているのか御説明ください。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種記録はそれ以外の予防接種の記録と異なる点がございましたら御説明ください。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種記録の保存期間延長について伺います。

東京都小平市、千葉県我孫子市では、国が法令で定める5年間の保存期間を独自に延長したことが報じられています。その理由として、過去の薬害では、医師の診療記録であるカルテの廃棄が救済の壁となったケースもあり、ワクチン接種で将来、健康被害が発生するような事態になった場合に備えての措置だと説明しています。一方、厚生労働省ではワクチン接種記録システム（VRS）が接種券から読み取ったデータや接種を実施した医療機関から自治体に送られる予診票の情報を基に市町村が予防接種法施行令に基づき、接種を受けた人の住所、氏名、生年月日、性別、接種実施日などを記載した予防接種台帳を作り、5年間保存しなければならないとしています。また、接種を受けた人に対し、接種後に交付される接種済証を各自で保管するよう呼びかけています。

現在の法制度の下では、5年以上経過してしまうと、自治体の自主的な接種記録の保存期間延長なしでは、接種済証を廃棄、紛失した場合、接種を証明する公的資料がなくなる可能性があります。本来、個人情報はおのおので管理することが大前提ですが、接種済証をこの先、長期間にわたって個人で保管することは困難だと考えます。小樽市としては、接種から5年以上経過した市民が万が一、副反応による健康被害を訴え、接種済証を紛失していても、接種記録が追跡できるように保存期間の延長を検討していただきたいと考えますが、御見解をお聞かせください。

しかし、私は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの接種記録は国が管理することが一番望ましいのではないかと考えます。これから先、国の財源を基に何回のワクチン接種が行われるのか先が見えませんし、記録を保管するにも、紙なのかデータなのかによって、メリット、デメリットも生じてきます。また、個々の自治体によって、それぞれの保存期間にばらつきが生じると、転居した際に追跡することが困難な場合も想定されます。そのような課題が考えられる中では、システムを一元化して、いつでも、誰でも、どこでも接種記録が追跡できる環境を整えることが国の責務であると考えています。

次に、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について伺います。

同倉庫の無償譲渡が決定してから1年が経過しました。同倉庫の解体に関する情報を北海製罐株式会社から受けた後、第3倉庫活用ミーティングが立ち上がり、保存活用方法を検討し、解体まで約1年間の猶予をいただきました。その後、活用ミーティングからの最終報告を受けて、本市では同倉庫の無償譲渡に向けて北海製罐株式会社と正式に協議を始めました。これまで、資金面では、同社からの支援として寄附をいただいたほか、ガバメントクラウドファンディングを実施して、当面の維持や改修、調査に充てる財源を確保しているところです。

来年、小樽運河は竣工後100年の節目の年を迎えます。同倉庫は運河の竣工とほぼ同時期に建設され、歴史的にも、建築物としても、非常に価値のあるものだと聞きます。しかし、経年劣化や海辺特有の塩害など、老朽化の課題も指摘されています。同倉庫を所有する本市としては、活用方法が決定するまで安全に維持し、本格的な活用策を模索していく役割を担っていると考えます。

初めに、現在想定している年間の維持管理経費についてお示しください。

次に、同倉庫活用の検討に関する進捗状況について伺います。

北海製罐株式会社から、解体の打診があって以降、この間に実施した調査や補修、イベントでの利用について御説明ください。

次に、今後の活用策を検討する推進体制についてお示しください。

次に、活用に向けたスケジュールについてお示しください。

続いて、同倉庫の現況について伺います。

この間、議会議論においても度々、協議されてきた同倉庫ですが、市民の間からも有効活用に関するアイデアを伺う機会も増えています。具体的には、宿泊施設、美術館や博物館、多目的ホール、工場、スポ

一ツ施設、商業施設、デジタル戦略拠点、国内アウトドア施設、撮影所、市役所庁舎、大型お化け屋敷などなど、中には現実的にかなりハードルが高いアイデアがあるものの、市民の皆さんも同倉庫に対する関心が高いということがうかがえる、大変多くの御意見であると考えます。多くの市民の声を受けて保存が決まった施設である以上、現状どのような状態であるかという周知は必要なことだと考えます。

また、個人の方をはじめイベント主催者からも現状での利用について意欲的な御意見を伺います。現にこの夏には、イベントのライブステージとして利用された実績もあり、今後の本格的な利活用のアイデアを検討する上でも、可能な範囲で同倉庫の利用促進を検討するべきであると考えます。

しかし、当該エリアは都市計画法により工業地域に指定されておりますが、臨港地区の指定もされていることから、港湾法に基づき分区条例で工業港区に指定されております。そのため、分区条例による建築物の用途の規制がかかっており、現状での同倉庫の用途はかなり限定的なものになってしまうということです。現状での当該エリアに係る規制をお示しいただき、最終的な活用策、譲渡が決定した後、どのような手続を進めていく必要があるのか御説明ください。

次に、同倉庫は建物自体にも、消防法や建築基準法上の課題があると認識しています。本市が所有する以前は倉庫として稼働しており、その用途に応じた構造設計、必要設備の整備を施され、使用されてきたことと考えますが、今後、本市が考える保全活用策の方向性としては、第3倉庫活用ミーティングから提言をいただいた三つのテーマに沿って進められるのだろうと推察いたします。提言の三つのテーマを確認してみると、多くの市民や事業者が集う大規模な施設になるのだろうと想定され、本格活用を行うに当たっては、大規模改修や整備などが行われるものと考えます。それに先立って、同倉庫に対する市民意識の醸成を図るため、本格活用前にイベントを行うことが有効と考えますが、法令上の規制をクリアするために必要となる整備などについてお示しください。

市が所有して1年が経過し、現在活用策を検討している最中だと考えます。しかし、活用に向けて時間がかかるほど施設の老朽化が進行し、維持費用が増加いたします。今回伺ったスケジュールにのっとり、計画的かつ魅力的な活用策の検討を進めていただけるようお願いを申し上げます。

以上、再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、浅草横断歩道橋について御質問がありました。

まず、浅草横断歩道橋設置の時期と理由につきましては、道道天神南小樽停車場線から国道5号への左折車両による渋滞解消、歩車分離による歩行者の安全確保及び国道拡幅工事に伴い生じた山側と海側の商店街の分断解消のため、市が北海道開発局小樽開発建設部に要望をし、昭和54年11月に供用開始となっております。

次に、小樽開発建設部の撤去に向けた取組と理由につきましては、交差点を通行する車両や歩行者の減少のほか、歩道橋の老朽化や歩道橋撤去後の横断歩道の設置要望などもあったことから、本市をはじめ地域や学校などの関係者から意見を聴取するとともに、警察などの関係機関と撤去に向けた協議を伺っていると聞いております。

次に、学校や地域の意見の把握につきましては、小樽開発建設部では、歩道橋の撤去について学校や町内会に意見を聴取しており、撤去することに反対の意見はなかったこと、また、撤去する場合は横断歩道の設置が望ましいなどの意見があったことは、本市としても把握をしているところであります。

次に、歩道橋撤去に関する懸念につきましては、交差点の利用状況が変わることから、交通渋滞の発生や歩行者の安全確保について懸念をしておりますが、撤去後の交差点の運用については、小樽開発建設部が警察などの関係機関と協議をしており、その内容について説明を受けていることから、その中で本市が懸念する事項について確認をしております。

次に、産業会館2階出入口の利用状況につきましては、これまで2階出入口は確定申告の際にのみ使用しておりましたが、今後、産業会館は確定申告の会場としないことが決定しておりますので、出入口の利用はなくなるものと考えております。

また、産業会館内の団体や店舗からは階段の上り下りがある歩道橋は使用頻度が少ないため、撤去された場合でも、横断歩道が設置されるのであれば、会員やお客様などの利用者にとって支障はないものと考えております。

次に、市の工事内容などにつきましては、浅草横断歩道橋と産業会館を結ぶ通路は市が所有しておりますが、その撤去到約600万円、また、撤去到に伴う産業会館の壁面補修などに約100万円を想定をしております。

次に、歩道橋撤去に関する本市の見解につきましては、人口減少や高齢化などに伴い、歩道橋利用者が減少するなど、歩道橋設置当時と状況が変化していることや、地域の方などから撤去の要望があることから、現状を踏まえれば、やむを得ないものと考えておりますが、本市といたしましては、渋滞発生の抑制と交通安全の確保を図った上で進めていくことが必要であると考えております。

次に、今後の町内会運営に対するサポートに関して御質問がありました。

まず、町内会が行う業務の把握につきましては、本年10月に生活環境部において、各部に対し、令和3年度及び4年度上半期に市が発信した情報の回覧件数及び市が設置する委員会などに委嘱した町内会長の人数について調査を行い、取りまとめたところであります。

次に、総連合町会との協議の状況につきましては、町内会は役員の高齢化や成り手不足、人口減少等に伴う会員数の減少による町内会費の減収など、様々な課題があると認識をしております。こうした課題に今後どのように対応していくのかを町内会役員の皆さんと意見交換をしながら、進めていきたいと考えていることから、去る12月8日に総連合町会会長、副会長、事務局長の三者と協議を行ったところであります。

次に、今後の町内会運営と振興に向けての取組につきましては、条例の必要性については、町内会の皆さんの御意見や先進自治体の状況を踏まえて判断したいと考えておりますが、まずは町内会が抱える課題に対して、より実効性のある具体的な施策を打ち出していくことが喫緊の課題であると考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種記録について御質問がありました。

まず地方自治体がワクチン接種記録システム、いわゆるVRSシステムで住民の接種記録を管理、追跡できるのかどうかにつきましては、各自治体は国が提供するVRSシステムにより、住民基本台帳に登録されている住民の接種記録を管理することになっております。本市では、VRSシステムのデータを市独自の予防接種記録システムである健康管理システムに反映をさせており、これにより接種記録を追跡することは可能であります。

また、いずれのシステムにおいても、接種記録として、誰が、いつ、どのワクチンを接種したのかなどを記録しており、十分な情報量であると考えております。

次に、接種記録の保存につきましては、予防接種法施行令の規定を踏まえ、文書事務取扱規程に基づき、接種記録を記載した予防接種台帳の保存期間を5年としております。

また、接種記録は健康管理システムにより、台帳管理をしており、電子データとして保管をしております。

す。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種記録と、それ以外の予防接種の記録との異なる点につきましては、新型コロナウイルスワクチンは、国が提供するVRSシステムを活用いたしますが、その他の予防接種は各自治体が独自のシステムで管理をしている点が異なります。本市の予防接種を記録する健康管理システムとVRSシステムの記録項目は氏名、生年月日のほか、接種医療機関名やワクチンロット番号など、全て同様となっております。

次に、接種記録の保存期間の延長につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種記録は予防接種法施行令に基づき、5年保存としておりますが、今後国の動向を注視するとともに、他の自治体の状況も参考に検討してまいりたいと考えております。

次に、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について御質問がありました。

まず、想定をしております年間の維持管理費につきましては、屋上防水の部分修繕や電気料金などで、年間約50万円の支出が最低限必要なほか、築98年を超える建物でありますので、適宜建物の老朽化に対する改修が必要と考えております。

なお、維持管理経費とは別に、ライトアップ経費として年間約10万円を見込んでおります。

次に、解体の打診以降の調査や補修につきましては、市への譲渡前には第3倉庫活用ミーティングが北海製罐第3倉庫の解体を回避し、保全・活用を検討するため、当時の所有者である北海製罐株式会社の了解の下、見学会やコンクリート等の劣化調査を実施しております。

また、市への譲渡後は屋上防水工事や屋外階段工事などの改修を行ったほか、イベント利用といたしましては、オタルサマーフェス2022において、建物外部の2階ベランダ部分を使用したジャズコンサートの開催や7月下旬からは建物のライトアップを実施しているところであります。

次に、今後の活用策を検討する推進体制につきましては、庁内に私をトップとし、関係部長職により構成する第3倉庫保全・活用検討会議を発足したほか、第3倉庫活用ミーティングの後継組織と連携をし、今後の活用に向けた検討を進めているところであります。

次に、北海製罐第3倉庫の活用に向けたスケジュールにつきましては、第3倉庫活用ミーティングの最終報告書では、令和4年度から7年度までを準備期間とし、令和8年度から本格活用期間とすることが提言されており、このスケジュールを参考に検討を進めております。当面は本格活用に向けて、分区の指定や都市計画法上の用途地域などの法規制に関する整理を行うほか、本格活用までの間においても、法規制との整合性を図りながら、各種イベントや社会実験などが実施できるよう、関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、建築物の用途の規制につきましては、当該用地はいわゆる分区条例におきまして、工業港区に指定をされており、具体的な規制内容としては、倉庫や上屋などの港湾施設のほか、製造事業又はその関連事業を営む者の工場及び事業所などに限定をしております。

また、最終的な活用方法が決定した後の手続につきましては、分区条例上、他の港区への変更のみで対応できる場合は、所定の条例改正を行うものであり、無指定区域にする場合は、さらに都市計画法上の地区計画の指定が必要となり、また用途地域の変更手続が必要になる場合があります。

次に、イベントで活用するに当たり、必要となる整備につきましては、建物の利用形態により異なりますが、例えば建築基準法による直通階段や防火区画などの改修、消防法による屋内消防線設備や自動火災報知器設備の設置などが必要になる場合があるものと認識をしております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、面野大輔議員。

○5番（面野大輔議員） 何点か再質問をさせていただきます。

まず、浅草横断歩道橋についてなのですが、設置された時期と理由について伺いました。今、北海道開発局小樽開発建設部で撤去するというので、いろいろ取組を進められているということなのですが、撤去される時期などについては把握されているのか、その点について、まずお伺いしたいと思います。

それから、産業会館なのですが、確定申告の会場ではなくなったということで、利用実態がないということなのですが、この内容については少し今回の再質問にはそぐわないので、利用促進のことについてはまた別の機会にやりたいと思うのですが、少し寂しいなと思ったところです。

次に、町内会の運営に対するサポートに関してなのですが、私が前回質問したのはたしか第1回定例会の予算特別委員会のときに、今後の町内会の在り方について検討されるということと、今回の補助金の増額については暫定的な措置であるという御答弁をいただいていた、今回12月8日に、総連合町会の三役、役員の方と協議したということなのですが、12月8日というのは、何回ぐらい町内会の課題解決に向けた協議をしてきて、何回目だったのかということと、あと、12月8日の協議の中で、課題解決に向けた何か具体的な進捗があったのかどうかという、その辺の市の感触について、どのように今感じているのかということをお伺いしたいと思います。

あと、条例化についてなのですが、多分、条例化とか、振興計画みたいなというのは、かなりハードルが高いとは思っておりまして、私もすぐにやっていただけるとは実は思っていないで、ただ、札幌市の事例も少し御紹介させていただいたのですが、要はどのような課題があるのかというのをデータ化といいますか、情報を一元化するということがまず大切なことなのだろうと思っています。今どういうふうに今回の案件について引継ぎをされるのか分からないのですが、市役所は人事異動がありますので、何年に1回人事異動した際に、それまで積み上げてきた課題だったりというものをどういうふうに引き継いでいくのかというので少し疑問に思うところがあって、そういう意味でも、条例化とか計画策定とまでには至らないにしても、やはり担当者が替わっても、しっかりそのまま引き継げるような、そういうデータの蓄積というのは必要なかと思っただけです。実際にこの辺の条例化、計画の策定というのは、他の自治体や何かの事例を見て検討するという、御答弁だったとたしか思いますけれども、それに向けたデータの取扱いというのは今後引継ぎのときに、どういうふうにデータのようなもの、課題を引き継いでいくのか、その辺について少しお聞かせいただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルスワクチン感染症の接種記録についてなのですが、現在はワクチン接種記録システム（VRS）のシステムで追跡できるということで、そのほかに、市独自の健康管理システムというもので、管理されていると伺ったのですが、こちらの健康管理システムの例えば管理規程でしたりとか、データがいつまで保存されるのかという期間についてはどのように取り決められているのか。また、それが永続的に管理されるという、消去されないということであれば、私が趣旨としている接種記録の延長というものにも多少の解消策にもつながるのかと思いますので、現在運用している健康管理システムについて、その辺のことをお聞かせいただければと思います。

次に、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫についてなのですが、まず、今後の活用策を検討する推進体制について御答弁をいただきました。庁内でも検討する会議が構成されていて、さらに外部的には、第3倉庫活用ミーティングの後継組織というような形で御答弁いただいたのですが、まず、第3倉庫活用ミーティングの後継組織に対して、どのような成果物を求めるのかというところをお伺いしたいのですが、例えば、これまでも第3号ふ頭の周辺及び周辺再開発などというのも、かなり具体的な計画をたしか当時、小樽商工会議所の部会か何かから提言をいただいて今に至っていると思うのですが、ああいう形でかなり具体的なものを求めているのか、それともまたそれとは違うイメージのものを新しい推進体制に要望し

ていくのか、少しその辺のイメージについてお伺いしたいと思います。

また、推進体制にどういったメンバーが必要なのかという点で、後半部分にエリアの都市計画、分区条例上のお話も御答弁いただきましたし、あと建物の建築基準法とか消防法上の課題も伺いましたけれども、要は本格活用に向けて、どういう法令で、どういう整備が必要なのかという、その辺の法令上のスペシャリスト的な方も推進体制のメンバーの中に含んでいかれるのか、その辺の考えについて、現状で何か御意見というか、考えがあればお聞かせいただきたいと思いました。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私から、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の今後の保全活用について、御答弁させていただければというふうに思っております。幾つかお答えしなければならぬことがあるのかというふうにお聞きしております。

まず、第3倉庫活用ミーティングの後継組織につきましては、今NPOの法人登録の作業を進めており、名称もまだ非公開ということになっていきますので、後継組織として言わせていただきますけれども、まだそういった過程ですので、私どもからどのような成果物を求めていくのかということについては、これからまだ協議をしていかなければいけないというふうに思っております。

非常に創造性豊かな若い方々が理事として加わっておりますので、私としても大変期待をしているところではありますが、これにつきましては、庁内にも、今、私が座長になります庁内会議も設置いたしますし、その後継組織の中には、企画政策室と新幹線・まちづくり推進室の2人の職員をオブザーバーとして派遣をしますので、この2人が両方の組織の間に入って、情報共有した上で、市としてもしっかりと保全活用に向けて取組を進めさせていただきたいというふうに思っております。

ですから、そういった意味で、いわゆる分区条例上の取扱いですとか、都市計画法上の取扱いというのは多少専門的になってまいりますけれども、そういった部分については、オブザーバーが2人入っておりますので、NPO法人のほうで課題となっている案件等については、私どもで引き継いで、これを庁内会議で議論して、フィードバックしていくという形になってくるのではないかとこのように思っております。

後継組織につきましては、まだ法人登録前ではありますが、月1回の理事会は既に開催をされておりまして、非常に精力的に取り組んでいるなどというふうに感じております。正式に登録が済んだ後は、市にも正式に報告があるというふうに思っておりますので、それ以降、本格的な議論になっていくというふうに思っておりますので、御質問がありましたどのような成果物を求めていくかについては、これから協議の中でいろいろ議論を重ねていきたいというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 面野議員の再質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスワクチンの記録の保存期間に関するお尋ねでございます。市の健康管理システムの管理に関する規程の詳細については、今、私からお答えできるものは持ち合わせていないのですが、予防接種法の施行令で定める5年間を超えた保存については、このデータが電子データとして保管をされておりますので、5年を超えて保存し続けることは十分可能であるというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（松井宏幸） 面野議員の再質問にお答えいたします。

初めに、浅草横断歩道橋の撤去の時期については、まだ具体的な時期については分かっておりません。

それと、町内会のサポートの件での再質問ですけれども、12月8日までの間の協議の回数については、面野議員の第1回定例会後について検討はできていなかったものですから、12月8日以降、初めての協議の場という形になっております。

それとこのときに、どのような状況とか話し合いをしたかという部分ですけれども、具体的には11月8日に市長に出された要望書がございますので、その中の補助金の考え方ですとか、あとは先ほど言ったように定期的な総連合町会等との話し合う場を設けていなかったものですから、そういった定期的な話し合いの場を設けていくことについての考え方について話し合いはしたのですけれども、具体的な対応策とか、そういったところの協議までは至っておりません。

それと、こういった課題の把握ですとか、可視化をすることについては、どういうふうに引き継いでいくかという部分でございますけれども、ここにつきましては、今言った、このような町内会等の課題について、こういった状況があるかということで、アンケートをする準備を進めておまして、その中で町内会が実際に町内会活動の中で、こういった業務が課題になっているのだとか、町内会の現状の把握をしまして、アンケートの結果を基に、今後こういった支援をしていくかとか、当然、町内会等とも話し合いはしていくと思いますが、そういった取りまとめたものを今後ベースにして、対応策等については検討していく形になると思います。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

○5番（面野大輔議員） 再々質問を2点ほどさせていただきます。

市長から、第3倉庫の活用に関する推進体制について、若い世代が入って、活発な議論を基に、推進を進めていくということで御答弁いただいたのですが、私の要望の一つとしては、今第3号ふ頭で開発が進んでおります。北運河も以前にNPO法人OBMから北運河の活用策についても御提言いただいたりとか、あと近年で言うと、小樽北運河ツーリズム推進協議会という団体が立ち上がって、観光振興室とも参画されているというお話なのですけれども、それこそオタルサマーフェス2022とか、そういったところにも参画されているとは思いますが、やはり一帯が小樽の観光の割と主になってくるのかとも思っていますので、おのおのの取組自体を決して否定するものではもちろんないのですけれども、今、別々の団体だったり、組織されたりした方が進められているので、ぜひ、今回、推進体制になるという第3倉庫活用ミーティングの後継の組織には、北運河から第3号ふ頭の真ん中に位置する北海製罐第3倉庫の推進については、一体的に、面でコンセプト、小樽の魅力的な観光資源づくりに励んでいただけるような、そういう人材もぜひ人選として入れていただきたいなと思います。こちらは要望として述べさせていただきました。

それから、町内会の課題についてアンケートを実施するということだったのですが、これは大体、年度内に行うという想定でいるのか、いつ行うぐらいのイメージはあるのかということと、あと、どのぐらいの規模で実施するのかなどという概要を、もし今のところ想定しているものがあればお聞かせいただきたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（松井宏幸） 面野議員の再々質問にお答えをいたします。

アンケートの時期ですけれども、年明け、年度内には実施をする予定で今、準備を進めております。
それと、アンケートの対象については、全町内会、149町内会に対して今行う予定で考えております。

○議長（鈴木喜明） 面野議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

（14番 須貝修行議員登壇）（拍手）

○14番（須貝修行議員） 一般質問いたします。

第1項目め、小樽市に早急なる取組を求める諸課題について。

（1）小樽市BCPについて。

突然襲いかかる自然災害に対する対応は自治体に課せられた重要な役割であります。行政が機能しなければ、市民の安全確保やインフラの復旧はもちろん、被災住民は公的支援を受けることができません。損害をできる限り抑え一刻も早く業務を再開させるためにも、BCPは大変重要となります。本市において小樽市業務継続計画が令和3年6月、小樽市上下水道BCPが令和3年11月に策定されましたことは、一歩前進と評価するところであります。今定例会では、本市BCPにおける課題について議論させていただきたいと考えます。

まずは本市BCP策定に当たり、前提とした災害はどの季節の、どのレベルのものなのかお示しく下さい。

東日本大震災を契機に、国は自治体BCPに重要6要素を明示しております。それは、首長不在時の代行順位、職員参集体制、代替庁舎の特定、電気、水、食料の確保、通信手段の確保、行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理であります。これらを本市BCPと照らし合わせると課題も見えてまいります。

まず一番の課題として挙げられるのが、職員の参集体制であります。小樽市BCPを拝見すると、3時間以内の参集職員数572人、参集率51.7%であり、1日以内の参集職員数は801人、参集率72.4%とあります。この職員参集率に対する本市の見解をお示しく下さい。

資料には、参集想定条件として、経路距離であり、歩行距離、上限21キロメートルとありますが、東西経路距離21キロメートル地点とは、どの地点を指すのかお示しく下さい。

被災地は小樽市中心部だけとは限りません。札幌市在住職員は銭函地区など、小樽市東部にも活動拠点を設けることも一つの方法と考えます。東部における活動拠点に対する見解を伺います。

この低参集率の一因と考えられますが、非常時優先業務の必要ニーズに対し、早期より不足を生じ、長期的な人員不足を生じるとあります。早期及び長期間の人員不足の現状分析と対応策についての見解をお示しく下さい。

大地震において、脆弱性が懸念される本庁舎の代替施設を選定することも喫緊の課題と考えます。代替施設の候補案と決定に向けた今後の見通しについてお示しく下さい。

また、非常時通信手段の確保、非常用電源の整備、行政データのバックアップに関しても課題があるように思います。これらに関する現状分析と今後の見通しについて、本市の見解を伺います。

本市BCPの実効性を担保するためには、今後職員の訓練と参集率予測、改善策の検討などの計画のア

アップデート、そして人員不足を想定した外部との連携など、不断の戦略的対応が必要と考えます。非常時の備えをぜひともお願いいたします。

(2) 個人情報管理とベンダーロックインについて。

本年6月23日に兵庫県尼崎市の全市民約46万人の個人情報が入ったUSBメモリーが紛失する事件が起きました。この事件は現代の自治体経営において、幾つかの問題提起をされたものと見ております。

一つ目は、特定業者による個人情報の取扱いについてであります。特定業者のメモリー持ち出しや取扱いに関して、または受託業者に対しての持ち出し許可など、これらが個人情報取扱いマニュアルにどのように取り決められていたのか、不備はなかったのか、慢心はなかったのか、疑問に思うところであります。

そこでお尋ねいたしますが、本市の個人情報管理上、受託業者の管理業務に関して、どのような取組がなされているのか伺います。

二つ目は、業務委託をしていたBIPROGY社、旧日本ユニシス社に30年以上受注し続けている、いわゆるベンダーロックインの状態であり、さらに同社が無許可で下請業者に再委託、再々委託していた問題です。ベンダーロックインとは、特定ベンダーの独自技術に依存し続ける状態で、サービス、システムの乗換え困難や選択肢が狭まるなどの弊害があると承知しております。

公正取引委員会の官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書において、実に98.9%の自治体がベンダーロックインの可能性があると回答があったと報告されております。これは自治体DXが進まない要因にもなっているとの指摘もあります。

そこでお尋ねいたしますが、本市のシステム受託に関する状況をお聞かせいただきたいと思っております。

これらの解決には市がベンダーロックインの問題点を理解し、その状況を意識すること、そして、情報管理している自覚を持つこと、他の自治体との連携を図ることなどが重要であると考えます。本市のベンダーロックインに対する問題点と今後の方針についての見解を伺います。

(3) DX推進について。

国が掲げるデジタル田園都市国家構想基本方針やデジタル社会の実現に向けた重点計画などにより、各自治体が行政サービス改革や住民生活向上を果たすべく、DXに傾注する流れは必然と言わざるを得ません。我が会派も小樽市のDX推進状況を事前研究し、10月31日、自民党会派を中心とした9名の議員団にて、先進地の一つであります大阪府泉大津市にて視察研究してまいりました。RPA導入により、多くの定型業務量の削減ができること、それにより、職員の効果的な人材活用が図れること、さらには、導入して新たに増えてきた課題等も研究してまいりました。

そこで、令和4年9月2日改訂の自治体DX全体手順書【第2.0版】を踏まえて質問させていただきます。自治体DX全体手順書【第2.0版】では、DX推進手順をステップ0からステップ3の4段階で示しております。

まず、本市の推進状況はどの段階にあるのかお示しいただきたいと思っております。

職員のマインドセットを完了し、ビジョンを描き、行程表を作成する。推進体制を構築し、PDCAサイクルにて、計画を確実なものにしていくなどの着実な推進が重要です。

また、本市において、CIO、最高情報責任者は任命、定義されているのか、お聞きいたします。

この手順書では、自治体DX推進のための外部人材像についても言及しております。自治体はDXを推進していく上で、やはり一定以上のスキルを持つ外部人材のアドバイスは大変重要です。本市でも2名のDXアドバイザーが採用されました。今後、CIOを補佐し、本市のDX推進に大いに力を発揮していただきたいと考えます。

(4) マイナンバーカードの普及について。

国の自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の重点取組事項にもありますように、マイナンバーカードの普及促進は各自治体において喫緊の課題と言えますが、交付率がなかなか伸びないのが現状のようです。総務省は来年度から、交付率に応じた地方交付税の配分額に格差をつける方針を表明し、交付率、伸び率が平均を下回る全国約630自治体を重点的フォローアップ対象団体に指定し、対策強化を要請したとあります。

まずは、直近の本市と全国の交付率及び前月からの伸び率をお示してください。

加えて、本市における年代別の交付率もお示してください。

また、本市は重点的フォローアップ対象団体に指定されているのか。そうであるとすれば、総務省からどのような要請が出されたのかお示してください。

マイナンバーカードは、そもそも2007年の消えた年金問題を契機に、税、社会保障、災害対策などで広く活用することを目的とし、行政の効率化、生活利便性の向上、公平公正な社会の実現を目指しているものと理解しておりますし、税金の確定申告、住宅ローンや金融商品などでも提示を求められ、利用頻度は比較的高いと思いますが、いまだ半数の方々が何らかの理由により、取得されておられません。マイナンバーカードを使わない理由として、手続きが面倒、所有するリスクが挙げられているようですが、手続きのサポートをする。そして、所有するリスクより、メリットや利便性をイメージできるよう、その価値を伝えることが重要と考えます。

ここで、本市のカード申請のサポート状況をお聞かせください。

カード交付率が80%超の宮崎県都城市では、庁舎外サポート、5人からの出張訪問、マイナちゃんカーによる1人からでも申請受付と対応のフェーズを進化させております。これは市長の誰一人取り残さないとの強い思いからのようであります。

これらを踏まえ、カード申請サポートに関しての今後の取組に対しての見解をいただきたいと思いません。

また、メリット、利便性の遡及については、スマートシティ先進地であります群馬県前橋市の交通系ICカードとマイナンバーカードのひもづけがあります。これなどは、本市のふれあいパス事業で活用できれば、事務作業の効率化、透明化も図れますし、御高齢の方々の賛同を得られるのではないかと考えます。今後のマイナンバーカードの利便性向上策に関しての本市の見解を伺います。

以上、DX推進に関して議論させていただきました。御承知のように、DX化は市民全員が達成して、初めて成立いたします。DX推進の大きな課題として、紙とデジタルが共存する、いわゆるレガシーシステム問題と市民と職員のマインドセットの問題があると考えます。利便性の高い社会、公正公平な社会の実現に向けてDX推進をぜひともよろしく願いいたします。

（5）立地適正化計画について。

人口減少と高齢化の状況下でも持続可能な都市経営を確保する、国土交通省の推奨するコンパクト+ネットワークのまちづくりを実現する目的で、平成26年に立地適正化計画が制度化されました。人口減少により、公共サービス維持が困難になり、何もしない自治体はいずれ破綻するとも言われる中で、その重要性は度合いを増しております。私も立地適正化計画について、令和元年第4回定例会代表質問で指摘させていただきました。答弁では令和2年度中に着手とありましたが、スケジュールが大幅に遅れ、令和6年3月策定予定との報告を受けております。

全国の状況を見ても、計画作成済み自治体数が4月1日現在、626自治体あり、全国の約4割の自治体で作成し、次のステージに向けて歩みを進めております。私も都市計画審議会の委員の一人として、しっかりと審議し、計画作成に関わってまいりたいと考えますが、まずはここまでのスケジュールの遅れ

に関して、今後のスケジュール見通しについてお示しいただきたいと思います。

その上で、何点か問題提起させていただきます。

現在策定中の小樽市立地適正化計画基本方針骨子（案）によると、市内を中心拠点、地域拠点、生活拠点など13拠点を抽出しておりますが、今後ここから、どのように居住誘導区域、都市機能誘導区域を設定していくのか、特に居住誘導区域は今後、土地評価基準の一つになる可能性もあり、作業の複雑化が予想されます。本市の居住誘導区域、都市機能誘導区域設定の考え方をお示してください。

そして、さらに重要なことは、どのような誘導施策を、どう講じていくかであります。ここまでの資料には、誘導施策についての検討状況は示されておきませんが、小樽市立地適正化計画には誘導施策が盛り込まれるのか見解を伺います。

先行自治体の事例を見てみますと、誘導区域外での開発行為や区域内の誘導施設の休廃止に対する事前届出制度を設けている自治体や誘導区域内での補助金、税制優遇、規制緩和などが実施されております。本市として、これら誘導施策についての見解を伺います。

行政として、誘導施策を講じていく上で公営住宅の配置は重要と考えます。小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の中で、市営住宅の用途廃止、建て替えが示されておりますが、道営住宅を含め公営住宅の再配置に関する施策を計画に盛り込むべきと考えます。本市の見解を伺います。

いずれにせよ、将来の人口減少、高齢化の中で、市民生活の維持、行政コスト削減、行政サービスの効率化の観点からも、立地適正化計画は大変重要です。長い時間軸の下、緩やかに進めていくにせよ、これ以上のビハインドの猶予はありません。実効性ある計画作成、制度設計に向け、加速していただきたいと考えます。

（6）商大生の市営住宅入居について。

小樽市の人口減少の要因の一つに賃貸住宅の家賃が高いとの分析がなされております。それを反映してか、多くの小樽商大生が札幌から通学しているのが現状です。出身が札幌市の学生はともかく、道内、道外、国外から小樽商科大学に夢を抱き入学してきた学生には、ぜひ小樽市に住むことで初めて感じる魅力、一体感を味わっていただき、生涯にわたって小樽ファンになっていただきたいと考えます。これは将来の関係人口拡大策としても有効と考えます。

そこで、空いている市営住宅に商大生が住むこと、小樽商大と提携して、市営住宅に居住する仕組みをつくることできないものかと考えます。この制度が変更になり、18歳以上の学生も市営住宅に居住できるようになったと認識しておりますが、本市市営住宅において、学生が世帯主として単身居住した実績はあるのかお示してください。

市営住宅においては、近年、募集数を満たすことができず、空室も目立ち、入居率の悪い市営住宅も散見いたします。これらに学生が居住することにより、入居率の改善、学生の居住による人口増、加えて居住民との多世代交流や小樽へのロイヤリティ向上など、多くのメリットが考えられます。他都市の事例として、東京都板橋区高島平団地や埼玉県春日部市団地などが挙げられますが、入居条件は住民票とボランティアなどの社会貢献活動を行うことのみのものであります。高齢化の目立つ団地で居住学生が自治会に参加し、様々なボランティア活動を行う、このような機会は、そのまちを好きになるだけでなく、学生たちの学びの場ともなり、必ず将来役立つものと考えます。間取りを2DK以上はルームシェアしており、特に留学生の人気の高いようです。

そこで、本市として考える市営住宅を学生に貸し出すことのメリットと課題、小樽商大との提携など、実現に向けた取組について見解をいただきたいと思います。

定住人口、交流人口、関係人口のあらゆる角度から見ても、有効策の一つであると考えます。現実に向

けた取組の検討をぜひともよろしくお願いいたします。

第2項目め、小樽の子供を守る・環境を整える。

(1) 旭川いじめ問題。

令和3年3月、旭川市で、中学校2年生の女子生徒が凍死した大変痛ましい事件が起きました。いじめによるものとの遺族からの訴えにより、旭川市教育委員会も第三者委員会を立ち上げましたが、初会合から答申まで1年4か月もの時間を要したこと。また、途中、委員の選定に疑義が生じ委員が交代するなど、いまだに遺族との間に深い溝が存在しているようです。本市教委として、このような痛ましい事故を起こさないためにも、本件を他山の石とし、検証していただきたいと考えます。

まずは、いじめのシグナルが発せられた初期対応について、そして、事故後の第三者委員会の立ち上げから答申までについて、本市はどのように分析評価しているのか、見解をいただきたいと思います。

本件において幾つかの課題が指摘されております。一つには、多くの自治体でいじめ問題担当者が教員出身者のみで構成されていることにより、身内意識が働いたり、第三者の目が入りにくい状況が生じる可能性があること。

二つ目には、第三者委員の選定において、道内者のみで構成されており、調査の中立性や専門性が担保されにくい状況が生じていたことなどが挙げられます。

そこでお尋ねいたします。本市教委のいじめ担当部署の職員数と経歴について、第三者委員会選定の基準について、お示してください。

(2) 通園バス・スクールバスの事故について。

昨年7月、福岡県での園児置き去り死亡事故に続き、今年9月に静岡県で同様の死亡事故が発生しました。また、大事には至っておりませんが、その後も同様の事故が発生しております。深い悲しみとともに、なぜだと強い怒りが湧いている方も多いと思います。国もようやく本腰を上げ、安全装置設置義務、装置の使用のガイドライン作成、安全管理マニュアル作成、財政措置などのガイドラインを策定するようであります。しかしながら、安全装置やアプリなどは、あくまでヒューマンエラーを補完するものであり、運営側の命を預かる自覚、使命感が最も重要であると考えます。

令和3年第4回定例会で、私の一般質問に対する答弁において、本市の幼稚園や認定こども園の送迎バスでは、必ず人数確認を行っている、安全マニュアルを全てが作成しているわけではないとありましたが、その後の確認状況と安全マニュアル作成状況をお示してください。

また、今回の事故を踏まえ、本市や北海道などで新たに対応した点があれば、お示しいただきたいと思います。

小樽市でも、スクールバスにおいて不適切、危険行為があり、12月8日、当該職員は懲戒免職の処分となりました。スクールバスですので児童を安全に目的地へ送り届けることが最優先であることは言うまでもありませんし、そのための資格やスキルは必須ですが、もう一方、ヒューマンエラーの側面、子供を好きという部分も必須であると考えます。今後のこともありますので、本市のスクールバス運行における運行管理規程と、運転手が果たすべき義務と求めるスキル、人物像について見解をいただきます。

(3) みなし保育士・無園児について。

保育所の入所待ち児童問題に関しては、これまでも何度も提案と議論をさせていただいております。本年11月1日付データを見ましても、各保育園において、特にゼロ歳児で多くの入所待ちが確認できます。一番の要因は保育士不足と認識しておりますが、何とか改善し、子育て世代が安心して働ける環境を整えていかなければならないと考えます。

その解決策の一つとして、2023年4月から、みなし保育士の要件が緩和される見込みであるとされてお

ります。みなし保育士とは、看護師らが保育士の仕事を担えるもので、人材不足解消のみならず、医療知識により、保育の質を高める効果も期待できると考えます。

本市のみなし保育士に対する見解と、みなし保育士活用の見通しについてお示しいただきたいと思います。

小学校就学前のゼロ歳から5歳児で、幼稚園、保育所に通わない子供、いわゆる無園児が存在します。一般的には、低所得や外国籍の世帯の子供がなりやすく、親子が孤立に陥るケースもあると指摘されております。まずは状況をしっかりと把握し、子育て支援サービスなどの事業へつなげていくことが重要と考えます。本市の無園児の状況把握と、その対応についてお示しいただきたいと思います。

(4) 学校再編について。

小樽市の出生数が大幅に減少しております。2018年に484人と、500人を割り込んでからさらに減少を続け、2021年には417人、20年前との対比では約56%減、10年前との対比で約39%減という状況です。2018年以降に生まれた子供たちが、もう少しで小学校に入学してまいります。2021年のデータを見ますと、市内小学校における普通学級の学年別児童数は平均で634人、2018年に生まれた子供との比較で150人少なくなり、学級数に換算すると約6学級分に相当いたします。2021年度の小学校17校、普通学級158学級という現状をどのように維持していくのか、または再編しなければならないのか大きな課題が立ちまわります。

本市は、平成21年11月に小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画を策定し、令和6年度までに小学校数を13校へ、望ましい規模として12から18学級としておりますが、令和4年度で12学級を下回る学校が12校存在しております。

そこで質問いたしますが、計画年までに小・中学校の再編を実施する予定であるのか。

また、今後の見通しについて見解を伺います。

また、令和4年度の市内小・中学校普通学級において、1学級当たりの最少人数と最大人数、平均人数をお示しく下さい。

文部科学省は30人学級を実現と掲げているようですが、小樽市の状況は少し違うようです。しかしながら、少人数学級のメリット、デメリットがあります。本市教委として、少人数学級のメリット、デメリットと、適正と考える学級の児童・生徒数について見解を求めます。

もう一つ、学校再編を考えるに当たり、義務教育学校への移行が挙げられます。義務教育学校とは、2016年の学校教育法改正により新設された新しい時代の義務教育の形と理解しておりますが、令和2年で全国126校、道内19校、今後、釧路市で6校、札幌市でも4校の移行が発表されており、この流れは加速していくものと考えます。

そこで伺います。義務教育学校に対する見解と今後の学校再編において、義務教育学校を考慮する考えはないのか、お示しく下さい。

子供数の減少による学校再編を考えると、高等学校も同様であります。私は昨年度の募集状況において、小樽桜陽高校が1.0倍を下回ったことに驚きを禁じ得ませんでした。小樽市と同様に、人口減少や札幌市への進学の課題を抱えている岩見沢市では、本年3月、岩見沢市教育委員会が道立2高校を統合した新設校の設置を求める要望書を道教委へ提出いたしました。道立ではあるが、岩見沢市教委として一緒に高校づくりを考えていきたいと思っております。

そこで伺いますが、本市教委として、本市の公立高校再編に対する見解と、また、道教委に対し、何らかの行動を起こす考えはないのかお尋ねいたします。

(5) G I G Aスクール構想の諸課題。

文部科学省の提唱するG I G Aスクール構想実現に向け、1人1台端末整備など、着実な進展と同時に、

課題も浮かび上がってきているように思います。特に学習端末の使えない、生かせないの克服は重要と考えます。

まずは伺いますが、学習端末の使用状況と本市教委として、または各校でのICTスキル研修の取組状況についてお示してください。

文部科学省は2024年度の英語でのデジタル教科書本格導入を目指し、2021年度から実証事業を展開しておりますが、本市のデジタル教科書の事業状況と導入に向けての課題についてお示してください。

いじめや家庭環境などについて、各自治体も様々な相談ホットラインを設けておりますが、それらを生徒が直接利用するケースは非常に少ないといえます。子供が自ら気軽に、SOSサインを出せる環境づくりを目的に、GIGAスクール端末を活用する事例も出てきております。本市の相談窓口の開設状況及び生徒の利用状況と端末相談アプリに対する見解をいただきたいと思っております。

学習端末に関しては、一般に5年程度で更新が必要と考えられますが、その費用はどこが負担していくのか明らかになっておりません。本市において、令和2年度に整備した端末台数と今後予想される更新時期と費用について見直しをお示してください。

また、全国的には、端末の落下などによる故障や紛失の事故が目立つようです。修理費が年間数100万円に上る自治体もあるといえます。本市の故障などの事故状況と、その費用負担について状況をお示してください。

また、今後それらを保険などでカバーしていく考えはないのか、お尋ねいたします。

このたび、会計検査院の抽出調査により、家庭学習のための通信機器整備支援事業により整備したWi-Fiルーターが21都道府県で約11万3,000台、補助費10億2,700万円が一度も貸出しされていないことが判明いたしました。今後、校外学習など、ぜひとも有効活用願いたいと考えますが、本市の状況についてお示しいただきたいと思っております。

1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校のスタンダードとなります。我が国のこれまでの教育実践の上に最先端のICT教育を取り入れる、学校教育は劇的に変わっていくものと思われまます。新たな課題も次々と出てくると思っておりますが、どうぞ教育環境の整備をよろしく願いいたします。

最後に、本年は明治5年、1872年に福沢諭吉氏が学問のすゝめを初版出版して150年となります。

「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」と言えり。されど人は生まれながらにして、貴賤上下の別はないけれども、ただ学問を勤めて物事をよく知る者は貴い人、貴人となり、富める人、富人となる。学問に励むことの重要性と、学問に励み、独立心を養えば、国家は強くなり、独立を維持できると説いておられます。

まさに混迷を極める現代において、資源小国である日本が独立を維持し、豊かな社会を実現し続けるためにも、私たちが今しなければならぬことは子供を守ること、教育環境を整えることであると考えました。今後も小樽の子供を守る、小樽の子供の教育環境を整えることに互いに全力で取り組んでまいりましょう。

再質問を留保し、質問を終了いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 須貝議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市に早急なる取組を求める諸課題について御質問がありました。

まず、小樽市BCPについてですが、小樽市業務継続計画、いわゆるBCPで前提とした、災害発生の

季節につきましては、職員参集に最も時間を要し、行動制約も大きい厳冬期の1月の想定といたしました。

また、災害のレベルにつきましては、平成28年度地震被害想定調査に基づき、北海道留萌沖でマグニチュード7.8の地震が発生したことに伴い、市内の一部で震度6強の揺れ、津波や土砂災害などが発生する中、さらに新型コロナウイルスによる感染症が拡大をし、市内で最大規模の被害が生じる複合的な災害の想定をしております。

次に、BCPで試算をした職員参集率につきましては、先ほど申し上げましたとおり、災害発生の時期が厳冬期の1月を想定しており、さらにその時間帯は休日の夕方で行動には大変厳しい環境を設定している上、甚大な被害により、交通機関が利用できず、徒歩で職場に参集するという仮定で試算を行ったものであります。

厳冬期の徒歩、加えて東西に長い本市の地理的状況を考慮いたしますと、現時点では、この数値は妥当なものと考えております。

次に、歩行距離上限の21キロメートルの地点につきましては、参集拠点を市役所とした場合の東西21キロメートルの地点は、おおむね東部は札幌市手稲区の小樽寄り、西部は余市町の中心部となります。

次に、本市東部の活動拠点の設置につきましては、災害に伴う被災状況の程度にもよりますが、仮に東部の被害が甚大な場合には、銭函小・中学校や銭函サービスセンターなどが被災住民の避難生活の場や物資集積、供給の拠点を担う場所となることも想定されますので、その場合には、札幌市在住職員の参集も含めた、東部への活動拠点の設置も念頭に置く必要があると考えております。

次に、被災直後の人員不足の分析につきましては、特に避難所運営業務や応援物資の管理運営を担う職員が不足する状況になると認識しており、対応策といたしましては、まずは各部局において、優先業務を厳選した上で、全庁的な応援体制を構築して災害対応に当たってまいります。

また、被災からおおむね1週間後における人員不足の分析につきましては、この時期になりますと、職員に優先度の高い通常業務が拡大していくことが想定されますので、対応策といたしましては、自主防災組織を中心とした地域住民の皆さんや他都市の自治体職員、ボランティアの皆さんの御支援、御協力をいただくことで災害対応を進めてまいります。

次に、本庁舎の代替施設の候補案につきましては、本市BCPにも記載のとおり、現時点では産業会館、図書館、教育委員会庁舎などの施設における利用可能なスペースを想定しております。

また、決定に向けた今後の見通しにつきましては、現在、基本構想を策定中の新総合体育館も防災機能を有する施設として検討しているところであり、さらに代替施設の候補の可能性が広がることとなりますので、この施設の活用も含め、今後、庁内協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、非常時通信手段等の現状分析につきましては、非常時通信手段は災害時優先電話やハンディタイプの無線を総務部と指定避難所等に配備し、また、非常用電源は市役所庁舎の非常用発電機の燃料タンクを本年度増設して一定の対応を行っておりますが、行政データのバックアップはこれまでも毎日行っているものの、被災時には課題があると認識をしております。これらの今後の見通しにつきましては、民間事業者との調整による災害優先電話の拡充や燃料補充の迅速な体制の確保、さらには災害による行政データの喪失を防ぐため、市役所庁舎からデータセンターへのサーバー機器の移設等を一層推し進めるとともに、非常時に対応できるクラウドサービスを活用した行政システム導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、個人情報管理とベンダーロックインについてですが、まず、本市における受託業者の個人情報の管理業務につきましては、本市と受託業者との契約において、受託業者に対し機密保持のために必要かつ、適切な措置を講じ、第三者に開示、提供または漏えいをしないことを規定しております。具体的には、小

樽市情報セキュリティ対策要綱において、個人情報など、機密性の高い情報資産を運搬する際は市の許可を得て、必要に応じ鍵付きのケース等に格納をし、暗号化またはパスワードの設定を行うことなど、情報資産の不正利用を防止する措置を定めております。

次に、本市のシステム受託に関する状況につきましては、情報システムを導入する際は、複数の事業者算入による競争を促すため、基本的には特定技術に限定されないオープンな仕様とし、システムを導入、更新する際に特定の販売元に依存しなければならない状態、いわゆるベンダーロックインとならないよう、プロポーザル方式により事業者を選定しております。

次に、ベンダーロックインに対する問題点につきましては、事業者が限定されることで競争原理が働かず、価格の抑制が困難になる場合もあるほか、事業者の技術が陳腐化した場合でも、引き続き依存せざるを得ないことが問題であると考えます。

今後の方針といたしましては、専門的な知識を有する行政情報アドバイザーの助言を基に、引き続き複数の事業者が参入可能な仕様書を作成するなど、ベンダーロックインとならないように進めてまいりたいと考えております。

次に、DXの推進についてですが、まず、本市の推進状況につきましては、自治体DX全体手順書【第2.0版】で示すステップは一つずつ段階を踏むものとはなっておらず、本市の現状といたしましては、ステップ0のDXの認識共有・機運醸成は、これまで職員に対する説明会を開催をしてきているほか、私からも直接DXの重要性や推進の必要性について説明をしているところであり、ステップ1の全体方針の決定は、年度内に策定を予定しております。ステップ2の推進体制の整備は、デジタル推進室を設置したほか、地域活性化起業人として、民間デジタル人材の派遣を受けており、ステップ3のDXの取組みの実行は、RPA導入などを進めているところでもありますので、現状を段階としてお示しすることはできません。

次に、最高情報責任者いわゆるCIOにつきましては、小樽市情報セキュリティに関する規則第7条において、最高情報統括責任者は副市長をもって充て、副市長が不在の場合は総務部長が代理することと規定をされております。

次に、マイナンバーカードの普及についてですが、まず本市と全国のマイナンバーカードの交付率と前月からの伸び率につきましては、令和4年1月1日現在の人口を基にした11月現在の本市の交付率は47.5%、全国の交付率は53.9%、前月からの伸び率は、本市は2.7ポイント、全国は2.8ポイントとなっております。

次に、マイナンバーカードの年代別の交付率につきましては、国では公表をしていないため住民基本台帳をベースに本市で集計をした本年11月末日現在では、10歳未満が約40%、10歳代が43%、20歳代が43%、30歳代が約47%、40歳代が約46%、50歳代が約48%、60歳代が約55%、70歳代が約48%、80歳代が約35%、90歳代が約20%、そして100歳以上が約5%となっております。

次に、重点的フォローアップ対象団体の指定につきましては、重点的フォローアップ対象団体とは月末時点の申請件数率及び前月からの伸び率が人口規模などの区分における平均を下回っている市町村を対象に、毎月、総務省が指定をし、申請促進の取組を行うよう要請するものであります。

これまで本市においては、8月9月10月の実績分に対し、3回指定をされております。

次に、本市のマイナンバーカード申請に関わるサポート状況につきましては、申請は郵送やパソコン、スマートフォンで行うことになっておりますが、申請に不安のある方もおられます。そのため、戸籍住民課に申請受付窓口を設置するとともに、毎週木曜日の19時までと、毎月第2土曜日の9時から15時まで、申請窓口を設置しているほか、事業所や町内会に出向いての出張申請や、商業施設での出張申請窓口を開設し、申請用の顔写真の無料撮影や申請書の記入補助を行っているところであります。

次に、今後のマイナンバーカード申請サポートに対する見解につきましては、これまで出張申請などを実施してきたことにより、申請機会の拡大による申請者数の増加など、一定の効果が見られたため、今後とも可能な限り、継続をして行う必要があると考えております。

次に、今後のマイナンバーカードの利便性向上策につきましては、現在本市では、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付や、子育て介護に関わるオンラインでの行政手続について準備を進めているところであります。今後のさらなる利便性の向上に向けては、御紹介をいただいた群馬県前橋市における施策をはじめとする他都市の取組を調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、立地適正化計画についてですが、まずスケジュールにつきましては、当初は令和4年度の策定を予定しておりましたが、感染拡大に伴う会議の延期や小樽市立地適正化計画策定委員会で、まちづくり方針についての検討を深めるための議論がさらに必要になったことから、会議回数が増え、スケジュールに遅れが生じたものであります。

今後につきましては、ワークショップや住民説明会、所定の都市計画審議会を得て、令和6年3月の策定を目指しているところであります。

次に、区域の設定の考え方につきましては、国土交通省の都市計画運用指針では、居住誘導区域は都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域、これら拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができる区域などを設定し、都市機能誘導区域は都市機能が一定程度充実している区域や周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域などを設定することとなっております。この指針の考え方を踏まえ、具体的には13の拠点と基幹的公共交通軸を基本として、本市の地形的特性や都市機能の充実状況も勘案をし、策定委員会において区域設定を検討してまいりたいと考えております。

次に、計画における誘導施策につきましては、国土交通省の立地適正化計画の検討の進め方に基づき今後検討することとなっておりますが、計画の実効性の観点からも、効果的な誘導施策を計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、先行自治体の誘導施策につきましては、居住誘導区域内への移転補助金や固定資産税の優遇措置、用途地域の見直し、アクセス道路の整備など、各自自治体に合った誘導施策を選定しているものと考えております。本市においても、居住や都市機能の誘導を行うためには、計画の策定のみではなく、効果的な誘導施策が必要と考えております。

次に、公営住宅の再配置に関する施策につきましては、居住誘導区域の設定において、同区域から外れる公営住宅がある場合は、区域内への再配置も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、商大生の市営住宅入居についてですが、まず市営住宅における単身の学生の居住につきましては、これまで数件の入居実績は確認をしておりますが、正確な数値は把握できておりません。

次に、市営住宅を学生に貸し出すメリットにつきましては、入居率の改善や定住人口の増加が見込まれるほか、高齢化が進む自治会の活性化などが期待されます。

これに対し課題といたしましては、通学の利便性が高い単身用住戸に空きがないため、その確保が課題となります。

次に、小樽商科大学と連携した市営住宅の取組につきましては、先ほども申し上げましたとおり、学生が自治会に参加することにより活性化が図られるなどのメリットはありますが、実現に向けては、本事業に対し大学側の理解が必要であるとともに、学生のニーズの把握や自治会への参加などの諸条件について整備をする必要があるものと考えております。

次に、小樽の子供を守る・環境を整えるについて御質問がありました。

初めに、通園バス、スクールバスの事故についてですが、まず、市内の幼稚園や認定こども園の送迎バスにおける人数確認や安全マニュアルの作成状況につきましては、人数確認はこれまでどおり全ての施設において行われていることを確認しております。

また、安全マニュアルの作成状況については、現在、北海道において、送迎バスを有する全施設に対し、実地調査が行われているところであり、調査結果がまとまり次第、確認をしてみたいと考えております。

次に、本市や北海道などで市内の幼稚園や認定こども園に対し、新たに対応した点につきましては、本年10月、国がこどものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～を取りまとめたことから、子供の所在確認と安全装置の装備が義務化されることや、安全管理マニュアルに関する情報のほか、重大な事案が発生した場合等の対応について、本市と北海道から、それぞれ所管する施設に対し、周知をしております。

次に、みなし保育士・無園児についてですが、まずみなし保育士に対する本市の見解につきましては、現在の全国的な保育士不足の状況においては、人材確保策の一つになるものと考えております。

次に、みなし保育士の活用の見通しにつきましては、看護師等がみなし保育士として勤務する場合には保育士と合同で保育を行うことや、保育に関わる一定の知識や経験を有することなどが必要とされるため活用は限定的になりますが、本市においても、保育士不足により、入所待ち児童が生じており、延長保育など、みなし保育士でも保育が可能と考えられる場合もありますので、状況に応じた活用について検討をしてみたいと考えております。

次に、いわゆる無園児の状況把握とその対応につきましては、主に市の保健師等が乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診などで保護者と面談等を行う機会を通じて、全ての乳幼児や当該世帯における育児全般についての状況の把握を行っております。

また、3歳児の乳幼児健診を受診した以降、保育所等の福祉サービスなどの理由がない世帯については、国からの通知に基づき、少なくとも年1回、自宅訪問等により、安否や育児上の困り事などの確認を行っており、これらの取組を通じて、それぞれの子供や世帯に応じた必要な支援につなげることができるよう努めているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 須貝議員の御質問にお答えをいたします。

小樽の子供を守る・環境を整えるについて御質問がありました。

まず、旭川いじめ問題についてですが、初期対応についての見解につきましては、旭川市いじめ防止等対策委員会が本年9月20日に公表した、いじめの重大事態に係る調査報告書によりますと、令和元年の4月から5月にかけて母親が学校に相談しているにもかかわらず、学校いじめ対策組織で対応することなく、学校いじめ防止基本方針にのっとった対応も行われていなかったことが記載されております。

学校は母親から相談を受けた時点で、いじめの疑いがあるという認識の下、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織において、情報共有と事実確認を行うべきであり、その状況を踏まえ、被害生徒の心情に寄り添うとともに、加害生徒へは毅然とした態度で指導するなど、迅速に対応すべき事案であったと考えております。

次に、第三者委員会の立ち上げから答申までの本市の見解につきましては、第三者委員会はこのいじめ問題の解明に向け、時間をかけ調査、検証を進められたと推察しますが、調査報告書によると、いじめに

至った背景やいじめと自殺との因果関係などの解明において、必要な情報が十分得られなかったことが記載されており、その事実を検証することが難しかったものと考えております。

次に、市教委のいじめ担当部署の職員数と経歴につきましては、小樽市教育研究所と小樽市教育支援センターの会計年度任用職員6名、学校教育支援室の7名、計13名が互いに情報共有を行いながら、相談業務や学校に対する指導に当たっております。なお、これらの担当職員はいずれも教員経験者であります。

次に、市教委の第三者委員会選定の基準につきましては、小樽市いじめ防止対策推進条例第13条において、市教委の附属機関として、小樽市いじめ防止対策審議会の設置を規定しており、委員は学識経験者を有する者、いじめの防止等に知見を有する者、そのほか教育委員会が適当と認める者のうちから、5名以内をもって組織しております。

次に、通園バス・スクールバスの事故についてであります。本市のスクールバス運行における運行管理規定、運転手が果たすべき義務と求めるスキル、人物像につきましては、スクールバスの運行要領や運行細則などにおいて、乗降時の安全確認、乗車中の安全確保などについて規定し、これまで安全運行に努めてきたところでありますが、このたびの事案を受け、児童への接し方などを盛り込んだ安全運行マニュアルを新たに整備し、安全運行の徹底に努めているところであります。

また、運転手は送迎の経験があることや交通法規を遵守する義務はもちろんのこと、子供たちとの良好なコミュニケーションを取ることができる人柄の部分も非常に大切であるものと考えております。

次に、学校再編についてであります。まず、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画による小・中学校の再編予定と今後の見通しにつきましては、児童・生徒数が現計画の推計値と乖離が大きく、引き続き減少傾向にあることから、現計画で定める適正な学校規模による、学校再編は困難と判断しており、計画最終年までに再編を実施する予定はありません。

今後、本計画は見直すこととしておりますが、児童・生徒数の推移を踏まえるとともに、学校規模の考え方の整理や国の教育施策の動向のほか、地域の防災交流拠点としての小・中学校の役割など、本市のまちづくりの考え方を総合的に考慮し、検討していく必要があります。現状ではお示しする状況には至っておりません。

次に、市内小・中学校の普通学級における1学級当たりの人数につきましては、本年5月1日現在の人数で申し上げますと、小学校の最少人数は2名、最大人数は39名、平均人数は24名、中学校の最少人数は5名、最大人数は39名、平均人数は29名となっております。

次に、少人数学級のメリット、デメリットにつきましては、まずメリットといたしましては、児童・生徒一人一人に教職員の目が届きやすいこと、学校行事や児童会、生徒会活動などで、学習発表の機会や活動の場を多く設定できることなどが挙げられます。

また、デメリットといたしましては、同じ集団の中で、互いの評価が固定しやすいことや班活動やグループ分けに制約が生じることなどが挙げられます。

次に、適正と考える学級の児童・生徒数につきましては、1学級当たりの児童・生徒数は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定められており、国では一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するため、小学校の学級編制の標準を令和3年度から7年度の5年をかけて35人に引き下げる予定でありますことから、本市は同法に沿って学級編制を行っているところであり、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、義務教育学校に対する見解につきましては、義務教育学校は一つの教職員組織で一貫した教育課程を編成、実施しやすいことや、学年段階の区ぎりを4年・3年・2年や5年・4年など、児童・生徒

の発達段階に応じて柔軟に設定できること、新しい教科の設定や指導内容の入替え、前倒しを実施できるなどの特徴があります。

一方、転出入する児童・生徒に対しましては、履修内容等については、きめ細かな配慮が必要となるほか、従来の小学校高学年に当たる年次においてリーダーシップを発揮する機会が少ないこと、教員は小・中両方の教員免許が必要となりますことから、適切な人材を確保することなどに課題があるものと考えております。

次に、今後の学校再編における義務教育学校の考慮につきましては、本市では小学校から中学校への接続を円滑化するため、小学校と中学校が義務教育9年間における教育目標を共有し、教育課程や指導方法の工夫改善を行うなど、現在、全中学校区において小中一貫教育を推進しているところであります。

義務教育学校につきましては、小中一貫教育を昨年度から開始したところであり、直ちに導入する考えはありませんが、ただいま御答弁いたしましたような特徴や課題がありますので、今後、導入校の実践例なども研究してまいりたいと考えております。

次に、本市の公立高校再編に対する見解と道教委に対する行動につきましては、市内の児童・生徒数が減少していく中で、保護者や教育関係者からは、生徒の選択の幅が狭まらないよう、定員の確保について要望が寄せられておりますことから、定員減の調整については慎重を期していただくよう、道教委が主催する配置計画の会議において申入れを行っているところであります。今後も生徒数の減少が見込まれますことから各高校の存続に向けた魅力づくりが必要となりますので、様々な機会を通じて、取組を強化していただくよう、道教委に要請してまいりたいと考えております。

次に、GIGAスクール構想の諸課題についてですが、まず学習端末の使用状況につきましては、授業におきまして、小学校ではほぼ毎日、中学校では週に3日以上の使用が多くなっております。そのほか週末や長期休業中における家庭学習や児童・生徒が授業に出席できない場合のオンライン学習などで使用しております。

次に、ICTスキル研修の取組状況につきましては、市教委では、これまで1人1台端末を活用した指導力の向上に資するICT活用研修講座を夏季、冬季休業中に実施しております。そのほか、今年度は新たに授業改善を推進する端末活用推進チームを道教委の事業を活用して市内3校に配置し、市内全小・中学校を巡回しながら、担任と実際に授業を行い、ICTを活用した授業づくりのアドバイスや活用事例を学ぶ取組を行っております。

また、各学校におきましても、児童・生徒が意見交流で活用できるアプリなどの使用方法やデジタル教科書の活用場面について互いに授業を参観し合うなど、校内研修にも取り組んでいるところであります。

次に、国の実証事業による、本市のデジタル教科書の事業状況と導入に向けての課題につきましては、昨年度の事業状況は市内の小学校8校、中学校6校が実証事業の参加校として決定を受け、それぞれ1教科を導入し、今年度は市内の全小・中学校が参加校として決定を受け、小・中学校いずれも英語と他の1教科の計2教科を導入しております。導入に向けての課題といたしましては、デジタル教科書のメリットを生かす指導方法の工夫改善など、教員の実践力を高めていくことや長時間にわたって端末の画面を見続けられないよう指導するなど、児童・生徒の健康面への配慮が挙げられます。

次に、本市の相談窓口の開設状況と子供の利用状況につきましては、市教委内の相談窓口として、教育研究所と教育支援センターに、いじめや不登校等について、電話、メール、もしくは面談で相談できる窓口を開設しており、今年度の利用状況は11月末現在で63件、うち子供の利用状況は2件となっております。

次に、端末相談アプリに対する見解につきましては、児童・生徒がいじめに関することや、学校及び家庭での不安や悩みを相談するため道教委では1人1台端末を利用した児童・生徒のための相談窓口、おな

やみポストを本年5月30日に開設しており、本市においても、6月1日から利用できるようにしております。端末相談アプリは不安や悩みを抱えた児童・生徒が、気軽に相談することができる手法の一つでありますので、今後とも周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和2年度に整備した端末台数と今後予想される更新時期及び費用につきましては、国庫補助などを活用して整備した端末台数は6,791台であり、本市で使用している基本ソフトウェアのサポート期間の関係から、遅くとも令和9年6月までには更新する必要があります。今後の費用につきましては、現時点では文部科学省から、方向性は示されておりませんが、令和2年度の端末購入契約に伴う単価で申し上げますと、事業費は約2億4,000万円となります。

次に、本市の故障など、事故状況とその費用負担につきましては、端末導入当初から本年11月末までに193台が故障し、うち購入後1年間のメーカー保証対象である34台は費用負担はありませんでしたが、保証期間が経過した端末や校内での机の上からの落下、持ち帰り時の転倒による故障など、残る159台については、順次、市費で修理をしております。

なお、保護者負担となる重大な過失による、故障や紛失した端末はございませんでした。

次に、保険などで修理費用をカバーすることにつきましては、保険に加入する場合は、保有台数分の保険料が必要となりますが、これまでの故障の状況からは、保険に加入するより、経費を削減できますことから、現在のところ保険の加入は考えておりません。

次に、家庭学習のための通信機器整備支援事業により整備をいたしましたWi-Fiルーターの本市の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症等による学校の臨時休業等の緊急時においても、児童・生徒が学習を継続できるよう、予算措置をする時点において、各家庭に調査をした数を基に必要な数の貸出し用ルーターを整備しているところであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もあると思われませんが、各家庭におけるインターネット環境の整備が急速に進んだこともあり、貸出し希望者が想定より少ない状況にありますことから、今後は有効な活用について、学校関係者と協議してまいりたいと考えております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

○14番（須貝修行議員） 改めて聞いて、私の思いと少し違うところもありまして、深い議論をさせていただかなければならないなと思ってはいるのですけれども、その点については、予算特別委員会でさせていただきたいと思いますが、5点ほど短い質問をさせていただきたいと思います。

まず、小樽市業務継続計画に関して、市長から御答弁いただきました。それで、私の質問で参集率が低いことに対して見解をいただきたいということでお話させていただいたのですが、市長からは、時間とか、徒歩で参集するので、この人数は妥当であるというような御答弁をいただいたのですけれども、私は、その率が妥当ではなくて、非常に参集率が低いと思っています。これに関して、ほかの自治体等の参集率ときちんとした比較を、私は今、頭に入っていないのですけれども、この五十数%の参集率でいいのか、悪いのかと言ったらあれなのですけれども、それがどうなのかということで、もう一度御答弁いただければと思います。

それから、ベンダーロックインについて御答弁いただきました。本市としては、複数での競争をさせる、オープナーでやっている。それから、プロポーザル方式でやっているというようなお話を答弁いただいたのですけれども、結果として、ベンダーロックインになっていないのかどうかということを私はお聞きしたいのです。これについて、結果として、これらをやっているのです小樽市はベンダーロックインの状態ではないのだというふうなお考えであるのかどうか、そこについて御答弁いただきたいと思います。

それから、小樽商大生の市営住宅に入居ということで提案させていただきました。それで、御答弁いただいた中で確認なのですが、実現に向けて前向きに取り組んでいただけるのかどうかという点だけ、もう一度お答えいただきたいと思います。

それから4点目は、本市のスクールバスの運行状況に関して質問させていただきました。この中で、私は運行管理規定について御質問させていただいたのですが、答弁の中で、少し分りかねるところがあって、まず小樽市にスクールバスの運行管理規定というのがあるのか、ないのか、これについてお答えいただきたいと思います。

最後5点目なのですが、高校の再編について御答弁いただきました。魅力づくりをすることというようなお話をいただいたのですが、やはり今、子育て世代の方々の関心の中で、教育の質を担保する、一定以上の高い競争率を持つ高校といえますか、そういうところを要望されるケースも非常に多いと思うのです。それが現実的に札幌市に進学するケースも小樽市でもかなり見られているというのが現状だと思うのですが、私はそういう意味では、御答弁では父兄からの要望があるので、現状維持したいというようなお話がありましたが、見解が全く逆だなと思って拝聴してはいたのですが、そこに関してもう一度御見解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 須貝議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、小樽商科大学の学生の入居の提案について、前向きに考えるかというお尋ねでございましたけれども、質問の中にも幾つかお話がありましたが、学生の皆さんが自治会に参加されるということとか、あるいは多世代交流、そして最終的には定住人口につながるということでもありますので、市としては前向きに考えていきたいというふうに思っております。課題としてはやはり、大学と市営住宅の距離といえますか、こういった課題なども少なからずあるわけでもありますので、そういった課題があったとしても、需要があるのかどうなのか、あるいは効果があるのかどうなのかということなどにつきましては、大学ともしっかりと協議をさせていただきながら、定住人口につながるという観点でやっていきますので、基本的には前向きに考えていきたいというふうに思っておりますけれども、課題の解決につながるかどうかということをまず判断した上で考えさせていただきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 須貝議員の再質問にお答えさせていただきます。

最初に、スクールバスの運行管理規定についてのお尋ねでございますけれども、名称の違いかもしれませんが、先ほども御答弁させていただきましたけれども、本市では、スクールバスの運行要領、それから運行細則というものを持っていて、それで常時安全運行に努めているところでございますが、その中に先ほどもございましたけれども、ヒューマンに関する部分が抜けておりましたので、それをプラスする形で安全運行マニュアルというものを新設させていただいたということでございます。

それから、高校の再編についてお尋ねがございました。議員の御質問にもございました岩見沢市のケースなどもそうなのですが、それぞれのまちで状態が違っているということもありまして、例えば岩見沢市のケースで申し上げますと、市立高校と道立高校があって、私立がないというまちの中で、どうやって生き残りをしていくのかということで市教委が中心になって、まずは市立高校の生き残り策を考えて、そしてその中で、道立高校を再編することによって3校を2校、そのほかに職業高校もございませ

れども、というような手法を取って学校の活性化策を位置づけたということでございます。

本市も実は3年ほど前に卒業生を最後に出しました小樽商業高校、それから小樽工業高校を再編ということで要請をしまして、小樽未来創造高校というのは出来上がりました。その後も、生徒数が減っていく中で、どういうふうに進めていけばいいのかというところは非常に難しいシビアな問題でございますけれども、ほかのまちもいろいろなことで取り組んでいます、私の知り得る範囲でなかなか成功事例がないという、統合した後の学校が結果的には、また間口減になっていくという状況を繰り返しているような状況もあって、やはり子供たちに支持される学校になっていかなければ、数を合わせるだけでは駄目ではないかというふうに思っています。そのためには、出口も含めて魅力ある高校というものを何とかつくっていく必要があるだろうということで、これまでもいろいろな会議で要請をしてきたところでございますけれども、そういった考え方に立ってしていかないと、単なる数合わせの統合ではなかなかうまくいかないというのが、これまでほかのまちで見てきた状況でございますので、そういった形で今後とも道教委に要請をしていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(佐藤靖久) 須貝議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは2点、小樽市業務継続計画の参集率の関係での御質問があったと思います。

まずその点につきましては、この51.7%という数字が低いのではないかということでの御指摘だったかと思えます。この数値につきましては、BCPの策定に当たりましては、委託先のコンサルタントにも確認をさせていただいているところなのですが、同じように作成している他都市の事例では、やり52%程度の数字だったということで、私どものその51.7%という数字とは相違がないような状況ではあったということになってございます。

それと、設定の時間、季節、時間帯ですが、厳冬期の夕方ということで、参集に非常に厳しい状況を設定しているということもありまして、まず基本的には参集準備時間を30分というのがある、その後に徒歩で向かってくるということになります。大体3時間以内でということになりますと、5キロメートル程度離れたところの職員が来るということを想定しているところでございますので、職員の半数、おおむね50%以上が参集できているという状況については、妥当ではないかということで御答弁をさせていただいたところでございます。

それともう1点、バンダーロックインの関係でございますが、結果としてあるのかないのかという御質問だったかというふうに思います。市長の御答弁でも申し上げましたとおり、これまでも行政情報アドバイザーの助言を基に複数の事業者が参入可能な仕様書を作成するというところで務めているところでございまして、結果としまして、1社しかプロポーザルに手を挙げなかったという事例はございますけれども、そういった状況ですので、結果として、バンダーロックインにはなっていないというふうに判断しているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 須貝議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時50分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、秋元智憲議員。

(9番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

○9番(秋元智憲議員) 一般質問します。

てんかん重積状態治療薬「ブコラム」使用についてです。

国際抗てんかん連盟はてんかん重積状態を「発作がある程度の長さ以上に続くか、または、短い発作でも反復し、その間の意識の回復がないもの」と定義しており、具体的には発作が5分以上持続する場合、速やかに治療を開始する必要があるとしています。この初発てんかん重積状態の年間発症率は、小児人口10万人当たり42人とされており、日本のゼロ歳から17歳人口から推計すると、年間約8,000人の初発てんかん重積患者が存在すると推定されます。

私たち公明党としても、2017年5月、政府に対して、ブコラムの製造販売ができるよう早期承認を提言、2020年9月末に承認されることになりました。その後、日本でてんかん協会の要望を受け、学校等教育現場において、それまでの座薬同様に取り扱えるよう、日本でてんかん協会会員である公明党の横山信一参議院議員と共に関係省庁に要望し、今年7月19日付で内閣府、文部科学省及び厚生労働省関係各部署などの関係各省庁事務連絡において、「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液(ブコラム®)の投与について」が発出されました。初めに、事務連絡の内容について説明してください。

さきにも述べたとおり、日本でてんかん協会は学校等教育現場で、てんかん発作を発症することによる危険性について危惧をされています。てんかんの児童・生徒が学校内で実際にてんかん発作を起こした場合は、30分以内に発作を抑えなければ、脳に重い障害を残す可能性があると言われていています。てんかんの持病を持つ児童を学校内で、そのような最悪な状態にさせないために、発作が発生した場合は、迅速な対応で発作を抑える薬の投与が必要になります。

文部科学省では、学校などで児童・生徒がてんかん発作を起こした場合、教職員等が急速に鎮静させるための治療薬、ブコラム口腔用液を投与できることを関係者に知らせる事務連絡を発出し周知を呼びかけていますが、一方で、事務連絡は教職員らのブコラムの投与について、緊急やむを得ない措置として、医師法に違反しない旨を通知し、その上で使用条件として保護者が学校などに対し、医師による留意事項を記した書面を渡して説明することなどが挙げられており、学校側の協力がなければ、現場で投与をすることは不可能です。まず、本市での周知状況についてお知らせください。

また、学校側の協力という面而言えば、市内の小・中学校で統一した対応策が必要になりますが、統一した対応指針などありましたら説明願います。

てんかんという病名自体は一般的に聞いたことがある病気ですが、発作の症状も様々で、発作を発症している方を目の当たりにした場合、どのように対応すればいいのか、よく知られていないのではないのでしょうか。それが教育現場で起こった場合、症状によっては、混乱することも考えられ、一番心配されるのがけがや事故につながる可能性があることです。

ある自治体では、学校教育現場において、てんかんを持つ児童・生徒への対応について調査を行い、教職員のてんかんに対する認知度を把握、発作に対する不安や疑問を把握し、その結果を基に対策を講じることを目的に調査を行っているところがありますが、本市では教職員に対して、てんかんについて調査などされたことはありますか。

また、今後行う予定などあればお知らせください。

次に、てんかんを有する児童・生徒の受入れ状況についてです。

本市で、てんかんを有する児童・生徒を受け入れる場合ですが、基本的に対象となる児童・生徒がてんかんを有するかどうかを知らなければ、万が一の発作のときに、対応すら難しくなります。受け入れる場合、どのような手続が必要となるのか、医師や保護者との連携についてはどのように行われているのか

説明してください。

また、現在までの受入れ状況についてもお知らせください。

次に、てんかん発作の現場に遭遇した場合、児童・生徒を事故やけがから守るために、正しい判断と処置が求められます。症状別による対策など教職員が知っていることが望ましいと思いますが、そのような場面に合ったことのない教職員も多いと思います。市や教育委員会として研修や講演会などを通して、てんかんの認知とブコラム口腔用液の扱い方、対応について知ってもらう機会が必要だと思いますが、お考えを伺います。

また、過去の状況について、直近10年でてんかん発作を起こした事例、件数などあれば説明願います。

次に、電波法の改正と影響について質問します。

政府はSociety5.0の実現と5Gの導入に向け、電波のさらなる有効活用を図るため、電波法を改正し、無線設備から出る不要な電波を強度により区分したため、古い規格のものが使用できなくなり、今後、新スプリアス規格に適合する無線設備が使用可能となります。

当初は古い規格の無線設備使用期限を今年11月30日までとしていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、設備の更新に係る工事の遅れや機器の調達の遅れが出ており、2024年11月30日まで使用期限が延長されました。

この法改正により影響を受ける機器も幅広く、音響機器やワイヤレスマイク、トランシーバー、インカム、ETCや楽器、コードレス電話など様々で、本市でもそれらを使用している施設や組織、市民、事業者にも影響があるものと思います。誤って期限を越えて使用した場合には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金の対象となるようです。

そこでお聞きしますが、電波法改正により市として市有施設や各部で使用されている対象機器についてしっかりと把握することが重要となりますが、使用状況の調査は行ったのか。行っていれば、方法や時期調査内容と結果についてお知らせください。

法改正により、影響を受ける市民や事業者への周知も欠かせません。ホームページや広報などを活用し、広く周知すべきだと思いますが、お考えを伺います。

次に、対象となる機器の交換、更新についてです。

対象となる機器の交換、更新は使用頻度や使用されている場所などによっても優先順位が異なってくると考えられます。例えば学校などの、教育施設や直接業務に関連する場合など様々だと思います。使用状況によっては、一度に全て交換することは難しく、優先度などを決めて対応する必要があると考えますが、その際の基準などはあるのか説明願います。

また、既に更新した設備などあれば、その内容など説明願います。

更新時に施設や設備の内容により、利用者へ影響が出ることはないのか、特に市有施設などで利用されている機器の利用にあつては、法令遵守の観点から法改正の内容などについては、周知徹底されているのかお知らせください。

次に、現在対象設備の交換、更新に要する予算と財源についてですが、試算はされていますか。されていれば、内容をお知らせください。

また、2024年11月30日が使用期限ですので、それまでの交換、更新スケジュールについても説明願います。

次に、地域活性化起業人についてです。

総務省では、地域活性化起業人制度を地方公共団体が3大都市圏に所属する民間企業の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事し

てもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置がされる事業であり、地方自治体にとって、例えばマーケティング技術を生かした観光客の誘客や地域特産品の販路開拓、企業のノウハウを生かした地域中小企業支援や中心市街地活性化の実施、専門的知識を生かしたデジタル化の推進など、企業で培われた人脈やノウハウを生かしながら、地域活性化の取組を効果的、効率的に展開することができるため有効な方策と考えられるとしております。既に本市でも、公募型プロポーザルを経て、現在ソフトバンク株式会社より1名の方が着任しております。

全国の制度利用状況を見ると、開始された平成26年度の受入れ自治体数は17、活用人数は22人であり、令和3年度には、受入れ自治体数は当初に比べて258で15倍、活用人数は395人で約18倍に上り、各自治体がいかに民間企業のノウハウや知見を必要としているのかが分かります。

そこで、本市の制度運用に関連して何点か伺います。

まず、本市に派遣されている地域活性化起業人の活動内容についてお知らせください。

また、期限のある制度ですので、市として最大限の効果を発揮できるような工夫、取組が必要だと思いますが、工夫している点などあればお知らせください。

この事業を活用するに当たり、基本的には市内の課題等を地域活性化起業人に相談して、解決に向けた提案があり、事業化されていくと認識していますが、相談について個人でも相談できるのか、それとも部や課で一定の意見をまとめて相談することになるのか、相談までの流れについてお聞きいたします。

さらには、各部の管理職の方々はどのように関わってきたのか、関わっていくのか伺います。

次に、制度導入から約5か月が経過しました。相談数の状況はどうなっているのか、各部の相談数と内容、それに対応した事業や取組の提案などあれば、内容についても説明してください。

また、現時点までの課題とその課題解決に向け、どのように取り組んでいくのかお答えください。

地域活性化起業人制度の導入に当たり、市の公募型プロポーザル応募要項では、派遣期間が令和4年7月1日から令和5年3月31日、ただし令和8年3月31日まで延長する可能性もあるとのことでした。派遣期間が今年度内だとすれば、あまり時間がありませんが、期待する効果について伺います。

今後、約2年間の延長もあり得るとのことでしたが、延長する場合、しない場合とはどのような状況をもって判断するのか、制度として延長するための基準などあれば説明してください。

地域活性化起業人制度が有効活用され、効果を出していくには、職員への制度周知が不可欠です。どんなにいい制度、仕組みであっても利用されなければ何の意味もありません。市として、どのようにこの制度を活用していくのか、どの分野に力を入れるのか等、具体的な考えがあるのか、また方針などお考えを伺います。

制度内容についてですが、市内へはいつ、どのような方法で周知したのか。また、制度の内容が理解されているかどうか、理解度の状況は把握していますでしょうか。されていればお知らせください。

次に、放課後等デイサービスについて質問します。

今年の決算特別委員会において、小樽市内における放課後等デイサービスの利用状況について質問しました。放課後等デイサービスとは、児童福祉法に規定され、幼稚園、大学を除く学校に在学している障害児に対して、放課後や長期休み等に施設に通わせて生活の能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進、その他の便宜を供するものとのことでした。厚生労働白書によれば、2012年の事業開始から、2020年までの8年間で、全国の放課後等デイサービス事業者が5倍に増加し、利用者数も2014年から2019年までの5年間で2.6倍に増加しています。

決算特別委員会で確認しましたが、本市では事業者数が令和元年度の13か所から3年度の19か所と6か所の増、利用者では元年度216名で、3年度が260名であり、3年度の事業費も元年度より約7,300万円増と

なる約2億8,600万円です。国と同様に、本市でも放課後等デイサービスのニーズは増えています。しかし、一方では、提供するサービスの質の向上について指摘する声もありますので、これらのことを踏まえ、関連する事項について何点か質問いたします。

初めに、令和3年度の事業費約2億8,600万円の内訳について説明してください。

相談体制の充実という点で、現在小樽市では七つの事業所に相談支援業務を委託しており、その他発達支援センター及びさくら学園の2か所を合わせた9か所で相談を受け、31名の相談員が在籍しているとのこと。相談件数を見ても、こども発達支援センターの相談件数が2年で56件の増であり、その他の事業所等ではほぼ横ばいか減少傾向にあります。

ただ、決算特別委員会で答弁いただいたとおり、年々利用者は増えており、それに伴い相談員1人当たりの持ち件数が増えることにより、業務量が増え、計画をつくるにも負担が大きくなっているとのこと。相談員の人数が必ずしも充実した相談体制になっていないのではないのでしょうか。私が相談を受けたケースでは、施設利用の申請から利用計画をつくるための予約が取れなくて、計画ができるまでに非常に時間がかかったということでありました。やはり市が認識しているように、相談員の負担が増えることで、実際に支援の利用に遅れが生じています。

そこで伺いますが、市内全体での相談員の人数は31名でしたが、相談者数が一番多いこども発達支援センターには何名の相談員がいるのかお知らせください。

また、相談員の負担軽減と速やかな利用計画作成、そして安心して支援が受けられるように相談員の人数を増やさなければならないと考えますが、市長の考えを伺います。

次に、利用者と施設の契約についてです。

利用者が施設を選ぶ上で、一番一般的なのが利用者から相談支援事業所へ希望を伝え、障害児の状況を勘案した上で、相談支援事業所から複数の施設を紹介されることが多いとのこと。しかし、市や相談支援事業所は利用者数が多くなってきていることは押さえているものの、具体的にどの施設に空きがある、定員がいっぱいになっているなどは押さえていないとのことでした。その状況だと紹介された複数の施設は既に定員が埋まっていて利用できないことも発生し、利用者自身が一件一件確認しなくてはならず、非効率だと思います。時間がかかり、契約が遅れる場合もあることから、障害を持った子供を抱えて大変な思いをしている相談者にもっと寄り添った対応、改善が必要だと思います。

静岡県浜松市では、グーグルマップを利用して、市内の子供への支援に関連する施設をマップ上に掲示、青色のピンは空きあり、ワイン色のピンは空きなしで、このピンをクリックすると施設の名称や住所、連絡先や定員、利用状況などを表示できるようなサービスを行っています。

市として、浜松市が行っている事業などを参考にして、市内施設の利用状況、空き状況などを適切に把握し、相談者の利便性向上や安心につながる取組を行ってほしいと思いますが、お考えを伺います。

次に、セルフプランについてです。

利用計画は相談支援事業所が相談者と契約をして作成される場合と、もう一つ、相談者自らが作成するセルフプランがあると思います。まず、セルフプランとはどのようなものなのか、利用者にとってのメリットとデメリットについて説明願います。

他市では、ホームページで放課後等デイサービスを利用するに当たり、セルフプランを紹介し、作成方法やフォーマットなど掲載されている自治体がありました。本市では、どのような形でセルフプランの利用について周知されているのかお知らせください。

また、これまでセルフプランの作成の事例や利用件数、相談などあれば、その状況について説明してください。

次に、利用者へ提供される支援の質の問題です。

決算特別委員会で答弁いただきましたが、令和3年厚生労働省の報告書では、個々の障害に応じた発達支援を行わなかったり、学習支援のみを行い、必ずしも障害の特性に応じた支援が行われていなかったりするケースなどがあるとのことでした。ただ現状では、どのような支援を行うかは、各事業所に任せきりになっていることが課題でもあると言われており、今後市として、どのようにこの課題、提供される支援の質向上に向け、取り組んでいかれる考えなのか伺います。

次に、放課後等デイサービスの年齢制限についてです。

この制度の利用は児童福祉法に基づき、原則18歳の誕生日までとされていますが、一般的には高校卒業までとしているところも多いようです。本市の取扱いについてお知らせください。

特例として、18歳になっても、二十歳まで利用することもできるようですが、どのような条件を満たせば二十歳まで利用することができるのか。

さらには、本市でそのようなケースはあるのか。あれば、利用状況を説明願います。

また、18歳もしくは二十歳になり、制度の対象から外れた場合、その後どのような制度へ移行するのかについて説明願います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、電波法の改正と影響について御質問がありました。

まず、電波法改正の対象となる機器に関する調査につきましては、この改正で令和6年11月30日をもって使用できなくなるのは、アナログ方式の一定の周波数の簡易無線局のみであり、それ以外のワイヤレスマイクやトランシーバーなどは、当分の間使用期限が延長されております。

本市におきましては、建設部からの情報提供により、総務部が昨年8月に所有機器の新規格製品への切替えについて、全部局に対し周知を行っていたところですが、このたび改めて調査を行ったところ、令和6年11月30日が使用期限となる対象機器は現時点ではないと判断されたところであります。

使用期限が延長となった機器についても、順次各部局において切替えを進めているところであり、最終的に漏れのないよう、改めて庁内周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、市民や事業者への周知につきましては、このたびの電波法の改正のように罰則を伴う法改正については、その決定をした国が事前にしっかりと国民に対し周知を行うべきと考えております。特にこのたびの電波法のように自治体が所管していない事務については、市としてその制度内容がなかなか把握しにくい面もありますので、その周知について、国から協力要請があれば、その要請内容に沿って、市としても適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、交換に当たっての優先度につきましては、ワイヤレスマイクなどは当分の間、使用期限が延長されておりますが、各部局においては、既に施設改修の際に切替えを行ったところもあるほか、切替えに向けて検討を進めているところでもあります。

いずれにいたしましても、期限はいずれ示されるものと考えておりますので、現時点で特に優先順位は定めておりませんが、財政負担の平準化を図りながら、漏れのないよう引き続き、順次切替えを進めてまいります。

次に、既に更新した設備などにつきましては、市民会館などにおいては、電波法の改正に伴い、老朽設

備の改修に合わせ、放送設備を更新しております。

次に、市有施設などに対する法改正の周知につきましては、先ほど申し上げましたとおり、昨年8月に全庁的に周知を行ったところであり、このたび改めて調査も行ってまいりますので、市有施設も含め、周知は図られているものと考えております。

次に、対象設備の今後の更新費用と財源につきましては、事業費の試算はしておりません。

また、財源につきましては、大規模な設備改修に合わせて機器を更新する場合は、市債を充当し、通常の機器のみの更新については、一般財源になるものと考えております。

次に、使用期限までの交換スケジュールにつきましては、先ほど申し上げましたとおり現時点で優先順位は特に定めておりませんので、最終的に漏れがないよう財政負担の平準化を図りながら、順次切り替えてまいりたいと考えております。

次に、地域活性化起業人について御質問がありました。

まず、本市に派遣されている地域活性化起業人につきましては、本市では早急な課題であり、人材的にも不足しているICT分野におけるデジタル人材の補充を目的として制度の活用を図ったところであり、その活動内容は、業務のデジタル化に向けた事業推進のサポートや職員からのDXに関わる各種相談などを含む自治体DX推進への対応、庁内のICT人材の育成支援となっております。

次に、活動に関して工夫している点などにつきましては、一方的にデジタル化を押しつけることなく、まずは原課の課題意識を正確に捉えた上で、原課に寄り添った解決方法を提示し、困り事解消に向けた対応を行うように努めております。

また、デジタルによる単なる置き換えではなく、業務手順や手法の見直しなども検討をし、対応することとしており、きめ細かい対応で庁内のデジタル化の推進、拡大を図っているところであります。

次に、地域活性化起業人への相談までの流れにつきましては、7月に実施をした相談会では、部署ごとに相談を取りまとめ申し込み、その後、具体的な相談を受けておりますので、管理職も関わって相談事項を決めていると考えております。このほか、個別に対応したケースもありましたが、この場合は、当該部署における意見の取りまとめを申込みの要件としておりませんので、管理職の関わりの有無については確認できておりません。

次に、地域活性化起業人に対する相談数などにつきましては、総務部6件、財政部3件、産業港湾部2件、福祉保険部3件、教育部1件、水道局1件、消防本部1件、議会事務局1件となっております。その主な内容は、答弁調整や入館受付簿のペーパーレス化、エクセルの効率的な活用方法、RPA導入、オンラインでの議員登庁確認などとなっております。答弁調整については第3回定例会から試行しており、エクセルについてはサンプルを提供したほか、議員登庁確認は試行しております。

課題といたしましては、相談件数がまだまだ少ないことと認識をしており、これは職員がデジタル化を身近に感じていないことも理由として考えられますので、実際に相談からデジタル化に至った事例などを紹介しながら、さらなる庁内周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域活性化起業人の活動で期待する効果につきましては、民間で培ったデジタル技術や考え方を課題解決につなげることで業務効率化やデジタル化の推進が期待されますし、それは現時点でも着実に進んでいるものと考えております。

次に、地域活性化起業人の活動期間延長の判断につきましては、基本的には最大3年間という期間を有効に活用したいと考えておりますが、延長しない場合としては、活動実績が本市の希望する水準に達していない場合や派遣元企業の都合などの場合が考えられます。

なお、各年において、延長を判断する基準は制度上は定められておりません。

次に、制度の活用の考えにつきましては、ICT分野以外でも本制度を有効に活用することは、民間の見聞やノウハウを取り入れ、地域の活性化を図る上でも有効なものと考えております。現時点で、具体的な考えはありませんが、他都市でも経済の活性化や観光振興など様々なジャンルで活用されていることから、各所管課ともこれらの活用事例を共有し、さらなる制度活用に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、市内への周知と理解度の状況につきましては、昨年、北海道から制度活用についての紹介があった際に市内での活用についてメールで調査を行っておりますが、その際に制度の概要を併せて周知しております。実際に地域活性化起業人を受け入れた際には、部長会議において活動内容を含め紹介したほか、その後、地域活性化起業人には市内で活発に活動をいただいていることから、一定程度、制度の理解はされているものと考えております。

次に、放課後等デイサービスについて御質問がありました。

まず、令和3年度の事業費の内訳につきましては、障害児の放課後等デイサービス利用に対する給付費として、市内の事業所に対する支出が約2億5,500万円、市外の事業所分は約3,100万円となっております。

次に、こども発達支援センターの相談員の人数及び増員につきましては、現在、正職員3名、パートタイム会計年度任用職員2名で、計5名となっており、御指摘のとおり相談件数は増加傾向にありますので、今後も適切な支援が継続的に実施されるよう相談員の増員の必要性について検討をまいりたいと考えております。

次に、市内施設の利用状況等の把握や相談者の利便性向上等につながる取組につきましては、施設の空き状況等を分かりやすく情報提供することは、相談者の利便性向上のために有効であると認識をしておりますので、どのような手法が効果的か調査、研究をまいりたいと思っております。

次に、セルフプランにつきましては、セルフプランとは、利用者自らが作成をするサービス等利用計画案のことであります。利用者にとってのメリットとしては、子供の状態をよく知っている保護者や子供本人の希望を直接計画に反映させることができること、デメリットとしては、相談支援専門員からアドバイスを受けられないため、作成に当たり詳しい知識を要することや、定期的なモニタリングが実施されないこと、サービスを提供する事業所を利用者自身で見つける必要があることが挙げられます。

また、本市では、セルフプランの利用についての周知は行っておらず、現時点ではセルフプラン作成に関わる相談事例はありません。

次に、支援の質の向上に向けた市の取組につきましては、小樽市障がい児・者支援協議会や同協議会の子ども支援部会において、地域における障害者への支援体制に関する課題を共有することや、事業所に対して、研修機会の提供を行ってまいります。

また、協議会で出された御意見を必要に応じて指導、監督権限を有する北海道にお伝えをしながら、支援の充実のために、連携を図っていきたくと考えております。

次に、18歳到達時の本市での取扱いにつきましては、原則として18歳の誕生日の前日で利用期間が終了いたしますが、引き続き在学していることを確認した上で、高校卒業の年度末まで期間を延長しております。

また、特例として20歳まで延長となる条件ですが、休学などで引き続き在学している場合に20歳まで利用が可能となるものであります。本市では、昨年度以降20歳までの特例を適用した方はおりません。

なお、年齢到達により、サービスの利用が終了した方は障害者総合支援法に基づき、障害者支援施設や就労移行支援施設等を利用していただくこととなります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 秋元議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、てんかん重積状態治療薬「ブコラム」について御質問がありました。

まず、関係各省庁事務連絡の内容につきましては、学校や保育所等において、幼児、児童・生徒等がてんかんの発作を起こし、生命が危険な状態である場合に、現場に居合わせた教職員等が緊急やむを得ない措置として投与する際、次の四つの条件を満たす場合には医師法違反とならないことが示されております。

1点目は、当該児童等及びその保護者が、学校等においてやむを得ず使用する必要が認められる児童等であることや、使用の際の注意事項について事前に医師から書面で指示を受けていること。

2点目は、当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等に使用することについて具体的に依頼していること。

3点目は、教職員等が当該児童等がやむを得ず使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認することや、使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守し使用すること。

4点目は、当該児童等の保護者又は教職員等は、ブコラムを使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させることが示されております。

次に、市内小・中学校への周知状況につきましては、関係各省庁から発出されました事務連絡について、道教委から通知がございましたので、適切に対応していただくよう、市内小・中学校へ周知したところであります。

次に、学校においてブコラムを使用する場合の統一した対応指針につきましては、現在、本市の統一した対応指針はありませんが、国の事務連絡により、使用方法については薬品会社のホームページを参照するよう通知を受けておりますので、学校にはその通知を踏まえ対応するよう周知しているところであります。

次に、教職員へのてんかんに対する調査につきましては、本市では、これまでそのような調査を実施したことはございませんが、てんかんに対する認識や児童・生徒への対応など、現状を把握することは大切でありますので、どういった方法がよいのか、今後学校や医療関係者と協議してまいりたいと考えております。

次に、てんかんを有する児童等を受け入れる場合の手続等につきましては、書類など決まった手続はありませんが、校内での共通認識と支援体制を万全にするため、入学時などに、児童・生徒の保護者から症状の内容や発作の際の対応などについて、医師の指示も含め、情報の提供をいただいておりますことから、てんかんの発作が起きた場合には、指示された内容により対応するとともに、保護者にも連絡することとしております。

また、てんかんを有する児童・生徒は本年11月末現在、小学生21名、中学生10名の計31名となっております。

次に、てんかんに関する研修や講演会の必要性につきましては、教職員がてんかんの発作に遭遇した場合、児童・生徒をけがや事故から守るために、正しい知識や判断、処置が求められますことから、対応策などを学ぶ機会は必要でありますので、研修などの開催について検討してまいりたいと考えております。

次に、直近10年のてんかん発作を起こした事例件数につきましては、各小・中学校において把握している範囲で申し上げますと、学校において、てんかん発作を起こした事案は2件あり、いずれも保護者へ連絡後すぐに治まりましたことから、保護者と共に下校し、医療機関を受診したことを確認しております。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

○9番（秋元智憲議員） 何点か再質問させていただきます。

まずは今答弁いただいたてんかんに関連してなのですが、受け入れる場合には、保護者や医師、また学校側と連携を図っているという御答弁をいただきました。それで、これは保護者が医師と相談した上で、状況や対応についても多分学校に相談されていると思うのですが、学校として、子供の具体的な情報というのは共有されているのか、それとも担任だったり、限られた教員のみしか対応というのは知らされていないのか、その辺はどのようになっていますでしょうか。

それと、地域活性化起業人の話で、ほかの各部の相談件数を伺いました。少し少ないなと思ひまして、私も何人か職員の方とお話をすると、私自身が感じたのは、やはりなかなか制度の内容をまだ理解できていないのではないかという方がいらっしやって、相談もまだされていないという方がいらっしやったのです。

先ほど、ある程度理解度は進んでいるという状況だったと聞きましたけれども、自分のいる職場の課題がどのようにデジタルですとか、DXに結びついて解決できていくのかというのが少し理解できていないのではないかと感じるものですから、その辺の制度の周知と言いますか、もちろん周知しているというお話でしたので、連絡はしていると思ひますけれども、例えばまだ1件も相談されていない部署もありまして、やはりその辺の、特にまだ1件も相談されていない部署については、改めて課題の洗い出しもそうですけれども、しっかりデジタル、DXに結びついていくというような、そういう周知と言いますか、それもしていただきたいというふうに思ひますので、その辺もう一度答弁いただきたいのと、あとは、地域活性化起業人の活動内容のところ、デジタル人材の育成というお話がありました。育成支援もしていくのだというお話でしたけれども、具体的に地域活性化起業人の方がデジタル人材の育成支援にどのような活動をされたのか、これについて伺いたしたいと思います。

最後に、放課後等デイサービスの件で、こども発達支援センターの話をお伺いしました。それで、決算特別委員会の中で、こども発達支援センターにおける相談件数を伺いましたけれども、令和3年度、338件ということで、先ほど伺うと、こども発達支援センターには、正職員の方が3名、パートタイム会計年度職員の方が2名、計5名で対応をされているということだったと思うのですが、338件の相談に5名で対応するのは非常に大変な作業をされているのではないかと思います。

その結果、やはり利用計画をつくったりするのに時間を要しているのでしょうか、もっと言えば、以前の決算特別委員会のお話でもお話しさせていただきましたけれども、なかなか相談することすらハードルが高い方がせつかくやっと相談できても、すぐに支援につながっていかないということがあって、ほかの自治体の例も紹介しましたが、すぐにサービス、支援が利用できるということも、法的に可能だというお話もさせていただきましたけれども、小樽市ではまだできないということでした。

まずは、先ほど、こども発達支援センターの相談員の増についても検討をしていくということでしたが、明らかに毎年大体10%ずつ相談者数も増えていきますし、利用者数も10%ずつ増えていっているような状況を考えますと、やはりもう少し、もう少しと言ひますか、5人ですから相当少ないのではないかと思います。抜本的に相談員の数を増やしていかなければ、利用者に対するサービスが遅滞してしまうのではないかと少し危惧するのですが、改めて相談員の数をぜひ早急に見直していただきたいと思ひます。これもお答えいただきたいと思ひます。

最後になりますけれども、静岡県浜松市の例で、私も相談者の方に伺ひましたが、何件も自分で連絡をして、定員がいっぱいで断られるということがあったそうですけれども、やはり相談に行く前に、インターネットで見られる方はグーグルマップを見れば、自分の家から近いところの施設がどういう利用状況に

なっているのだというのが分かれば、相談もしやすくなっていくのかと思います。そういう施策もぜひ行っていただきたいと思いますので、この点も早急に、グーグルマップだけではないですけども、ほかの方法でも構いませんので、利用状況がまずは利用者がすぐに分かるように、位置が分かるように、施設が分かるようにしていただければと思いますので、これももう一度御答弁いただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域活性化起業人について御質問がありました。

私といたしましても、地域活性化起業人が全国的に見ましても、受入れ自治体が増えてきて、活用人数も増えてきているという状況については理解もしておりますし、職員のレベルアップを通じて、きっと組織力の強化、向上にもつながっていきますし、最終的には、地域の活性化にもつながっていくだろうということで、私としても大変いい制度だというふうに評価をしているので、庁内的にこの制度を十分周知をしながら、今はデジタル化の推進というところで進めておりますけれども、より多くの職員に制度そのものを理解してもらって、活用していただくということについての、周知がまだまだ足りないのではないかと御指摘もありましたので、さらに制度を活用して、全体的にデジタル化の推進も含めて、組織力の強化につながっていくように取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

それからもう1点の放課後等デイサービスの相談員の件について御質問がございました。これにつきましては、年々相談件数が増えてきているということについても、私として認識をしているところでございます。計画策定に大きな影響が生じているということについても状況につきましては理解をさせていただいておりますので、相談員の増員につきましては、今後、庁内で議論させていただきまして、前向きに検討させていただければというふうに思っております。

それから、静岡県浜松市の件でお尋ねがありましたけれども、市内には18の施設だったのでしょうか、あるというふうに認識しておりますけれども、やはり利便性の向上のためにも、利用状況について速やかに把握できる体制を取っていくことは、必要なことだというふうに思っております。グーグルマップの例示をされておりますけれども、果たしてこれがいいかどうかということも含めて、他の方法も含めて、幅広く考えていきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 秋元議員の再質問にお答えをさせていただきます。

てんかんを有する児童・生徒を学校側が受け入れる場合に、学校として情報共有をきちんとできているのかという御質問でございますけれども、本日の御答弁でもお答えしましたが、校内での共通認識と支援体制を万全にするためということで、てんかんに限らないのですけれども、アナフィラキシーだとか、そういった命に関わるようなものについては特に情報共有をすることになっていまして、このたびの御質問で再度学校にも確認をしましたところ、全校において校内でそういった情報については共有しているということでの学校の回答がございましたし、学校では養護教諭を中心にしまして、そういう体制を整えるような指導もこれまでは行ってきているとありますので、学校では、そういう情報共有には努めているというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の先ほどの再質問に対するお答えについて、少し補足、十分ではなかった部分があるかと思っております。地域活性化起業人制度の関係でありますけれども、二つの点で受け止めたほうがいいのかというふうに思っております、一つには今いらっしゃる地域活性化起業人制度の活用という面から言いますと、相談件数のない職場もありますので、そういったところで活用していただくように、制度周知について取り組んでいくというのは一つでございます。

それから、今後の地域活性化起業人制度の問題につきましては、これも有効な制度だというふうな思っておりますので、私がというよりも職場から上がってくることが理想ではないかというふうな思っておりますので、この次の地域活性化起業人制度についてもしっかりと職場で考えてもらえるように、周知は進めていきたいというふうな思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（佐藤靖久） 秋元議員の再質問にお答えさせていただきます。

地域活性化起業人の関係で、人材育成支援について、どのような活動をしたのかという御質問だったかというふうに思います。人材育成支援については、当初のソフトバンク株式会社との契約の中で、こういう活動をしていただくということで記載をさせていただいていたところなのですが、具体的に今何をやっているかということで申し上げますと、人材育成ということになりますと、私どもとしてはデジタル推進室に配置している職員をさらに一層育成していくということで考えているところでございまして、今現実的に地域活性化起業人の方がデジタル推進室に配置になって、職員に対して、いろいろとデジタル化のことについて相談をさせていただいて、そういう意味で今育成をさせていただいてるところでございます。

今後につきましては、よりどのように全庁的に育成をしていただけるかということについては、これからの検討課題というふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 秋元議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 一般質問をします。

第1に、張碓地区での新幹線工事に伴う発生土の受入れについて質問します。

北海道新幹線札幌延伸工事が進められています。トンネル掘削工事に伴う発生土について、これまで候補地とされてきた朝里川温泉地区の石切山については、8月30日付の説明資料で張碓地区の採石場の地権者から発生土の受入れについて内諾を得られたので、今後、候補地として、漁協及び住民2軒に説明を開始するとしており、張碓地区で一定程度の理解が得られ、協定が締結できれば、受入れ容量的に石切山の受入れは不要となるとされ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は事実上、石切山への搬入を断念しました。

9月22日の建設常任委員会での小貫元議員の質問では、張碓地区を候補地とするということなのですが、地元の居住者、漁業者とどの程度合意が進んでいるのか、もしくは説明会の様子とか、その辺の状況を説明してくださいとの発言に、市は、現時点でございますけれども、居住者の方々の御理解は得ら

れているというような状況でございまして、あと漁業関係者につきまして、現在説明の最中と伺ってございますと答弁しています。

先日、張碓地区の居住者の一人から私に連絡があり、直接お話を伺ってきました。その方は、11月17日付で突然、張碓地区での新幹線工事に伴う発生土の受入れについてと記された紙が投函されたことを示し、不安ですと率直に思いを語ってくれました。私はこれまで市職員や鉄道・運輸機構の職員が訪問していると思っておりましたが、その方に聞くと、採石場の問題で何度か市職員が訪問してきましたが、鉄道・運輸機構の職員などは来ていないとしています。

これまで、張碓地区での新幹線工事に伴う発生土の受入れについて、当該住民にどのように理解を得られたとしているのですか。鉄道・運輸機構の職員は訪問していないのですか。A4用紙1枚投函で理解を得たとするのならば、大変失礼な話です。

もう一方の住民は不在が多く、連絡がつきづらいと聞いています。市はどのような手段であれ、連絡を取り、住民の方々へ十分な情報提供を行う必要があるのではありませんか。

また、鉄道・運輸機構が説明会を行わないのであれば、居住者に理解を求めることが必要ではありませんか。市長のお考えを伺います。

居住者の方は受入れに積極的に賛成しているわけではありませんが、反対しているわけでもありません。これまでも稼働中の採石場を行き来するダンプの騒音による不眠があったり、ダンプにひかれそうになったことがあったりして、そのことを心配しています。

また、現在よりもダンプの数が多くなれば、どうなるのか知りたいとのことです。

防音シートのフェンスや騒音計設置により、騒音を監視していく、必要に応じて追加対策を講じていくとのことですが、具体的にどの程度の騒音が想定されており、対策によりどの程度軽減されると見込んでいるのですか。しっかり騒音対策される担保はありますか。

搬入路出入口及びその周辺に交通誘導員を配置し、交通安全に努めるとしています。歩行者への安全対策上、十分だとお考えですか。

現在も稼働中の採石場へのダンプと発生土のダンプの台数はどのようになるのですか。

搬入台数の抑制や搬入ルート分散は可能なのですか。

発生土運搬の運行時間等についてです。

運行時間は午前8時から午後6時まで。休日は日曜日としています。しかし、状況により変更の可能性がありますとあるように、変更されることが想定されます。天神での発破では、夜間の発破で眠れないという事態が発生しました。状況により変更されるのでは、居住者へ迷惑がかかるのは避けられないのではありませんか。受入れ期間を4年間、受入れ開始は2023年春頃としています。現在、稼働中の採石場との兼ね合いではいかがですか。

少なくとも求められるのは、市が居住者としっかり連絡を取り、居住者から改善を求められれば鉄道・運輸機構に求めていくような市民に寄り添った姿勢ではありませんか。市長のお考えを伺います。

第2に、PPP/PFIについて伺います。

国は、これまで人口20万人以上の団体とされてきたPPP/PFI手法の導入について、2021年6月に優先的に検討規定を求められる団体は人口10万人以上の団体と改定しました。これを受け、小樽市PPP/PFI手法導入優先的検討指針が策定されました。このPPP/PFIについては、問題点が多数存在することから、安易な導入に反対し質問します。

既設類型にスポーツ、レクリエーション施設があります。本市では、総合体育館やプールが想定されると思います。では、他市の状況ではどうでしょうか。福岡市のタラソ福岡は2002年にPFI方式でできた

健康増進施設で開業から2年後の2004年11月に営業を停止し、施設収入も開業前の見込みを大幅に下回り、債務超過に陥りました。その後、運営会社が変わりましたが、会員数が伸びず、維持修繕費もかさみ、2017年3月をもって撤退しました。このような事業者の撤退というリスクについて、どのようにお考えですか。また、市長はどのように捉えられていますか。

2005年、宮城沖地震の際、PFI方式で造られた仙台市スポパーク松森の屋内プールの天井が剥がれ落ち、重傷者が出ました。公務員が仕様まで管理した施設では、こういった被害はありませんでした。結局、民間に任せることによって安全に支障が出る事態も想定されるのではありませんか。

施設類型に学校教育系施設があります。小・中学校や学校給食センターが例に示されています。滋賀県野洲市では、PFI方式で増改築をした野洲小学校、野洲幼稚園の維持管理を契約解除、年間の維持管理費が野洲小学校だけで3,650万円かかり、他の小学校の平均325万円の10倍でした。野洲市長は、PFI方式そのものは国が推進した施策で否定するものではない、ただ抱き合わせで巨額の維持管理契約が結ばれたのは問題だった、この方式は営利目的ではない学校には不向きだと述べています。営利目的ではない学校は不向きだと思いませんか。

以前質問した道外の施設では、設計、建築もその後の維持管理でも地元以外の企業が運営していました。対象外となる事業等に優先的検討の対象外とする事業が示されています。地元企業が建設や維持管理に参加しないことをもって優先的検討の対象外とすることは可能ですか。

PPP/PFI方式は、1、初期投資が少なく済み、2、財政支出が平準化され、3、事業コストが削減されるということが自治体にとってメリットだとされています。その結果、安くてよい公共サービスの提供につながると言います。

内閣府民間資金等活用事業推進室のPPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアルでは、財政負担軽減効果について、効果のあるなしをどのように判定するのか、その方法を二つ挙げています。一つは、民間事業者への意向調査であり、もう一つは類似事例を参照するということです。

事業者意向を聞くわけですから、PFIのほうが安くなりますという答えが当然返ってきますし、もう一つの類似事例の参照は過去の事例の予測数値であって、実際のそうであったという検証数値ではなく、いずれも財政負担軽減の検証の名に値しないものです。PPP/PFI方式は安くてよい公共サービスというのは幻想です。安易な導入はするべきではありません。市長の考えを伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、張碓地区での新幹線工事に伴う発生土の受入れについて御質問がありました。

まず、住民の理解につきましては、御質問にありました住民の方へは9月15日に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、以下、機構と言いますが、職員2名が訪問をし、受入れ候補地の概要等を資料により説明したと聞いております。

この時点では、ダンプの通行に当たっては、大きな音が生じないように、できる限り配慮して工事を進めてほしいとお話があり、可能な騒音対策を行うとの回答により、一定の御理解をいただけたと機構からは報告を受けております。

次に、住民への情報提供や理解を深めることにつきましては、今回個別の説明で対応が可能であることから、住民説明会は行っておりませんが、住民の不安を解消するために、十分な説明や情報提供すること

は重要であると考えております。このことから、御質問にありましたもうお一方につきましては、8月26日に自宅を訪問し、内容を説明した上で一定程度の御理解をいただいたと機構からは報告を受けております。

次に、ダンプの走行に伴う騒音につきましては、具体的な数値の予測をしておりますませんが、ダンプ台数の増加に伴い、騒音レベルは少なからず上昇するものと考えられます。このことから、メーカーにより幅があるようですが約10デシベル前後の減衰効果がある防音シートを機構が設置することとしております。

なお、実際のダンプ運行に当たっては、騒音対策の実施や現状の騒音に比べて大きな増加がないかを、市としても確認してまいりたいと考えております。

次に、歩行者への安全対策につきましては、国道5号と副道の出入り箇所それぞれ1名、副道と搬入路の交差点に1名、計3名の交通誘導警備業務の資格を有する、交通誘導員を配置すると聞いております。そのほか、ダンプの運転手に対して、交通安全上の歩行者優先の徹底が指示されることから、現時点では考え得る十分な対策ではないかと考えております。

次に、ダンプの運行台数などにつきましては、稼働中の採石事業では、繁忙期に1日当たり約120台、受入れ工事では1日当たり約200台が見込まれるとのこととあります。また、台数の調整やルート分散については検討中と伺っております。

次に、ダンプの運行時間などの変更につきましては、掘削工事の工程上、変更の可能性もあることから、説明資料にその旨を掲載しているとのこととあります。

ただし、深夜の時間帯への変更や休日を設けず、連続して毎日搬入するなど、住民の方々の日常生活に影響を及ぼすような変更は行わないとの説明を受けております。

なお、実際に変更を検討するに際しては、住民の方々の御意見を伺った上で変更の可否を判断していくとのこととあります。

次に、発生土の受入れと稼働中の採石場との兼ね合いにつきましては、採石事業者には御協力をいただいた上での受入れ工事となりますので、調整がなされ、進められるものと考えております。

次に、市民に寄り添う姿勢につきましては、私といたしましても重要であると認識しておりますので、市民からの御意見等があった場合は、機構に対し、改善できる可能性があるか検討するよう、申し入れてまいりたいと考えております。

次に、PPP/PFIについて御質問がありました。まず、民間事業者が撤退するリスクにつきましては、福岡市の事例は、民間事業者が当該施設的设计・建設をした後、当該施設を所有したまま、維持管理、運営を担うBOT方式を採用したものであり、福岡市の調査報告書によると、この方式については、将来的に民間事業者の経営破綻の可能性についても事前に想定されるべき一つであったと分析をしております。

現在、国や他の自治体等により様々な事例が公表されていることから、PPP/PFI手法導入の検討に当たっては、こうしたリスク等に関する情報も参考にしながら、適切な手法を検討したいと考えております。

次に、施設の安全性の確保につきましては、PFIを導入した事業は民間事業者の主体性が強くなりますが、市の公共施設であるため公共建築工事標準仕様書に適合させるとともに、工事の施工管理においても行政が関わりますので、施設の安全性が確保できるものと考えております。

次に、小・中学校を優先的検討の対象施設としたことにつきましては、PPP/PFI手法には、設計、施工から維持管理、運営の全ての業務を包括的に民間事業者が担う手法のほか、設計、施工のみを行う手法もあり、各施設の特性に応じた適切な手法を検討することとなります。他都市の事例を見ましても、釧

路市がPFI手法により、15の小・中学校の耐震化を実施していることから、上下水道、道路などのインフラ系施設を除く、全ての公共施設を対象に検討をしていきたいと考えております。

次に、地元企業の参加につきましては、入札参加資格や事業者選定において、地元企業の参加に配慮している他都市の取組もあることから、本市におきましても、これまでの地元発注という基本的な考え方を念頭に置き、地元企業参加に向けた仕組みをつくってまいります。

次に、PPP/PFI手法の導入につきましては、このたび策定をいたしました小樽市PPP/PFI手法導入優先的検討指針に基づき、本市が自ら整備を行う従来型手法とPPP/PFI手法、それぞれの費用総額を算出し、ライフサイクルコストの縮減効果を検証するとともに、想定される効果、課題等の洗い出しを行い、総合的に判断をした上で、PPP/PFI手法の導入の可否や、事業手法について決定をしてみたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) 再質問をいたします。

まず、張碓地区の新幹線工事に伴う発生土についてであります。

いずれも、鉄道・運輸機構の職員が説明したということでありました。ただ一方の方は、やはりこれまでの採石場での受入れの問題で、頻りに職員の方が言ってきたことから、混乱されているのですよね。だからこそ、まだ来ていないのだというふうな誤解はあったのではないかと思います。

そこで、理解を求めるということで、十分に説明していくということがありまして、大変結構なことだなと思います。

そこで、お伺いしたいのは、5番目に質問いたしました搬入台数の抑制や搬入ルート分散は可能なかということでありましたけれども、検討中ということでありました。私はなかなか難しいのではないかと思うのですが、検討中ということなのですけれども、検討するのは結構なのですが、物理的に可能なかということをお伺いしたいなと思います。

何しろ、御答弁では、現在、採石場には最大120台、発生土については1日最大200台ということで、合計しますと320台になるわけですから、相当やはり大きくなるということは素人目にも想像できるわけがあります。だからこそ分散が可能かどうかということをお伺いしたのです。検討するのは当然検討していただきたいのですけれども、可能かどうかを改めてお伺いをいたします。

次に、発生土の運搬運行時間です。これについても、深夜にはしないよと、それから、休日返上もしないよと、変更するときには意見を聞くよ。これは、本当にそのとおりで素晴らしいなと思うのです。心配するのは、前の発破のときのように、こちらが幾らお願いしても、いや、防音シートをやるのだから大丈夫ですとかと言って、ごり押しされないかということなのです。このとおりでやられるということだったら、何も問題はないのですけれども、本当にこうして変更するときには意見を聞くということは担保されるかについて、改めてお伺いをいたします。

それから、PPP/PFIについてお伺いをいたします。

私は営利目的ではない学校は不向きではないかということをお話をいたしました。そうしたところ、釧路市などでも耐震化でPFIを行っているということがありまして、私はここで聞いているのは、静岡県野洲市で行ったときには、維持管理まで全て含んだ方式で行った。そのことについて野洲市の市長は、PFIを否定はしないのだけれども、その中に維持管理も一緒に含んだもので行ったのは問題だった。だから、営利目的ではない学校には不向きだと言ったのです。

改めてお伺いをいたします。こうした維持管理契約も抱き合わせで含むようなやり方でしたら、不向き

だと市長は思いませんか。

それから、もう一つであります。地元企業が建設、維持管理に参加しないことをもって優先的検討の対象外とすることは可能ですかとお伺いしました。当然この答弁でも地元発注を当然やっていると、そうなってくれば結構なのです。ただ、優先的検討の対象外とする事業の中には、地元企業が建設や維持管理に参加しないことをもって優先的検討の対象外とすることは、私は不可能だと思うのです。だから、その部分を特別にしっかりやらないと、例えば札幌市、東京都でもいいでしょう、そういったところの業者が建築や設計など全部やって、維持管理については小樽市ではない別のところがやるようになりましたとなったら、私はすごく悲しいのです。だからこそ、こうした優先的検討の対象外とすることは可能ですかということをお伺いをしました。地元企業がやるのは当然だと思います。改めてお伺いをいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、日常生活に影響を及ぼすような変更について、発破の事例を例示されましてお話をされましたけれども、市といたしましても、これまで鉄道・運輸機構とは様々な協議をしておりますし、その際、市の考え方については、しっかりと鉄道・運輸機構にもお伝えをしてきた経過がございます。ですから、このことにつきまして、つまり日常生活に影響を及ぼすような変更があつて、まさに住民から様々な声が聞かれるようなことがあれば、これは改めて鉄道・運輸機構には申入れをしていく、そういう覚悟で臨んでいきたいというふうに考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 酒井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、ルート分散のことについてお話させていただきたいと思っておりますけれども、現在ルート分散については検討中ということで申し上げさせていただいたところでございますが、これにつきましては、現在、地権者と協議しておりまして、今のところ分散が可能という状況にはありますけれども、まだ具体的には完全に了解はいただいている状況ではございませんので、まだはっきりとは申し上げられませんけれども、分散については検討している最中でございます。

台数につきましても、これはどのくらいいくのかということも含めて、今検討しているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（上石 明） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からはPPP／PFIについて2件御質問がございました。

まず1件目ですけれども、維持管理等の抱き合わせは不向きで、これを外せないかということでございますが、そもそもPFIにつきましては、建設、維持管理、運営を全く伴わないものはPFI手法におけるPFIとはみなされないという形になってございますので、何かしら維持管理はセットで契約はしないとけないという形になってございます。

それで、先ほど議員から御質問がありました静岡県野洲市の件でございますけれども、これにつきましては、委託の内容が通常ここで言われている業務委託なので、清掃とか、警備の委託も入ってございまして、それ以外に建築物の保守管理とか、設備の保守管理等を含めた形で今回委託の中に入っていたという

形になってございますので、要は契約の内容をどこまで入れるかによって金額は変わってくるものでございます。そういう維持管理については、精査をすることによって、ある程度圧縮はできるのではないかと、いうふうに考えてございますので、基本的には維持管理はセットで契約をする形になると考えてございます。

2点目ですけれども、地元企業の発注の件でございますが、我々としましては、先ほど市長から御答弁がございましたとおり、地元発注というのは基本的に考えてございます。そういった中で、どういった手法ができるのかということについても、今回の指針の中で、定量分析と併せて定性分析、この二つの分析の中で、仮にPPP/PFIを取り入れる場合には、実際にどういったことが課題になるのかということをしつかり検討しながら進めていく形になってございますので、繰り返しになりますけれども、基本的に我々としましては、しっかりと地元企業の参入は最低限できるような形をつくりながら、事業を進めるに当たっては、最低限そういうことはしっかりと確保していきたいというふうに考えてございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) 再々質問をいたします。

PPP/PFIについて、学校について再々質問をしますけれども、やはり抱き合わせになるということで、どの程度になるのかということは精査すると言っていました、やはり営利目的ではない学校に対して、どれだけ精査をすると言っても、結局はそういった営利を目的とする、そういうところにもうけが発生してしまうということになってしまえば、やはり市民のお金を守ることができないことになってしまふ、これでは何のためにPPP/PFIをやったのだということになってしまふ。だからこそ、私はこの部分に限っては、学校は不向きだというふうに言ったのですけれども、改めてお伺いをしたいと思います。

それから、地元企業についてであります。

やはりここにいる議員全てがそうだと思うし、職員も皆さんも全てがそうだと思うのですけれども、何か大きな建物を造るという形になったら、やはり地元企業を応援したい、当たり前だと思うのです。それから、維持管理についても、地元企業にしっかりとやってもらいたいというのは当たり前だと思うのです。だからこそ、市長は先ほど地元企業に配慮し合っていくということは当然必要だという話をされたと思うのです。

だけれども、優先的検討の対象外となる事業が示されておりますけれども、その中にこうした地元企業の方が入ってこないものですから、私はこの部分はしっかりと担保される保証はあるのだろうかということで、改めて質問をいたしました。やはりこうした今回策定された指針に対しても、地元企業が建設、維持管理に参加、これはもうしっかりと中心にしていきたいと思うのですけれども、最後にそのことだけ伺って質問を終わります。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(上石 明) 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

まず、学校に対するPFIの考えでございますけれども、今、PFIという形で御質問があつて答弁をさせていただきますが、実際にPPPのやり方もございますので、我々としましては、どういった建物に、どういった手法がいいのかという部分は、昔はPFIにつきましては、手法がそんなにございませんでしたけれども、今PPPもございますので、そういった手法の中で何が一番適しているのか。そして、実際にやったときは、本当にそれが効果的なのかという部分は今回規定の中で検討をしていくという形になって

ございますので、基本的にPPP／PFIを絶対にやるという形ではございませんので、そういったあらゆる手法を検討して、何が一番いいのかという部分を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

あと、2点目の地元企業の件でございますけれども、繰り返しになりますけれども、我々は地元企業が入らない中でPPP／PFIを進めるということは考えてございません。実際に、釧路市においても、学校の耐震化の整備で、今回PFIをやっておりますけれども、それを進めるに当たって、地元企業からの意見等を聞く中で、やはりこども地元企業だからやりたいという意見もございますので、それで地元企業だけでやるスキームをつくってやっております。決してPPP／PFIをやるに当たって、地元企業が排除されるようなことで進めるということは考えてございませんので、なるべく我々は基本的には地元発注をしていきたいという考えはまず第一にございますので、そういったことを前提に考えながら、検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 酒井議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○19番（高野さくら議員） 一般質問をします。

最初に、空き家対策について伺います。

近年、人口減少や社会情勢などの変化により、居住等の実態がない空き家等が年々増加しています。空き家等は適切な管理が行われていなければ、景観の阻害や防災面など様々な問題が起これり、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼす可能性があります。全国の空き家状況は総務省の調査によると、2018年現在、日本の総住宅数6,241万戸のうち、空き家数およそ849万戸あり、空き家率13.6%になります。2013年の調査と比べてみても29万戸増加しており、年々増加傾向となっています。

本市においても、直近の2018年度の調査では、住宅総数6万4,670戸あるうち、空き家が1万1,200戸と空き家率が17.3%となっています。北海道の空き家率は13.5%となっているので、本市は全国や全道と比べても空き家率が高い状況ですが、市長は本市の空き家率が高い状況についてどのような見解をお持ちですか。

2020年度の市が行った空家実態調査の地区別では、手宮地区が8.2%と一番空き家率が高く、次に塩谷地区、高島地区がともに5.6%と北西部地区で高くなっていますが、札幌に近い銭函地区では2.6%、朝里地区の空き家率は2.2%となっていますので、地域によっても空き家率が違います。地域によって空き家率が違う理由について分かればお聞かせください。

空き家率が高い地域で、何か特別に行っている対策などがあればお知らせください。

管理状態別では、建物の管理状況がよい「良好」が806件、建物の管理状況悪い「不全」が409件、このまま放置すると不全となる「準不全」が654件となっています。本市の適切に管理されていない空き家などが存在していることから、事故を未然防止し、空き家対策を効果的に推進するための小樽市空家等対策計画の1次計画では、特定空家等で除去、解体された件数を年20件として、最終的に100件が成果目標となっていますが、特定空家等と認定している件数はどれくらいありますか。

また、実際に解体などにより是正された件数についてもお知らせください。

特定空家等住宅除却費助成事業の件数を見ると10件以上申請があります。2018年度は、申請が16件あり、助成対象は13件となっていました。予算額を300万円としていたため、残りの3件はその年は助成を受けることができなかったこともあります。このように要件は満たしていても対象とならないことが今後も予想されますので、特定空家等住宅除却費助成事業費の増額検討を求めます。お答えください。

空き家対策の相談件数では、毎年のように100件から200件を超える相談件数が入っています。相談内容も様々と聞いていますが、その中でも屋根からの落雪についての相談が一番多く、次に屋根の破損や樹木の倒木、雑草などの相談が多いと聞いています。市長はこうした相談件数が多いことについてどう思われておりますか。

私が昨年相談を受けた方は、近隣の方が施設に入られて空き家となり、屋根からの落雪を心配される声がありました。これから、さらに雪が降り、春にかけて管理されていない危険空き家は、屋根からの落雪で道路や隣地など、被害が出る可能性が心配されます。空き家の落雪が心配される場合の対応、そして実際に落雪があった場合の対応などはどのようにされてきたのでしょうか。

空き家相談では、多くの方が空き家になってから相談に来る方が大半だと思いますが、市内を訪問すると、今は何とか住んでいるけれども自分が施設に入ったり、亡くなったりしたときはこの自宅をどうしようか困っているなどといったお話をよく聞くことがありますので、私は空き家になる前に住居について考えてもらう施策も必要だと考えます。空き家になる前の施策は何か考えているのでしょうか。もしなければ、気軽に相談できるような対策も必要だと考えますが、いかがですか。

昨年行われた空き家に関するアンケート調査の中で、建物の管理頻度では、「何もしていない」と「1年に1回程度」と合わせると43.4%と5年前の調査時の34.3%から9.1%も上昇しており、建物の管理内容では「何もしていない」が5年前の調査よりも11.1%上昇し36.1%です。5年後のアンケート調査では、さらに「何もしていない」との回答が増えるのではないかと心配されますが、そこについての市の見解をお聞かせください。

また、アンケート調査では、空き家・空き地バンクについて、「メリットがあれば利用してみたい」との回答が全体の33.7%と一番高い状況でしたが、制度が始まってこの6年間の登録は4件となっており、現在、登録がないという状況です。空き家・空き地バンクの登録が増えない理由について考えられる理由をお聞かせください。

私は、本市が道内主要都市の中でも破損している空き家率が高い状況を考えると、何かしらの制度は必要不可欠だと考えます。本来であれば、家の持ち主が解体など対応すべきだとは考えますし、市でも随時持ち主に対応するよう助言や指導等はされていますか。解決には難しい案件も多いと思います。

また、本市は狭隘な道なども多く、家を解体するにも重機が入らないなど費用が必要以上にかかる住宅も存在し、空き家対策が進まない原因もあると考えます。本市では、空き家も対象とした住宅の断熱改修や省エネ型整備機器などの省エネ改修を行った場合、その工事費用の一部を助成する住宅エコリフォーム助成制度がありますが、対象が限られています。近隣住民が困ることないよう、室蘭市のような空家リフォーム助成事業など、新たな制度の確立を求めます。お答えください。

以前、市外に住んでいる方からこんな相談がありました。市内に住んでいるひとり暮らしの親が施設に入ることになり、2か月ほど空き家状態になっているが、築70年以上と歴史ある家なので空き家を利活用できるのであれば解体せずに利活用したいというお話でした。実際には、利活用が難しく、この方の家は取り壊すことになってしまいましたが、利活用を望む声は多いと考えます。空き家問題を解決するには、火災、犯罪、落雪などの危険から空き家を取り壊すだけでなく、空き家を積極的に活用することも必要です。空き家の活用については、これからどのように取り組むお考えなのか、お聞かせください。

次に、病院跡地について伺います。

まず、旧小樽市立脳・循環器・こころの医療センターについてです。

1974年に、市立小樽清和病院、市立小樽市民病院、市立小樽療養所、市立小樽長橋病院の4病院が閉鎖、統合されて、長橋3丁目の場所に市立小樽第二病院が完成しました。その後、2009年に名称を小樽市立脳・循環器・こころの医療センターに改称しています。

市内及び近隣町村には、脳神経外科と心臓血管外科とを併せ持つ病院がなかったことから、脳、精神、循環器疾患治療の専門病院として重要な役割を担ってきましたが、市立小樽病院と小樽市立脳・循環器・こころの医療センターの二つの病院が分かれていることで、非効率や建物の老朽化などの理由から、市立小樽病院と小樽市立脳・循環器・こころの医療センターが統合されることとなり、2014年12月には、旧量徳小学校敷地に統合された小樽市立病院が開院された経過があります。

現在、旧小樽市立脳・循環器・こころの医療センターの跡地は、建物だけが残っている状態となっています。数年前には隔離病棟だった建物の屋根の水から大量に蚊が発生し、住民から困っているとの問合せもありました。そのときは、保健所で対応していただきましたが、現在は対応していただいた渡り廊下の屋根の一部も落ちている状態です。近隣住民からは、今年の雪でさらに残りの建物の屋根が落ちるのではないか、市に問合せをしても財政を理由に屋根の清掃くらいしかしないが、このまま何もしないつもりなのかと話していました。

そこで伺いますが、旧小樽市立脳・循環器・こころの医療センター跡地を所管している部署はどこになりますか。

跡利用については、当時はどのような計画だったのでしょうか。

また、今後はどのようにするおつもりですか。市は早急に解体など対応が必要ではないですか、お答えください。

最後に、北海道済生会西小樽病院についてです。

ここは、昔、国立療養所小樽病院でしたが、廃止に伴い、2002年には北海道済生会が引き継ぐことになりました。高齢者社会における小樽・後志地区の実態に対応するため、一般病床を重症心身障害児と療養病床に転換し、回復期、慢性期の医療を主体として運営してきましたが、老朽化や敷地が狭いといった課題もあり、2020年には、長橋3丁目の旧国立診療所小樽病院から築港の済生会小樽病院敷地内に移転となっています。近隣に住んでいる方からは、建物の中に侵入する人がいる。昨年には、火災報知器が作動して、消防が来たこともあったとのお話を聞いており、防犯上心配の声を聞いています。

建物の所有者は北海道済生会西小樽病院にはなりますが、防犯上の必要な措置について、市としても話し合いをする必要があるのではないのでしょうか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、空き家対策について御質問がありました。

まず、本市の空き家率が高い状況につきましては、近年、人口減少に伴い、世帯数も減少し、空き家が増加したことに加え、地形的にも山、坂が多く、古い町並みでは狭隘な道路も多いことなどから、解体や活用が進まず、空き家が残されていることが主な要因と考えております。

次に、空き家率に地域差がある理由につきましては、手宮、高島地区などは古くから町並みが形成され、

地形的に傾斜地が多く、敷地や道路が狭隘なため、解体や活用が進まないことから、空き家率が高い状況となっております。

一方、朝里地区や銭函地区では、札幌市へのアクセスに優れ、地形的に平坦な敷地が多く、生活や交通の利便性も高いため、空き家となっても利活用が図られやすいことから、空き家率が低い状況であると認識をしております。

次に、空き家率が高い地域に特化した対策につきましては、本市では昨年度、第2次小樽市空家等対策計画を策定し、空き家対策の対象区域を市内全域として定めたところでありますが、現時点では空き家率の高い地域に特化した対策などは定めておりません。

次に、特定空家等に認定した件数等につきましては、平成29年度から、これまで47件を特定空家等と認定し、そのうち解体などにより10件が是正をされております。

次に、特定空家等住宅除却費助成事業費の増額につきましては、本事業が創設された平成30年度は予算額を超える申請がありましたが、31年度から令和3年度までの3年間では、予算の範囲内で対象者全員に助成ができていることから、現時点において増額は考えておりません。

次に、空き家の相談が多い状況につきましては、市内の空き家数が減少傾向にないことを踏まえ、落雪や屋根材の飛散など、安全や防犯上の相談、木や雑草など、環境上の相談は毎年一定程度寄せられており、その割合は6割強となっております。

次に、空き家からの落雪が懸念される場合の対応につきましては、市が現地の状況を確認し、所有者等の調査後、文書を送付し、改善の指導を行っております。

また、現地の状況によっては、コーンの設置や看板などで、通行者等に対し、注意喚起を促すなどの対応を行っているところであります。

一方、落雪があった場合の対応につきましては、市が人的な被害の有無を確認した後、落雪が懸念される場合と同様に、現地の安全対策を施し、調査した所有者等へ改善の指導を行っております。

次に、空き家になる前の施策につきましては、第2次小樽市空家等対策計画でも、空き家の発生予防は重要な取組の一つとして掲げていることから、発生予防のために所有者が行うべき事項などについて積極的に情報発信を行うとともに、相談会やセミナーなどを新たに開催をし、所有者等の意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

次に、空き家の管理状況の悪化への懸念につきましては、これまで市のホームページや広報おたる、パンフレットなどで幅広く周知、啓発を行ってまいりましたが、アンケート調査の結果では、必ずしも所有者意識の改善につながっていない状況であります。このことから、今後はこれまで以上に多くの機会を活用して周知、啓発を行うとともに、具体的な管理の方策を分かりやすく明示するなど、所有者等の管理意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

次に、空き家・空き地バンクの登録が増えない要因につきましては、空き家・空き地バンクへ登録を希望する物件は耐用年数を超過した郊外にある物件が多いため、不動産としての価値が低く、仲介を担っていただいている不動産業者の理解が得られないことが大きな要因であると考えております。

次に、空き家の修繕に対する助成制度につきましては、破損部分に対する修繕は利活用に伴うリフォームや危険な空き家の解体とは異なり、空き家問題の一時的な危険回避にしかならず、本市の財政状況に鑑みると、利活用を伴わない修繕に特化した助成制度を創設することは難しいものと考えております。

次に、空き家の活用への取組につきましては、まずは利用実績の上がない空き家・空き地バンク制度の見直しを進めるとともに、本市と協定を締結している不動産関係団体とも連携をし、流通による活用の促進策や国から情報提供される空き家の利活用策の優良事例なども踏まえて、新たな取組についても

検討してまいりたいと考えております。

次に、病院跡地について御質問がありました。

まず旧小樽市立脳・循環器・こころの医療センター跡地の所管につきましては、敷地内には、旧医療センターのほか、旧伝染病隔離病舎があり、旧医療センターは病院局、旧伝染病隔離病舎は保健所が所管をしております。

次に、旧医療センター及び旧伝染病隔離病舎の跡利用につきましては、市立病院の統合、新築当時、具体的な計画がなく、解体には多額の費用を要することから解体をせずに、各所管において管理をしてきたところであります。現時点では、今後の跡利用について、具体的なことは決まっておりますが、課題として認識をしております。

次に、旧北海道済生会西小樽病院につきましては、まずは現場の状況を確認するとともに、建物の適正な管理がなされるよう、所有者と話し合ったいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。

○19番(高野さくら議員) それでは、幾つか再質問をしたいと思います。

最初に、空き家率が高い地域では、何か特別な対策を行っているのであればということで、特にないというお話だったのですけれども、そういうふうには現時点ではないというお話でしたが、ないというのは各地域で空き家が100件以上あるから、特別に空き家率が高い地域というよりも、全体で考えるべきだということでは現時点ではないということなのか、そこをまず伺いたいと思います。

あと、特定空家等住宅除却費助成事業費の増額をお願いしますということだったのですけれども、この間は申請が10件に間に合っているから検討は考えていないということでした。たまたまこの数年が10件だったということだったのですけれども、先ほど本質問で言っていました、小樽市は全道、全国と比べても、危険と思われる空き家が多いという状況を考えると、10件以上になる可能性もやはりあると思うので、本当は対象になるのに、また次の年になってしまうとなったら、周りの住民が被害に遭う可能性もやはりあるので、そこら辺は考える必要があるのではないかと私は思いますので、答弁をお願いします。

あとは、空き家になる前の政策は何か考えているのでしょうかということもお聞きしました。そうしましたら、セミナーを考えていくというような答弁だったかと思うのですが、セミナーはいつくらいからやられるということなのか、そこもお願いしたいと思います。

あとは、住民が困らないように新たな制度を確立したほうがいいのではないかといいことも言いましたが、一時的なことでは解決にならないのだということで、考えていないというようなお話でしたが、確かに一時的な部分もあるのかもしれないのですが、本当に何もしなければ大変だということもやはりありますので、そこは考える必要があるのではないかと私は思うのです。最初に市長も言われていましたが、小樽の地形的に山、坂が多くて、なかなか利活用が進まないなど、いろいろ小樽はこういうような大変だという状況もやはりありますから、そこを考える必要があると思いますので、そこもお答えください。

あと、旧市立小樽第二病院のことなのですけれども、跡利用については、当時はどのような計画だったのかということもお聞きしましたが、新しい病院に向けて、いろいろ検討はしていたけれども、実際解体とか、そういったことは計画はなかったのかというふうには今答弁を聞いていて思いました。確かにかなり大きい建物ですから、それを一遍にやったらすごいお金もかかると思うのですが、少しずつやっていくとか、全く何もしないというふうにはいかないと思いますので、その辺しっかり保健所、また病院局といろいろ話をして、今後どうするかということもしっかり話し合う必要があるのではないかと思います。

すので、そこの答弁を求めたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、空き家対策等の視点としての、いわゆる助成ですとか、修繕に対する支援について増額をしないのかというようなことのお尋ねがありましたので、それぞれ助成とか支援に対する市の考え方についてお話をさせていただきたいと思います。

空き家の問題について様々な状況というのは勘案していく必要はあるにしましても、基本的には所有者の責任でありますので、安易に増額をしていくとか、支援を増やしていくという考え方には、私どもはならないというふうに思っておりますし、なかなかこの問題について、安易に増額をしていくということについては、そもそも市民の皆様の御理解もいただけないのではないかとというふうに考えておりますので、しっかりとこの辺は慎重に考えていきたいというふうに思っております。むしろ、高野議員がおっしゃるように、空き家になる前にどういった支援ができるかどうか、そういったサポートを充実していくほうが大変重要ではないかとというふうに考えているところでございます。

それから、旧市立小樽第二病院の関係について、何らかの対応が必要ではないかという御質問でございますけれども、旧市立小樽第二病院につきましては、概算であります。解体費で10億円を超えるのではないかとというふうに試算をされておりますし、これ以外にもアスベストの処理費用ですとか、測量費も加えますと、それを超える額にはなるわけでありまして、市の財政状況を考えますと、直ちに金額を捻出するというのは難しい状況にもあるわけでありまして、所有者としてこのままというわけにはいきませんし、大変重大な課題だというふうに認識をしておりますので、まずは所有者として適正な管理はしっかりやっていかなければいけないということで御理解をいただければというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 高野議員の再質問にお答えいたします。

まず、空き家の関係で、空き家率の高い地域に特化した対策はないのかということで、先ほど特に対策は定めていないということで市長からお答えをさせていただいたと思いますけれども、これにつきましても、現在のところ、特化した対策ということは申しましたとおり定めておりませんが、やはりどういった率になったときに定めるのかということもございますので、これについては、今後の検討の課題ということで押さえさせていただきたいと思います。

あと、セミナーの関係で、いつから行うのかというお話がありましたけれども、現在セミナーにつきましては、来年度から実施したいと思っております。これと併せて、相談会も含めて、未然に空き家とならないような、そういうことに特化した内容でやっていきたいと思っておりますので、先ほど申しましたとおり、今の段階では、令和5年度から実施に向けて進めていきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第5号及び議案第19号ないし議案第23号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。横尾英司議員、松田優子議員、面野大輔議員、高木紀和議員、須貝修行議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員、高野さくら議員、小貫元議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第6号ないし議案第15号、議案第17号及び議案第24号につきましては、総務常任委員会、議案第18号につきましては、経済常任委員会、議案第16号につきましては、厚生常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から12月25日まで休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時53分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 高 木 紀 和

議 員 中 村 誠 吾

令和4年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和4年12月26日

出席議員（23名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	15番	中村吉宏
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（2名）

14番	須貝修行	16番	中村誠吾
-----	------	-----	------

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
総務部長	佐藤靖久	財政部長	上石明
こども未来部長	安部俊克	建設部長	松浦裕仁
教育部長	薄井洋仁	総務部総務課長	中村弘二

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長	中村哲也	事務局次長	佐藤典孝
主査	柴田真紀	議事係長	深田友和
書記	阿部久美子	書記	相馬音佳
書記	中村知奈津	書記	成田昇平
書記	三上恭平		

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第24号、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）（拍手）

○2番（松田優子議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号及び議案第22号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

（演壇の消毒）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号令和4年度小樽市一般会計補正予算について、議案第22号公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市観光物産プラザ〕は、否決の立場で討論します。

まず、戸籍情報システム改修事業費です。法務省が管理している戸籍データは、現在、商法のデータをバックアップするにとどまっていますが、その戸籍データを法務省が一元管理し、全ての市町村からアクセスを可能にします。戸籍には、婚姻、離婚、親子、養子など、身分関係や出自に関する機微な情報が含まれています。情報漏えい、悪用、プライバシー侵害の危険を一層高めるものです。

また、一元化が可能にされたときの法改正では、マイナンバーと戸籍関係情報も、コンピューターネットワークによって関連づけられることとなります。戸籍情報とマイナンバーが結びつけられ、漏えいのリスクも拡大します。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発事業費等、指定管理者管理代行業務費及び関連する議案第22号公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市観光物産プラザ〕です。第3号ふ頭基部の再開発は見直すべきです。来年度末に開業する観光商業施設のために、観光物産プラザの指定管理期間を1年とするものです。

私は、2021年第1回定例会において、市内全体の需要の落ち込みを指摘し、過去の再開発で商業施設の経営が困難に直面している下での新たな施設は、既存商店街との競合を招き、回遊性など生まれませんと討論しましたが、さらに港をクルーズ船と軍港の港へ変えていくこととなります。

以上申し上げ、討論といたします。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

○3番（小池二郎議員） 議案第19号訴えの提起について、継続審査の立場で討論をいたします。

今回と前回の経済常任委員会で、港湾行政について、特に漁港区について質問をさせていただきました。様々な質問をいたしました。現在も、漁港区の条例に合わない、いわゆる不適格と思われる事業者があり、事業の変更をお願いしていると、職員が答弁されています。

私も現場を見てきましたが、様々な事業者があることはいいことだと思いますけれども、漁港区という枠組みで見ると、明らかに、漁港区として見合っていない事業者もあり、本当に大丈夫なのかと思い、心配にもなりましたし、同時に、疑問も生まれました。

しかしながら、適合するかどうか判断する際に必要となる条例について質問をいたしました。そのルールが曖昧、不明瞭であり、その一つとして、主な事業の割合について質問しましたが、割合については明確な基準がないとも職員が答弁されており、そのような中で、事業者に対する適格か不適格を判断できるような条例にはなっていないのではないかと思います。

今回の議案は、このような曖昧かつ不明瞭な条例などが背景として起きた可能性もあるのではないかと。ただ、質問していて、曖昧さを分かってきたが、それがどういうところに問題があるのか、なぜこうなっているのか、しっかり調査すべきだと考えています。この問題がどうして起きたのかを含め、漁港区の行政の在り方や条例、どこに課題があって、どうしてこういう状況なのかということをしっかり調査し、整理して、問題点を明らかにした上でないと、この結論は出せないのではないかと考えます。

今回の議案については、それらが明らかになった上で判断すべきことだと思います。よって、議案第19号については、継続審査を訴えたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第19号について、採決いたします。

委員長報告は可決であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず、継続審査について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、ただいま継続審査が否決されました議案第19号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第1号及び議案第22号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、濱本進議員。

(22番 濱本 進議員登壇) (拍手)

○22番(濱本 進議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第24号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第6号ないし議案第9号及び議案第11号並びに陳情第8号、陳情第11号第3項目の2、陳情第13号及び陳情第15号及び陳情第31号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は、継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

(演壇の消毒)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。(拍手)

○8番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第24号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について、陳情第11号第3項目の2公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方については採択、議案第6号小樽市死者情報の開示等に関する条例案ないし議案第9号小樽市情報公開条例の一部を改正する条例案及び議案第11号小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案は否決、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について、陳情第31号子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める陳情方については不採択の立場で討論を行います。

議案第24号です。政府は禁止条約に調印・批准をしない立場です。したがって、小樽市独自の非核港湾への取組が必要です。

議案第6号ないし議案第9号及び議案第11号関連についてです。日本共産党は、政府が進めるデジタル改革、特に行政のデジタル化の問題点は、プライバシー侵害の拡大、住民サービスの後退、マイナンバー制度の拡大、官民癒着の拡大の問題があるとの理由で反対した経緯があります。

デジタル改革関連法で、各自治体の個人情報保護条例は、法の範囲内で独自の保護措置を最小限で許容することとしたため、条例づくりに縛りがかけられます。しかし、独自の保護措置は、手数料を独自に無料とすることや、開示決定期限を、現行どおりにすること。情報公開・個人情報保護審査会の諮問など、極めて限定されたものとなっています。

デジタル改革関連法では、自治体独自の運用の余地を狭め国の個人情報保護委員会に、自治体の条例づくりにも口を挟める仕組みが盛り込まれています。これは、自治の根幹である条例制定が否定されかねない、地方自治への介入ともいうべきものです。

陳情第8号です。津波対策として整備している自治体があります。

陳情第11号第3項目の2です。託児所設置の検討もあり得ることです。

陳情第13号です。小樽市が公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。塩谷小学校の存続が必要です。

陳情第31号です。マスクの着脱は場面に応じてできています。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。（拍手）

○17番（佐々木 秩議員） 立憲・市民連合を代表し、陳情第31号子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める陳情方について、委員長報告どおり、継続審査を求め討論をいたします。

もちろん陳情にあるように、学校給食時における黙食指導や、学校生活時のマスク着用指導を緩和し、コロナ禍以前の楽しく自由な学校に戻ることは、誰もが1日も早くと、私たちが望んでいるところです。

また、黙食やマスク着用が続くことでの、子供への様々な影響も心配される。そのことも理解するところでは。

しかし、委員会での御答弁にもあったように、いまだ学校現場では、学級閉鎖が相次ぎ、さらに、インフルエンザの同時流行も心配されており、教員の対応等も緊張感の中にあって、苦慮されていること。また、マスクの着用の弊害等にも、できるだけ対応策がとられていることが分かりました。

現状では、本陳情にあるような黙食緩和などの、一律の働きかけを求めるのは、時期尚早と考えます。文部科学省の事務連絡にもあるように、地域の実情に応じた取組の検討、市教委からも、それぞれの実情に応じた取組を、学校現場や関係機関の判断で行っていただけるようにしておくことが必要な段階だと判断します。

よって、新型コロナウイルス感染症が本市においても収束に向かい、陳情が求める内容がかなう日が早く来ることを望み、それまでは継続審査とすることを主張し、討論いたします。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第24号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第6号ないし議案第9号及び議案第11号並びに陳情第11号第3項目の2及び陳情第31号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告であります。中村誠吾委員長が本日欠席されておりますので、副委員長から報告を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。

(15番 中村吉宏議員登壇) (拍手)

○15番(中村吉宏議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

(演壇の消毒)

○議長(鈴木喜明) これより、討論に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。(拍手)

○19番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第18号工事請負変更契約について〔(仮称)第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事〕は可決、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方については不採択を主張して討論します。

陳情第1号ですが、陳情者が求める一定の面積を皆伐し、天然林に戻していくことは、これまで述べてきたとおり、環境に大きな影響が懸念されるため、賛成はできません。

以上を申し上げ、討論といたします。

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番(川畑正美議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第2号、陳情第3号並びに陳情第11号第1項目の1、第3項目の1及び第4項目は、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情は採択と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

(演壇の消毒)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。(拍手)

○7番(丸山晴美議員) 日本共産党を代表して、議案第16号小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案については可決、陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について第1項目の1、第3項目の1、第4項目及び陳情第28号(仮称)北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について、採択を求めて討論をいたします。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。陳情は、こども医療費助成を所得制限なく、小学校卒業まで無料にすることを求めています。小樽市の出生数は、2021年には417人にまで減少しています。市は今年8月から小学校卒業まで入院も通院も実質無料と助成を拡充したところではありますが、今後も助成を拡充していくことは、子育て支援に資すると考え、本陳情の採択を求めます。

陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。建設場所が想定されており、地域住民が主体的にまちづくりに関わることは、市として推進するべきと考え、陳情第3号の採択を求めます。

陳情第28号(仮称)北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方についてです。計画は、小樽市と余市町にまたがる毛無山山頂を含む区域で、水源涵養保安林に指定された国有林に高さ180メートルにもなる風車を最大27基建設するというものです。登山者に人気の塩谷丸山山頂からの景色など、小樽の宝である景観に大きな影響を及ぼします。

事業者からは、風車を建てるために、山を掘り返し、幅20メートル、高さ5メートルのコンクリートを埋め込むと説明がありました。また、山の上まで資材を運ぶ道路を建設するために、自然林を伐採し、山を削り、発生する残土を別の斜面に盛土するなど、大規模な自然破壊は免れません。

さらに、風力発電計画区域内の一部は、北海道新幹線のトンネルルートと重なっていることが分かりました。全国に類似の事例はないと聞いています。何より、計画を進める事業者からは、この件について、これまで説明が行われていません。

陳情は、三つのことを求めています。一つには、市は事業者に、住民生活への最大限の配慮と、影響低減の努力を求めること。二つ目に、市は事業者に、住民への周知と、開かれた対話、説明の機会を求める

こと。三つ目に、市は、十分な影響低減がなされず、住民等の理解が得られると言い難い状況がある場合、あるいは環境保全や眺望景観上の影響が、大きいと判断した場合には、事業者に対し、この計画を進めるべきではないことを提言することを求めています。

著しく環境破壊を伴う計画や、住民の理解を得られない計画を進めることは容認できないと考えることから、本陳情の採択を求めます。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。（拍手）

○23番（山田雅敏議員） それでは、自由民主党を代表して、陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について、採択の立場で討論を行います。

今回、提出者からは、陳情書の変更が出されました。その変更された箇所は4か所あり、文言については、特段、疑義はないと考えます。市民本位の立場から見ても、願意は妥当であり、採択と判断いたしました。

議員各位の賛同を求め、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 立憲・市民連合を代表し、陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方については採択の立場で討論させていただきます。

本陳情は、昨年提出されて以降、継続審査となっていましたが、このたび、陳情文の修正が行われたことで、さきに行われた厚生常任委員会においては、全会一致で採択となりました。この本会議においても、全会一致での採択を望んでいるところであります。

さて、改めて陳情に対する考えを申し上げます。まず発端として、小樽と余市にかけての風力発電所の建設計画に対し、住民の方々から、不安や懸念の声が多く寄せられたことにより、本陳情が提出されたことになったと理解をしております。

不安や懸念と申し上げましたが、それはどのようなものなのでしょうか。一般論として、再生可能エネルギー発電施設に関わる、全国的な事例を拝見しても、山林で大規模な開発を伴うことによる、土砂崩れ等の災害や、健康への影響、自然環境や生態系に及ぼす影響など、様々な問題が示されています。

そして、本市にも関わる、この風力発電施設の建設計画では、最大で、高さ約200メートル、27基もの風車が建つと示されています。その風切り音、低周波音は風向きや、風の強さによって変化するものの、例えば、カナダでは3キロメートル離れていても、被害報告が出ているというケースも生じています。低周波音を体験できる動画は、インターネット上にも多く上がっています。音に対しての捉えは、感受性にもよるため、一概にはくれませんが、実際にお聞きになると、非常に不快に感じる方も多いのではないかと考えております。

それに加えて、景観、眺望上の問題も生じることになります。塩谷丸山という多くの人々が訪れる雄大な自然、景観の毀損という問題点からも、目をそらすことはできません。

来年の年明けには、準備書段階の住民説明会も行われると伺っており、多くの苦言が呈されることは想像に難くありません。健康上の不安などに対しては、因果関係が明らかでないという表現がなされると推測しますが、因果がはっきりしないということと、因果がないということは違います。

風力発電が、環境負荷の少ない発電方法であることは、一定の理解をしております。だからこそ、環境以外の部分、特に住民の健康的な生活に対しての影響を及ぼさないように運用しなくてはなりません。そ

して、多くの声が寄せられる一方で、この計画が進んでいることを御存じなかったり、関心を寄せていなかったりする市民の方もまた少なくありません。本陳情が採択されることにより、改めて地域として考える契機にもなり得ると考えております。今後においても、小樽全体で議論がさらに深まっていくことを望み、討論を終わります。（拍手）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。（拍手）

○11番（高橋克幸議員） 公明党を代表し、陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について、採択を主張し、討論を行います。

環境影響評価法では、事業者及び行政庁が環境に配慮することを目的とする環境影響評価が制度化されており、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に当たっては、あらかじめ環境への影響調査、予測、評価をし、その結果に基づき、環境への悪影響があるときは、その事業について適正な環境配慮を行うこととされております。

さて、本陳情について、これまでも述べてまいりましたが、陳情者の心配や懸念は理解できるところであります。また、以前の本会議において、市長答弁の中に、市としましても、環境保全や眺望、景観上の影響を懸念しているとの発言もあり、我々も同様の認識であります。

これまで、この陳情第28号につきましては、継続審査を主張してまいりましたが、今定例会において、陳情者より、一部訂正された陳情書が提出され、検討を重ねてまいりました。訂正内容は、項目3、当初の「大多数の住民の理解と合意が得られない場合は」という内容から、今回は、「住民等の理解が得られているとは言い難い状況がある場合、あるいは環境保全や眺望景観上の影響が大きいと判断した場合」という内容に訂正されました。

この内容については、当初では、定量的な判断を求める内容があり、以前の委員会質疑の中で、陳情者から求められている、定量的な判断は困難であるとの答弁がありました。しかし、先ほどの訂正により、以前の本会議における市長答弁と、ほぼ同様の内容となっており、これまで、継続審査の理由としてきた相違点は、ほぼないものと判断いたしました。よって、本陳情の採択を主張いたします。

現在、環境影響評価法に基づく手続は、2020年より、配慮書、方法書が提出されており、次の段階である、より具体的な内容を示す準備書が、明年、提出される予定と伺っております。今後、事業者からの情報確認と、さらなる議会議論が必要であり、注視してまいりたいと思います。

以上、各会派、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号並びに陳情第11号第1項目の1、第3項目の1及び第4項目について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、秋元智憲議員。

(9番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

○9番(秋元智憲議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号ないし陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、陳情第9号第1項目ないし第3項目及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

(演壇の消毒)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。(拍手)

○20番(小貫元議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方についてないし陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方については、いずれも採択を求め討論します。

初めに、陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方についてです。済生会小樽病院が、塩谷方面への送迎バスを11月から始めました。利用者には喜ばれていますが、病院にしか行けないということで、路線バスでの直通路線が求められています。

陳情第5号星野町ゴンシロ川流域(星野町71・172地域)の上水道整備方については、水道局も当事者たちと話し合いを進めていますが、市の責任で水を供給することは当然です。

陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方についてです。安全対策をとりながら、最上団地周辺住民の願いに応えるべきです。

いずれの陳情も願意妥当であり、採択を求め、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第25号ないし議案第30号」を一括議題といたします。

まず、議案第25号ないし議案第28号について、市長から、提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第25号令和4年度小樽市一般会計補正予算につきましては、12月2日に、国において「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく補正予算が成立したことを受けて、妊婦や子育て家庭の孤立感、不安感の解消を図るため、伴走型の相談支援の拡充と合わせて、妊娠や出産の届出をした妊婦等に対し、出産・育児関連用品の購入費等への経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援事業費を計上いたしました。

これに対する財源といたしましては、国庫支出金、道支出金及び繰入金を計上いたしました。

また、令和5年度に更新を予定していた大型ロータリー除雪車について、昨今の社会情勢により、納車までに相当の期間を要することを勘案し、来年度の安定的な除雪体制を維持するため、建設機械整備費を債務負担行為により計上いたしました。

議案第26号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案につきましては、潮見台小学校のスクールバスにおける傷害事件に関し、教育長からの申出を受け、教育長の令和5年1月分の給料月額を減額するものであります。

議案第27号小樽市公平委員会委員の選任につきましては、山岸康治氏の任期が令和4年12月31日をもって満了となりますので、新たに中田克浩氏を選任するものであります。

議案第28号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、泉幸子氏及び平井秀昭氏の任期が令和5年3月31日をもって満了となり、また、中町悌四郎氏が任期満了前に御逝去されましたので、引き続き平井秀昭氏を、新たに北博司氏及び岩本達典氏を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第29号及び議案第30号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

○22番（濱本 進議員） 自民党、公明党、立憲・市民連合の各提出者を代表し、議案第29号小樽市議会個人情報保護条例案及び議案第30号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について、提案説明をいたします。

まず、議案第29号小樽市議会個人情報保護条例案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による個人情報の保護に関する法律の一部改正により、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律が、地方公共団体にも適用されることとなりますが、議会については、法改正の適用除外とされ、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、議会の自律的な対応に委ねられることになりました。先ほど、議案第6号個人情報保護法施行条例案が可決されたことにより、小樽市個人情報保護条例は、同日付で廃止されることとなりましたが、本市議会としては、市の個人情報の取扱いとの整合性を図りつつ、議会の保有する個人情報を従来どおり保護するため、本件条例案を提出するものであります。

次に、議案第30号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、さきの人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合の引上げを行うものであります。

以上概括的に申し上げ、提案説明といたします。

○議長（鈴木喜明） これより、質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

（1番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○1番（横尾英司議員） 追加提案のありました、議案第25号令和4年度小樽市一般会計補正予算についてお伺いいたします。

12月12日に行った会派代表質問において、以前から子育て支援に力を入れてきた公明党を代表し、私は質問をいたしました。その内容は、国や北海道の新たな施策展開の内容を確認し、新たな補助金の創設等の動向も的確に把握して、新年度予算の方向性を把握する必要性を確認した上で、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となっており、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を国の令和4年度第2次補正予算案で創設されることとなったこと。

次に、その内容は、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型の相談支援と経済的支援を合わせたパッケージとして充実し、継続的に実施するというものであること。

そして、経済的支援を伴走型の相談支援と組み合わせた形で実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、結果的に必要なサービスに確実に結びつき、事業の実効性がより高まるということであること。このことから、ぜひ小樽市においても実施していただきたいと考えますが見解をお聞かせくださいというものでした。

それに対し、市長から伴走型支援と経済的支援を一体として行う事業につきましては、全ての妊婦・子育て家庭が、孤立感や不安感を抱くことなく、安心して出産、子育てができる環境整備に資するものと考えておりますので、実施に向けた検討を進めておりますとの答弁がありました。

この答弁をお聞きし、検討を進めている段階であり、今定例会での提案は難しかったのだな。安心して出産や子育てができる環境整備のためにも、ぜひ早期に実施していただきたいと思っていた矢先、急遽最終日に追加提案として、出産・子育て応援事業費4,722万9,000円を含む補正予算案が提案されることと

なりました。

この事業の内容については、実現を要望していたものですが、代表質問に対する答弁として、実施に向けた検討を進めているとしていたものが、わずか2週間余りで追加提案されることになったのです。

もちろん、内々には今後の進め方が固まっているとしても、どこまで答弁するか慎重になるべきケースもあるとは思いますが、追加提案できる状況であったのであれば、本会議での会派を代表した質問に対する答弁ですから、もっと誠実な答弁があつてしかるべきではないかと考えます。

そこでお聞きいたしますが、12月12日の会派代表質問に答弁した時点での検討の進捗状況はどのようなものでしたか。お示してください。

次にこの短期間で検討から実施することと方針転換するに至った経緯と、答弁と異なることとなっても追加提案することとした理由についてお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の御質問にお答えします。

ただいま、議案第25号令和4年度小樽市一般会計補正予算について御質問がありました。

まず、出産・子育て応援事業に関する12月12日の会派代表質問に答弁した時点での検討状況につきましては、11月22日に開催された国による自治体向け説明会や、12月6日付で国から発出されたQアンドA等を踏まえて、伴走型相談支援や経済的支援の実施方法や体制等について検討を重ねておりました。

特に、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行い、相談支援へのアクセスを高めるという事業の趣旨を踏まえ、対象者の把握や給付金の支出など、正確かつ効率的な実施のためには、システムの改修が不可欠と考えておりました。

しかしながら、時間的な制約もある中、改修の具体的な内容や時期、金額等が把握し切れずにいたため、補正予算案については、令和5年第1回定例会の提案でと考えていたところであります。

次に、検討から実施することと方針転換するに至った経緯と追加提案することとした理由につきましては、引き続き本事業の実施に向けた検討を行う中で、道内他都市の状況の調査も進めていたところ、システム改修を行わずに、早期に事業を開始する都市も見られたことから、本市においてもシステム改修を待たずに事業の開始ができないか、慎重に検討を行った結果、事業開始当初においては、人員を加配することなどで対応が可能と判断し、急ぎ追加提案をさせていただくこととしたものであります。

市といたしましては、1日も早い事業実施を模索していたものでありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改めて本日の部長会議におきまして、各部長を通じて、議案の追加提案を行うに当たっての留意点等について、周知を徹底したところであり、今後、議会運営に支障を来すことのないよう、十分注意してまいります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

○1番（横尾英司議員） 経緯や理由もお聞きいたしましたけれども、今回の事業実施については、本来であれば、今定例会の議案として当初から提案すべきものではなかったかなと思います。

国や北海道の新たな施策展開の内容を確認すること、そして、新たな補助金の創設等の動向、市内の状況や市民のニーズ、そして、近隣自治体の動向などの的確な把握だとか、事業の実施に向けての検討の進

め方についてやはり問題や課題があったのではないかなという印象を受けましたが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） この問題につきましては、庁内では、伴走型相談支援と、経済的支援これは一体的に行うことは望ましいということで、十分認識はしておりましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、経済的支援につきましては、正確性、あるいは効率性を考えていく上で、やはりシステムの改修が不可欠だということで考えておまして、それが時間的な制約の中で、なかなかシステムの構築までは間に合わないだろうということで、本答弁の中では、答弁をさせていただいたところであります。

しかし、その中で、一方では、できるだけ早くできないかということを探した中で、他の自治体の状況ですとかを確認させていただいた結果、システム改修をせずとも実施できる自治体もあったことから、庁内で再度、検討をさせていただいたところ、何とか最終日に提案をさせていただくことで、実施可能ではないかという判断に至ったところであります。

今横尾議員の御質問の中にありまして、十分いろいろな各方面に目配せをし、慎重にという言い方は少しおかしいかもしれませんが、各方面にしっかりと目を向け、情報を収集していれば、こういった結果ではなく、当初に提案できたかもしれませんけれども、そういった結果に至ることはできなかったことについては、今後十分反省し、こういったことのないよう改めていきたいというふうには思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時30分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、議案第29号小樽市議会個人情報保護条例案及び議案第30号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は否決の立場で討論します。

めに、議案第29号小樽市議会個人情報保護条例案についてです。現在の小樽市個人情報保護条例において、議会も条例の対象にしていますが、個人情報保護法において、地方議会を新制度の対象としていません。

改定された法律では、各自治体を持つ、住民の個人情報を個人を識別できないように加工さえすれば、本人の同意なしに、民間企業など、第三者に提供できるとしています。そのために、各自治体が設けてきた、個人情報保護の規制をデータ流通の支障だとして、個人情報の外部提供やオンライン結合禁止除外などを共通ルールとして、自治体に強制するものとなっています。

そもそも、改定がなければ、条例の必要性もありません。にもかかわらず、本条例案は、この共通ルールの適用対象から、議会が外されているにもかかわらず、改定法の内容にのっとる内容となっており、大きな問題があります。

さらには、法の適用除外でありながら、第二条での用語の定義は、法を引用することになり、法が変わ

った場合に、条例の内容が、議決なしに変わることも危惧されます。

次に、議案第30号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案についてです。人事院勧告に応じて、議員の期末手当を引き上げるものですが、特別職が引き上げていないように、議員も引き上げるべきではありません。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第30号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第29号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

議案第25号及び議案第26号はいずれも可決と、議案第27号及び議案第28号はいずれも同意と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第6号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 提出者を代表して意見書案第1号「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める意見書（案）、意見書案第2号介護保険制度の見直し中止・撤回などを求める意見書（案）の提案説明を行います。

意見書第1号です。誰もが使う健康保険証の機能をマイナンバーカードに一本化することで、法律上、任意とされてきたカードの取得を事実上強制するものであり、撤回を求めるものです。

意見書案第2号です。要介護1、要介護2の保険外しは許されません。

以上、議員各位の賛同を申し上げ、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田議員。（拍手）

○2番（松田優子議員） 提出者を代表して意見書案第3号デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）について、提案趣旨説明を行います。

長引くコロナ禍は、飲食業などをはじめとする非正規雇用の方々に大きな影響を及ぼしました。一方、デジタル分野は雇用が増加しており、経済産業省は、デジタル人材は2030年には最大79万人不足すると試算しています。

そうした状況を踏まえると、デジタル人材育成については、非正規雇用者などの経済的自立に向け、またそれら人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要で、デジタル化が進むことにより、大都市1極集中による人口の過度の偏在緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして大きな期待が寄せられています。

そのためにも、政府においては、地方におけるデジタル人材育成の強力な推進を図るため、国として自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を積極的に発信したり、全国どこに住んでいても、育児や介護など、時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得して、テレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながら、実践的な経験を積むことができる機会を提供したり、また、女性については、女性デジタル人材育成プランに沿った形で育成に努め、本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保することなど、特段の措置を講ずるよう強く要望するものです。

以上、議員各位の賛同を求めて、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第4号ないし意見書案第6号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思ます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。（拍手）

○1番（横尾英司議員） 公明党を代表し、意見書案第3号デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）について、可決の態度を表明し、討論をいたします。

今までは、国家インフラといえば、道路、水道、食料、エネルギーといった物理的システムを意味しましたが、現在目指しているSociety5.0超スマート社会では、ネットワークとコンピューターが社会の最重要インフラとなっていきます。

現在、既に国家機能から、私たちの生活までが、情報システムによる最適化によって支えられており、エネルギー、食料、医療、物流などの国を支える最重要インフラの全システムが、デジタル基盤の上に構築されていくことは、既に御存じのとおりであり、デジタル人材の育成と確保は、我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させる上でも、今後デジタル技術の活用によって、地域の社会課題解決等を進めるためにも不可欠となるものです。

さらに、新型コロナウイルス感染症は特に女性の就業面に大きな影響を与え、非正規雇用労働者への厳しい影響は今なお継続している一方、情報通信業はコロナ禍においても雇用が増加し、その他の業種でもデジタル人材の需要が高まる中で、女性のデジタルスキルの向上と就労支援が重要となっています。

また人生100年時代を迎え、女性が経済的に自立できるよう、新たなスキルを習得する必要があります。特にデジタル分野で働く女性は、経験年数に比例して順調に年収が伸びており、女性の所得向上の実現を期待できる成長分野となっています。

しかし現状では、IT技術者や新たな就業獲得に向けた公的職業訓練のITコースの利用率は、いずれも女性割合が低くなっており、デジタル人材の需要が高まる中、男女間の偏り、ジェンダーギャップの解消に向け取組を進める必要があります。

そこで、地方におけるデジタル人材の育成について、強力な推進を図るため、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。テレワーク可能な企業のあつせん、紹介につい

でのプラットフォームの形成、デジタルスキルを習得して、テレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながら、OJT等による実践的な経験を積むことができる機会の提供、全国的な導入支援体制のいち早い整備、女性デジタル人材育成プランの着実な遂行のための十分な予算の確保について求めるものです。

以上の理由により、意見書案第3号デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書(案)については、可決の態度を表明し、全ての議員の賛同を呼びかけて討論といたします。(拍手)

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。(拍手)

○7番(丸山晴美議員) 日本共産党を代表して、ただいま提出されました意見書案第1号「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める意見書(案)及び意見書案第2号介護保険制度の見直し中止・撤回などを求める意見書(案)は可決、意見書案第3号デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書(案)は否決を求め討論をいたします。

初めに、意見書案第1号「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める意見書(案)についてです。10月13日河野太郎デジタル大臣は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を前倒しするために、これまで政府が説明してきた、健康保険証の原則廃止を廃止とし、その期限を2024年秋としました。いわゆるマイナンバー法には、住民基本台帳に記録されているものの、申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする規定されており、マイナンバーカードの取得は任意であり、強制されるものではありません。

子供や高齢者など、マイナンバーカードを取得、利用に不安がある場合や、今の健康保険証を使いたい被保険者から選択肢を奪うことになるため、健康保険証廃止とするべきではありません。

また、マイナンバーカードの保険証利用に係るシステム導入を義務化することは、おのおのの医療機関の実情を顧みない乱暴なやり方だと考えることから、システム導入の義務化の撤回を求める意見書案第1号は可決を主張します。

次に、意見書案第2号介護保険制度の見直し中止・撤回などを求める意見書(案)です。高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、2000年に始まった介護保険制度は、3年に1度大きな見直しが行われます。次の第9期は2024年からです。それに向けて見直しが行われていますが、現在も介護離職、介護心中など起きており、介護保険制度はさらなる充実が求められています。

意見書では、利用者負担の引上げをしないこと、要介護1、要介護2の保険外しをしないこと。福祉用具は貸与のままとし、介護従事者の給与を公費で引き上げること。介護保険の国庫負担を引き上げることなどを求めています。

いずれも介護を社会全体で支え合うために必要なことと考え、本意見書の可決を求めます。

最後に、意見書案第3号デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書(案)です。岸田政権が本年4月26日に取りまとめた、女性デジタル人材育成プランでは、デジタル推進人材について、デジタルを活用し、地域の課題解決を牽引する高レベルなスキルを持った専門人材とし、その育成確保の取組を男女問わず推進するとしています。

新型コロナウイルス感染症は特に非正規雇用等で働く女性の就業面に大きな影響を与えており、デジタル人材育成を積極的に実施し、新型コロナウイルス感染症で困窮する非正規労働者のデジタル人材育成、女性への支援に力を入れるという趣旨は理解します。

しかし、意見書にある非正規雇用者などの経済的自立や、育児、介護などのために、時間的制約があっ

でも、就労によって自立した生活を実現するためには、最低賃金1,500円の引上げと、それに呼応して、労働者の賃金が引き上げられること。適切な労働環境を保障するための労働法の遵守を推進することが必要不可欠です。

また、育児中にあっては、安心して子供を預けて働くことができる保育や、放課後児童クラブの体制の充実、介護中にあっては、適正な料金で利用できる介護制度にしていくことこそが、男女を問わず、労働者が能力を発揮して仕事を継続できる条件になります。

デジタル人材の育成に加えて、今申し上げた労働者を取り巻く社会的資本の充実こそ、我が国の生産力、生産性を高め、国際競争力の原動力になると考え、意見書第3号は否決を主張いたします。

各議員の賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、いずれも否決されました。

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、本日は、令和4年最後の本会議でありますので、恒例ではありますが、私から一言、御挨拶を申し上げます。

本年も残すところ数日となりましたが、昨今の急速な物価水準の上昇により、食料品の値上がりに加え、寒冷地である本市にとっては深刻な問題となる光熱費の上昇も見られ、厳しい年の瀬を迎えようとしております。

この一年の出来事を振り返りますと、まず、ロシアのウクライナ侵攻を避けて通ることはできません。

本年2月24日に始められた軍事侵攻により、これまでに民間人を含むおびただしい数の犠牲者を出しておりますが、開戦から10か月を経過した今でもなお、解決のめどが立たない状況であり、核戦争の脅威も心配されております。一刻も早く平和な世界が訪れることを、切に願います。

また、新型コロナウイルス感染症は相変わらず、世界中で猛威を振るいました。オミクロン株は弱毒化していると言われておりますが、感染者数が爆発的に増えたことに伴って、重症化してお亡くなりになる方も増えました。

市内でも、これまでに数多くの方がお亡くなりになっております。お亡くなりになりました方とその御遺族に、謹んでお悔やみを申し上げます次第であります。

それでも現在は、皆さんが辛抱強く基本的な感染防止行動をとり続け、ワクチン接種も順調に進められたかもありまして、ウィズコロナ社会における新たな生活様式への順応も次第に見られるようになって

きております。コロナ禍以前の水準にはまだ遠いとはいえ、次第に観光客も戻ってきており、少しずつですが町に活気も見られるようになってまいりました。

新型コロナウイルス感染症の重症化率や致死率は、いずれも、年の初めの頃に比べて下がってきており、7、8月のデータでは、季節性インフルエンザを下回る水準になっているとのことでもあります。

WHOのテドロス事務局長は今日19日、2023年のいずれかの時点で新型コロナウイルス感染症が世界的な保健上の緊急事態ではないと言えることを期待していると述べるなど、ついにコロナ禍の終わりが見えてきたようにも感じております。

しかし、現在は依然として感染者数は非常に高い水準にあり、今後は季節性インフルエンザとの同時流行の懸念もございますので、いましばらく、これまで同様辛抱強く、基本的な感染対策を続けなければなりません。

この間、本当に辛抱強く、新型コロナウイルス感染症の診療に対応し、ワクチン接種も進めてこられた、市内の小樽市医師会や小樽薬剤師会をはじめとする医療関係者の方々、そして前線に立って感染対策に取り組んでこられた、施設関係、あるいは学校、幼稚園、保育所などの職員の皆様、そして、保健所の職員の皆様に、深く感謝を申し上げ、一日でも早く、このコロナ禍が収束することを願います。

また、安倍晋三元首相が選挙演説中に凶弾に倒れ、お亡くなりになったのは、7月8日のことでした。日本の民主主義を揺るがす凶行に衝撃が走るとともに、日本中が深い悲しみに包まれました。残念ながら故人が戻ることはもうありませんが、残された我々は、この事件のことを胸に刻み、せめて教訓としなければなりません。

日本は安全と言われてきましたが、これまでなぜ平和で来ることができたのか、改めて国民全体で考え、暴力のない社会を守っていかなければならないという決意を新たに、決して忘れないようにしてまいりたいと考えております。

このように、辛く、苦しいことが多い一年ではありましたが、一方、本市にとって、市制施行100周年という、大事な節目の年でもありました。

この節目の年に迫市政が二期目を迎え、これからの100年に向けて、新たなスタートを切りました。一期目に続いて非常に厳しい状況下におけるスタートとなりましたが、迫市長は無駄な施策を削ぎ落とし、重点施策に注力して意欲的に前に進む決意を持っておられますので、私たち議員も市政を担う両翼として、市民の暮らしを少しでも明るくし、よりよい町の未来を描くことができるよう、取り組んでまいりたいと思います。

私ども議員の任期も残すところ僅か4か月余りとなり、次期改選期に立候補される方にとりましては、慌ただしい年末年始になるものと思いますが、議員各位におかれましては、市民の代表として議会の権能を発揮し、これからの100年に向け、市政発展のため一層御尽力されますよう、御期待申し上げます。

結びになりますが、この一年、私にお寄せいただいた御厚情に対しまして、心より感謝を申し上げますとともに、議員並びに市長をはじめ説明員の皆様におかれましては、時節柄くれぐれも御自愛の上、御家族共々輝かしい新年をお迎えになられますよう祈念申し上げます、本年最後の議会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時55分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **酒井隆裕**

議員 **松岩一輝**

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和4年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和4年9月、10月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号について

戸籍情報システム改修事業費について、戸籍法改正による今回のシステム改修で、法務局の管理の下、本籍地以外でも戸籍抄謄本を取得できるようになるほか、本籍地以外で出生や婚姻などの届書を受理した場合にはデータで情報共有するため、本籍地への届書の郵送が不要になるなど、戸籍事務が変更されるというが、これらは情報漏えいのリスクを一層高めるものになると思うがどうか。

また、市は、マイナンバーカードの申請サポート事業の実施に当たり、予定外の支出であったため予備費を充用したといい、マイナンバー関連の業務は地方自治体に多大な迷惑がかかるものであるため、マイナンバーに関わる事業はやめるべきと思うがどうか。

町内会に設置された街路防犯灯については、7年前に全てLEDに置き換わり、一安心しているところではあるが、ある町内会では寄贈された街路防犯灯のポールの本部分部分が破損するなど、まだまだ各町内会では問題が山積している状態であるにもかかわらず、令和4年度の防犯灯設置助成の予算は、春先の早々に底をついてしまったという。

ある町内会からは、大型スーパーが閉店したことで、明るかった生活道路が暗くなり、学生などの通学に支障が生じたと、街路防犯灯の設置について建設部には相談があったということである。ほかにも故障による修繕更新もあり、更に今後は、LED化した街路防犯灯の更新が町内会運営の緊急課題になってくると考えられることから、市は、防犯灯設置助成に当たって、修繕更新に係る長期構想を持つ必要があると思うが、予算を圧縮していかなければならない本市にとって、その修繕更新に要する費用が重荷となる心配はないのか。

・議案第21号及び議案第22号について

議案第21号の総合体育館の指定管理期間について、現時点で新総合体育館の事業手法には従来手法と民間活用手法のどちらを採用するかが決定していないことから、どちらでも対応可能な4年間で指定期間としたというが、仮に、民間活用手法を選択した場合、令和8年度は事業者の選定のめどをつけている時期であり、供用開始が遅れてしまうことから、従来手法を選択し、指定管理期間の終了に合わせて新総合体育館の供用を開始すべきであると思うがどうか。

また、議案第22号は、観光物産プラザの指定管理者を指定するものであり、第3号ふ頭基部に建設予定の観光・商業施設に機能の一部を移転させ、今後の活用方法の検討を行うため、指定期間を1年間にしたというが、市の公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針では、原則として指定期間は5年とされているのであるから、観光・商業施設の建設は諦めて、観光物産プラザの指定期間を従来どおり5年とすべきであると思うがどうか。

議案第22号について、その指定期間である1年間で観光物産プラザの今後の利活用を検討するという。

観光物産プラザが新しく生まれ変わり、新たな小樽観光の創出、魅力づくりの拠点となってほしいと思うことから、市には、今後の利活用を検討するに当たっては、庁内の関係部長会議での協議、観光協会や商工会議所などの関係団体からの意見聴取だけでなく、民間事業者から活用方法の提案を受けるなど、幅広く意見を聞いてみてほしいと思うがどうか。

また、市は、テナントを選定する場合にはプロポーザル方式で業者選定を進めるというが、普通財産にして完全に民間に貸し付けることも検討する余地があるのではないかと思うがどうか。

・その他の質問

小樽市業務継続計画では、災害時における災害対応業務と優先通常業務を併せて非常時優先業務として選定した上で、非常時優先業務に必要な職員数が不足すると分析しているが、それでは抜本的な対応策や解決策になっていないと思うがどうか。

また、平時である今、しっかりと仕組みを作っておけば、組織が変わったときなどに少しずつアップデートを加えていくだけで、いざというときに対応できるのではないかと思うがどうか。

自治体DXについて、市は、デジタル人材の確保は現状ではまだ十分ではなく、喫緊の課題であるという。しかし、職務以外ですでに個人のスキルとしてデジタル関連の知見を持った職員がいることは推察されるところであり、そうした人材は非常に貴重だと思うが、人事異動におけるそうしたデジタル分野にたけた人材の配置について、市はどのように考えているのか。

また、デジタル人材の不足は、庁内で人材育成を行い、技能習得を図ることで補っていかねばならず、外部人材である行政情報アドバイザーがいるうちにその仕組みづくりを行う必要があると思うが、市では、すでに取り組んでいることや検討していることはあるのか。

現在、デジタル推進室に配属されている地域活性化起業人の役割は、庁内のデジタル化を進めることに特化しているように思われるが、他都市では地域が抱えている課題を解決するための提案を行っている事例があることから、デジタル化だけでなく、人口減少や観光振興など本市の抱えている問題に対し、民間の知見を活用して解決策を提案してもらおう事業にしていくべきだと思うがどうか。

また、業務改善に関する研修を行っており、今後、各部において業務の見直しを行う予定であるというが、各部だけでは改善できない課題もあると想定されることから、地域活性化起業人に相談する仕組みを整える必要があると思うがどうか。

子供たちの郷土愛を育むため、市教委では「わたしたちの小樽」という小学校社会科副読本を活用したふるさと教育の学習や、地域と各種団体との連携などにより、郷土への愛着や地域社会に貢献する力を育む取組を行っているが、市長部局で行っている事業や取組はあるか。

また、子供たちの意見や要望が行政を動かした例が全国的に見られ、これらは郷土愛の醸成に寄与するものであり、その一例として以前提案した子供議会も、主権者教育を通じて、郷土愛の醸成につながるものであるにもかかわらず、いまだに子供会議を実施していないが、市は、子供たちが意見や要望をどのように表明できるようにすることが望ましいと考えているのか。

近年、全国的に人口減少に伴う自治体職員の減少や自治体が処理すべき業務量の増加などにより、職員の負担が増えている現状を踏まえると、職員のモチベーションの向上は喫緊で必要であると思うが、市は、人事評価により上位評価となることが職員のモチベーション向上につながるという。

しかし、本市の令和3年度の能力評価において、上位評価に当たるSS評価は0.1%、S評価は1.5%しかおらず、また、同年度の業績評価においても、S評価は2.5%しかいなかったことから、モチベーションが上がった職員はほんの僅かということになると思うが、職員のモチベーション向上のため、努力している職員にはしっかりと評価できるような仕組みが必要であると考えているのか。

市の歳入において、一般財源の多くを占める地方交付税のうち、普通交付税の基準財政需要額の算定に用いられる産業経済費の単位費用には、三つの費目があり、農業行政費については農家1戸につき9万500円、林野水産行政費については林業及び水産業の従事者一人につき47万1,000円、商工行政費については人口一人につき1,350円などと、費目ごとに大きな違いがあり、国の意向次第で交付税額が決まってくることと思うが、交付税算定の制度設計において、地方公共団体が行う事務のモデルケースを国が一方的に決めているというのは、地方分権の時代にはいかなものかと思うがどうか。

また、政策の実現には、自主財源の確保をどのように図っていくかという観点が非常に大切だと思うが、現状の課題と、その解決のための具体的な方策について、市はどのように考えているのか。

本市は人口減少に伴い、子供の数も減少し、高校の適正配置が進められ、今後、職業学科の間口減も考えられるのではないかと思うが、職業学科の在り方が検討される機会が訪れたときに、市教委として、本市ではどのような職業人材が必要なのかを把握し、意見することはできるのか。

また、道教委が主催する会議では、校長や教育委員会、市長、道教委がそれぞれまちづくりの観点からどういった人材が輩出されるべきか情報共有しており、非常に一体感がある。本市の高校の校長や教員は、市外も含めて異動が行われることから、本市の課題を把握するタイミングがなく、市がどういう方向を見ているのかなかなか共有することができていないが、校長や教員にこのことを認識してもらっただけで、市の将来的にも、人材輩出に非常に効果があるのではないかと考えるため、他市町村を参考にしてこのような場を実現させてほしいと思うがどうか。

本市のマイナンバーカードの交付率は全国平均より約6%低くなっており、8月から3か月連続で重点的フォローアップ団体に指定されたという。

マイナンバーカードを持つことによるメリットが感じられないから申請しないという方が多いのではないかと思うが、今後、交付率が上がっていくと、70歳代や80歳代の高齢者の交付率が伸びなくなると思われることから、ふれあいパスなどの福祉系のサービスと連携させることで、高齢者にも必要性を感じてもらえるようになるのではないかと思うがどうか。

また、その高齢者の申請サポートが最終的に重要になると思うが、交付率が90%に迫る都市では、マイナちゃんカーというものを作って一人のところにも出張して申請受付を行っているといい、こうした取組が交付率を上げる一番の近道だと思われることから、市には、出張での申請受付に精力的に取り組んでほしいと思うがどうか。

北海道中央バスに対しては、令和2年度と3年度に合わせて約2億2,500万円の支援や補助金を交付しているが、運転手不足や利用者の減少を理由に2年度以降、平日ダイヤだけでも276便の減便をしており、今後は人口減少に合わせた減便もされる見込みだという。これだけ支援しながら大幅に減便するのは、利用者を大切にすべき公共交通機関として問題ではないかという声もあるが、市としてどのように受け止めているか。

また、ふれあい回数券の購入に冊数制限を設けたことにより、市民から12冊では足りず、外出回数を減らしているなどの切実な生活実態が寄せられているが、ふれあい回数券を必要としている人が利用できるように制度を見直すことが、高齢者をはじめとした公共交通機関を頼っている人への支援になるだけではなく、バス利用者の減少を食い止めるための一つの方法であり、バス事業者に対する大きな支援にもなると思うことから、来年度の予算編成に向けて、ふれあいパス制度を改めて見直してほしいと思うがどうか。

新型コロナウイルス感染症感染により自宅療養している方への自宅療養セットは、18歳以上の陽性者を対象としており、子供が陽性でも保護者が陰性の場合、保護者が買物に行くなどして対応してほしいという。しかし、乳幼児が感染した場合、家に残して行くことや周りをお願いすることもできず困ったという話も聞くため、基本的には18歳以上ということであっても、頼れる人が周りにいない場合には、柔軟に対応するよう検討してほしいと思うがどうか。

また、新型コロナワクチンの小児接種については、今年から始まったということもあり、なかなか接種率が伸びていないという。乳幼児は18歳以上と同じく集団接種会場で接種でき、家族で接種する人もいると聞くため、小児も集団接種会場で受けられるようにしたり、接種できる医療機関を増やしたりすることで、接種率が上がるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

小樽市立病院では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年6月からオンライン面会の本格運用を開始し、祝日を除いた月曜日から金曜日に実施しているという。しかし、コロナ禍以前、病院への面会は、休日に行く人が多かったと思われ、この面会日では使い勝手があまりよくないと思うが、なぜこのような面会日にしているのか。

また、入院患者向けのWi-Fiについては、セキュリティーの問題から院内のインターネット環境とは別の回線を利用することが望ましいなどの課題もあると思うが、最低でも院内で1か所は使えるように整備してほしいと思うがどうか。

除排雪については、昨年度、それまで6か所あった雪堆積場が5か所になり、除排雪事業者も大変苦労していたと聞く。市は、今年度はまた雪堆積場を1か所増設するものの、道路管理者の排雪のみを受け入れる予定であり、その排雪が始まる1月上旬頃から運用を開始する見込みだというが、市内の除排雪に支障を来すことのないよう、早めの運用も検討してほしいと思うがどうか。

また、除排雪事業の担い手不足は深刻な状況であることから、例えば市のホームページで除排雪等の情報の中に、除排雪事業者が人員募集していることを掲載するなど、様々な手段をとりながら、担い手を確保してほしいと思うがどうか。

ロードヒーティングの部分停止の試行については、スタッドレスタイヤの機能が向上していることを踏まえ、電気料金の削減を図ることを目的に、交通の安全が保たれる範囲で行っているというが、住民からは、スリップして発進できない車がいたことや近隣住民が危険回避のため車を誘導したと聞いている。このような状況であるにもかかわらず、今回部分停止を試行する箇所を拡大するのはなぜか。

また、安全が確保されていない中で、部分停止を試行する箇所を増やすことは、住民にとって納得できないことであり、こうした住民の心配や不安があるのに進めていくことは、問題だと思うため、しっかり対応してほしいと思うがどうか。

道道小樽環状線について、最上トンネルの開通後における、環状線の市道への降格は、旧道が含まれることが前提となっており、市道降格部分の除排雪費やロードヒーティングにおける電気代などの費用の増加が予想されるが、市は、これらの費用の試算は行っているのか。

また、今年には既に、オペレーターの担い手不足等により、市内の除雪業者が市民からの除雪の依頼を受けられず、市民が除雪の依頼に苦労する現状にあると聞いているが、市は、担い手不足の改善策や事業者が減少した場合の対応策について何か考えているのか。

国土交通省から示された、北海道新幹線新函館北斗－札幌間の事業費が6,450億円増額するとの試算について、新聞報道によると地元負担を1割強とすることで同省が調整し、その地元負担分は、北海道と、新幹線駅ができる札幌市、小樽市、倶知安町、長万部町、八雲町の5市町で負担することである。そのとおりになるとすれば、本市の負担分がどの程度になるのか非常に心配されることから、鉄道・運輸機構や国土交通省、北海道などに対する働きかけを、これらの関係自治体と連携して行っていく必要があると思うがどうか。

また、並行在来線の線路跡や駅舎などの活用策についてはJRとの協議が必要となるが、関係市町村がそれぞれ単独で協議して決めてしまうと、各市町村をつなげたサイクリングロードなどの活用策は消えてしまうことから、市には、他町村との意見交換を行い、活用策について積極的に提案して行ってほしいと思うがどうか。

○総務常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第31号について

陳情第31号「子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める陳情方について」は、小中学校に通う子供について、新型コロナウイルス感染症対策を見直すこと、また、マスクをしないことによる差別や圧力が生じないように学校、保護者、地域住民への周知を行うこと、そして、給食の黙食を緩和し、給食を友達との互いの顔を見ながら共に楽しく味わう食育の場にすることを求めるものだが、市教委ではこの度、文部科学省から発出された事務連絡を受けて、各学校に対し、以前は黙食としていた給食の時間において、座席配置の工夫や適切な換気の確保などの感染対策を講じた上で、児童生徒間での会話も可能であると通知したという。

しかし、市内における現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況や、寒さで換気が難しいこと、さらにはインフルエンザの流行の心配もあって、各学校においては実際に変えることは難しい状況にあると聞いており、少しでも楽しい学校生活を送れるようになってほしいとは願うものの、まだ時間がかかるのではないかと思うがどうか。

児童生徒のマスク着用の現状について、場面に応じてではあるものの、児童生徒の多くはマスクを着用しているというが、身体的にマスク着用が困難であったり、不安や不快を感じたりする児童生徒に対して、今まで市教委ではどのような対応をとってきたのか。

また、学校給食法では、学校給食の目標として、「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」と規定しているが、給食で黙食が続いている状況が与える子供たちへの今後の影響について、市教委としてどのような認識を持っているのか。

陳情理由に「欧米各国ではマスクを外して日常を取り戻して」とあるが、米国ニューヨーク市では公共施設等屋内でのマスク着用を強く呼びかけることを決め、人口が全米で最多のカリフォルニア州ロサンゼルス郡では、公衆衛生責任者がマスク着用を訴えるとともに、感染状況がさらに悪化した場合には着用義務を復活させる考えを明らかにするなど、状況は変化してきている。

さらに、陳情理由では「入学して以来友達の顔を見たことがない」、「何時間もマスクを着用すること」による「子どもたちの心身への影響」とあるが、そもそも日本ではマスクの着用は義務ではなく、学校でも場面に応じて適宜マスクを着脱できていると聞いているが、友達の顔を見たことがない児童生徒は存在するのか。

また、マスクの着用によって子供たちの学習や発達が妨げられるという明確な根拠はあるのか。

・その他の質問

市は、スモールビジネスを主眼とした移住や企業の誘致策を進めているが、北海製罐（株）小樽工場第3倉庫の跡利用として、スモールビジネスの拠点化、コワーキングスペースの開設、ワーケーションスペースの設置など、今後ますます必要とされるITスキルを学習できるスクール開設などに活用してはどうか。

また、改修費は相当額必要と推測されるが、小樽観光のメッカである運河を目の前にしてのロケーションは小樽独特で、他都市に勝る特徴であり、移住しようとする人や企業にとっては大変魅力的だと思うので、人口対策、企業誘致、IT学習の場など、多面的な跡利用を検討すべきと考えるがどうか。

ウイングベイ小樽の固定資産税について、要件を全て満たせば、減点補正の適用ができるとする総務省通達が平成26年に各都道府県に出されており、本市にも、北海道を通じて通達が来ていたが、当時、市では特に検証などは行っていないという。

ウイングベイ小樽は道内でも類を見ない広大な施設であり、そこで働く従業員1,838名のうち市内に住む従業員は1,444名もいるといい、この従業員の雇用がなくなることは、本市にとって大変なダメージになると思われる。雇用を守るためにも、固定資産税の減点補正について市と株式会社小樽ベイシティ開発の双方がより良い方向を見出すことが1番よい解決策だと思うがどうか。

また、もしその減点補正が実現できた場合、本市に新たな投資が入る可能性もあると思うので、大型商業施設を保存するためにも、スピード感をもって精査してほしいと思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第18号について

議案第18号「工事請負変更契約について（（仮称）第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事）」は、契約金額を当初の1億6,060万円から1億6,924万6,000円と約900万円の増額に変更するものだが、どのような工事のために変更することになったのか。

議案第18号は、老朽化による劣化が確認されたため、壁の改修方法を変更したり、高さ調整を図るために土間コンクリートの数量を増加するなどの変更を行ったりしたことにより、契約金額に変更が生じたというが、ターミナルの完成時期や稼働時期はいつになるのか。

また、第3号ふ頭にある指定保税地域が第2号ふ頭へ移転されるまでの間、指定保税地域と大型バス駐車場の間には1.8メートルの柵が設けられるというが、現在、交流地域として第3号ふ頭及び周辺の再開発が進められており、今後はクルーズ船から降り立った人や、観光・商業施設や緑地を訪れる人がいる中、その雰囲気合わない空間になると思うため、できるだけ早く、指定保税地域の機能移転を進めてほしいと思うがどうか。

・その他の質問

市内の商店街は施設の老朽化が進んでおり、補修を行うには、多額の予算が必要となるが、維持管理を行うに当たり活用可能な支援策がない状況であるという。市は、商店街のアーケード等の施設について、公的利便性の機能がある重要な施設と考えていることから、商店街と連携し、支援策を講じるよう国や北海道へ要望してほしいと思うがどうか。

また、市では、商店街から補修等の相談があった際には、関係部署で情報共有を行っているというが、他部署に情報を提供したまま、相談者にその後の情報が伝わらないことがないよう、庁内で連携し対応してほしいと思うがどうか。

現在、漁港区には分区条例に適合しない施設があり、事業内容の変更をお願いしているというが、変更をお願いしてもなかなか変更できない事業者もいると思われる。

そもそも分区条例に適合する、しないの判断を行うに当たって、明確な基準がないことが問題であり、そうした内規やルールがない中で、不適格ということはできないのではないかと思うがどうか。

また、そのような中で不適格とされる事業者にも寄り添う必要があり、今後、分区条例の改正を検討する際には、そのような事業者の声も聞きながら進めていってほしいと思うがどうか。

人口対策につながる経済対策について、小樽市人口減少問題研究会の報告書によると、本市の所得水準を引き上げれば、人口減少の社会減、自然減ともに歯止めをかけられる可能性が高く、既存企業の利益率の改善のほか、高利益高賃金産業の誘致や育成などがその具体的な方策として挙げられているが、市はこれらの方策についてどのように考えているのか。

また、市には、小樽商科大学と共同で研究した報告書を活用し、人口減少問題にしっかりとした効果が出る施策を行ってほしいと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第28号について

陳情第28号「(仮称)北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について」に関し、風車の設置検討区域と北海道新幹線トンネルルートが重なる領域があるとのことだが、事業者による説明会では事業者からそのような言及はなかったと思う。市は、重なることを把握していたのか。

また、事業者によると、鉄道・運輸機構の見解では、計画上、トンネルと風車の設置場所には十分な離隔距離が確保されていると判断されるため、風車がトンネルに与える影響は想定されないという。しかし、風車の設置検討区域と新幹線のトンネルルートが重なっていることを地域住民には説明されていないので、市には、事業者に対し早急にしっかりと説明するよう求めてほしいと思うがどうか。

・その他の質問

第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画を中間年で見直したというが、実績値に乖離が見られなかったことや、新型コロナウイルス感染症の影響により、平常時の実績や今後のニーズの想定が困難であることを理由に見直しを行わなかった事業について、市は、計画期間の終了後、利用者ニーズが不確定な中で、次期計画へニーズをどのように取り込む予定しているのか。

また、子供を地域で守る取組の項目として設定されている「子どもの貧困対策」と、新たに設定される「子どもの居場所づくり」の項目で、市は、どのような取組を想定しているのか。

手宮保育所の建て替え時期について、小樽市公共施設長寿命化計画において令和6年度に計画されていた手宮保育所の建て替えが延期されることは、人口増加や子育て世代への支援をうたっている本市の施策や方針と大きく乖離していると思うがどうか。

また、建設候補地の地権者と折り合いがつかなかったことが建て替え延期の理由だというが、他の公共施設の建て替えが行われていく中で、子供や子育て世代のための保育所が予算の都合により建設できないことは、市民の理解が得られないことから、予算を増額して交渉に臨むことはできないのか。

昨年行われた全国調査では、4人に1人が自殺を考えたことがあるといい、SNS等のツールが普及し、インターネット上でつながった関係の中で、自殺念慮のある人に対する囑託殺人や自殺幇助等の事件に発展することも起きているが、インターネットでしか吐露できない思いを抱えている人もいる。こうしたインターネット上のSOSに対し、自治体ができることの一つとしてゲートキーパーの養成があり、知識を身につけることで、日常生活の中だけではなくSNS等でもそうした発信に接した際の対応や行動が変わってくると考えるため、ゲートキーパーの養成に尽力してほしいと思うがどうか。

また、命に関わる相談を受けることは精神的に相当疲弊するため、ゲートキーパーに対する支援やケアも必要であると考え。自治体独自の取組としては、なかなか難しい面があると思うが、LINEのオープンチャット等で支援している団体もあるため、この活動の周知や啓発に努めてほしいと思うがどうか。

小樽市立病院経営強化プランでは、地域医療体制の確保と継続に向けた取組の一つとして、収入の増加・確保対策を挙げており、医師の定数増により医師一人当たりの算定される入院収益と外来収益が増加することなどを見込み、収入計画上では入院収益が5年間で約10億円改善される見通しであるという。

しかし、医師の確保に苦勞し、大学医局へ医師の派遣を要請している現状に鑑みれば、5年間で医師を数十人確保することは現実的ではなく、試算の根拠にはならないと思うがどうか。

また、小樽市立病院の収入は入院収益と外来収益がほとんどを占めており、これらの収益が具体的にどのように増加するのかが見えなければ議論を進めることができないことから、経営強化プランに対する実行計画を作成するなどして、具体的な収支を示せるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

○建設常任委員長報告（質問の概要）

立地適正化計画について、市では、令和6年度から全体計画をスタートし、居住誘導区域や都市機能誘導区域へ、長時間かけて緩やかに誘導するという。しかし、進め方を間違えると私権を制限することとなり、場合によっては憲法判断にも及ぶ可能性があると考えるが、それに関連する法整備の状況や、補償に対する考え方はどのようにになっているのか。

また、人口減少が続く中で、空き家対策などは喫緊の課題だと思うが、第2次小樽市都市計画マスタープランや関連計画の中で空き家対策などを誘導施策として位置づけることは考えているか。

小型除雪機の購入等支援制度について、市では、町内会等の167団体にアンケートを行ったが、制度を利用したいという団体は少ないという回答結果であった。アンケートでは、制度の作業対象箇所は市道又は私道に限定し、個人の敷地は対象外としているが、まとめとして、今後、公的施設での使用や福祉除雪の用途を考慮した箇所選定などを検討するとしている。しかし、地域で一台の除雪機が配備されたとしても、それを必要とするところに運搬する車の用意など、課題が多いと感じられ、制度を再考する余地があると思うがどうか。

また、雪対策基本計画では具体的取組の見直しは令和6年度となっているが、この制度が市全体に必要なものかということも含め、2、3か所の町内会等にモデルケースとして制度自体を実施した上で課題を整理するなどの進め方も考えてほしいと思うがどうか。

JR小樽駅前広場再整備について、市が提案していた再整備計画案の中で、最も狭い範囲での計画となったことは一定程度評価するが、第1ビルを含めた計画となっているため、再整備を行うにしても、せめて現状の駅前広場の範囲で行うべきと考えるがどうか。

また、駅前広場の市営駐車場について、市は駅利用者のための駐車場であり、多い時間帯では20台近くが駐車されている状況であるというが、再整備計画では、自家用車の駐車場所が5台しか確保されておらず、駅利用者の利便性が落ちることになると思うがどうか。

北海道新幹線トンネル工事に伴う掘削土の搬出について、市は、運搬用大型ダンプトラックの出入り台数は工区ごとに毎日延べ100台に上ることもあるというが、参入業者39社のうち、市内業者は13社しかないとう。

運搬車両については、貨物自動車運送事業法第3条第1項及び第35条第1項の規定により、国土交通大臣の許可を受けた青ナンバーの車両でなければならないこととされているにもかかわらず、今回のトンネル工事では、国土交通大臣の許可を受けていない白ナンバーの車両が掘削土の運搬業務を行っている姿を見かけるのだが、鉄道・運輸機構によって違法性があることが確認された場合、市からも申入れを行ってほしいと思うがどうか。

また、地元の工事、事業については、地元の業者の貴重な仕事であることから、道外や市外業者の白ナンバー車両に請けさせるのではなく、市内業者に請けてもらいたいと考えるがどうか。

上下水道BCPでは、災害発生時の参集体制として一次非常配備体制から三次非常配備体制に区分し、一次非常配備体制では、主に管理職が参集することになっているが、何人が参集できるか検討を行っていないという。

水は市民の命をつなぐ一番の根幹であることから、水道局では一次非常配備体制において、どれくらいで何人が参集できるのか確認しておく必要があると思うがどうか。

また、業務時間外における参集を職員個々の判断に任せているというが、マニュアル化して対応しようというBCPの考え方からすると、再検討が必要と思うがどうか。

「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

小 池 二 郎

同

高 橋 龍

同

酒 井 隆 裕

政府は、2023年4月から「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」、2024年度中には「保険者による保険証発行の選択制」を導入、これにより現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化した保険証（マイナ保険証）への切替えを誘導しています。法律では、マイナンバーカードの取得は任意とされています。しかし、保険診療という生命健康に関わる保険証の廃止方針は、事実上、マイナンバーカードの取得を義務化するものにほかなりません。

そもそもマイナンバー制度とマイナンバーカードによる管理には、個人情報利活用の在り方、情報漏えいの危険、人権侵害の可能性などが危惧されています。こうした国民の不安こそが、マイナンバーカードの取得が進まない理由になっています。国民も医療機関も望んでいない義務化方針は撤回すべきです。

よって、国及び政府においては、下記事項について慎重な検討と徹底した審議を尽くすように要望いたします。

記

- 1 「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年12月26日

小樽市議会

議決年月日	令和4年12月26日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

介護保険制度の見直し中止・撤回などを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池二郎
同 高橋龍
同 酒井隆裕

介護保険制度は「高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み」として、創設されてから22年を経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、介護退職、介護破産、介護心中など、悲惨な出来事が各地で起きています。介護事業所では、深刻な人手不足と低い介護報酬の下での経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態を一層加速させています。

政府は2023年通常国会に向けて、利用料の増額や介護サービスの給付削減など介護保険制度の見直しを検討しています。これらが実施されれば、新型コロナウイルス感染症で疲弊し物価高に苦しむ高齢者や家族は更に負担を強いられ、必要な介護を受けられなくなります。国民を苦しめる制度改悪は中止・撤回すべきです。

よって、国及び政府においては、下記の対策を要望いたします。

記

- 1 利用者負担の引上げ、要介護1・2の生活援助などの保険外し、ケアプランの有料化、福祉用具貸与から購入への変更など見直しは行わないこと。
- 2 介護従事者の給与を公費で全産業平均水準まで引き上げ、介護従事者を大幅に増やすこと。
- 3 介護保険財政への国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年12月26日
小樽市議会

議決年月日	令和4年12月26日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松田優子
	同	中村岩雄
	同	面野大輔
	同	高木紀和

デジタル人材育成については、非正規雇用者などの経済的自立に向けて、また、それら人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要です。その中で女性について政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すことになりました。

デジタル人材育成は、我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させる上でも、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられています。

よって、政府においては、地方におけるデジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求めます。

記

- 1 現時点では取組事例が全国的に極めて少ない中で、デジタル人材については、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 2 テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業のあっせん、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
- 3 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
- 4 テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
- 5 女性については、「女性デジタル人材育成プラン」に沿った形で育成に努め本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年12月26日
小樽市議会

議決年月日	令和4年12月26日	議決結果	可決	賛成	多数
-------	------------	------	----	----	----

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高橋克幸
	同	佐々木 秩
	同	小貫 元
	同	山田雅敏
	同	前田清貴

国連は1979年に政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすることを定めた「女子差別撤廃条約」を採択し、日本は1985年に批准しました。さらに1999年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000年に発効しました。

選択議定書は女性差別解消に重要な役割を果たすものですが、日本政府は「司法権の独立を侵す可能性がある」として、批准してきませんでした。しかし、2003年国連女性差別撤廃委員会でも、司法権の独立が侵されるおそれはないことを明確に指摘され、早期批准が勧告されています。2022年1月現在で、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち114か国が批准しています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。しかし、世界経済フォーラムが2022年7月に発表した「ジェンダーギャップ指数」で日本は146か国中116位であり、内閣府男女共同参画局総務課は「先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました」と指摘しています。国際的な水準に立って、女性差別を解消するための手立てを取ることは急務の課題です。

政府は第5次男女共同参画基本計画において、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を拵げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記しています。

よって、政府においては、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年12月26日
小樽市議会

議決年月日	令和4年12月26日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

带状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	高橋龍
	同	秋元智憲
	同	松岩一輝
	同	川畑正美

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものです。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあります。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされますが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくありません。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるともいわれています。

よって、政府においては、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、安全性が認められた場合、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年12月26日
小樽市議会

議決年月日	令和4年12月26日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横尾英司
	同	高橋龍
	同	須貝修行
	同	高野さくら
	同	前田清貴

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されています。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていません。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されていますが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されています。

知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じています。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なります。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところなど、様々な自治体があります。

よって、政府においては、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担なども踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年12月26日
小樽市議会

議決年月日	令和4年12月26日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

令和4年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会期 令和4年12月6日～令和4年12月26日（21日間）

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	令和4年度小樽市一般会計補正予算	R4.12.6	市長	R4.12.14	予算	R4.12.19	可決	R4.12.26	可決
2	令和4年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	R4.12.6	市長	R4.12.14	予算	R4.12.19	可決	R4.12.26	可決
3	令和4年度小樽市病院事業会計補正予算	R4.12.6	市長	R4.12.14	予算	R4.12.19	可決	R4.12.26	可決
4	令和4年度小樽市水道事業会計補正予算	R4.12.6	市長	R4.12.14	予算	R4.12.19	可決	R4.12.26	可決
5	令和4年度小樽市下水道事業会計補正予算	R4.12.6	市長	R4.12.14	予算	R4.12.19	可決	R4.12.26	可決
6	小樽市個人情報保護法施行条例案	R4.12.6	市長	R4.12.14	総務	R4.12.20	可決	R4.12.26	可決
7	小樽市死者情報の開示等に関する条例案	R4.12.6	市長	R4.12.14	総務	R4.12.20	可決	R4.12.26	可決
8	小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案	R4.12.6	市長	R4.12.14	総務	R4.12.20	可決	R4.12.26	可決
9	小樽市情報公開条例の一部を改正する条例案	R4.12.6	市長	R4.12.14	総務	R4.12.20	可決	R4.12.26	可決
10	小樽市自治基本条例検討委員会条例案	R4.12.6	市長	R4.12.14	総務	R4.12.20	可決	R4.12.26	可決
11	小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案	R4.12.6	市長	R4.12.14	総務	R4.12.20	可決	R4.12.26	可決
12	小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案	R4.12.6	市長	R4.12.14	総務	R4.12.20	可決	R4.12.26	可決
13	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案	R4.12.6	市長	R4.12.14	総務	R4.12.20	可決	R4.12.26	可決
14	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	R4.12.6	市長	R4.12.14	総務	R4.12.20	可決	R4.12.26	可決
15	小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案	R4.12.6	市長	R4.12.14	総務	R4.12.20	可決	R4.12.26	可決
16	小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案	R4.12.6	市長	R4.12.14	厚生	R4.12.20	可決	R4.12.26	可決
17	小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案	R4.12.6	市長	R4.12.14	総務	R4.12.20	可決	R4.12.26	可決
18	工事請負変更契約について〔（仮称）第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事〕	R4.12.6	市長	R4.12.14	経済	R4.12.21	可決	R4.12.26	可決
19	訴えの提起について	R4.12.6	市長	R4.12.14	予算	R4.12.19	可決	R4.12.26	可決
20	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場〕	R4.12.6	市長	R4.12.14	予算	R4.12.19	可決	R4.12.26	可決
21	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市総合体育館〕	R4.12.6	市長	R4.12.14	予算	R4.12.19	可決	R4.12.26	可決
22	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市観光物産プラザ〕	R4.12.6	市長	R4.12.14	予算	R4.12.19	可決	R4.12.26	可決
23	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市夜間急病センター〕	R4.12.6	市長	R4.12.14	予算	R4.12.19	可決	R4.12.26	可決
24	小樽市非核港湾条例案	R4.12.6	議員	R4.12.14	総務	R4.12.20	否決	R4.12.26	否決
25	令和4年度小樽市一般会計補正予算	R4.12.26	市長	—	—	—	—	R4.12.26	可決
26	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	R4.12.26	市長	—	—	—	—	R4.12.26	可決
27	小樽市公平委員会委員の選任について	R4.12.26	市長	—	—	—	—	R4.12.26	同意
28	人権擁護委員候補者の推薦について	R4.12.26	市長	—	—	—	—	R4.12.26	同意
29	小樽市議会個人情報保護条例案	R4.12.26	議員	—	—	—	—	R4.12.26	可決
30	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	R4.12.26	議員	—	—	—	—	R4.12.26	可決
意見書案第1号	「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める意見書（案）	R4.12.26	議員	—	—	—	—	R4.12.26	否決
意見書案第2号	介護保険制度の見直し中止・撤回などを求める意見書（案）	R4.12.26	議員	—	—	—	—	R4.12.26	否決
意見書案第3号	デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）	R4.12.26	議員	—	—	—	—	R4.12.26	可決
意見書案第4号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）	R4.12.26	議員	—	—	—	—	R4.12.26	可決
意見書案第5号	带状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書（案）	R4.12.26	議員	—	—	—	—	R4.12.26	可決

意見書案 第6号	知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書(案)	R4.12.26	議員	—	—	—	—	R4.12.26	可決
陳情 第31号	子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める陳情方について	R4.11.7	議長 付議	R4.12.14	総務	R4.12.20	継続 審査	R4.12.26	継続 審査
その他会議に 付した事件	議会運営委員の辞任及び選任	R4.12.12	議長 発議	—	—	—	—	R4.12.12	許可及 び選任
	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	(総務)	R4.12.20	継続 審査	R4.12.26	継続 審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	(経済)	R4.12.21	継続 審査	R4.12.26	継続 審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	(厚生)	R4.12.20	継続 審査	R4.12.26	継続 審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	(建設)	R4.12.21	継続 審査	R4.12.26	継続 審査

<継続審査中の議案で今定例会において結果の出たもの>

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年月日	付託 委員会	議 決 年月日	議決 結果	議 決 年月日	議決 結果
4年3定 第6号	令和3年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.10.6	認定	R4.12.6	認定
4年3定 第7号	令和3年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.10.6	認定	R4.12.6	認定
4年3定 第8号	令和3年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.10.6	認定	R4.12.6	認定
4年3定 第9号	令和3年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.10.6	認定	R4.12.6	認定
4年3定 第10号	令和3年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.10.6	認定	R4.12.6	認定
4年3定 第11号	令和3年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.10.6	認定	R4.12.6	認定
4年3定 第12号	令和3年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.10.6	認定	R4.12.6	認定
4年3定 第13号	令和3年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.10.6	認定	R4.12.6	認定
4年3定 第14号	令和3年度小樽市病院事業決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.10.6	認定	R4.12.6	認定
4年3定 第15号	令和3年度小樽市水道事業決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.10.6	認定	R4.12.6	認定
4年3定 第16号	令和3年度小樽市下水道事業決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.10.6	認定	R4.12.6	認定
4年3定 第17号	令和3年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.10.6	認定	R4.12.6	認定
4年3定 第18号	令和3年度小樽市簡易水道事業決算認定について	R4.9.6	市長	R4.9.14	決算	R4.10.6	認定	R4.12.6	認定

<継続審査中の陳情で今定例会において結果の出たもの>

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年月日	付託 委員会	議 決 年月日	議決 結果	議 決 年月日	議決 結果
陳情 第28号	(仮称)北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について	R3.12.6	議長 付議	R3.12.8	厚生	R4.12.20	採択	R4.12.26	採択

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
8	J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシールドの整備方について	R1.11.20	R4.12.20	継続審査	R4.12.26	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の2(生涯学習プラザなど)]	R2.1.24	R4.12.20	継続審査	R4.12.26	継続審査
13	小樽市立フリースクールの創設方について	R2.2.3	R4.12.20	継続審査	R4.12.26	継続審査
15	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R2.4.6	R4.12.20	継続審査	R4.12.26	継続審査
31	子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める陳情方について	R4.11.7	R4.12.20	継続審査	R4.12.26	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について	R1.5.13	R4.12.21	継続審査	R4.12.26	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について	R1.6.7	R4.12.20	継続審査	R4.12.26	継続審査
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R1.6.10	R4.12.20	継続審査	R4.12.26	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第1項目の1(勤労女性センター、勤労青少年ホーム)]	R2.1.24	R4.12.20	継続審査	R4.12.26	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の1(勤労女性センター、勤労青少年ホーム)]	R2.1.24	R4.12.20	継続審査	R4.12.26	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第4項目]	R2.1.24	R4.12.20	継続審査	R4.12.26	継続審査
28	(仮称)北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について	R3.12.6	R4.12.20	採択	R4.12.26	採択

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
4	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R1.8.9	R4.12.21	継続審査	R4.12.26	継続審査
5	星野町ゴンシロ川流域(星野町71・172地域)の上水道整備方について	R1.9.5	R4.12.21	継続審査	R4.12.26	継続審査
6	天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について	R1.9.6	R4.12.21	継続審査	R4.12.26	継続審査

9	行政財産に係る地方自治法の遵守及び 条例の制定方について（第1、2、3 項目）	R1. 11. 22	R4. 12. 21	継続審査	R4. 12. 26	継続審査
---	---	------------	------------	------	------------	------

小樽市議会会議録

令和4年 第4回定例会

令和5年4月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111